

かわさき強靱化計画の体系図(令和3年度～令和7年度)

参考資料1

基本目標

- ①人命の保護が最大限図られる
- ②市域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興



事前に備えるべき目標

1	直接死を防ぐ
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
3	必要不可欠な行政機能は確保する
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
5	経済活動を機能不全に陥らせない
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
8	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

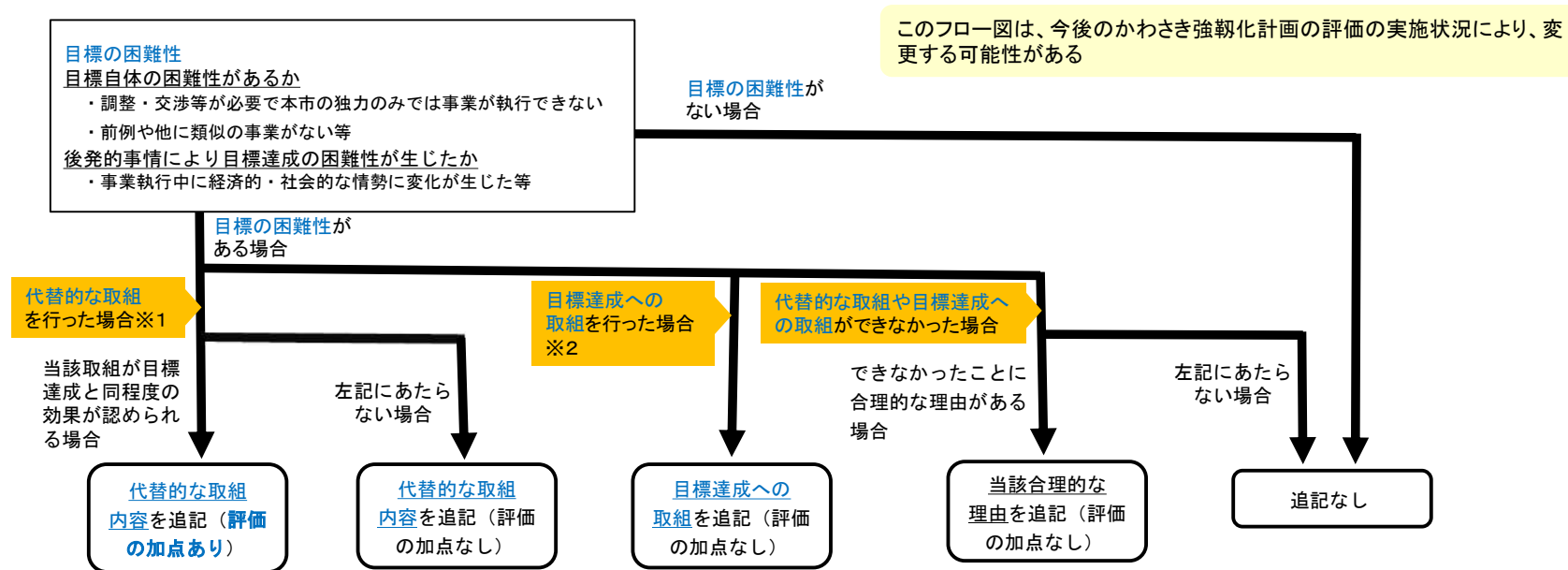


リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）		主な強靱化事業
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模破壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生	民間の木造戸建、共同住宅等の耐震化
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による死傷者の発生	密集市街地の改善
1-3	広域にわたる大規模津波等による死傷者の発生	海岸保全施設の改良
1-4	風水害による市街地等の浸水による死傷者の発生	河川施設の整備・機能向上等
1-5	土砂災害等による死傷者の発生	宅地耐震化推進事業の推進（大規模盛土造成地の調査等）
2-1	被災地域での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止、被災による治安の悪化	避難施設としての学校施設の機能強化
2-2	消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	警察等の広域応援部隊の活動拠点の整備
2-3	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱	主要駅における帰宅困難者対策の推進
2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	災害時における医療救護体制の整備の推進
2-5	被災地域における疾病・感染症等の大規模発生、新たな感染症の感染拡大	医療関係団体等との連携強化
2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化・死者の発生	学校トイレのバリアフリー化の推進
3-1	市役所及び区役所の職員・施設等の被災等による行政機能の大幅な低下	業務継続体制（BCP）の整備・充実
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止、テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	防災行政無線の整備と情報伝達の強化
4-2	必要な情報収集・発信の不備・遅延等により、住民の避難行動や救助が遅れる事態	災害時における広報の充実
5-1	サプライチェーンの寸断などによる企業等の生産力低下	道路機能の早期復旧体制の整備
5-2	エネルギー供給の停止による社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な影響	ライフライン関係団体との連携強化
5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	コンビナート関連施設における特定防災施設等の整備
5-4	海上輸送の機能の停止による経済活動等への甚大な影響	小型船係留施設の整備
5-5	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止	幹線道路の整備
5-6	工業用水等の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	経年化した工業用水道施設の更新
6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	市重要施設の電力・燃料対策の推進
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	水道管路の耐震化
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	下水道施設の浸水対策
6-4	基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止	緊急輸送道路・緊急交通路の機能維持
6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全	港湾施設の耐震化
7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による死傷者の発生	地震に伴う出火防止に係る意識啓発
7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生	屋外タンクの耐震化対策の推進
7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	路面下空洞調査の実施
7-4	防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による死傷者の発生	港湾施設の耐震化
7-5	有害物質の大規模拡散・流出による市域の荒廃	大気汚染物質・水質汚濁物質の漏洩・流出防止（有害物質等の漏洩・流出防止）
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	ごみ焼却施設の耐震対策
8-2	復旧・復興・生活再建を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	自主防災組織や避難所運営会議の活動支援
8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	浸水被害軽減対策の推進
8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	文化財の保護・活用等に向けた取組の推進
8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	地籍調査事業の推進
8-6	風評被害や生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響	企業のBCP策定促進

目標未達成の事業に関する具体的な評価フロー

参考資料2



※1 「代替的な取組」とは、目標の取組に代えて行われる取組で、例えば、目標である研修会の実施に代えて動画を作成して配信するなど。

※2 「目標達成への取組」とは、目標の達成を目指す中で行われる取組で、例えば、目標である工事の完成に向けて手順を変更するなど。
なお、この場合には、目標未達成の事実は変わらないため、評価への加点は行わない。

※3 一の強靱化事業が複数の取組で構成される場合は、目標未達成の取組ごとに上記フローに基づき評価を行い、各取組ごとの評価を総合的に勘案し、当該強靱化事業の評価区分を決定する。

令和7年度 事務事業評価シート

<参考資料3>
重点 No. 2 民間の特定建築物の耐震化
重点 No. 42 緊急交通路等の防災上重要な道路沿いの建築物の耐震化

事業の概要

事務事業	事務事業コード		事務事業名			工事完了までの道のり の耐震化							
	10103010		特定建築物耐震対策事業										
担 当	組織コード		所属名										
	505600		まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課										
実施期間	事業開始年度	事業終了年度	事務・サービス等 の分類	分類1(市民サービス等)		分類2(内部事務)							
	平成20年度	—		補助・助成金		—							
実施形態	☒ 市が直接実施 ☒ 一部委託 ☐ 全部委託・指定管理 ☐ ボランティア等との協働 ☐ その他												
実施根拠	☐ 国・県の制度 ☒ 国・県の制度＋市独自の制度 ☐ 市独自の制度												
	(法令・要綱等)		建築物の耐震改修の促進に関する法律等										
SDGsのゴール・ターゲットを意識した取組の方向性			11.5	耐震化の重要性の意識啓発や耐震改修等の費用の一部助成などを実施し、特定建築物の耐震化を促進することで、地震発生時の特定建築物の倒壊による死者や被災者数を低減させます。									
行財政改革第3期プログラムに関連する課題名		改革項目					課題名						
予決算 (単位：千円)	財源内訳	年度	R4年度		R5年度		R6年度			R7年度			
			予算額	決算額	計画事業費	予算額	決算額	計画事業費	予算額	決算額	計画事業費	予算額	決算額(見込)
		事業費 A	145,673	71,776	155,673	166,285	36,109	145,673	157,625	48,461	145,673	96,995	59,303
		国庫支出金	78,823	—	83,123	89,764	—	78,823	84,454	—	78,823	51,685	—
		市債	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—
		その他特財	21,095	—	21,095	23,623	—	21,095	30,814	—	21,095	18,661	—
		一般財源	45,755	—	51,455	52,898	—	45,755	42,357	—	45,755	26,649	—
		人件費※ B	21,060	21,060	20,886	20,886	20,886	21,055	21,055	21,055	19,408	19,408	19,408
総コスト(A+B)	166,733	92,836	176,559	187,171	56,995	166,728	178,680	69,516	165,081	116,403	78,711		
人工(単位：人)		2.5		2.45		2.45			2.2				

※ 人件費は、予算・決算における職員1人当たり人件費に、人工を乗じて算出

計 画 (Plan)

政策体系	政 策	災害から生命を守る
	施 策	まち全体の総合的な耐震化の推進
	直接目標	地震発生時の建築物等の倒壊による被害を減らす
事業の対象 (事業の対象となる人、物)	昭和56年以前に建築された特定建築物の所有者等	
事業の目的 (対象をどのような状態にしたいか)	特定建築物の耐震対策を行うことで、地震発生時の特定建築物の倒壊による市民の被害低減を図ります。	
事業の内容 (どういった業務内容で、どのような手段で実施しているか)	耐震化の重要性の意識啓発を行い、耐震改修等の費用の一部を助成することで、特定建築物の耐震化を促進します。	
第3期実施計画に記載されている当該年度の取組内容	①「耐震改修促進計画」に基づく災害に強いまちづくりの推進、計画の改定 ②特定建築物の耐震診断・耐震改修等の促進(耐震診断:1件、耐震設計:2件、耐震改修等:4件) ③特定建築物の耐震化の意識啓発や知識の普及、助成制度の周知(防災イベント等出展回数:年5回以上)	
当初計画からの変更箇所 (第3期実施計画に記載されている取組内容から変更となる取組)		

実施結果 (Do)

上記「第3期実施計画」に記載されている当該年度の取組内容」に対する達成度		4	1. 目標を大きく上回って達成 2. 目標を上回って達成 3. ほぼ目標どおり		4. 目標を下回った 5. 目標を大きく下回った					
取組内容の実績等 (上記に掲げた取組内容に対し、「数値等」でより具体的に実績を示すことができる取組。又は「未達成部分」若しくは「より達成できた部分」を記載)			目標を下回りました。 ①耐震改修促進計画に基づく取組の推進については、令和2年度末に改定した計画に基づき、耐震診断後、様々な事情により耐震化に踏み出せない所有者等に対する個別周知や相談対応を行うとともに、各種助成制度を活用し、耐震化を促進しました。また、計画の改定については、これまでの取組の効果検証や他都市の取組の調査等を踏まえ、新たな計画の改定案を取りまとめ、パブリックコメントを実施のうえ、令和7年度末に計画を改定しました。 ②耐震診断・耐震改修等の促進については、耐震診断0件、耐震設計2件、耐震改修3件の助成を実施しました。所有者向けにダイレクトメールを送付するなど周知活動を行いました。入居するテナントとの調整の難航等により、わずかに目標を下回りました。また、耐震設計は目標どおり2件の助成を行いました。今後は、所有者の個別の事情等も踏まえてより一層丁寧に働きかけを行っていくなど目標達成できるよう取組を進めていきます。 ③耐震化の意識啓発や助成制度の周知については、防災イベントへの出展等により、5回実施しました。							
指標分類		数値で事業の実績・効果等を把握できる指標（指標の説明）			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	活動指標	防災イベント等を活用した助成制度の周知活動の実施				目標	5	5	5	回
		説明	耐震化の啓発や助成制度の周知のために、川崎市総合防災訓練や各区の防災フェア等防災イベントに参加し、周知活動を行う件数			実績	7	7	5	
2	成果指標	耐震診断費用の一部助成の実施				目標	1	1	1	件
		説明	特定建築物等に対する耐震診断費用の一部助成等の実施件数			実績	4	1	0	

3	成果指標	耐震設計費用の一部助成の実施		目標	2	2	2	2	件
		説明	特定建築物等に対する耐震設計費用の一部助成の実施件数	実績	1	0	2	2	
4	成果指標	耐震改修費用等の一部助成の実施		目標	4	4	4	4	件
		説明	特定建築物等に対する耐震改修費用の一部助成の実施件数	実績	7	6	1	3	

評価（Check）

事業を取り巻く社会環境の変化
(国・県・他団体の動向や法改正、規制緩和など)

平成25年の耐震改修促進法の改正により一定規模以上の特定建築物の耐震診断が義務化され、令和7年7月の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」の改正により、大規模建築物については令和12年までに、沿道建築物については早期に、耐震性が不十分ものをおおむね解消すること、を目標と定めるなど、特定建築物について早急な耐震化への取組が求められています。

事業の見直し・改善内容

☒ 実施 (直近) R **7** 年度 ☐ 未実施

具体的なお見直し・改善内容
※過去に見直した履歴も記載できる場合は記載

R7年度:改定された国の基本方針や耐震化の現状・課題等を踏まえ、年度末に耐震改修促進計画を改定し、更なる耐震化の促進に取り組むこととしました。
R4年度:申請者の負担軽減等を図るため、申請者は改修費用等から助成金を除いた金額のみを施工者等に支払い、市は施工者等に助成金を直接支払うことが可能となる代理受領制度を導入し、申請者が助成金の受領方法を選択できるよう改善しました。
R3年度:Logoフォームによる手続きを導入して、より利用しやすい制度へと改善を行いました。
R2年度:さらなる耐震化の促進とより利用しやすい制度とするため、耐震診断義務付け建築物について、R3年度からは新たに除却への助成を行うとともに、段階的な耐震改修についても助成対象としました。あわせて、これまで建築士を派遣し耐震診断実施を促すものについて、R3年度からは耐震化に向けた働きかけや相談対応を行うものに見直し、耐震化への相談体制を強化しました。

評価項目		評価	
必要性	【市民のニーズ】 事業を取り巻く環境の変化等により、事業に対するニーズが薄れていないか？	a. 薄れていない b. 薄れている	a
	【市が実施する必要性】 他都市で、民間等でサービス提供している事例がないか？	a. 事例はない b. 事例がある	a
	評価の理由	今後発生が想定される、本市に最大の被害をもたらすと考えられる川崎市直下の地震等への対応が必要であることから、周知啓発等を行い、より一層耐震化の促進に向けて取り組む必要があります。	
有効性	【成果】 活動結果(活動指標等)に対し事業の成果(成果指標等)は順調に上がっているか？	a. 上がっている b. 徐々に上がっている c. 上がっていない	b
	評価の理由	耐震診断費用等の一部助成と耐震改修費用等の一部助成については、昨年度より増加したものの、わずかに目標件数に達しませんでした。沿道建築物は、区分所有による建物が多く、所有者等が耐震化に前向きであっても合意形成が困難であることが目標未達成の大きな要因と考えていますが、耐震化の重要性の普及啓発や耐震助成制度は特定建築物の耐震化の推進に一定程度寄与しています。	
効率性	【民間の活用】 委託や指定管理者制度など、実施手法について民間活用によりコストを削減できる余地があるか？	a. 余地はない b. 余地はある c. 既に実施済み	c
	【事業手法等の見直し】 事業の成果を維持しながら、契約方法、仕様の見直しなどによる経費削減や事務手続きの見直しなどによる事務改善の可能性があるか？	a. 可能性はない b. 可能性はある	a
	【質の向上】 事業を適正な(過小でも、過大でもない)規模の人員体制・費用で行いながら、市民サービスや市役所内部(職員・組織)の質の向上を図ることができる余地があるか？	a. 余地はない b. 余地はある c. 既に実施済み	b
	評価の理由	耐震診断義務付け建築物の所有者に対する専門家派遣業務については既に委託を行っていますが、個々の事情に応じてより丁寧に働きかけを行うなどにより、更なる市民サービス向上を見込める可能性があります。	

施策への 貢献度	貢献度区分		上記「有効性」の成果等を踏まえ左記区分を選んだ理由
	A. 貢献している B. やや貢献している C. 貢献の度合いが薄い	B	
			特定建築物の耐震診断、耐震改修等助成についてはわずかに目標件数に至りませんでした。市内の特定建築物の耐震化率(令和7年度末時点97%)は堅調に推移していることから、施策への貢献はありました。また、耐震化を取り巻く現状や課題等を踏まえ、新たな計画期間、目標等を定めた耐震改修促進計画を年度末に改定しました。今後は新たな計画に基づき、更なる耐震化の促進に向け取組を推進します。

改善（Action）

今後の方向性
(実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた方向性を記載)

令和7年度末に耐震改修促進計画を改定し、指定道路の道路閉塞を引き起こす要因となる沿道建築物については、新たに通行障害解消率という目標を設定し、重点的に耐震化を促進することとしました。
助成制度等の周知や沿道建築物の所有者等への個別の事情に応じたきめ細やかな耐震化の働きかけを行うことで、特定建築物の耐震化のさらなる促進に向け取り組んでいきます。

令和7年度 事務事業評価シート

<参考資料3>
重点 No.9 老朽化擁壁等の
倒壊防止（助成等）

事業の概要

事務事業		事務事業コード		事務事業名			政策体系別計画の記載						
		10103050		宅地防災対策事業			有						
担 当		組織コード		所属名									
		509450		まちづくり局指導部宅地企画指導課									
実施期間		事業開始年度	事業終了年度	事務・サービス等 の分類	分類1(市民サービス等)		分類2(内部事務)						
		—	—		補助・助成金		—						
実施形態		☒ 市が直接実施 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託・指定管理 ☐ ボランティア等との協働 ☒ その他											
実施根拠		☐ 国・県の制度 ☒ 国・県の制度＋市独自の制度 ☐ 市独自の制度											
		(法令・要綱等) 川崎市宅地防災工事助成金交付要綱											
SDGsのゴール・ターゲットを 意識した取組の方向性			11.5	大規模盛土造成地について、滑動崩落による被害の軽減に向けた調査等を着実に実施します。また、崖地について、土砂災害に関する周知・啓発及び擁壁改修に向けた支援を効果的に行うことにより、宅地の防災性向上を図ります。									
行財政改革第3期プログラム に関連する課題名		改革項目					課題名						
予決算 (単位: 千円)	年度	R4年度		R5年度			R6年度			R7年度			
		予算額	決算額	計画事業費	予算額	決算額	計画事業費	予算額	決算額	計画事業費	予算額	決算額(見込)	
	事業費 A	31,779	28,061	25,014	73,847	61,015	22,360	63,413	62,088	22,360	21,018	16,274	
	財 源 内 訳	国庫支出金	15,889	—	12,507	36,299	—	10,970	31,530	—	10,970	10,148	—
		市債	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—
		その他特財	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—
		一般財源	15,890	—	12,507	37,548	—	11,390	31,883	—	11,390	10,870	—
	人件費※ B	26,030	26,030	26,342	26,342	26,342	26,555	26,555	26,555	27,260	27,260	27,260	
総コスト(A+B)	57,809	54,091	51,356	100,189	87,357	48,915	89,968	88,643	49,620	48,278	43,534		
人工(単位:人)		3.09		3.09			3.09			3.09			

※ 人件費は、予算・決算における職員1人当たり人件費に、人工を乗じて算出

計 画 (Plan)

政策体系	政 策	災害から生命を守る
	施 策	まち全体の総合的な耐震化の推進
	直接目標	地震発生時の建築物等の倒壊による被害を減らす
事業の対象 (事業の対象となる人、物)	国の定める大規模盛土造成地に該当する区域、所有する崖の防災対策工事を実施する市民等	
事業の目的 (対象をどのような状態にしたいか)	宅地の防災対策を実施又は支援することで、地震発生時の市民の被害低減を図ります。	
事業の内容 (どういった業務内容で、どのような 手段で実施しているか)	大規模盛土造成地における経過観察を実施するとともに、擁壁改修等の宅地防災工事に対する助成、専門家団体等と連携した崖の相談支援事業を行うことにより、宅地の耐震化を推進します。また、市域内の崖を広範囲かつ継続的に観測することを目指し、衛星等の新たな技術を活用した崖の変動観測の取組を推進します。	
第3期実施計画に記載されて いる当該年度の取組内容	①大規模盛土造成地の経過観察方針を踏まえた経過観察の実施 ②宅地防災工事に対する一部助成の実施(助成件数:6件) ③専門家団体等と連携した相談支援事業の検証結果を踏まえた取組の推進 ④ハザードマップを活用した防災対策等に関する啓発活動の実施(啓発活動:2回) ⑤衛星等の新たな技術を活用した崖の観測に関する検証結果を踏まえた事業の推進	
当初計画からの変更箇所 (第3期実施計画に記載されている 取組内容から変更となる取組)		

実施結果 (Do)

上記「第3期実施計画」に記載されている当該年度の取組内容」に対する達成度		3	1. 目標を大きく上回って達成 2. 目標を上回って達成 3. ほぼ目標どおり		4. 目標を下回った 5. 目標を大きく下回った					
取組内容の実績等 (上記に掲げた取組内容に対し、「数値等」でより具体的に実績を示すことができる取組」、又は「未達成部分」若しくは「より達成できた部分」を記載)			ほぼ目標どおり達成できました。 ①大規模盛土造成地において「川崎市大規模盛土造成地の経過観察マニュアル」に基づき、目視による経過観察を17箇所実施しました。 ②宅地防災工事に対する一部助成について4件の助成を行いました。なお、助成金の活用に向けた相談は約20件あり、擁壁の改修等に向けた取組は進捗しました。また、相談支援事業や啓発活動において対応した案件が助成に結びつく等、事業間の連携による成果が出ました。引き続き、様々な手法や機会を捉えた啓発活動を行い、制度の利用を促進します。 ③専門家団体等と連携した相談支援事業については、区役所において4回無料相談会を開催しました。また、自主防災組織の総会等において周知を行い、さらに要望があった自治会にお知らせを配布する等、周知の拡充を行いました。 ④宅地の防災対策等に関する啓発活動については5回行い、土砂災害警戒区域内の市民を中心に土砂災害への意識醸成に向けた取組を実施しました。また、土砂災害ハザードマップについては、北部4区の防災イベント等において、多くの市民への啓発を行いました。 ⑤新たな技術を活用した崖の観測について、土砂災害発生時の未然防止に向け、衛星SARの観測データを活用した崖の点検を実施しました。							
指標分類		数値で事業の実績・効果等を把握できる指標（指標の説明）			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	活動指標	ハザードマップを活用した防災対策等に関する啓発活動の実施回数			目標	2	2	2	2	回
		説明	助成金制度を活用した防災対策や土砂災害ハザードマップの活用方法に関する周知等を通じた市民の防災意識向上に資する啓発活動の実施回数		実績	6	5	5	5	
2	成果指標	宅地防災工事に対する一部助成の実施件数			目標	5	5	6	6	件
		説明	宅地の防災性向上に向けて、市民が対策工事を実施する際の工事費の一部助成の件数		実績	7	6	5	4	

評価 (Check)

事業を取り巻く社会環境の変化 (国・県・他団体の動向や法改正、規制緩和など)	近年、全国的に土砂災害による甚大な被害が発生していることから、土砂災害防止に向けた取組に対する市民の関心が高まっています。
事業の見直し・改善内容 具体的な見直し・改善内容 ※過去に見直した履歴も記載 できる場合は記載	☒ 実施 (直近) H 27 年度 ☐ 未実施 H27年度:宅地防災工事助成金制度について、既存の擁壁の築造替えを主な対象とした防災工事に加え、既存の擁壁の補修・補強を対象とした減災工事に対しても工事費の一部を助成することにより、市民が行う幅広い防災対策に対して支援できるよう制度を改定しました。

評価項目	評価				
必要性	【市民のニーズ】 事業を取り巻く環境の変化等により、事業に対するニーズが薄れていないか？ a. 薄れていない b. 薄れている a				
	【市が実施する必要性】 他都市で、民間等でサービス提供している事例がないか？ a. 事例はない b. 事例がある a				
	評価の理由 熱海市や杉並区で発生した土砂災害等を受けて、大雨等に伴う土砂災害への市民の関心は高く、大地震に対する予防施策等への関心も高い状況にあります。従って、これらの災害に対する防災施策等への関心も高い状況にあるため、これらの災害に対する防災施策に関しては、適切に進めていく必要があります。また、本事業は防災施策でも「公助」に位置づけられる取組です。				
有効性	【成果】 活動結果(活動指標等)に対し事業の成果(成果指標等)は順調に上がっているか？ a. 上がっている b. 徐々に上がっている c. 上がっていない b				
	評価の理由 今年度の取組内容の①、③、④、⑤は、市が主体となり実施するものであり、目標を達成しています。なお、②は市民からの申請に応じて助成するもので、毎年の実績数に増減が生じますが、宅地防災に関する市民の関心が高まっていることから、確実に工事件数を積み上げており、徐々に成果は上がっています。				
効率性	【民間の活用】 委託や指定管理者制度など、実施手法について民間活用によりコストを削減できる余地があるか？ a. 余地はない b. 余地はある c. 既に実施済み b				
	【事業手法等の見直し】 事業の成果を維持しながら、契約方法、仕様の見直しなどによる経費削減や事務手続きの見直しなどによる事務改善の可能性はあるか？ a. 可能性はない b. 可能性はある b				
	【質の向上】 事業を適正な(過小でも、過大でもない)規模の人員体制・費用で行いながら、市民サービスや市役所内部(職員・組織)の質の向上を図ることができる余地があるか？ a. 余地はない b. 余地はある c. 既に実施済み b				
	評価の理由 次年度においても、専門家と連携した相談支援事業を実施することにより、崖・擁壁に関する市民の不安を解消しながら、適切な防災工事のつながるよう支援していきます。また、助成金制度についても、市民のニーズに合わせた取り扱いの変更等を検討していきます。				
施策への貢献度	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="311 1059 550 1104">貢献度区分</th><th data-bbox="550 1059 1450 1104">上記「有効性」の成果等を踏まえ左記区分を選んだ理由</th></tr> <tr> <td data-bbox="311 1104 550 1202"> A. 貢献している B. やや貢献している C. 貢献の度合いが薄い </td><td data-bbox="550 1104 1450 1202"> A 宅地耐震化推進事業については、大規模盛土造成地の箇所数が全国でトップ3に入る本市において、全国的にも先進的に事業を進捗させています。宅地防災工事助成金制度についても、全国的に事例が少ない制度を独自に確立して運用していますが、市民からの申請に応じて助成するものであり、毎年の実績数に増減があるものの、崖・擁壁の改善は着実に進んでおり、施策に貢献しています。 </td></tr> </table>	貢献度区分	上記「有効性」の成果等を踏まえ左記区分を選んだ理由	A. 貢献している B. やや貢献している C. 貢献の度合いが薄い	A 宅地耐震化推進事業については、大規模盛土造成地の箇所数が全国でトップ3に入る本市において、全国的にも先進的に事業を進捗させています。宅地防災工事助成金制度についても、全国的に事例が少ない制度を独自に確立して運用していますが、市民からの申請に応じて助成するものであり、毎年の実績数に増減があるものの、崖・擁壁の改善は着実に進んでおり、施策に貢献しています。
貢献度区分	上記「有効性」の成果等を踏まえ左記区分を選んだ理由				
A. 貢献している B. やや貢献している C. 貢献の度合いが薄い	A 宅地耐震化推進事業については、大規模盛土造成地の箇所数が全国でトップ3に入る本市において、全国的にも先進的に事業を進捗させています。宅地防災工事助成金制度についても、全国的に事例が少ない制度を独自に確立して運用していますが、市民からの申請に応じて助成するものであり、毎年の実績数に増減があるものの、崖・擁壁の改善は着実に進んでおり、施策に貢献しています。				

改善 (Action)

今後の方向性 (実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた方向性を記載)	宅地耐震化推進事業については、盛土規制法施行に伴う既存盛土調査と併せて大規模盛土造成地の経過観察を継続して行うことで、滑動崩落の兆候の早期把握をしていきます。崖崩れ対策としては、新技術である衛星を活用した崖の変動観測を活用しながら事業を継続します。なお、宅地防災工事助成金制度については、適切に防災工事の実施につながるよう、市民向けの崖・擁壁の相談支援事業を進め、防災対策の啓発や制度の周知活動についても相談会参加者からのアンケート結果を踏まえた工夫を加えるなど、改善しながら継続して事業に取り組みます。
--	--

令和7年度 事務事業評価シート

<参考資料 3>
重点 No.14 幹線道路の整備

事業の概要

事務事業		事務事業コード	事務事業名				政策体系別計画の記載						
		40702020	道路計画調査事業			有							
担 当		組織コード	所属名										
		531400	建設緑政局総務部企画課										
実施期間		事業開始年度	事業終了年度	事務・サービス等 の分類	分類1(市民サービス等)	分類2(内部事務)							
		—	—		その他	政策推進計画等(策定・進行管理)							
実施形態		☒ 市が直接実施 ☒ 一部委託 ☐ 全部委託・指定管理 ☐ ボランティア等との協働 ☐ その他											
実施根拠		☐ 国・県の制度 ☒ 国・県の制度＋市独自の制度 ☐ 市独自の制度											
(法令・要綱等)		国土交通省が中心となり、本市も委員となる首都圏渋滞ボトルネック対策協議会 全国道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス)											
SDGsのゴール・ターゲットを 意識した取組の方向性			11.7	市民生活や経済活動を支える幹線道路の整備や渋滞対策を推進し、交通混雑の解消や沿道環境の改善、災害時の対応力強化 など、安全、安心、快適な交通環境を構築します。									
行財政改革第3期プログラム に関連する課題名		改革項目				課題名							
予決算 (単位: 千円)	年度	R4年度		R5年度		R6年度			R7年度				
		予算額	決算額	計画事業費	予算額	決算額	計画事業費	予算額	決算額	計画事業費	予算額	決算額(見込)	
	事業費 A		6,894	4,300	7,257	7,040	6,060	7,257	7,303	4,981	7,257	39,567	21,435
	財源内訳	国庫支出金	0	—	0	0	—	0	0	—	0	803	—
		市債	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—
		その他特財	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—
		一般財源	6,894	—	7,257	7,040	—	7,257	7,303	—	7,257	38,764	—
	人件費※ B		42,541	42,541	41,346	41,346	41,346	43,829	43,829	43,829	44,110	44,110	44,110
総コスト(A+B)		49,435	46,841	48,603	48,386	47,406	51,086	51,132	48,810	51,367	83,677	65,545	
人工(単位:人)		5.05		4.85		5.1			5				

※ 人件費は、予算・決算における職員1人当たり人件費に、人工を乗じて算出

計 画 (Plan)

政策体系	政 策	総合的な交通体系を構築する
	施 策	市域の交通網の整備
	直接目標	自動車での市内交通を円滑化する
事業の対象 (事業の対象となる人、物)	市民、企業、道路利用者等	
事業の目的 (対象をどのような状態にしたいか)	社会の産業・経済活動を支える幹線道路の整備を進めることで、自動車での市内交通の円滑化を図ります。	
事業の内容 (どういった業務内容で、どのような手段で実施しているか)	「道路整備プログラム」及び「緊急渋滞対策」の適切な進捗管理を行うとともに、各種調査の実施、計画的な道路整備に向けた調査・検討を行います。	
第3期実施計画に記載されている当該年度の取組内容	①道路整備プログラムに基づく進捗管理 ②渋滞対策に係る今後の取組の検討 ③基礎データ構築に向けた交通量調査等の実施	
当初計画からの変更箇所 (第3期実施計画に記載されている取組内容から変更となる取組)		

実施結果 (Do)

上記「第3期実施計画に記載されている当該年度の取組内容」に対する達成度		4	1. 目標を大きく上回って達成 2. 目標を上回って達成 3. ほぼ目標どおり		4. 目標を下回った 5. 目標を大きく下回った					
取組内容の実績等 (上記に掲げた取組内容に対し、「数値等」でより具体的に実績を示すことができる取組」、又は「未達成部分」若しくは「より達成できた部分」を記載)			目標を下回りました。 ①道路整備プログラムに基づき事業を推進しましたが、用地交渉の長期化や工事における施工方法の見直し等により、令和7年度を完成目標としていた5工区で整備の遅れが生じました。加えて、JR南武線連続立体交差事業に関連した都市計画道路の新たな計画決定により計画延長が増加したことも影響し、都市計画道路の進捗率及び完成延長が目標に届きませんでした。今後は、令和7年度にとりまとめた「第2次川崎市道路整備プログラム後期②(令和8～11年度)の取組」に基づき、適切な進捗管理を行います。 ②今後の渋滞対策については、新たな視点を踏まえた渋滞箇所の選定手法をとり入れた「今後の渋滞対策の進め方」をとりまとめるとともに、次年度以降に実施すべき対策箇所を整理しました。 ③基礎データ構築に向けた交通量調査等の実施については、全国道路・街路交通情勢調査（一般交通量調査）を実施するとともに、実証フィールド提供を通じて新技術に関する調査を行いました。							
指標分類	数値で事業の実績・効果等を把握できる指標（指標の説明）			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
1	成果指標	都市計画道路進捗率			目標	—	—	—	71	%
		説明	都市計画道路の完成延長(212.26km)/都市計画道路の計画延長(310.16km)×100(%) ※R7年度実績		実績	69	69	68	68	
2	活動指標	都市計画道路の完成延長			目標	—	—	—	217	km
		説明	川崎市内で都市計画決定されている都市計画道路の完成区間の総延長		実績	210	210	211	212	

評価 (Check)

事業を取り巻く社会環境の変化 (国・県・他団体の動向や法改正、規制緩和など)	都市計画道路の整備進捗率が68%(令和8年3月31日時点)と他の大都市に比べ低い水準にあることや、市内の幹線道路では、交差点や踏切において依然として渋滞が発生している状況にあることなどから、市内交通の円滑化に向けては、今後も計画的な道路整備の推進に係る各種調査の実施や計画の策定などが必要です。
事業の見直し・改善内容	☒ 実施 (直近) R 7 年度 ☐ 未実施 具体的な見直し・改善内容 ※過去に見直した履歴も記載できる場合は記載 R7年度:第2次川崎市道路整備プログラム後期②の取組の策定 今後の渋滞対策の進め方の策定 R3年度:第2次川崎市道路整備プログラム後期の取組の策定 第4次緊急渋滞対策策定 H29年度:第3次緊急渋滞対策策定 H27年度:第2次川崎市道路整備プログラムの策定

評価項目		評価	
必要性	【市民のニーズ】 事業を取り巻く環境の変化等により、事業に対するニーズが薄れていないか？	a. 薄れていない b. 薄れている	a
	【市が実施する必要性】 他都市で、民間等でサービス提供している事例がないか？	a. 事例はない b. 事例がある	a
	評価の理由	交通渋滞の解消は、安全性の向上や沿道環境の改善が図られるとともに、経済効果が得られるなど、市民生活の豊かさにも大きく関わることから市民からのニーズが高い取組です。このため、道路管理者としては、道路整備プログラムに基づく計画的な道路整備や、現道幅員内における局所的かつ即効的な対策により、効率的・効果的に渋滞緩和を図る必要があります。	
有効性	【成果】 活動結果(活動指標等)に対し事業の成果(成果指標等)は順調に上がっているか？	a. 上がっている b. 徐々に上がっている c. 上がっていない	a
	評価の理由	道路整備プログラムに基づき計画的に整備を進めるとともに、緊急渋滞対策では交通管理者など関係機関と協議を重ね、連携して最適な対策を実施してきました。これらの取組により市内交通の円滑化が図られ、一定の成果が上がっています。	
効率性	【民間の活用】 委託や指定管理者制度など、実施手法について民間活用によりコストを削減できる余地があるか？	a. 余地はない b. 余地はある c. 既に実施済み	b
	【事業手法等の見直し】 事業の成果を維持しながら、契約方法、仕様の見直しなどによる経費削減や事務手続きの見直しなどによる事務改善の可能性があるか？	a. 可能性はない b. 可能性はある	b
	【質の向上】 事業を適正な(過小でも、過大でもない)規模の人員体制・費用で行いながら、市民サービスや市役所内部(職員・組織)の質の向上を図ることができる余地があるか？	a. 余地はない b. 余地はある c. 既に実施済み	b
	評価の理由	社会経済環境の変化に的確に対応し、ICT等を活用した道路行政のデジタル化を推進するため、市内道路を実証フィールドとして民間企業等に提供し、道路における新技術等の検証を実施しており、効果が確認できた技術について実用化することで、コスト削減や質の向上等が図れます。	
施策への貢献度	貢献度区分		上記「有効性」の成果等を踏まえ左記区分を選んだ理由
	A. 貢献している B. やや貢献している C. 貢献の度合いが薄い	B	市内の道路交通の円滑化に向けて、幹線道路の整備や渋滞対策を計画的に進めており、上小田中交差点の対策に伴い、渋滞の緩和が図られるなど、施策への貢献はありました。

改善 (Action)

今後の方向性 (実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた方向性を記載)	市内の交通の円滑化に向けて、幹線道路の整備については、「第2次川崎市道路整備プログラム後期②の取組」に基づき、整備路線の更なる重点化を図りながら計画的に取組を推進していきます。 渋滞対策については、市内の交通の円滑化に向けて、主要渋滞箇所やその周辺の幹線道路の交差点等を対象に、新たな視点で対策箇所の選定を進めるとともに、これまでの緊急渋滞対策で培ったノウハウを活用して、局所的・即効的な対策が可能な箇所において、取組を推進していきます。
--	--

令和7年度 事務事業評価シート

事業の概要

事務事業		事務事業コード	事務事業名				政策体系別計画の記載						
		40702030	道路改良事業				有						
担 当		組織コード	所属名										
		534100	建設緑政局道路河川整備部道路整備課										
実施期間		事業開始年度	事業終了年度	事務・サービス等の 分類	分類1(市民サービス等)	分類2(内部事務)							
		—	—		その他		—						
実施形態		☒ 市が直接実施 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託・指定管理 ☐ ボランティア等との協働 ☐ その他											
実施根拠		☐ 国・県の制度 ☒ 国・県の制度＋市独自の制度 ☐ 市独自の制度											
(法令・要綱等)		道路法、都市計画法											
SDGsのゴール・ターゲットを 意識した取組の方向性			11.7	都市計画道路などの幹線道路の整備に取り組み、骨格となる幹線道路ネットワークの形成、広域拠点や交通結節点の機能強化及び道路の防災・安全性の向上を図ることで、人々の安全で使いやすい緑地や公共の場へのアクセスにつなげます。									
行財政改革第3期プログラム に関連する課題名		改革項目				課題名							
予決算 (単位： 千円)	年度	R4年度		R5年度		R6年度			R7年度				
		予算額	決算額	計画事業費	予算額	決算額	計画事業費	予算額	決算額	計画事業費	予算額	決算額(見込)	
	事業費 A	6,398,017	5,871,930	4,397,104	6,366,291	6,007,144	4,764,104	6,186,510	5,002,124	5,650,104	6,235,778	5,456,875	
	財源内 訳	国庫支出金	1,929,366	—	1,729,250	1,819,083	—	1,914,250	1,756,966	—	1,950,250	1,504,150	—
		市債	3,665,000	—	1,946,000	3,762,000	—	2,140,000	3,746,000	—	2,608,000	4,283,000	—
		その他特財	236,607	—	166,806	230,994	—	166,806	241,844	—	166,806	207,636	—
		一般財源	567,044	—	555,048	554,214	—	543,048	441,700	—	925,048	240,992	—
	人件費※ B	320,365	320,365	317,556	317,556	317,556	315,830	315,830	315,830	317,053	371,053	371,053	
総コスト(A+B)	6,718,382	6,192,295	4,714,660	6,683,847	6,324,700	5,079,934	6,502,340	5,317,954	6,021,157	6,606,831	5,827,928		
人工(単位：人)		38.03		37.25		36.75			42.06				

※ 人件費は、予算・決算における職員1人当たり人件費に、人工を乗じて算出

計 画 (Plan)

政策体系	政 策	総合的な交通体系を構築する
	施 策	市域の交通網の整備
	直接目標	自動車での市内交通を円滑化する
事業の対象 (事業の対象となる人、物)	市民、道路利用者	
事業の目的 (対象をどのような状態にしたいか)	都市計画道路などの幹線道路を整備することで、骨格となる幹線道路ネットワークの形成、広域拠点や交通結節点の機能強化及び道路の防災・安全性の向上を図ります。	
事業の内容 (どういった業務内容で、どのような手段で実施しているか)	都市計画法及び道路法に基づき、川崎市が管理する都市計画道路と一般国道・県道のうち主要地方道に指定された幹線道路の道路拡幅や歩道設置などの整備を進めます。	
第3期実施計画に記載されている当該年度の取組内容	①国道409号の整備推進(市ノ坪、小杉、小杉御殿町Ⅰ期・Ⅱ期、北見方工区) ②丸子中山茅ヶ崎線の整備推進(小杉御殿、野川(高津)工区) ③宮内新横浜線の整備推進(宮内工区) ④東京丸子横浜線の整備推進(市ノ坪工区) ⑤世田谷町田線の整備推進(登戸、片平、上麻生Ⅰ期・Ⅱ期工区) ⑥尻手黒川線の整備推進(Ⅳ期工区) ⑦その他都市計画道路の整備推進	
当初計画からの変更箇所 (第3期実施計画に記載されている取組内容から変更となる取組)		

実施結果 (Do)

上記「第3期実施計画に記載されている当該年度の取組内容」に対する達成度		4	1. 目標を大きく上回って達成 2. 目標を上回って達成 3. ほぼ目標どおり	4. 目標を下回った 5. 目標を大きく下回った					
取組内容の実績等 (上記に掲げた取組内容に対し、「数値等により具体的に実績を示すことができる取組」、又は「未達成部分」若しくは「より達成できた部分」を記載)		目標を下回りました。 ①国道409号については、市ノ坪工区は完成に至りませんでしたが、同工区は土地収用制度を活用して用地取得率100%を達成しました。また、小杉工区、小杉御殿町Ⅰ期、Ⅱ期及び北見方工区においても、用地交渉や用地取得を実施しました。 ②丸子中山茅ヶ崎線については、小杉御殿工区は完成に至りませんでしたが、用地交渉と並行して、土地収用申請を行いました。また、野川(高津)工区の用地交渉を実施しました。 ③宮内新横浜線については、宮内工区の用地交渉・取得や、取得済用地の先行整備工事を実施しました。 ④東京丸子横浜線市ノ坪工区については、工事が完了し、供用を開始しました。 ⑤世田谷町田線については、登戸工区の工法検討、上麻生Ⅱ期工区の用地交渉を実施しました。片平工区、上麻生Ⅰ期工区は、工事が完了し、供用を開始しました。 ⑥尻手黒川線については、Ⅳ期工区の完成に至りませんでしたが、用地交渉、トンネル工事及び道路築造工事を実施し、トンネル工事については貫通に至りました。 ⑦その他都市計画道路については、横浜生田線水沢工区は完成に至りませんでしたが、道路詳細設計を実施し、横浜市との協議調整を進めたほか、ほかの路線においても道路築造工事などを実施しました。							
指標分類		数値で事業の実績・効果等を把握できる指標（指標の説明）		目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	成果指標	幹線道路の完成工区数		目標	1	1	1	10	工区
		説明	「第2次川崎市道路整備プログラム後期の取組」で位置付けている幹線道路の完成工区数の累計	実績	0	1	3	6	

評価 (Check)			
事業を取り巻く社会環境の変化 (国・県・他団体の動向や法改正、規制緩和など)		円滑な幹線道路ネットワークの構築には、地域に応じた道路拡幅や歩道整備が必要であることから、幹線道路網の整備を推進する取組が求められています。	
事業の見直し・改善内容		☐ 実施 (直近) H 年度 ☒ 未実施	
具体的な見直し・改善内容 ※過去に見直した履歴も記載できる場合は記載			
評価項目		評価	
必要性	【市民のニーズ】 事業を取り巻く環境の変化等により、事業に対するニーズが薄れていないか？	a. 薄れていない b. 薄れている	a
	【市が実施する必要性】 他都市で、民間等でサービス提供している事例がないか？	a. 事例はない b. 事例がある	a
	評価の理由	道路交通環境改善の課題は継続しており、着実に事業を推進していく必要があります。	
有効性	【成果】 活動結果(活動指標等)に対し事業の成果(成果指標等)は順調に上がっているか？	a. 上がっている b. 徐々に上がっている c. 上がっていない	b
	評価の理由	事業用地の取得や工事施工により整備進捗を図っており、事業の成果は徐々に上がっています。	
効率性	【民間の活用】 委託や指定管理者制度など、実施手法について民間活用によりコストを削減できる余地があるか？	a. 余地はない b. 余地はある c. 既に実施済み	a
	【事業手法等の見直し】 事業の成果を維持しながら、契約方法、仕様の見直しなどによる経費削減や事務手続きの見直しなどによる事務改善の可能性があるか？	a. 可能性はない b. 可能性はある	b
	【質の向上】 事業を適正な(過小でも、過大でもない)規模の人員体制・費用で行いながら、市民サービスや市役所内部(職員・組織)の質の向上を図ることができる余地があるか？	a. 余地はない b. 余地はある c. 既に実施済み	b
	評価の理由	・本事業は、社会資本である道路整備を国土交通省の事業制度を基本として公共事業予算等の支援を受けながら、市が都市計画法及び道路法に基づき実施するものです。 ・これまで適正な執行体制により、用地取得・工事施工を実施し、整備進捗を図りましたが、今後も継続して、設計施工一括方式や入札時VEなどの契約方法を検討し、更なる業務の効率化を目指した取組を進めていきます。	
施策への貢献度	貢献度区分		上記「有効性」の成果等を踏まえ左記区分を選んだ理由
	A. 貢献している B. やや貢献している C. 貢献の度合いが薄い	B	関係地権者との交渉を進め、道路整備に必要な用地を取得しました。 また、取得が完了した箇所において、電線共同溝や道路築造工事を計画的に実施して進捗を図り、成果指標である「幹線道路の完成工区数の累計」の目標値を下回りましたが、工事を完成させて供用を開始した路線もあることから、施策へやや貢献しています。

改善 (Action)	
今後の方向性 (実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた方向性を記載)	完成予定の工区が継続となることや、関連事業である連続立体交差事業の推進などにより、一層の重点化を図る必要があるため、令和7年度に取りまとめた「第2次川崎市道路整備プログラム」後期②の取組を踏まえ、新規事業の着手時期を含めた事業スケジュールの調整により、事業中の工区へ予算を集中的に投資するとともに、土地収用制度等を積極的に活用し、早期完成を目指します。また、事業効果の早期発現のため、主要交差点などの先行整備を目指します。

令和7年度 事務事業評価シート

<参考資料3>
重点 No.33 配水池・配水塔
の整備

事業の概要

事務事業	事務事業コード	事務事業名				政策体系別計画の記載						
	10301010	主要施設の更新・耐震化事業				有						
担 当	組織コード	所属名										
	805180	上下水道局水道部水道計画課										
実施期間	事業開始年度	事業終了年度	事務・サービス等の分類	分類1(市民サービス等)	分類2(内部事務)							
	—	—		施設の管理・運営	政策推進計画等(策定・進行管理)							
実施形態	☒ 市が直接実施 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託・指定管理 ☐ ボランティア等との協働 ☐ その他											
実施根拠	☐ 国・県の制度 ☒ 国・県の制度＋市独自の制度 ☐ 市独自の制度											
	(法令・要綱等) 水道法、川崎市水道条例											
SDGsのゴール・ターゲットを意識した取組の方向性		6.1	安心して使用することのできる水道水を安定供給するとともに、大規模災害時においても必要な水道水の供給を維持するため、主要な水道施設の更新・耐震化等を進めることで、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ公平なアクセスの確保につなげます。									
行財政改革第3期プログラムに関連する課題名	改革項目		課題名									
予決算 (単位：千円)	年度	R4年度		R5年度		R6年度		R7年度				
		予算額	決算額	計画事業費	予算額	決算額	計画事業費	予算額	決算額	計画事業費	予算額	決算額(見込)
	事業費 A	3,336,773	1,562,110	2,679,209	3,478,685	3,802,666	2,601,315	4,602,363	3,053,460	1,697,940	2,081,400	2,669,464
	財源内訳											
	国庫支出金	84,255	—	75,199	7,275	—	1,760	30,906	—	0	2,463	—
	市債	294,000	—	248,313	280,000	—	273,482	0	—	273,528	100,000	—
	その他特財	2,958,518	—	2,355,697	3,191,410	—	2,326,073	4,571,457	—	1,424,412	1,978,937	—
	一般財源	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—
人件費※ B	173,366	173,366	182,179	182,179	182,179	149,450	149,450	149,450	150,327	150,327	150,327	
総コスト(A+B)	3,510,139	1,735,476	2,861,388	3,660,864	3,984,845	2,750,765	4,751,813	3,202,910	1,848,267	2,231,727	2,819,791	
人工(単位：人)	20.58		21.37		17.39		17.04					

※ 人件費は、予算・決算における職員1人当たり人件費に、人工を乗じて算出

計 画 (Plan)

政策体系	政 策	水の安定した供給・循環を支える
	施 策	安定給水の確保と安全性の向上
	直接目標	安全でおいしい水を安定的に供給する
事業の対象 (事業の対象となる人、物)	水道施設	
事業の目的 (対象をどのような状態にしたいか)	主要な水道施設の更新・耐震化等を進めることで、安心して使用することのできる水道水を安定供給するとともに、大規模災害時においても必要な水道水の供給維持を図ります。	
事業の内容 (どういった業務内容で、どのような手段で実施しているか)	配水池・配水塔など主要な水道施設の耐震化や災害時の水道水の確保を目的とした緊急遮断弁の整備等を進めます。	
第3期実施計画に記載されている当該年度の取組内容	①主要な水道施設の更新・耐震化の推進 ・長沢浄水場排水処理施設の更新・耐震化の推進	
当初計画からの変更箇所 (第3期実施計画に記載されている取組内容から変更となる取組)	①主要な水道施設の更新・耐震化の推進 ・千代ヶ丘配水塔1号塔更新の着手【変更(令和6年度に完了目標としていた取組)】 ・長沢浄水場排水処理施設の更新・耐震化の推進 ②災害時の水道水の確保を目的とした緊急遮断弁の整備等の推進 ・千代ヶ丘配水塔への整備の推進【変更(令和6年度に完了目標としていた取組)】	

実施結果 (Do)

上記「第3期実施計画に記載されている当該年度の取組内容」に対する達成度		4	1. 目標を大きく上回って達成 2. 目標を上回って達成 3. ほぼ目標どおり		4. 目標を下回った 5. 目標を大きく下回った			
取組内容の実績等 (上記に掲げた取組内容に対し、「数値等により具体的に実績を示すことができる取組」、又は「未達成部分」若しくは「より達成できた部分」を記載)		目標を下回りました。 ①の主要な水道施設の更新・耐震化の推進については、当初、令和4年度完成予定としていた千代ヶ丘配水塔2号塔の耐震化工事について、騒音・振動対策の強化が必要になったため、施工方法の見直しなどを行ったことから、令和6年度に完了しました。千代ヶ丘配水塔1号塔の更新については、当初は令和5年度に着手し令和6年度に完了する予定としていましたが、2号塔の工事遅延の影響により令和6年度の着手となりました。なお、着手時点では令和8年度の完了を見込んでいましたが、1号配水塔の撤去工法の変更等により工事の完成を令和9年度に変更しました。また、長沢浄水場排水処理施設については、排水池築造及び排泥池耐震補強工事を引き続き実施するとともに、排水処理施設改良工事に係る設計業務を推進しました。 ②の災害時の水道水の確保を目的とした緊急遮断弁の整備の推進については、当初、千代ヶ丘配水塔1号塔の更新と2号塔の耐震化完了に合わせて令和6年度に整備を完了する予定としていましたが、2号塔の工事遅延の影響により完了は令和9年度となる見込みです。						
指標分類	数値で事業の実績・効果等を把握できる指標 (指標の説明)		目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1 成果指標	災害時の確保水量		目標	16.5万以上	16.5万以上	16.6万以上	16.6万以上	m3
	説明	災害時の確保済水量	実績	16.5万	16.5万	16.5万	16.5万	
2 活動指標	配水池・配水塔の耐震化率		目標	100	100	100	100	%
	説明	耐震化された配水池・配水塔等の容量／配水池・配水塔等の全容量×100(%)	実績	99.1	99.1	100	100	

評価 (Check)

事業を取り巻く社会環境の変化 (国・県・他団体の動向や法改正、規制緩和など)	高度成長期に建設された多くの水道施設の老朽化が進むとともに、節水型社会構造への変化などから、給水能力と水需要の乖離が生じており、将来にわたる安定給水の確保と持続可能な水道事業を継続するため、再構築計画を策定し、給水能力の見直しを主軸とした浄水場の統廃合や基幹施設の更新・耐震化を進めてきました。平成27年度末に浄水場の更新・耐震化が完了しましたが、引き続き、配水池などの基幹施設の更新・耐震化を進めていく必要があります。
事業の見直し・改善内容 具体的な見直し・改善内容 ※過去に見直した履歴も記載 できる場合は記載	☒ 実施 (直近) R 7 年度 ☐ 未実施 R7年度: 主要施設の更新・耐震化に関する取組を推進するため、上下水道事業中期計画(2026～2029)を策定しました。 R3年度: 主要施設の更新・耐震化に関する取組を推進するため、上下水道事業中期計画(2022～2025)を策定しました。 H28年度: 主要施設の更新・耐震化に関する取組を推進するため、上下水道事業中期計画(2017～2021)を策定しました。 H25年度: 水道事業中期計画(2014～2016)を策定しました。 H18年度: 水道事業の再構築計画を策定しました。

評価項目	評価
必要性	【市民のニーズ】 事業を取り巻く環境の変化等により、事業に対するニーズが薄れていないか？ a. 薄れていない b. 薄れている a
	【市が実施する必要性】 他都市で、民間等でサービス提供している事例がないか？ a. 事例はない b. 事例がある a
	評価の理由 いつでも安心して使用することのできる水道水を安定して供給するとともに、大規模地震発生時にも、市民生活への影響を最小限に抑えるため、水道施設の更新・耐震化を引き続き進めていく必要があります。
有効性	【成果】 活動結果(活動指標等)に対し事業の成果(成果指標等)は順調に上がっているか？ a. 上がっている b. 徐々に上がっている c. 上がっていない b
	評価の理由 成果指標である「災害時の確保水量」は、千代ヶ丘配水塔2号塔及び1号塔の工事遅延の影響により、緊急遮断弁の整備が遅延しているため、目標からわずかに下回っておりますが、活動指標である「配水池・配水塔の耐震化率」は、千代ヶ丘配水塔2号塔の耐震化工事が令和6年度に完了し目標を達成しました。また、1号塔の更新についても、工事は着実に進んでいます。
効率性	【民間の活用】 委託や指定管理者制度など、実施手法について民間活用によりコストを削減できる余地があるか？ a. 余地はない b. 余地はある c. 既に実施済み a
	【事業手法等の見直し】 事業の成果を維持しながら、契約方法、仕様の見直しなどによる経費削減や事務手続きの見直しなどによる事務改善の可能性はあるか？ a. 可能性はない b. 可能性はある a
	【質の向上】 事業を適正な(過小でも、過大でもない)規模の人員体制・費用で行いながら、市民サービスや市役所内部(職員・組織)の質の向上を図ることができる余地があるか？ a. 余地はない b. 余地はある c. 既に実施済み a
	評価の理由 ・個々の工事については、民間企業の請負工事として実施しています。 ・事業手法等については指定管理者制度ではありませんが、設計・施工(・維持管理)を一元化するDB・DBO方式等を検討した上で発注しています。 ・事業全体については、計画の策定から工事の設計・施工・維持管理まで、技術継承を図りながら適正に執行されています。
施策への貢献度	貢献度区分 A. 貢献している B. やや貢献している C. 貢献の度合いが薄い B
	上記「有効性」の成果等を踏まえ左記区分を選んだ理由 水道施設の更新・耐震化は施策を実現するための最も重要な事業の1つであり、成果指標である「災害時の確保水量」は目標をわずかに下回ったものの、施工計画を見直し、令和9年度の整備完了に向けて着実に推進していることや、活動指標である「配水池・配水塔の耐震化率」は目標を達成することができていることから、施策にやや貢献しています。

改善 (Action)

今後の方向性 (実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた方向性を記載)	いつでも安心して使用することのできる水道水を安定して供給するとともに、大規模地震発生時にも、市民生活への影響を最小限に抑えるため、浄水場における非常用自家発電設備の燃料貯蔵容量の増強等、水道施設の更新・耐震化を引き続き進めていきます。 なお、成果指標である「災害時の確保水量」については、わずかに目標を下回りましたが、見直し後の施工計画に基づき、千代ヶ丘配水塔1号塔更新及び緊急遮断弁整備の令和9年度の整備完了に向けて着実に取り組んでいきます。
--	---

令和7年度 事務事業評価シート

< 参考資料 3 >
重点以外 No. 12 消防団員の
確保・充実

事業の概要

事務事業	事務事業コード	事務事業名				政策体系別計画の記載							
	10104060	消防団関係事業				有							
担 当	組織コード	所属名											
	841100	消防局総務部庶務課											
実施期間	事業開始年度	事業終了年度	事務・サービス等の分類	分類1(市民サービス等)	分類2(内部事務)								
	—	—		その他	—								
実施形態	☒ 市が直接実施 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託・指定管理 ☐ ボランティア等との協働 ☐ その他												
実施根拠	☒ 国・県の制度 ☐ 国・県の制度＋市独自の制度 ☐ 市独自の制度 (法令・要綱等) 消防組織法、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律												
SDGsのゴール・ターゲットを意識した取組の方向性		13.1	消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るとともに、発生が危惧される風水害や首都直下地震などの大規模災害への備えを強化していきます。										
行財政改革第3期プログラムに関連する課題名	改革項目			課題名									
	取組3(3) 地域防災力の向上に向けた連携			9・消防団を中核とした地域防災力の充実・強化									
予決算 (単位：千円)	年度	R4年度		R5年度		R6年度		R7年度					
		予算額	決算額	計画事業費	予算額	決算額	計画事業費	予算額	決算額	計画事業費	予算額	決算額(見込)	
	事業費 A	232,706	211,503	232,681	234,559	228,221	235,152	232,284	228,118	234,579	233,134	231,023	
	財源内訳	国庫支出金	0	—	0	1,874	—	0	0	—	0	0	—
		市債	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—
		その他特財	34,766	—	34,766	35,805	—	34,766	34,645	—	34,766	35,648	—
	一般財源	197,940	—	197,915	196,880	—	200,386	197,639	—	199,813	197,486	—	
	人件費※ B	56,441	56,441	52,429	52,429	55,002	55,002	55,002	55,002	57,343	57,343	57,343	
総コスト(A+B)	289,147	267,944	285,110	286,988	280,650	290,154	287,286	283,120	291,922	290,477	288,366		
人工(単位：人)	6.7		6.15		6.4		6.5						

※ 人件費は、予算・決算における職員1人当たり人件費に、人工を乗じて算出

計 画 (Plan)

政策体系	政 策	災害から生命を守る
	施 策	消防力の総合的な強化
	直接目標	消防力を強化することで、さまざまな災害から市民を守る
事業の対象 (事業の対象となる人、物)	消防団	
事業の目的 (対象をどのような状態にしたいか)	消防団員を確保し地域防災力の向上を図ることで、火災・風水害等における災害から市民の生命・身体・財産を守ります。	
事業の内容 (どういった業務内容で、どのような手段で実施しているか)	消防団員の確保及び必要な資器材や個人装備品の整備など消防団活動の充実・強化を図るとともに、処遇改善や各種訓練を実施することで、災害対応力の向上を図ります。	
第3期実施計画に記載されている当該年度の取組内容	①消防団員アンケートの検証・分析結果に基づく団員確保対策の推進 ②各種イベント等を活用した若年層への広報活動の充実 ③消防団応援事業所制度及び学生消防団員活動認証制度の周知 ④処遇改善に向けた取組 ⑤消防隊と連携した各種訓練等の実施及び必要な資器材や個人装備品の配備	
当初計画からの変更箇所 (第3期実施計画に記載されている取組内容から変更となる取組)		

実施結果（Do）

上記「第3期実施計画に記載されている当該年度の取組内容」に対する達成度		4	1. 目標を大きく上回って達成 2. 目標を上回って達成 3. ほぼ目標どおり	4. 目標を下回った 5. 目標を大きく下回った
取組内容の実績等 （上記に掲げた取組内容に対し、「数値等により具体的に実績を示すことができる取組」、又は「未達成部分」若しくは「より達成できた部分」を記載）		目標を下回りました。 ①消防団員アンケートの検証・分析結果に基づく団員確保対策の推進については、入団時及び退団時に実施しているアンケートのうち、令和7年度の結果は次のとおりでした。 ・入団の主な要因：団員・会社・知人・家族からの紹介50%、地域貢献27% ・退団の主な要因：仕事との両立が困難17%、家庭の事情・健康上の理由10%、住居の移転7% 当該結果は、例年と同様の傾向でした。また、入団者に若年層が少ない傾向も例年と同様に継続していることを踏まえて、各消防団で団員の募集活動について検討し、募集活動及びSNSによる情報発信を実施しました。また、退団する団員に対しても、機能別団員としての残留、休団制度の活用について説明しました。 このような団員確保対策を推進した結果は次のとおりです。 入団107人【男性91人・女性16人】（基本団員79人：うち学生団員24人、機能別団員28人） 退団108人【男性97人・女性11人】（基本団員89人：うち学生団員11人、機能別団員19人） また、消防団員アンケートの検証・分析を強化するため、令和8年1月から、アンケート内容の見直し及びWEBによる提出方法の追加などを実施しました。 ※成果指標である充足率の目標が達成できなかった理由としては、ここ数年一定数の入団者を確保しているものの、退団者も一定数あり、退団者の抑制にはつながっていないことによるものです。 一方で、令和7年度の退団者数は108人であったのに対し、入団者数は107人であり、充足率は前年度同様となりました。これは、消防局、消防署及び消防団が連携して地道に消防団員募集活動を継続してきた成果であると考えられます。今後もこれらの取組を継続するとともに、消防団員からも意見を聴取しながら、消防団員確保に向けた取組を推進します。 ②各種イベント等を活用した若年層への広報活動の充実については、SNSを活用した消防団による消防団活動、消防団員募集等の情報発信、年末年始における川崎大師平間寺参拝者通路での大型ビジョン及びアゼリアビジョンでの消防団員募集動画の放映、川崎鶴見臨港バス車両へ消防団員募集シールの貼付、専修大学学園祭や消防フェア等各種イベントにおける消防団員募集広報等により、若年層を中心とした幅広い世代への広報活動を展開し、消防団活動の認知度向上を図りました。 ③消防団応援事業所制度及び学生消防団員活動認証制度の周知については、消防団応援事業所の登録数の拡大に向け市内の事業所に制度の周知を図り2事業所が新たに登録され、116事業所となりました。また、学生消防団員活動認証制度及び消防団員募集広報について専修大学に周知をしました。 ④処遇改善に向けた取組については、市操法大会の負担軽減策として、出場数等について検討を実施しました。また、消防団員の活動報告事務等の負担軽減を目的とした消防団アプリ導入に向けた検討を実施しました。 ⑤消防隊と連携した各種訓練等の実施及び必要な資器材や個人装備品の配備については、水防訓練、火災防ぎょ訓練等を25回、可搬ポンプメーカー職員が講師となり可搬ポンプ取扱研修を2回実施するとともに、ISO基準に適合した上下式防火衣95着を整備しました。		

指標分類		数値で事業の実績・効果等を把握できる指標（指標の説明）		目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	成果指標	消防団員数の充足率		目標	84.2	87.2	90.2	93	%
		説明	条例定員(1,345人)に対する現団員数の割合（取組年度の翌年度の4月1日時点の消防団員数を基準） 令和2年度 1,092人（令和3年4月1日現在）(81.2%) 令和3年度 1,067人（令和4年4月1日現在）(79.3%) 令和4年度 1,059人（令和5年4月1日現在）(78.7%) 令和5年度 1,055人（令和6年4月1日現在）(78.4%) 令和6年度 1,071人（令和7年4月1日現在）(79.6%) 令和7年度 1,070人（令和8年4月1日現在）(79.6%)	実績	78.7	78.4	79.6	79.6	
2	成果指標	消防団協力事業所数		目標	164以上	164以上	164以上	164以上	箇所
		説明	従業員の入団、福利厚生、訓練場所等の提供など、消防団に積極的に協力する事業所の数（累計）	実績	165	167	191	198	
3	成果指標	消防団応援事業所数		目標	104以上	106以上	108以上	110以上	箇所
		説明	消防団員に福利厚生面を提供し、積極的に応援している事業所の数	実績	106	109	113	116	

評価（Check）

事業を取り巻く社会環境の変化 （国・県・他団体の動向や法改正、規制緩和など）		平成元年には全国で約100万人いた消防団員が、「消防団の組織概要等に関する調査（令和7年度）の結果」によると令和7年4月1日現在、約73万2千人（対前年比約▲1万5千人）と、依然として減少しております。一方で、本市の入団者数については、入団促進に向けて重点的に取り組んできた女性団員や機能別団員の増加等に伴い、2年連続で100名を超える入団となっております。平成25年12月に公布施行された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」及び令和4年12月23日に発出された「消防庁長官通知（地域防災力の中核となる消防団の充実強化に向けた取組事項について）」に基づき、消防団員の確保はもとより、処遇改善や装備品等の充実強化を図る必要があります。
事業の見直し・改善内容		☒ 実施（直近） R 6 年度 ☐ 未実施
具体的な見直し・改善内容 ※過去に見直した履歴も記載できる場合は記載		R6年度：操法大会の運営方法を各消防団の判断で参加ができるように見直し 退職報償金の支給区分に勤務年数35年以上の区分を追加 R5年度：休団事務処理規程の改正、休団期間の延長を新たに追加 R4年度：年額報酬を階級に応じた額に改定、出勤報酬の新設及び報酬等の直接支給を開始 R2年度：消防団員の年額報酬を22,000円から36,500円に増額 活動範囲を限定した機能別団員の制度を導入 H27年度：消防団員の年額報酬を21,000円から22,000円に増額 H26年度：2時間を超える災害出動及び4時間を超える市主催の訓練参加には3,500円の加給措置

評価項目			評価	
必要性	【市民のニーズ】 事業を取り巻く環境の変化等により、事業に対するニーズが薄れていないか？		a. 薄れていない b. 薄れている	a
	【市が実施する必要性】 他都市で、民間等でサービス提供している事例がないか？		a. 事例はない b. 事例がある	a
	評価の理由	消防団は、将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であるとともに、常備消防との連携の下、消防・防災活動を幅広く担っており、特に大規模災害時は消防団が地域の即応体制上重要な役割を担っています。このことから、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」及び「消防庁長官通知（地域防災力の中核となる消防団の充実強化に向けた取組事項について）」に基づき消防団の充実強化を図るため事業・取組等を強力に推進していく必要があります。		
有効性	【成果】 活動結果（活動指標等）に対し事業の成果（成果指標等）は順調に上がっているか？		a. 上がっている b. 徐々に上がっている c. 上がっていない	b
	評価の理由	成果指標である「消防団員数の充足率」は、令和7年度は、79.6%となり、入団者に対して退団者が上回ったことにより、目標を達成できませんでしたが、入団者数は2年連続で100人を超えており（R7：107人、R6：112人、R5：79人、R4：60人）、消防団活動への理解と消防団員等の地域における地道な募集活動により一定の効果が出ているものと考えています。また、「消防団協力事業所数」「消防団応援事業所数」については、目標を達成していることから、成果は徐々に上がっています。		

効率性	【民間の活用】 委託や指定管理者制度など、実施手法について民間活用によりコストを削減できる余地があるか？		a. 余地はない b. 余地はある c. 既に実施済み	a
	【事業手法等の見直し】 事業の成果を維持しながら、契約方法、仕様の見直しなどによる経費削減や事務手続きの見直しなどによる事務改善の可能性はあるか？		a. 可能性はない b. 可能性はある	b
	【質の向上】 事業を適正な(過小でも、過大でもない)規模の人員体制・費用で行いながら、市民サービスや市役所内部(職員・組織)の質の向上を図ることができる余地があるか？		a. 余地はない b. 余地はある c. 既に実施済み	a
	評価の理由	消防団は、消防組織法に基づき、それぞれの市町村に設置される消防機関であり、常勤の消防職員が勤務する消防署とは異なり、火災や大規模災害発生時に自宅や職場から現場へ駆けつけ、その地域での経験を活かした消火活動・救助活動を行う非常勤特別職の地方公務員であるとともに、ボランティアとしての性格も有しているため、民間の活用等は困難であり、現状を維持しながら事業を推進します。		
施策への 貢献度	貢献度区分		上記「有効性」の成果等を踏まえ左記区分を選んだ理由	
	A. 貢献している B. やや貢献している C. 貢献の度合いが薄い	B	消防団員の確保対策として、消防局、消防署及び消防団が連携し積極的な入団促進の各種取組を展開したことにより、107人の入団があったほか、消防団協力事業所及び消防団応援事業所数は目標を達成していることから、一定程度、施策への貢献はありました。	



改善 (Action)	
今後の方向性 (実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた方向性を記載)	入退団時におけるアンケートの検証・分析を消防団員と共有することや、消防団員からの意見等を踏まえ、若年層を中心とした幅広い世代に対して、消防団の活動内容や魅力をSNS、ホームページ等効果的な広報媒体を活用して積極的に発信するなどによる消防団員の確保対策の推進と、負担軽減策を検討し、消防団員が活動しやすい環境を整備するとともに、消防団員の訓練や研修等の継続的な実施、装備品の整備等、災害対応力の向上を図ることにより、消防団の充実強化に取り組んでいきます。

令和7年度 事務事業評価シート

<参考資料3>
重点以外 No.71 生産緑地の
指定の推進

事業の概要

事務事業		事務事業コード	事務事業名				政策体系別計画の記載						
		30304010	農環境保全・活用事業				有						
担 当		組織コード	所属名										
		286570	経済労働局都市農業振興センター農地課										
実施期間		事業開始年度	事業終了年度	事務・サービス等 の分類	分類1(市民サービス等)		分類2(内部事務)						
		—	—		その他		—						
実施形態		☒ 市が直接実施 ☒ 一部委託 ☐ 全部委託・指定管理 ☒ ボランティア等との協働 ☐ その他											
実施根拠		☐ 国・県の制度 ☒ 国・県の制度＋市独自の制度 ☐ 市独自の制度											
(法令・要綱等)		生産緑地法、川崎市生産緑地地区事務取扱要綱、川崎市市民防災農地登録実施要綱 等											
SDGsのゴール・ターゲットを 意識した取組の方向性		15 陸の豊かさ を 守る	15.1	生産緑地地区指定を通じ、都市農地の保全を図るとともに、里地里山・農業ボランティアの育成、グリーン・ツーリズムの普及・啓発を推進をすることによって、市民が積極的に農に触れ合える場を提供し、都市農地の保全に対する関心を高めてもらう。									
行財政改革第3期プログラム に関連する課題名		改革項目				課題名							
予決算 (単位: 千円)	年度	R4年度		R5年度			R6年度			R7年度			
		予算額	決算額	計画事業費	予算額	決算額	計画事業費	予算額	決算額	計画事業費	予算額	決算額(見込)	
	事業費 A	18,883	15,559	18,883	23,327	19,414	18,883	16,276	16,232	18,883	16,215	16,263	
	財源 内訳	国庫支出金	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-
		市債	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-
		その他特財	603	-	603	640	-	603	644	-	603	644	-
		一般財源	18,280	-	18,280	22,687	-	18,280	15,632	-	18,280	15,571	-
	人件費※ B	29,652	29,652	26,683	26,683	26,683	31,798	31,798	31,798	32,641	32,641	32,641	
総コスト(A+B)	48,535	45,211	45,566	50,010	46,097	50,681	48,074	48,030	51,524	48,856	48,904		
人工(単位:人)		3.52		3.13			3.7			3.7			

※ 人件費は、予算・決算における職員1人当たり人件費に、人工を乗じて算出

計 画 (Plan)

政策体系	政 策	緑と水の豊かな環境をつくりだす
	施 策	農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進
	直接目標	多面的な役割を果たしている貴重な農地を市民とともに継承する
事業の対象 (事業の対象となる人、物)	市民、市内農業者、市内農地	
事業の目的 (対象をどのような状態にしたいか)	都市農業を振興し多面的な農地の活用を行うことで、良好な農環境の保全と市民理解度の向上を図ります。	
事業の内容 (どのような業務内容で、どのような 手段で実施しているか)	一定要件を満たす農地の生産緑地への追加指定や、大震災時の一時避難場所となる市民防災農地の登録を推進するとともに、遊休農地の解消・発生防止に係る啓発活動を行い、多面的な機能を持つ農地の保全を図ります。都市農業の振興を推進するため、大学や黒川地区農業者等との連携を図るほか、農業情報センターを拠点に市民が農業へ親しみ理解を深めるため、農業情報の発信等を行います。	
第3期実施計画に記載されて いる当該年度の取組内容	①生産緑地、特定生産緑地制度の周知及び指定の推進(生産緑地地区新規指定面積:12,000㎡) ②遊休農地の利用意向調査結果を活用した農地集積の実施 ③関係機関等と連携した新たな担い手への貸借マッチングの実施(利用権設定等の集積面積:10.0ha以上) ④市民防災農地の登録の推進(登録数:8か所以上) ⑤里地里山ボランティア育成講座の開催 ⑥ホームページ等によるグリーンツーリズムの情報発信 ⑦農業情報センターを拠点としたイベント等の開催	
当初計画からの変更箇所 (第3期実施計画に記載されている 取組内容から変更となる取組)		

実施結果 (Do)

上記「第3期実施計画に記載されて いる当該年度の取組内容」に対する 達成度	4	1. 目標を大きく上回って達成 2. 目標を上回って達成 3. ほぼ目標どおり 4. 目標を下回った 5. 目標を大きく下回った
取組内容の実績等 (上記に掲げた取組内容に対し、「数値 等により具体的に実績を示すことがで きる取組」、又は「未達成部分」若しく は「より達成できた部分」を記載)	目標を下回りました。 ①生産緑地の新規指定面積については、指定開始後30年以上を経過していること、市街化区域内農地の減少に伴い生産緑地の指定基準を満たす農地も減少していることから、目標達成できなかったものの、JAセレサ川崎と連携して制度周知などを進め、また、生産緑地地区指定基準の接道要件見直しに係る制度改正したため、昨年度より増加し、4,600㎡となりました。今後は、JAセレサ川崎と連携し、生産緑地の指定推進と貸借等の生産緑地の活用などと併せて制度周知を図るとともに、既存の生産緑地の保全・活用も推進していきます。 ②遊休農地及び遊休化の恐れのある農地の所有者に利用意向調査を実施し、調査結果を踏まえて0.4haの農地を担い手へ集積しました。 ③利用権の設定等の集積面積は、15.7haとなりました。 ④市民防災農地の新規登録については、JAセレサ川崎と連携して農地所有者への制度周知や募集案内を進め、新規登録数11箇所と目標を上回りました。 ⑤里地里山利用活用実績活動による人材育成を50回開催しました。 ⑥農業情報センターイベントに関する実施告知や参加者募集を中心に、川崎版グリーンツーリズムについて情報発信を行い、市民の農業理解を図りました。 ⑦JAセレサ川崎と連携して年間93回のイベントを実施し、市民が農業へ親しみ理解を深める機会を創出するとともに、都市農業の振興を推進しました。	

指標分類		数値で事業の実績・効果等を把握できる指標（指標の説明）		目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	活動指標	里地里山・農業ボランティア育成講習の開催数		目標	45	45	45	45	回
		説明	里地里山等利活用実践活動による人材育成としての農業ボランティア育成講習の開催回数	実績	45	45	46	50	
2	活動指標	都市農業に関するイベント等の実施数		目標	52	52	52	52	回
		説明	大型農産物直売所「セサモス」内の農業情報センターにおける、都市農業の振興に資するイベント等の実施回数	実績	60	52	67	93	
3	成果指標	生産緑地地区の新規指定面積		目標	12,000	12,000	12,000	12,000	㎡
		説明	新規で生産緑地の指定をした面積	実績	17,500	8,220	4,330	4,600	
4	成果指標	防災農地新規登録数		目標	8	8	8	8	箇所
		説明	新規で防災農地として登録した場所の数	実績	18	19	19	11	
5	成果指標	利用権設定等の集積面積		目標	9.1	9.4	9.7	10	ha
		説明	利用権設定等の集積面積	実績	11.3	11.5	13.2	15.7	

評価（Check）

事業を取り巻く社会環境の変化 （国・県・他団体の動向や法改正、規制緩和など）		市内農地が減少を続ける中で、農業生産だけでなく、環境保全、景観形成、防災等、多面的機能を有する農地の保全・活用の必要性が高まっています。
事業の見直し・改善内容		☒ 実施（直近） R 7 年度 ☐ 未実施
具体的な見直し・改善内容 ※過去に見直した履歴も記載できる場合は記載		R7年度：都市農地の保全を図るため、生産緑地地区指定基準の接道要件見直しを関係部局と検討を重ね、制度改正を行いました。 R5年度：R6年度からの里地里山・農業ボランティア育成講習会の講習期間を、講習生の技術を更にとって欲しいという受入先からの要望があったので、講習生の習熟度向上のための講習内容の見直し及び受け入れ団体との調整により、1年から2年へ変更しました。 R4年度：里地里山・農業ボランティア育成講習会の履修期間は2年間でしたが、R4年度から効率的なボランティア育成に向け、講習会の内容を見直し、1年間での集中的な履修体系に変更しました。 H30年度：生産緑地法の改正により創設された特定生産緑地の指定に向けて、関係部局と検討を行いました。 H29年度：生産緑地法の改正を踏まえ、生産緑地地区の指定面積の要件緩和や指定基準の見直し等関係部局と検討を重ね、制度改正を行いました。

評価項目			評価	
必要性	【市民のニーズ】 事業を取り巻く環境の変化等により、事業に対するニーズが薄れていないか？		a. 薄れていない b. 薄れている	a
	【市が実施する必要性】 他都市で、民間等でサービス提供している事例がないか？		a. 事例はない b. 事例がある	b
	評価の理由	「都市農業に関する意向調査」(R6.11調査)によると、都市住民の保全を求める意見が多数を占めているほか、環境保全、景観形成、防災等多面的な機能を有する農環境保全・活用事業のニーズは薄れていません。		
有効性	【成果】 活動結果(活動指標等)に対し事業の成果(成果指標等)は順調に上がっているか？		a. 上がっている b. 徐々に上がっている c. 上がっていない	c
	評価の理由	イベントや、貸借により都市農地の役割、保全、活用の意識が高まる一方で、生産緑地に指定することで所有者は土地の売買ができなくなるなど個人財産の利用規制があり、指定に対し所有者の慎重な判断があること等から指定面積の大幅な増加は厳しくなっております。		
効率性	【民間の活用】 委託や指定管理者制度など、実施手法について民間活用によりコストを削減できる余地があるか？		a. 余地はない b. 余地はある c. 既に実施済み	a
	【事業手法等の見直し】 事業の成果を維持しながら、契約方法、仕様の見直しなどによる経費削減や事務手続きの見直しなどによる事務改善の可能性はあるか？		a. 可能性はない b. 可能性はある	b
	【質の向上】 事業を適正な(過小でも、過大でもない)規模の人員体制・費用で行いながら、市民サービスや市役所内部(職員・組織)の質の向上を図ることができる余地があるか？		a. 余地はない b. 余地はある c. 既に実施済み	b
	評価の理由	JAセレサ川崎等と連携し、事務手続きの見直しや事業の質を高める余地があると考えます。		
施策への貢献度	貢献度区分		上記「有効性」の成果等を踏まえ左記区分を選んだ理由	
	A. 貢献している B. やや貢献している C. 貢献の度合いが薄い	B	生産緑地の指定の推進等により都市農地の保全が図られ、市民防災農地の登録、農業ボランティアの育成、都市農業に関するイベントの実施等により都市農地の活用が図られ、農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進に一定程度貢献しています。	

改善（Action）

今後の方向性 （実施結果(Do)や評価(Check)を踏まえた方向性を記載）	生産緑地指定については、一定規模以上の市街化区域内農地について調査を行った上で、高齢等で指定に慎重であったり、接道がなく生産緑地に指定できなかった農地所有者もいることから、生産緑地を安心して貸借できる都市農地貸借制度や接道要件を見直した新たな指定基準など、JAセレサ川崎、農業委員会と連携して生産緑地制度の周知を進め、市内農地の保全につなげてまいります。 市民防災農地については、発災時の対応の検討を進めながら、新規防災農地の登録・推進を継続していきます。 里地里山・農業ボランティア育成講習については、令和6年度に履修期間を2年間に変更したところであり、受講生やボランティア受け入れ先の意見を確認しながら、講義内容の更なる充実に向けて取り組んでいきます。 都市農業に関するイベント等の実施については、収穫体験だけでなく、都市農業の情報発信の役割を担う場の提供や都市農業に対する理解促進に向け、開催方法の見直し、検討を行いながら継続して取り組んでまいります。
---	---

令和7年度 事務事業評価シート

<参考資料3>
重点以外 No. 93 地域包括ケア
システムの構築

事業の概要

事務事業		事務事業コード		事務事業名			政策体系別計画の記載						
		10401010		地域包括ケアシステム推進事業			有						
担 当		組織コード		所属名									
		403000		健康福祉局地域包括ケア推進室									
実施期間		事業開始年度	事業終了年度	事務・サービス等の分類	分類1(市民サービス等)	分類2(内部事務)							
		—	—		その他		—						
実施形態		☒ 市が直接実施 ☒ 一部委託 ☒ 全部委託・指定管理 ☐ ボランティア等との協働 ☐ その他											
実施根拠		☐ 国・県の制度 ☒ 国・県の制度＋市独自の制度 ☐ 市独自の制度											
(法令・要綱等)		医療介護総合確保推進法											
SDGsのゴール・ターゲットを意識した取組の方向性		3 持続可能な社会を実現しよう	3	地域包括ケアシステムの理解促進、セルフケアの普及啓発、多様な主体と連携した地域づくり等により、高齢者や障害者、子ども、子育て中の親、現時点でケアを必要としない方など、全地域住民を対象とした地域包括ケアシステムの構築を進め、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現に取り組めます。									
行財政改革第3期プログラムに関連する課題名		改革項目					課題名						
		取組3(1)多様な主体との協働・連携によるまちづくりの推進					8・多様な主体の参加と協働による地域包括ケアシステムの推進						
予決算 (単位：千円)	年度	R4年度		R5年度			R6年度			R7年度			
		予算額	決算額	計画事業費	予算額	決算額	計画事業費	予算額	決算額	計画事業費	予算額	決算額(見込)	
	事業費 A	146,327	102,587	172,927	175,885	124,888	199,047	206,762	166,433	218,316	227,734	176,259	
	財源内訳	国庫支出金	47,408	—	57,649	58,419	—	67,705	67,973	—	77,137	73,069	—
		市債	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—
		その他特財	52,027	—	63,265	64,111	—	74,301	74,821	—	84,653	84,486	—
		一般財源	46,892	—	52,013	53,355	—	57,041	63,968	—	56,526	70,179	—
	人件費※ B	300,484	300,484	281,240	281,240	281,240	311,017	311,017	311,017	313,534	313,534	313,534	
総コスト(A+B)	446,811	403,071	454,167	457,125	406,128	510,064	517,779	477,450	531,850	541,268	489,793		
人工(単位：人)		35.67		32.99			36.19			35.54			

※ 人件費は、予算・決算における職員1人当たり人件費に、人工を乗じて算出

計画 (Plan)

政策体系	政策	誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる
	施策	総合的なケアの推進
	直接目標	多様な主体による地域での支え合いのしくみをつくる
事業の対象 (事業の対象となる人、物)	高齢者や障害者、子ども、子育て中の親、現時点でケアを必要としない方など、全地域住民	
事業の目的 (対象をどのような状態にしたいか)	「地域包括ケアシステム推進ビジョン」構築に向けたロードマップの第2段階の取組として「意識づくり」「仕組みづくり」「地域づくり」を進めることで、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現に取り組めます。	
事業の内容 (どのような業務内容で、どのような手段で実施しているか)	「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」に基づく取組を推進するため、学識者や医療・福祉関係者、経済産業関係者などで構成される「川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会」の開催等により、多様な主体の連携の仕組みづくりを進めます。また、リーフレットやポータルサイト等を活用した情報発信により、地域包括ケアシステムの理解促進に向けた普及啓発の取組を推進します。	
第3期実施計画に記載されている当該年度の取組内容	①地域包括ケアシステムの理解促進に向けた、リーフレットやポータルサイトなど多様な手法による普及啓発の推進 ②民間企業を含めた多様な主体と連携した地域づくりの取組として、 ・地域包括ケアシステム連絡協議会の開催(2回)、連絡協議会の協議内容を検討する地域包括ケアシステム連絡協議会運営委員会の設置・開催(2回) ・地域包括ケアシステム懇話会の開催(交流会・講演会)(3回) ③小地域における地域マネジメントの取組推進 ・各区における地区カルテを活用した地域課題の把握と地域との関係主体との共有・解決の支援 ・コミュニティ施策と連携した地域資源の開発・支援・コーディネート ④住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるしくみづくり ・多機関連携支援モデルを活用した相談支援体制の充実に向けた取組の推進 ・重層的な支援体制の構築に向けた取組の推進	
当初計画からの変更箇所 (第3期実施計画に記載されている取組内容から変更となる取組)		

実施結果 (Do)

上記「第3期実施計画に記載されている当該年度の取組内容」に対する達成度	3	1. 目標を大きく上回って達成 2. 目標を上回って達成 3. ほぼ目標どおり 4. 目標を下回った 5. 目標を大きく下回った
取組内容の実績等 (上記に掲げた取組内容に対し、「数値等」でより具体的に実績を示すことができる取組、又は「未達成部分」若しくは「より達成できた部分」を記載)	ほぼ目標どおり達成しました。 ①では、リーフレットを関係団体等との地域での対話やイベントの開催時に配布しました。ポータルサイトでは、市民が広範にわたる地ケアに関する取組や制度等に対して具体的な理解につながるよう、地域包括支援センター、子ども発達・相談センター、介護予防、認知症などのコンテンツを拡充したことに加え、地域活動に関する情報をほぼ毎日更新したことにより、年間の訪問者数は(令和3年度比38,160人増)延べ103,914人になりました。また、連絡協議会主催のイベント「地ケアフェア」については、50～60歳代をメインターゲットに、つながりづくりや介護・認知症・終活情報を学べる内容に再構成の上、「趣味でつながる、未来にそなえる地ケアフェア2025」として開催し、当該ターゲット層を中心に約500名が参加しました。これにより、興味関心に即した入口から将来への備えにつながるなど、効果的な普及啓発が図られたものと考えます。「地域包括ケアシステム」の理解度については、その概念が医療・介護・予防・住まい・生活支援・福祉と多岐に渡り、対象となる年代も広範であることに加え、自身の生活課題として認識にくい層に対しても具体的な行動まで求める指標であることから、目標値には至っていないものと捉えておりますが、「地域包括ケアシステム」の認知度は令和7年度50.09%となっており、健康のための実践を行っている人の割合が増加したり、地域の通いの場への参加者数が増加するなど、関連する具体的な行動は着実に進んできています。 ②では、多様な主体による予防や日常生活を支援する具体的な活動創出に向けて、8月に運営委員会を、2月に連絡協議会及び運営委員会を開催しました。また、懇話会を計3回(市民向けに終活関係の講演会を2回、連絡協議会参画団体の顔の見える関係を構築するための交流会を1回)開催しました。また、民間企業等による具体的な取組を創出するためのワーキンググループを5回開催したほか、民間企業・団体が進める地域包括ケアシステムに関する取組を見える化し、他の企業・団体が新たな取組を創出するきっかけとなるよう、9社にインタビューを実施し、インタビューシートを連絡協議会参画企業・団体等に共有しました。 ③では、各区において、住民を含めた多様な主体との対話やイベントの開催等による地域課題の把握・解決に向けた取組を進めました。また、地域マネジメントにおける職員のスキル向上のための研修を市民文化局と合同で1回開催しました。 ④では、多機関連携推進の中核を担う、包括的相談支援従事者を養成するための研修を1回開催しました。また、重層的な支援体制の構築に向け、川崎市社会福祉協議会と連携しながら、既に実施に至った具体的な取組事例を通じた地域住民・団体と福祉施設等の連携の機会などを活用した効果的な取組手法について検討しました。	

指標分類		数値で事業の実績・効果等を把握できる指標（指標の説明）	目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	活動指標	地域包括ケアシステム連絡協議会の開催回数	目標	2	2	2	2	回
		説明 地域包括ケアシステムの構築に向けた主体的な取組及び主体間の連携の促進に向け、学識者や医療・福祉関係者、経済産業関係者などで構成された連絡協議会を開催した回数。	実績	2	2	1	2	
2	活動指標	地域包括ケアシステム懇話会の開催回数	目標	3	3	3	3	回
		説明 市民の地域包括ケアシステムについての理解の促進を図るための市民向け講演会の開催（年1回） 地域包括ケアシステム連絡協議会の関係団体が顔の見える関係を構築するための交流会の開催（年2回）	実績	2	3	3	3	
3	成果指標	地域包括ケアシステムの考え方の理解度	目標	－	26	－	42	%
		説明 市民アンケート（無作為抽出3,000人）において「地域包括ケアシステムの内容を知っており、具体的にどのように行動したらよいか分かっている」と答えた人の割合	実績	－	10.6	－	10.3	
4	活動指標	地域包括ケアシステム連絡協議会ワーキンググループの開催回数	目標	5	5	5	5	回
		説明 地域包括ケアシステムの構築に向けた具体的な連携・課題解決に向けたプロジェクトを生み出すためのワーキンググループの開催	実績	4	3	3	5	

評価（Check）

事業を取り巻く社会環境の変化
（国・県・他団体の動向や法改正、規制緩和など）

急速な高齢化や、頼れる身寄りのいない高齢者の増加、地域でのつながりに関する意識の希薄化を踏まえて、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で、安心して暮らし続けられる地域の実現に向け、医療、介護、予防、住まい、生活支援、福祉が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が求められています。

事業の見直し・改善内容

☒ 実施（直近） R **5** 年度 ☐ 未実施

具体的見直し・改善内容
※過去に見直した履歴も記載できる場合は記載

R5年度：地域福祉計画や保健医療プラン、いきいき長寿プラン、ノーマライゼーションプランなど、保健医療福祉分野における事業計画の改定に合わせ、「地域包括ケアシステム推進ビジョン」の考え方を反映させました。
地域福祉計画については、地域包括ケアシステム構築に向けた基幹的な計画としての位置づけが高まっていることから、計画の基本目標を「地域包括ケア推進ビジョン」の基本的な視点と合わせ、策定しました。
R2年度：地域福祉計画や保健医療プラン、いきいき長寿プラン、ノーマライゼーションプランなど、保健医療福祉分野における事業計画の改定に合わせ、地域福祉計画を地域包括ケアシステム構築に向けた基幹的な計画と位置づけるとともに、各計画に「地域包括ケアシステム推進ビジョン」の考え方を反映させました。
H29年度：地域福祉計画や保健医療プラン、いきいき長寿プラン、ノーマライゼーションプランなど、保健医療福祉分野における事業計画の改定に合わせ、「地域包括ケアシステム推進ビジョン」の考え方を反映させました。
H28年度：地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進するため、各区保健福祉センター内に「地域まもり支援センター」を設置しました。
H27年度：多様な主体による取組の共有・連携の推進に向けた「地域包括ケアシステム連絡協議会」を設置しました。
また、主体的な連携を進めるための効果的な手法を検討するため、運営業務を民間事業者への委託により実施することとしました。
H27年度：庁内における地域包括ケアシステムの推進体制として「地域包括ケアシステム推進本部会議」を設置しました。
H27年度：本市の取組やイベントなどの情報を広く発信するため「地域包括ケアシステムポータルサイト」を開設しました。
H26年度：本市における地域包括ケアシステムの基本的な考え方を示す「地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定しました。

評価項目

評価

必要性

【市民のニーズ】

事業を取り巻く環境の変化等により、事業に対するニーズが薄れていないか？

a. 薄れていない
b. 薄れている

a

【市が実施する必要性】

他都市で、民間等でサービス提供している事例がないか？

a. 事例はない
b. 事例がある

a

評価の理由

高齢化の進展により、何らかのケアが必要な方は増加していくことが予測されることから、地域包括ケアシステムの必要性は今後ますます増大していくものと考えられます。地域包括ケアシステムの構築に向けては、行政が旗振り役となつて、市民、事業者、関係機関・団体等と連携しながら、取組を進める必要があります。

有効性

【成果】

活動結果（活動指標等）に対し事業の成果（成果指標等）は順調に上がっているか？

a. 上がっている
b. 徐々に上がっている
c. 上がっていない

b

評価の理由

地域包括ケアシステムの考え方の理解度については、目標値を下回っているものの、認知度は約5割となっており、パンフレットやポータルサイトをはじめとした情報発信により、関連する指標（相談先の認知度等）が上昇し、また、健康のための実践を行っている人の割合や地域の通いの場への参加者数が増加するなど、一定の成果が表れています。

効率性

【民間の活用】

委託や指定管理者制度など、実施手法について民間活用によりコストを削減できる余地があるか？

a. 余地はない
b. 余地はある
c. 既に実施済み

c

【事業手法等の見直し】

事業の成果を維持しながら、契約方法、仕様の見直しなどによる経費削減や事務手続きの見直しなどによる事務改善の可能性はあるか？

a. 可能性はない
b. 可能性はある

b

【質の向上】

事業を適正な（過小でも、過大でもない）規模の人員体制・費用で行いながら、市民サービスや市役所内部（職員・組織）の質の向上を図ることができる余地があるか？

a. 余地はない
b. 余地はある
c. 既に実施済み

b

評価の理由

・連絡協議会の開催方法に合わせて、運営業務委託の仕様書を見直し、効率化を図りました。
・地域包括ケアシステムは、保健医療福祉分野だけでなく、まちづくり、教育、経済などあらゆる行政施策に関わりがあることから、職員の意識を醸成するため、引き続きe-ラーニングや階層別研修等による市役所内部の質の向上を図る必要があります。

貢献度区分

上記「有効性」の成果等を踏まえ左記区分を選んだ理由

施策への貢献度

A. 貢献している
B. やや貢献している
C. 貢献の度合いが薄い

A

地域包括ケアシステムの考え方の理解度については、目標値を下回りほぼ横ばいの状態が続いているものの、認知度は約5割となっており、リーフレット、ポータルサイト等による普及啓発の取組とともに、連絡協議会参画団体の拡充等による多様な主体による顔の見える関係づくりや具体的な取組の創出支援や見える化と併せ、各区における住民との対話による住民主体による地域課題解決に向けた取組が進んだことなどから、施策への貢献はあったものと考えます。

改善（Action）

今後の方向性

（実施結果（Do）や評価（Check）を踏まえた方向性を記載）

急速な高齢化の進行、認知症の方や身寄りのいない高齢者の増加、地域のつながりづくりに対する意識の希薄化などが進んでいくことが見込まれる中、地域包括ケアシステム推進ビジョン第2段階期間において創出された地域住民・団体や民間事業者等を含む多様な主体による地域住民の生活を支える様々な取組の経過や実績を踏まえ、2026年度以降の地域包括ケアシステム推進ビジョン第3段階においては、2040年をターゲットイヤーとして、予防的な視点を重視した取組、つながりづくりに関する取組、民間事業者等を含む多様な主体との連携を重点取組として位置づけ、地域包括ケアシステムに関わる様々な主体の持つ強みを効果的に組み合わせることにより、地域包括ケアシステム推進ビジョンの基本理念としている誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現を目指し各事業を推進していきます。

総務委員会資料

1 所管事務の調査（報告）

（４）かわさき強靱化計画改定に伴うパブリックコメントの実施結果について

資料 1 かわさき強靱化計画（改定素案）に関するパブリックコメントの実施結果と主な変更について

資料 2 かわさき強靱化計画（改定案） 概要版

資料 3 かわさき強靱化計画（改定案） 本編

資料 4 かわさき強靱化計画（改定案） 別紙

資料 5 かわさき強靱化計画（改定案） 資料編

参考資料 かわさき強靱化計画の推進に寄与する災害時協定の実効性の確保に向けた取組状況について

令和 8 年 3 月 1 2 日
危 機 管 理 本 部

かわさき強靱化計画（改定素案）に関するパブリックコメントの実施結果と主な変更について

1 概要

近年の災害から得られた教訓等や、令和6年能登半島地震への職員派遣等で得られた課題等を踏まえ、今後起こりうる大規模自然災害に備え、本市がこれまで以上に「強さとしなやかさ」を備えた都市づくりを推進するため、かわさき強靱化計画（改定素案）を取りまとめ、市民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、11通（総意見数23件）の御意見・御質問をいただきましたので、御意見等の内容とそれに対する本市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

題 名	かわさき強靱化計画（改定素案）に関する意見募集について
意見の募集期間	令和7（2025）年12月5日（金）から令和8（2026）年1月15日（木）まで
意見の提出方法	意見提出フォーム、FAX、郵送、持参
意見募集の周知方法	・川崎市ホームページ ・市政だより（令和8年1月号掲載） ・資料の閲覧（かわさき情報プラザ、各区役所の市政資料コーナー、支所（仮庁舎）・出張所、図書館（本館・分館）、市民館（本館・分館）、危機管理本部危機管理部計画担当）
結果の公表方法	・川崎市ホームページ ・資料の閲覧（かわさき情報プラザ、各区役所の市政資料コーナー、支所（仮庁舎）・出張所、図書館（本館・分館）、市民館（本館・分館）、危機管理本部危機管理部計画担当）

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）		11通（23件）
内訳	意見提出フォーム	3通（10件）
	FAX	2通（6件）
	郵送	0通（0件）
	持参	6通（7件）

4 改定素案に関するパブリックコメントの実施結果

(1) 実施結果

【御意見に対する本市の考え方の区分】

- A 御意見を踏まえ、改定案に反映させるもの
- B 御意見の趣旨が改定素案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの
- C 今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D 改定素案に対する質問・要望であり、改定素案の内容を説明・確認するもの
- E その他

【御意見の件数と対応区分】

項 目		A	B	C	D	E	計
かわさき強靱化計画に関すること。	(1) 序章「本市を取り巻く状況」について	0	1	0	0	0	1
	(2) 第2章「計画の基本的な考え方」について	1	1	0	0	0	2
	(3) 第3章「川崎市の健康診断（脆弱性評価）」について	0	6	5	4	0	15
	(4) 資料編について	0	1	2	0	1	4
その他		0	0	0	0	1	1
計		1	9	7	4	2	23

※ 具体的な御意見の内容と市の考え方については、次ページ以降を御参照ください。

(2) 主な意見と本市の対応

ア 主な意見

国による首都直下地震の被害想定結果の活用に関することをはじめ、住宅の耐震化、防災訓練や研修、震災時の道路の寸断への対応などに関する御意見等が寄せられました。

イ 本市の対応

国による首都直下地震の被害想定結果の活用に関する意見が寄せられたことを踏まえ、改定素案の一部に加筆をするとともに、有識者との継続した意見交換を踏まえた変更等を行い、「かわさき強靱化計画（改定案）」をとりまとめました。

なお、改定案は、川崎市総合計画の改定を受け、決定する予定です。

5 具体的な御意見の内容と本市の考え方

〔かわさき強靱化計画に関すること。〕

(1) 序章「本市を取り巻く状況」について（意見数 1 件）

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
1	<u>地震の発生は人為を超えており防止することは不可能であるが、温暖化に伴う災害は人の活動がもたらしたものであるから、これを緩和し進行を止めることができる。</u>	本市においては、2050 年温室効果ガス排出量実質ゼロという高い目標の実現に向けて、地球温暖化対策推進基本計画を令和 4（2022）年 3 月に改定し、同計画に位置付けた事業効果の高い 5 大プロジェクト等の取組を進めているところです。 <u>市域の温室効果ガス排出量の削減については、かわさき強靱化計画における業績指標に位置付けており、本計画においても取組を着実に推進してまいります。</u>	B

(2) 第2章「計画の基本的な考え方」について（意見数2件）

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
1	<u>南海トラフ地震臨時情報やカムチャツカ半島沖での地震による津波避難などの対応で、国や行政の対応を批判する報道を目にする</u> <u>が、災害対応は安全側に立って考えるべきなので、空振りがあって当然と考える。結果的に、被害がなく、何もなくてよかったという認識を持つことが大事である。</u>	<u>かわさき強靱化計画においては、川崎市地震被害想定調査で想定している川崎市域に最も大きな被害を及ぼす地震に対応するため、リスクシナリオとして、「起きてはならない最悪の事態」を設定するなど、最大限のリスクを想定した防災対策に取り組んでまいります。</u>	B
2	<u>令和7年12月に国が公表した首都直下地震の被害想定等を、本市の防災対策にも活用してほしい。特に、コンビナート災害や火力発電所の大規模被災、津波災害等への対策、避難所等での熱中症対策などを重視することを要望する。</u>	令和7（2025）年12月に国が公表した首都直下地震の被害想定等については、川崎市直下地震など本市に大きな被害をもたらし得る想定地震が含まれており、国の調査結果も参考にしながら、令和8年度に実施する本市の地震被害想定調査において詳細な分析を行い、必要な防災対策を検討してまいります。 改定素案の16ページの「第2章 計画の基本的な考え方」中、「7 計画改定の目的」に、「令和8年度に地震被害想定調査を実施する予定」と記載しておりますが、御意見を踏まえ、「国による首都直下地震の被害想定等も参考としながら」との記載を追加しました。	A

(3) 第3章「川崎市の健康診断（脆弱性評価）」について（意見数15件）

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
1	<u>木造住宅の耐震診断から補強工事への流れに沿って、手厚く使いやすい補助金によって耐震化事業が進んでいくことが望まれる。</u>	<u>建物の倒壊等による死傷者の発生の防止には耐震化が大きく寄与していることから、民間住宅の耐震診断や耐震改修への助成等を行っているところですが、令和7（2025）年度中に耐震改修促進計画を改定する予定としており、引き続き、同計画に基づき、耐震化の促進に向けた取組を進めてまいります。</u>	B
2	<u>耐震化率は戸数単位ではなく建築物単位（建築確認申請単位）でカウントすべきである。</u>	<u>住宅の耐震化率については、国土交通省による計算方法を基に、戸数単位で計算を行っているところですが、市民の皆様へ耐震改修等の必要性を認識していただくことは重要ですので、様々な機会を捉えた啓発の取組を進めてまいります。</u>	C
3	学校での周知や防災教育の充実を図ることが、結果として各家庭での災害時の備えにつながると考える。	市立学校では、児童生徒が、災害から自らの生命を守るための安全な行動をとる能力などを育むことや、防災についての基礎的・基本的事項を理解できるよう、危機管理部門と連携したぼうさい出前講座の実施や、各教科の学習や総合的な学習の時間における防災教育などの取組を進めております。 かわさき強靱化計画においても、「児童生徒への防災教育・若い世代の防災意識の向上に向けた取組の推進」を位置付けているところであり、引き続き、各学校の実情に応じ、児童生徒が様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動ができるよう、取組を進めてまいります。	B

4	緊急輸送道路等の無電柱化は非常によい取組であるので今後も継続して取り組んでいきたい。	無電柱化については、無電柱化の取組方針を定めた「川崎市無電柱化推進計画」に基づき、主要駅周辺や緊急交通路等の重点エリアにおいて、計画的に実施しているところです。また、市が行う無電柱化の基本としている電線共同溝の整備については、一定規模の道路幅員及び歩道幅員が必要になるほか、多額の整備費用や長期の事業期間を要することなど様々な課題があることから、都市計画道路の整備等に併せて行うなど、効率的かつ効果的に取組を進めているところです。 本取組は、本計画における強靱化事業（「緊急輸送道路等の無電柱化の推進」）に位置付けており、引き続き、無電柱化の取組を推進してまいります。	B
5	「密集市街地等における大規模火災による死傷者の発生」とあるが、どの災害よりも直下型大地震発災後の火災による死者が多いことは明らかである。密集市街地という川崎市のごく一部ではなく、市全体での「強靱化」に着手してほしい。	川崎市域の強靱化を図るためには、地震による火災の死者の削減に資する取組が重要であると考えており、こうした取組を強靱化事業に位置付け、不燃化重点対策地区を中心に、引き続き、ハード・ソフトの両面からの減災対策に取り組んでいくこととしておりますが、いただいた御意見も参考とさせていただき、令和8（2026）年度に実施する本市の地震被害想定調査の結果も踏まえ、必要な取組を進めてまいります。	D
6	移転を検討している小向厩舎跡地について、横浜市が新横浜に鶴見川の洪水対策として多目的遊水池を建設したように、川崎市が中心となって国や県と連携して多摩川の氾濫や内水氾濫対策に活用すべきである。	多摩川を管理している国土交通省では、今後30年程度で実施する具体的な整備内容などを定める将来の川づくりの計画である多摩川水系河川整備計画について、気候変動等の影響による水害の頻発化、激甚化を踏まえ、変更に向けて検討が進められております。洪水を安全に流下させるための対策としては、限られた費用と時間の制約の中での整備の実現性や、地域社会への影響などを総合的に勘案した結果、河道掘削等を検討していると国から伺っているところです。	C

7	災害時の保健医療活動について。避難所運営を行うに当たり、被災者のうち、傷病者にどのように対処すべきかがよくわからない。医療関係団体の連携強化と記載されているが、具体的に、医師会、看護協会、薬剤師会との連携や、さらには地域の自主防災組織との日頃からの連携も望まれる。区単位の協議会のような組織を創設すればよいと考える。	避難所における傷病者については、原則、医療関係者が巡回して対応し、必要に応じ、病院への移送等を実施することとしております。 指定避難所、地域の医療関係団体などの連携は重要であることから、市及び区総合防災訓練などにおいても連携体制の構築に努めており、いただいた御意見も参考に、引き続き、取り組んでまいります。	C
8	大規模な災害時は、自治体で全ての対応を行うことは不可能となるので、避難所の開設などに関して、日頃から地域で行う防災訓練や研修などの活動が重要になる。 (他同趣旨1件)	大規模な災害時には、行政のみによる対応は困難となりますことから、地域の方々との連携による避難所運営が円滑に行われるよう取組を進めることとしており、地域ごとの避難所運営会議及び避難所開設訓練の実施に向け、各区と連携し支援を行ってまいります。また、民間事業者や地域で活動する団体など多様な主体との連携による被災者支援に向けて取り組んでまいります。	B

9	地震・火災の被害想定棟数（約 3.8 万棟）に対して現在仮設住宅用地は何棟分確保できているか。能登半島では、仮設住宅がその後の水害によって水没した事例もあったが、用地の選定や仮設住宅の構造・性能にどのような配慮を考えているか。	被災者への応急仮設住宅の供与については、建設型の応急仮設住宅と、民間賃貸住宅の借上げによる賃貸型の応急仮設住宅を併せて対応することとしております。また、市内における供与に不足が生じる場合には、広域連携の枠組みを利用するなど、被災状況等に応じた応急仮設住宅の確保に努めてまいります。なお、建設型の応急仮設住宅については、公園などの公有地等を建設候補地として約 200 箇所をデータベースで管理しております。 また、建設型の応急仮設住宅については、被害状況のほか、風水害等の想定を踏まえながら、建設用地を選定することとしております。その構造・性能については、被災地の取組事例も踏まえながら、災害時に連携することとなる神奈川県や協定団体等とともに、これまでも検討や協議を進めてきたところであり、引き続き、検討及び調整を行ってまいります。	C
10	仮設住宅の設置に関連して、災害関連死を防止するために具体的にどのような対策を考えているか。	仮設住宅への入居者を含め、災害関連死を防ぐためには、特に、高齢者や障害者など災害時の行動に支援を要する災害時要援護者などリスクの高い避難者への配慮が重要であると考えており、こうした方々への個別訪問や、関係機関の間での情報共有など必要な対策を講じてまいります。	C
11	地域防災拠点や避難所が指定されている多摩川沿いの小学校のうち、いくつかは家屋倒壊等氾濫想定区域内にあるが、洪水時にその機能を果たすことができるのか。また、機能が果たせない状況でのアナウンスや代替施設はどのように想定しているか。	洪水の浸水想定区域内に位置する避難所については、災害対策基本法等に基づき、洪水に対して安全な構造を有する市立小・中学校の校舎等を指定しているところですが、災害の状況等により、近隣の公共施設を開放するなど柔軟に対応を図ってまいります。避難所の開設状況については、同報系防災行政無線、広報車、自主防災組織、町内会長等による電話・FAX 又は口頭伝達のほか、市ホームページ、防災ポータルサイト、防災アプリ、SNS 等の手段を活用し、広報を行うこととしております。	D

12	体育館に空調設備を設置しても停電時は使用できない。体育館の断熱改修、蓄電設備や発電機を備えることが先決ではないか。できれば自家発電設備の設置が望ましい。	市立学校の体育館等への空調設備については、今年度中に策定する「市立学校体育館等空調設備整備方針」に基づき整備してまいります。同方針において、防災機能として停電時にも稼働できる機器を選定することを位置付けるとともに、暑熱対策として屋根の断熱（遮熱）化を基本とすることとしております。	D
13	災害が発生した場合、大量の災害廃棄物が発生（約 860 トン）するが、一時的に保管する仮保管場所は具体的に何トンのスペースをどこに確保しているのか。また、道路や橋等のインフラが遮断されることを想定して選定しているのか。	災害廃棄物等の処理については、災害廃棄物等処理計画及び同実施計画に基づき、街区公園等を一次仮保管場所、1 ha 以上の大規模公園や臨海部の公有地等を二次仮保管場所として想定し、これらを経由して処理を行うこととしております。 御指摘のとおり、災害時には道路等のインフラが使用できない状況も想定されますことから、災害の規模や被害状況、周辺地域における他用途での利用状況等を踏まえ、必要となる仮保管場所を柔軟かつ臨機応変に開設することとしております。 また、想定している災害廃棄物の発生量すべてを仮保管場所で受け入れるのではなく、分別状況や処理の緊急性等に応じて、仮保管場所を経由せず、処理施設へ直接搬入されるものもあることを想定しております。 さらに、広域的な処理体制の活用や民間事業者との連携により、迅速に処理ルートの確保を図ることで、仮保管場所での一時的な受入にとどまらず、速やかな搬出・処理を行い、災害廃棄物の円滑な処理を進めることを想定しております。	D

14	令和6年能登半島地震では、道路が寸断し、主要道路に車両が集中した結果、渋滞が生じ、物資輸送が円滑に進まなかった。災害時には道路を早期に復旧し、輸送路を確保することが重要である。	かわさき強靱化計画では、「交通インフラの長期間にわたる機能停止」を起してはならない最悪の事態（リスクシナリオ）に位置付け、こうした事態を回避するため、沿道建築物の耐震化の取組の推進や、迅速な道路啓開等を行う体制の構築に向けた災害時協定の実効性の確保など、道路機能をこれまで以上に早期復旧させる体制づくりに取り組んでまいります。	B
----	---	--	---

(4) 資料編について (意見数 4 件)

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
1	<u>埋立地や市南部のようにかつて河川敷であったところの地盤強化は、市民レベルではなかなか困難であると考えてる。</u>	<u>地盤の改良については、原則、土地の所有者等が行うものと考えておりますが、令和 6 年能登半島地震での課題を踏まえた国等の動向も注視してまいります。</u>	C
2	高層ないし超高層ビル群の建設が、本市においても進行しているが、気象的には上昇気流をもたらす集中豪雨の一因となっていると考える。中原区における災害の発生もその良い例である。もう遅いが、防災上からも規制すべき。	将来的な人口減少を踏まえ、魅力的なまちづくりを継続していくことが重要と考えておりますので、今後も引き続き、誰もが暮らしやすいまちづくりを目指し、計画的に土地利用を誘導し、防災性の向上にも配慮した魅力ある都市拠点の形成に努めてまいります。	C
3	首都圏や川崎市への「一極集中」を抑制・是正することが根本的な災害対策になるのではないかと。大都市の在り方や都市構造について、もっと気を配ってほしい。	東京圏への人口等の集中による防災上のリスク等については、令和 7 (2025) 年 12 月に国が公表した「首都直下地震の被害想定と対策について (報告書)」など、国において議論されているものと承知しております。本市においては、かわさき強靱化計画に基づき、大規模自然災害時に、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた都市づくりの平時からの構築を目指してまいります。	E

4	市域を縦断する幹線道路網が少ないと感じる。こうした道路が整備されることで、大規模災害時には、物資輸送が円滑に進むのではないか。また、建物の倒壊で道路が閉塞し、通行止めになる可能性があるので、こうした対応も必要である。	本市の幹線道路の整備については、効率的・効果的な整備を推進するため、「第2次川崎市道路整備プログラム（平成28年度～令和11年度）」に基づき、客観的な指標を用いて整備効果の高い箇所を選定し、重点的に取り組んでおります。 市域を縦断する主な幹線道路としては、国道409号、都市計画道路尻手黒川線、主要地方道幸多摩線があり、このうち国道409号及び尻手黒川線では、現在、道路整備を進めているところです。 今後も、本プログラムに基づき、緊急輸送道路など、大規模災害時における道路ネットワーク機能の強化に向けて、引き続き取組を進めてまいります。 建物の倒壊による道路の閉塞については、本計画におけるリスクシナリオに位置付け、対応することとしており、沿道建築物について、耐震化を促進する取組を進めていくとともに、迅速な道路啓開等を行う体制の構築に向けて、災害時協定の実効性の確保など、道路機能をこれまで以上に早期復旧させる体制づくりに取り組んでまいります。	B
---	---	---	---

〔その他〕（意見数 1 件）

番号	意見要旨	本市の考え方	区分
1	<u>河川対策に現在、神奈川県が工事を進めている矢上川地下調節池が記載されていないのはなぜか。</u>	<u>かわさき強靱化計画については、国土強靱化に関する施策の推進を図るため、本市が行う施策、取組を記載しているものであり、神奈川県が行う矢上川地下調節池の整備については、本計画に含めないものとしております。</u> <u>しかしながら、本整備は河川の氾濫による洪水被害を軽減する効果があるものと伺っておりますことから、引き続き、神奈川県からの情報収集等に努めてまいります。</u>	E

6 改定素案からの変更点

(1) パブリックコメントによる市民意見を踏まえた変更

※ 下線は変更箇所

変更の概要	変更内容【変更後】	【変更前】
国による首都直下地震の被害想定結果の活用に関する御意見を受け、記載を加筆	(本編 P16、概要版 P 2) なお、 <u>国による首都直下地震の被害想定等も参考としながら</u> 、令和 8 年度に地震被害想定調査を実施する予定としており、この結果を踏まえて公助の範囲を整理し、計画に反映していきます。	(本編 P16、概要版 P 2) なお、 <u>(新設)</u> 令和 8 年度に地震被害想定調査を実施する予定としており、この結果を踏まえて公助の範囲を整理し、計画に反映していきます。

(2) 有識者との継続した意見交換を踏まえた変更

変更の概要	変更内容【変更後】	【変更前】
<u>改定前の計画の令和 7 (2025) 年度の減災目標「地震による死者数」の達成状況の数値を訂正</u>	(本編 P16、概要版 P 2) 約 <u>460</u> 人 (減災効果：約 <u>59%</u>) ※ 「(減災効果：約 59%)」は本編のみに記載	(本編 P17、概要版 P 2) 約 <u>480</u> 人 (減災効果：約 <u>58%</u>) ※ 「(減災効果：約 58%)」は本編のみに記載
<u>改定前の計画の令和 7 (2025) 年度の減災目標「津波による死者数」の達成状況の数値を訂正</u>	(本編 P16) (参考) 避難しない場合の死者数 約 <u>5,807</u> 人	(本編 P16) (参考) 避難しない場合の死者数 約 <u>5,810</u> 人
<u>新たな計画の令和 11 (2029) 年度の減災目標「地震による死者数」の目標値の数値を訂正</u>	(本編 P55、概要版 P 4) 令和 11 (2029) 年度において、川崎市直下の地震 (平成 21 (2009) 年度想定) で想定される死者の数を約 1,140 人から約 <u>440</u> 人とします。	(本編 P55、概要版 P 4) 令和 11 (2029) 年度において、川崎市直下の地震 (平成 21 (2009) 年度想定) で想定される死者の数を約 1,140 人から約 <u>450</u> 人とします。

その他、総合計画第 4 期実施計画等に合わせた記載の修正や、用語・用字の修正など、所要の整備を行っています。

かわさき強靱化計画（改定案）概要版【1/4】

序章 本市を取り巻く状況

1 風水害の頻発化・激甚化

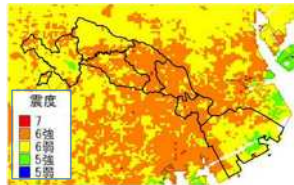
- 時間降水量80mm以上、日降水量300mm以上など強度の強い雨は、昭和55（1980）年頃と比較して、**おおむね2倍程度に発生頻度が高まっています**。
- 本市では、令和7（2025）年9月11日、中原区及び高津区で**時間雨量100mm以上の降雨**が発生しました。
- 今後、地球温暖化の進行に伴い、**大雨などの自然災害のリスクがさらに高まる**ことが予測されています。



令和6（2024）年9月20日からの大雨による被害（石川県輪島市町野町）
（石川県HPから）

2 大地震発生 の想定

- 南関東地域でのマグニチュード7クラスの地震（川崎市直下の地震を含む。）が発生する確率は**30年間で70%**と予測されています。
- 川崎市直下の地震が発生した場合、**最大震度は7**となり、建物倒壊、火災などによる**死者は819人**と想定しています。（参考：平成25（2013）年公表 川崎市地震被害想定調査報告書）



川崎市直下の地震の震度分布

3 今後の人口の推移

- 本市においては、当面、人口増加が続くものと見込んでいますが、年少人口は既に減少傾向に転じており、**生産年齢人口もまもなくピークを迎え**、近い将来、**急速な高齢化の進行と人口減少社会への転換**が見込まれます。
- 今後、少子高齢化がさらに進むことで、地域における諸活動の**担い手不足が一層拡大**し、地域経済の活力や**地域コミュニティの機能が低下**するほか、社会保障関連経費の増大や都市インフラの老朽化の進行等により、市民生活に必要な**多種多様な機能・サービスの縮小・低下**などが課題となります。（参考：川崎市総合計画 改定案（令和8（2026）年2月）ほか）

4 地域の防災意識等

- 令和6（2024）年度市民アンケートでは、令和3（2021）年度に比べ、災害時に地域で行う活動に対する**協同意向の低下**が見られ、**地域のつながりや助け合い意識の希薄化**が課題となっています。
- 各区の**自主防災組織**からいただいた主な**意見**（令和6（2024）年度）は、次のとおりです。

- ・ **町内会・自治会への加入者が減っている**。都市化が進み**人々の関係が希薄**になっているので、市が関係を強化する対策を講じてほしい。
- ・ 地域住民や市の職員が被災すると、**すぐに避難所を開設することは難しい**。また、避難所で**全ての避難者を受け入れられない**ので、在宅避難を促す取組が必要である。
- ・ 災害時の**指定避難所の運営**と、地域での救出・救護や避難誘導などの**防災活動との両立が課題**である。



町内会・自治会のイベント活動

第1章 計画の目的、位置付け

1 計画の目的

- 大規模自然災害時に、**人命を守り**、経済社会への被害が致命的にならず迅速に回復する、**「強さとしなやかさ」を備えた都市づくり**の平時からの構築を目的とします。

2 これまでの経緯等

- 国土強靱化基本法等に基づき、平成28（2016）年に「**川崎市国土強靱化地域計画**」を策定しました。
- 効果的かつ効率的な施策の推進等の観点から、令和3（2021）年に「**川崎市地震防災戦略**」と**川崎市国土強靱化地域計画を整理・統合し、「かわさき強靱化計画」を策定**しました。

3 計画改定の方針

- 令和5（2023）年の国土強靱化基本計画の改定や、**令和6年能登半島地震**での課題等を踏まえ、今後発生しうる大規模自然災害に備えるため、計画を改定します。
- 自助・共助・公助の役割を踏まえつつ、災害時には**それぞれが行う活動に限界**があることも認めた上で、まずは**「命を守る防災対策」に注力**することを基本とします。
- 行政や住民組織に加え、企業や団体など様々な主体が連携し弱みを補い合うなど、**社会環境の変化に対応した持続可能な防災対策**を進めていきます。

参考：令和6年能登半島地震での課題

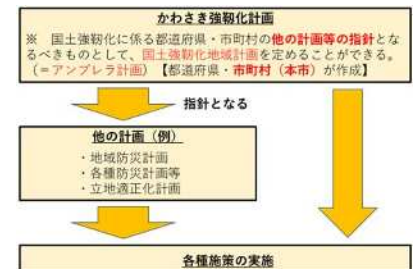
- **耐震化が十分でない建物**やインフラに大きな被害があり、死傷者の発生や応急対策・復旧活動の支障になりました。
- 防災初期には市の職員が被災する中、**応急対策にあたる人員が不足**し、さらに、避難所運営に加え**在宅や地域単位での避難**も見られ、物資や情報をどのように届けるかが課題となりました。
- 他都市や域外からの機関・団体・ボランティアの支援の申出に対し、十分に対応できない状況が見られました。一方、避難所運営など、**地域の結束が大きき力となった**地域もありました。

本市においても必要となる施策

- ・ 住宅の耐震化など**ハード対策**の継続、拡充
- ・ **在宅避難を推奨する取組**
- ・ **避難所環境の向上**
- ・ 物資面など被災者支援における**民間との連携の加速化** など

4 計画の位置付け等

- 国土強靱化基本法第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画として、国土強靱化に係る**本市の他の計画等の指針**となるべきものです（アンブレラ計画）。
- 川崎市総合計画第4期実施計画の計画期間と整合を図り、**令和8（2026）年度から令和11（2029）年度までを計画期間**とします。



5 計画の構成・特徴

- 本市の地理、社会的特性、ハザードの状況、市民の防災意識等を確認した上で、事前に備えるべき目標や**リスクシナリオ**（起きてはならない最悪の事態）等を第2章以降で設定しました。
- 本市が、現状どの程度、上記の事前に備えるべき目標や最悪の事態等に対応でき、何が弱点かを、本市の健康診断（**脆弱性評価**）を行うことで分析し、必要な取組の重点化を行います。



第2章 計画の基本的な考え方

1 基本目標

- 国土強靱化基本計画及び改定前のかわさき強靱化計画と同一のものとして、次のとおり設定します。

- ① **人命の保護**が最大限図られる。
- ② 市域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ **迅速な復旧復興**



川崎市総合防災訓練の様子

2 事前に備えるべき目標

- 国土強靱化基本計画を基本としつつ、第1章の「計画改定の方針」で定めた「命を守る防災対策に注力する」ことなどを踏まえ、次のとおり設定します。

- ① あらゆる自然災害に対し、**直接死を防ぐ**。
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、**災害関連死を最大限防ぐ**。
- ③ 必要不可欠な行政機能を確保する。
- ④ 経済活動を機能不全に陥らせない。
- ⑤ 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に抑えるとともに、早期に復旧させる。
- ⑥ 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

3 想定する大規模自然災害（対象とする災害）

- 本計画では、本市において、市民生活や社会経済に大きな影響を及ぼす可能性がある**大規模自然災害**（地震、津波、風水害、土砂災害（崖崩れ）、火山降灰など）を対象とします。

4 本市の特性・潜在的リスク等の分析

- 本市の地理（地勢、河川、地形等）や社会的特性（人口、交通、産業等）、市民の防災意識等を分析し、リスクシナリオや本市の脆弱性評価（後述）に活用します。



川崎港から見た本市の様子

5 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

- 本市の地理的要件や基礎自治体としての機能等を踏まえて、「住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生」など**25のリスクシナリオ**を設定します。

6 施策分野

- 個別施策分野として、「行政機能・消防等」「都市・インフラ」等8つの施策分野と、横断的施策分野として「地域力」等を設定します。
⇒ 各リスクシナリオと各施策分野を掛け合わせ、それぞれの項目について、**本市の脆弱性を分析・評価**（第3章を参照）します。

市が目指す災害時のまちの姿

（リスクシナリオ等を回避し、こうあってほしいまちの姿） ※ 大地震発生から3、4日後



- 市のコーディネートのもと、地域、団体、企業、他都市からの応援職員などが連携して災害に対応しています。
- 避難所（学校）では、避難所運営会議のメンバーだけでなく、避難者自身も一緒に運営を行いはじめました。
- 国からの支援物資や本市との協定に基づく物資が、事業者の協力を得て各避難所に届けられています。
など、迅速な復旧・復興に向けて取組が進められている状況をイメージしています。

7 計画改定の目的

- (1) **市民・地域の声**などを踏まえた見直し・改善
・事業の見直しや新たな課題等を抽出しました。
(例：住宅の耐震化、自主防災組織の取組支援の拡充、在宅避難を推奨する取組)
- (2) **令和6年能登半島地震**での課題を踏まえた見直し・改善
(例：避難所環境向上、トイレ対策、支援物資対応、受援力の強化)
- (3) **国土強靱化基本計画の改定（令和5（2023）年度）の反映**
(例：災害関連死の防止、多様な市民セクターの参画による地域防災力の向上)

※ 計画改定にあたり、強靱化を推進する上で配慮すべき主な事項

- ・ 地域住民・企業・コミュニティ等の多様な主体が実施する自助・共助の取組を推進するため、**平時からのコミュニティ構築への支援**を行います。
- ・ **ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ**、災害対応力の向上を図り、第1章で定めた基本目標の達成に向けて取り組みます。
- ・ **避難所環境の改善及び在宅避難を推奨する取組を両輪で推進**します。

なお、国による首都直下地震の被害想定等も参考としながら、令和8年度に地震被害想定調査を実施する予定としており、この結果を踏まえて**公助の範囲を整理**し、計画に反映していきます。

8 減災目標に対する達成状況

- 改定前の計画において、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの計画期間における取組の進捗を図るため設定した減災目標の達成状況は、次のとおりです。

項目	目標	達成状況（令和7（2025）年度末時点）
地震による死者	川崎市直下の地震（平成21（2009）年度想定）で想定される死者数を約1,140人から 約480人 とします。	約480人（目標を達成）
津波による死者	慶長型地震において想定される津波（平成24（2012）年度想定）による死者数を約5,820人からゼロとします。	次の取組状況を踏まえ、「 減少傾向 」 ・津波避難施設の確保107施設（収容人数約27万人） ・津波ハザードマップ、標識等による周知啓発 ・津波避難訓練の実施



第3章 川崎市の健康診断（脆弱性評価）

第2章で設定した「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」と「施策分野」ごとに、本市の現状（施策の実施状況等）を整理し、脆弱性の分析・評価等を行いました。

1 リスクシナリオ・施策分野ごとの事業の実施状況等の整理

- 本市の現状を把握するために、「リスクシナリオ」と「施策分野」で構成する「脆弱性評価マトリクス表」（以下「マトリクス表」という。）により、事業の実施状況等を整理しました。

2 リスクシナリオごとの脆弱性の分析・評価

- マトリクス表による現状把握を踏まえつつ、次のチェックポイントを設定し、脆弱性を分析・評価しました。

リスクシナリオ	施策分野		主なチェックポイント
	行政	都市・インフラ	
施設の倒壊	●	●	・「リスクシナリオを回避するための視点」に対応する施策はあるか（ある場合は●を付ける）
火災による死者発生	●	●	
風水害に伴う浸水	●	●	・マトリクス表の施策分野における空欄等の脆弱性への影響の有無

マトリクス表のイメージ

3 推進方針の設定等

- リスクシナリオごとに、「現状」及び「リスクシナリオを回避するための視点」を整理し、これらを踏まえ、「脆弱性評価結果及び推進方針」（以下「推進方針等」という。）を設定しました。
- リスクシナリオごとの推進方針等に基づき、強靱化に向けた取組を進めています。

4 現状の川崎市の健康診断結果（脆弱性評価結果）、推進方針等

- 脆弱性評価を踏まえた主な**推進方針**は、次のとおりです。

（1） カテゴリー1 あらゆる自然災害に対し、直接死を防ぐ ※「1-1」などはリスクシナリオ番号を示しています

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生

- 民間住宅の**耐震対策**のさらなる促進に努めるとともに、継続して公共建築物の**特定天井対策**に取り組みます。

1-2 密集市街地等における大規模火災による死傷者の発生

- 不燃化重点対策地区における**不燃化の取組**について、「**密集市街地における防災まちづくり推進計画**」を令和7（2025）年度中に策定し、一層の推進を図ります。

1-3 広域にわたる大規模津波等による死傷者の発生

- 津波、高潮による浸水被害を防ぐため、引き続き、**海岸保全施設の適切な維持管理**等に取り組むとともに、**津波避難訓練**等による防災意識の高揚と対応力の向上に向けて様々な手段・機会を活用した**啓発**に取り組みます。



海岸保全施設（陸間（りっこう））

1-4 風水害に伴う市街地等の浸水や防災インフラの損壊・機能不全による死傷者の発生

- 国、県、関係自治体等の**関係機関との連携**を図りながら、**浸水対策**、**治水対策**等に取り組みます。

1-5 土砂災害等による死傷者の発生

- 土砂災害等への対応力の強化を図るため、**避難確保計画の策定や訓練の実施**を進めるとともに、**マイトタイムライン**の活用や分散避難の周知など、様々な手段・機会を活用した**啓発**等に取り組みます。

（2） カテゴリー2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、災害関連死を最大限防ぐ

2-1 消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- 継続した適切な施設等の維持管理を図るため、資産マネジメントに基づく**消防署等の老朽化対策や浸水対策**について検討し、計画的に取り組みます。

2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

- **災害拠点病院の計画的な機能の維持・向上**に向けて、**電力や水道、下水道等のライフライン対策**について、関連事業として取り組みます。

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化等による死者の発生

- 指定避難所の生活環境等の改善を図るため、避難所への**マンホールトイレの整備、体育館等への空調設備の整備**などを進めます。
- 在宅避難に必要な知識の普及啓発や、地域からの意見等も踏まえながら、物資や情報の提供など**在宅避難者に対する支援策の検討**を進めます。



在宅避難に関する防災啓発冊子

2-4 被災地域での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止、被災による治安の悪化

- 国の新たな物資システムとの連携や、**物流事業者との協力体制の確保・強化**等を図ります。



物流事業者、地域と連携した支援物資輸送訓練の様子

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱

- **広域的な帰宅困難者対策を推進**するため、**九都県市など、他の自治体と連携した取組**を引き続き、推進します。

2-6 大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下

- **避難所開設・運営**について、訓練等を通じてマニュアルを見直すなど、**感染症対策**に取り組みます。

（3） カテゴリー3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市役所及び区役所の職員・施設等の被災等による行政機能の大幅な低下

- 災害時に適切な応急復旧と行政機能の維持を両立するため、**BCP（川崎市業務継続計画）**を継続的に更新・管理し、**訓練**等に取り組みます。

（4） カテゴリー4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断などによる企業等の生産力低下

- 災害時の経済活動の保持・早期復旧のため、**企業のBCP策定支援制度の周知**を図るなど、引き続き、企業のBCP策定促進に向けた普及・啓発に取り組みます。

4-2 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等に伴う有害物質の大規模拡散・流出

- コンビナート関連施設の防災対策を促進するため、引き続き、**特定事業所に対する講習会や立入検査**等に取り組みます。

4-3 海上輸送の機能の停止による経済活動等への甚大な影響

- 港湾施設の耐災害性の向上を図るため、引き続き、**耐震強化岸壁や臨港道路等の整備**の計画的な推進に取り組みます。



耐震強化岸壁

4-4 工業用水等の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

- 工業用水の供給途絶を避けるため、**浄水場間や送水管のバックアップ管路の整備、経年化した施設の更新**に計画的に取り組みます。



第3章 川崎市の健康診断（脆弱性評価）（続き）

（5） カテゴリー5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に抑えとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断やインターネットの障害、防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止などにより情報収集・発信ができず、住民の避難行動や救助が遅れる事態

- 通信事業者との平時からの情報共有や**協働体制の構築**等による**連携強化**に取り組むとともに、地域コミュニティ放送との連携を強化し、**防災ラジオ**の導入を推進します。



防災ラジオ

5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

- 災害時における電力等の安定供給に寄与することから、**緊急輸送道路等の無電柱化**に取り組んでいきます。



緊急輸送道路等の無電柱化（左：整備前、右：整備後）

5-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

- **水道管路の計画的な更新・耐震化**等に取り組むとともに、下水道の管きよ・施設の点検・調査を通して状況を的確に把握し、アセットマネジメントによる、予防保全的な維持管理や、リスクとコストのバランスを考慮した**最適な下水道施設の老朽化対策**を進めていきます。

5-4 基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止

- 指定した路線の**沿道建築物**の耐震化を推進するとともに、災害時協定の実効性の確保など、道路機能をこれまで以上に**早期復旧させる体制づくり**に取り組めます。

（6） カテゴリー6 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 復旧・復興・生活再建を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

- 全庁的な**復旧・復興体制の整備**に取り組むとともに、引き続き、平時からの講演会や訓練等を通じて市民の防災力の向上や**地域コミュニティの活性化**に取り組めます。

6-2 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

- 迅速かつ円滑な災害廃棄物の処理体制を構築するため、国、県及び他自治体と情報共有を行いながら、災害廃棄物等処理計画に基づき、**仮保管場所の確保**等を図ります。

6-3 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

- 迅速かつ円滑な復旧・復興に向けて、土地等の権利関係や所有者の明確化を図るため、引き続き、**地籍調査**に取り組んでいくとともに、復旧・復興の妨げとなる**空き家への対策**に取り組んでいきます。



啓発冊子「災害が起きた時の「ごみ」のこと」

6-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

- 文化財の保護・活用等のため、所有者・管理者への**適正管理・防災意識の向上**に取り組むとともに、市民の財産と公共施設の被害の最小化に向け、**多様な主体と連携**した取組を進めます。

6-5 風評被害や生産力の回復の遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

- 災害時における迅速かつ適正な情報発信に向けた**広報の充実**に取り組めます。

第4章 かわさき強靱化に向けた取組

1 かわさき強靱化に向けた取組一覧表

- 第3章の推進方針等を踏まえ、今後、本市の強靱化に向けて取り組む事業について、別紙「かわさき強靱化に向けた取組一覧表」として整理しました。

2 強靱化事業の選定

- 次の選定基準に該当する取組を「強靱化事業」として選定し、個別に進捗管理を行うことで、効率的・効果的な計画の進捗管理を図ります。

主な強靱化事業の選定基準

- ① 「Ⅰ 国庫補助金に関するもの」に該当するもの

- ② 「Ⅱ 計画改定の目的等に関するもの」

- ・ **耐震化**の向上に資する取組
- ・ 地震による**火災の死者の削減**に資する取組
- ・ 国土強靱化基本計画等の主な項目に関連する取組
- ・ 令和6年能登半島地震での課題解決のための取組
- ・ **地域力（地域防災力）**の向上に資する取組

のうち、3つ以上に該当するもの



防災まちづくりの支援

第5章 計画の進捗管理と評価

1 計画の進捗管理と評価

- 「川崎国土強靱化地域計画推進会議」において、強靱化事業の進捗状況や業績指標の達成状況について、毎年度把握して評価を行い、主な取組状況の記載などを含めて、市民にわかりやすく公表します。

2 強靱化事業の進捗管理等

- 第4章で選定した強靱化事業については、個別の進捗管理シートにより、計画期間中の各年度において、年度当初に当該年度に取り組む事項を設定し、その達成状況を把握します。

3 計画の評価のための指標

- 毎年度の進捗管理及び計画期間の進捗状況を評価するため、取組の成果を示す業績指標を設定します。

- 減災目標を次のとおり設定します。

地震による死者

- ・ 令和11（2029）年度において、川崎市直下の地震（平成21（2009）年度想定）で想定される死者数を約1,140人から約440人とする。

津波による死者

- ・ 慶長型地震において想定される津波（平成24（2012）年度想定）による死者数を約5,820人からゼロとする。

参考：策定の経過等

令和7（2025）年11月・（20日）改定素案の公表

12月・（5日）パブリックコメント手続（令和8（2026）年1月15日まで実施）

令和8（2026）年3月・（12日）市議会総務委員会における報告

・（24日）計画の決定（予定）

かわさき強靱化計画

改定案

令和8（2026）年3月

川 崎 市



目 次

序 章 本市を取り巻く状況	P4
1 気候変動による風水害等の頻発化・激甚化	P4
2 大地震発生の想定	P4
3 今後の人口の推移	P4
4 地域の防災意識等	P5
第1章 計画の目的、位置付け	P6
1 計画の目的 ～防災・減災から、「強くてしなやか（強靱化）」へ～	P6
2 これまでの経緯等	P7
3 計画改定の方向性	P7
4 かわさき強靱化計画の位置付け等	P9
5 計画の構成・特徴	P10
第2章 計画の基本的な考え方	P11
1 基本目標	P11
2 事前に備えるべき目標	P11
3 想定する大規模自然災害（対象とする災害）	P12
4 川崎市の特性・潜在的リスク等の分析	P12
5 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	P12
6 施策分野	P14
7 計画改定の目的	P16
8 減災目標に対する達成状況	P17
第3章 川崎市の健康診断（脆弱性評価）	P18
1 リスクシナリオ・施策分野ごとの施策の実施状況等の整理	P18
2 リスクシナリオごとの脆弱性の分析・評価	P18
3 推進方針等の設定	P18
4 現状の川崎市の健康診断結果（脆弱性評価結果）、推進方針等	P19

第4章	かわさき強靱化に向けた取組	P54
1	かわさき強靱化に向けた取組一覧表	P54
2	強靱化事業の選定	P54

第5章	計画の進捗管理と評価	P55
1	計画の進捗管理と評価について	P55
2	強靱化事業の進捗管理等について	P55
3	計画の評価のための指標	P55

(別紙) • 脆弱性評価マトリクス表
 • 強靱化事業一覧表

(別冊) • 資料編

序章 本市を取り巻く状況

1 気候変動による風水害の頻発化・激甚化

近年の平均気温の上昇や大雨の頻度の増加など、気候変動及びその影響が世界各地で現れており、気候変動問題は人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「[気候危機](#)」とも言われています。

大雨の年間発生回数は有意に増加しており、1 時間降水量 80mm 以上、3 時間降水量 150mm 以上、日降水量 300mm 以上など強度の強い雨は、昭和 55（1980）年頃と比較して、[おおむね 2 倍程度に発生頻度が高まっています](#)。

本市では、令和 7（2025）年 9 月 11 日、記録的短時間大雨情報が複数回発表され、中原区及び高津区において、時間雨量 100mm 以上の降雨が発生しました。

今後、地球温暖化の進行に伴い、[大雨などの自然災害のリスクは更に高まることが予測](#)されています。
（参考：令和 7 年度版 防災白書、気象庁 HP）



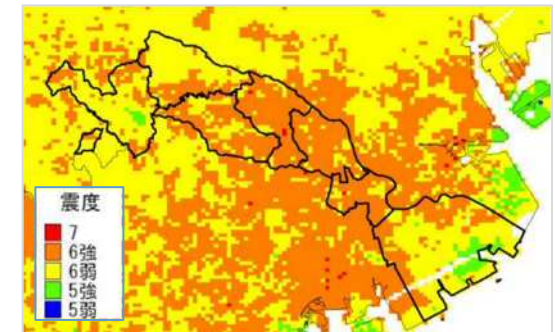
令和 6（2024）年 9 月の大雨被害（石川県輪島市町野町）（石川県 HP から）

2 大地震発生 の 想定

文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会（2004）によると、[南関東地域で M7 クラスの地震（川崎市直下の地震を含む。）が発生する確率は 30 年間で 70%](#)と推定されています。

川崎市直下の地震が発生した場合、[最大震度は 7](#) となり、建物倒壊や火災などによる[死者は約 820 人](#)、建物の全壊・半壊棟数は約 72,000 棟、避難所での避難者数は、3 日後に約 361,000 人と想定されています。

（参考：平成 25（2013）年公表 川崎市地震被害想定調査報告書）



川崎市直下の地震の震度分布

3 今後の人口の推移

日本の人口について、国立社会保障・人口問題研究所による平成 29（2017）年の日本の将来推計人口では、総人口が減少局面に入っている状況にあり、令和 2（2020）年から令和 47（2065）年にかけて、約 3,800 万人（約 30%）減少する見込みとなっています。

本市においては、駅周辺を中心とした拠点開発の進捗等により、当面、人口増加が続くものと見込んでいますが、年少人口は既に減少傾向に転じており、[生産年齢人口もまもなくピークを迎え](#)、近い将来、[急速な高齢化の進行と人口減少社会への転換](#)が見込まれます。

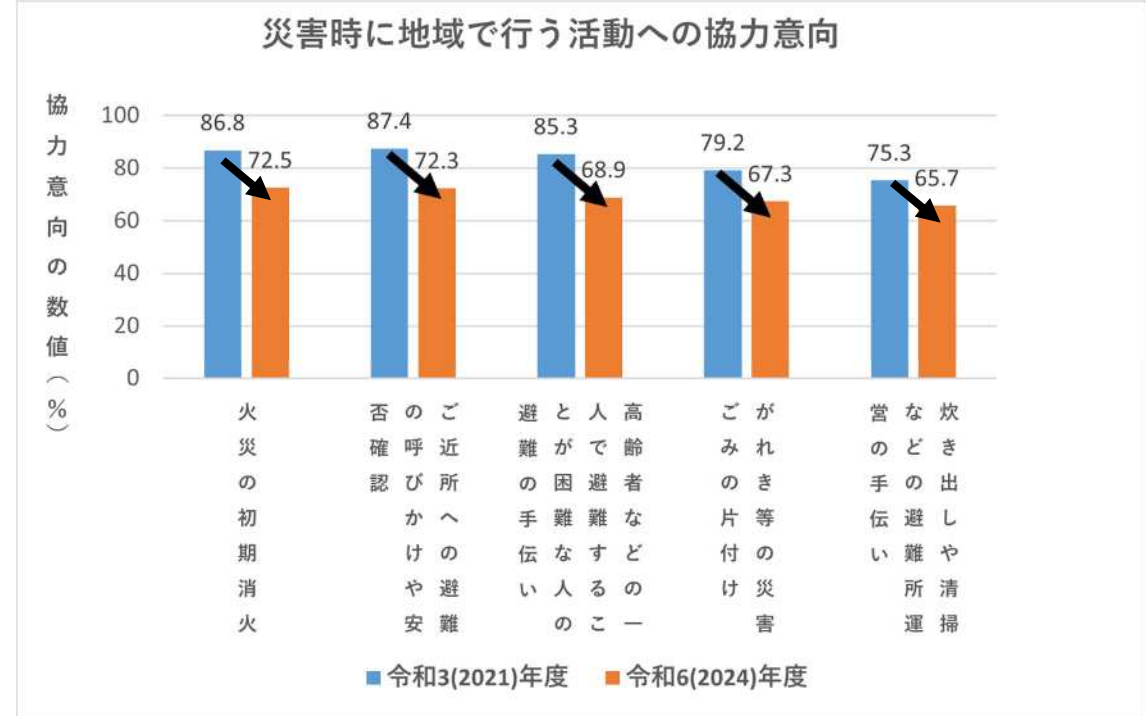
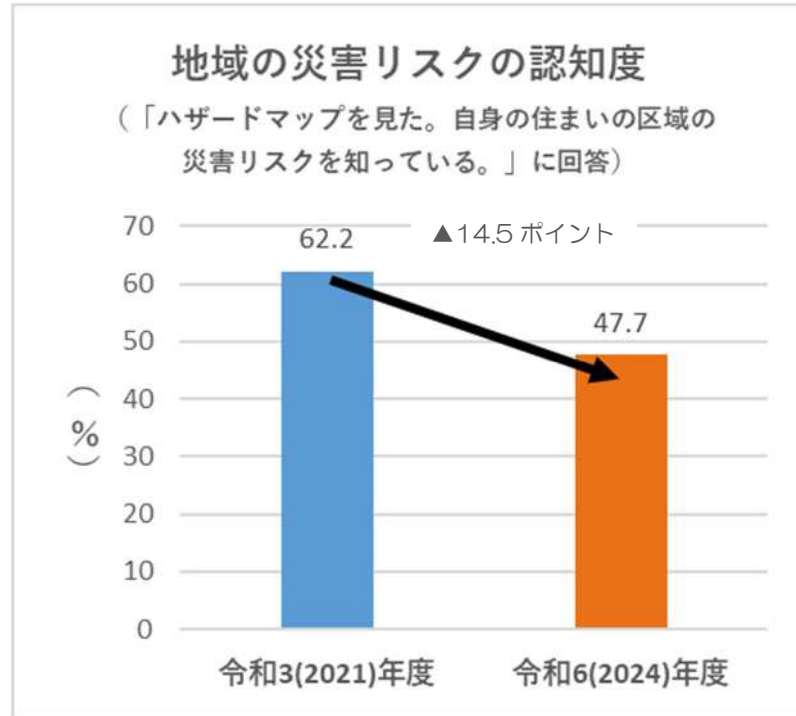
今後、少子高齢化がさらに進むことで、地域における諸活動の[担い手不足が一層拡大](#)し、[地域経済の活力や地域コミュニティの機能が低下](#)することに加え、社会保障関連経費の増大や都市インフラの老朽化の進行等により、[市民生活に必要な多種多様な機能・サービスの縮小や水準の低下](#)などが課題となります。

（参考：川崎市総合計画 改定案（令和 8（2026）年 2 月）ほか）



4 地域の防災意識等

令和6（2024）年度に実施した市民アンケートでは、令和3（2021）年度の同様の調査と比較して、地域の災害リスクの認知度（「ハザードマップを見た。自身の住まいの区域の災害リスクを知っている。」に回答）の低下（▲14.5 ポイント）に加え、[共助に関する項目については、災害時に地域で行う活動の全項目について、協力意向](#)（「協力したい」と「協力してもよい」の回答を合計）に低下が見られました。



また、令和6（2024）年度において、川崎市地域防災計画震災対策編の修正時（9月～12月）に、各区の自主防災組織から次のような御意見をいただきました。

<主な意見>

- ・町内会・自治会への加入者が減っている。また、都市化が進み[人々の関係が希薄](#)になっているので、市が関係を強化する対策を講じてほしい。
- ・地域住民や市の職員が被災すると[すぐに避難所を開設することは難しい](#)と考えられるので、こうした想定の実地訓練を含め、対応を考える必要がある。また、避難所で[全ての避難者を受け入れることはできない](#)ので、在宅避難を促す取組が必要である。
- ・自主防災組織として、災害時の[指定避難所の運営](#)と、地域での救出・救護や避難誘導などの[防災活動との両立が課題](#)である。



第1章 計画の目的、位置付け

1 計画の目的 ～防災・減災から、「強くてしなやか（強靱化）」へ～

伊勢湾台風、阪神淡路大震災、東日本大震災など、これまでわが国は、数多くの大規模自然災害に繰り返しさいなまれてきました。

過去の歴史を振り返ると、様々な災害対策を講じてきたものの、災害の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧復興を図る「事後対策」の繰り返しでした。

このような教訓から、[大規模自然災害時に、とにかく人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた都市づくりを平時から構築する](#)ことが、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「国土強靱化基本法」という。）及び国土強靱化基本計画に基づくかわさき強靱化計画（国土強靱化地域計画）の目的です。

（国土強靱化の経緯）

伊勢湾台風（昭和 34（1959）年）	阪神・淡路大震災（平成 7（1995）年）	東日本大震災（平成 23（2011）年）
 （写真提供：名古屋市港防災センター）	 （写真提供：神戸市）	 （写真提供：宮古市）
「災害対策基本法」制定 「防災計画の策定」 ⇒「 防災 」概念の明確化	耐震化・密集市街地対策 自助・共助の大切さ ⇒「 減災 」の推進	ハード中心の対策の限界 防災教育などソフト対策の重要性 ⇒「 国土強靱化 」の取組
死者 4,697 人 行方不明者 401 人 負傷者 38,921 人 全半壊家屋 153,890 棟 被害額 約 0.5 兆円	死者 6,434 人 行方不明者 3 人 負傷者 43,792 人 全半壊家屋 249,180 棟 被害額 約 10 兆円	死者 19,782 人 ※ 震災関連の死者を含む。 行方不明者 2,550 人 負傷者 6,242 人 全半壊家屋 406,127 棟 被害額 約 17 兆円

※ 東日本大震災の被害状況は令和 7（2025）年 3 月 10 日現在のデータを掲載（政府緊急災害対策本部資料を参照）



2 これまでの経緯等

本市では、国土強靱化基本法及び国土強靱化基本計画に基づき、平成 28（2016）年に「川崎市国土強靱化地域計画」（以下「国土強靱化地域計画」という。）を策定し、国の動向を踏まえながら、川崎市地域防災計画（震災対策編）の実行計画に位置付け策定した「川崎市地震防災戦略」（以下「地震防災戦略」という。）と連携して、「強靱な地域」をつくるための取組をこれまで進めてきました。

このような中、平成 30（2018）年に国土強靱化基本計画が改定され、また、国土強靱化地域計画の計画期間が令和 2（2020）年度末に終了すること及び地震防災戦略についても計画期間が同時期に終了することを踏まえ、効果的かつ効率的な施策の推進と進捗管理等の観点から、令和 3（2021）年に地震防災戦略と国土強靱化地域計画を整理・統合し、「かわさき強靱化計画」を策定しました。

【資料編 1－1 関連計画等の経緯】

3 計画改定の方向性

近年の災害から得られた教訓や社会経済情勢の変化等を受け、令和 5（2023）年に、国土強靱化基本計画が改定されたこと及び令和 6 年能登半島地震での課題等を踏まえ、今後起こりうる大規模自然災害に備え、本市がこれまで以上に「強さとしなやかさ」を備えた都市づくりを推進するために、これまでの取組を確認し検証したうえで、本市の健康診断（脆弱性評価）を行い、本計画を改定することとします。

これまで、自助・共助・公助のそれぞれの役割を踏まえ、災害への備えを実施してきましたが、序章で述べたように、今後、風水害・地震の切迫化・激甚化が進む一方で、確実に進行する人口減少や地域でのつながりの希薄化などが見込まれ、特に共助（地域での助け合い）と公助において、災害時の対応力の低下が課題となることから、計画改定にあたっては、災害時にはそれぞれが行う活動に限界があることも認めた上で、まずは「命を守る防災対策」に注力することを基本とします。

さらに、行政と住民組織を中心とした連携に加え、企業、地域で活動する団体、福祉関係者、ボランティアなどの様々な主体が連携することにより、それぞれの弱みを補い合うなど、社会環境の変化に対応した持続可能な防災対策を進めていくこととします。



物流事業者、地域と連携した支援物資輸送訓練の様子

参考：令和6年能登半島地震での課題

本市からも、令和6年度末までに、総計で 4,000 人を超える職員を被災地に派遣し、避難所運営、インフラの被害状況の調査や復旧等に従事しました。

被災地では、[耐震化が十分でない建物やインフラに大きな被害](#)があり、死傷者の発生や応急対策・復旧活動の支障になりました。

発災初期には[輪島市の職員が被災する中、応急対策にあたる人員等が不足しました](#)。また、避難所運営に加え、在宅や地域単位での避難もみられ、これらの状況をどのように把握し、物資や情報をどのように届けるかが課題となりました。さらに、[他都市や域外からの機関・団体・ボランティアの支援の申出に対し、十分に対応できない状況](#)が見られました。一方、避難所運営など、地域の結束が大きな力となった地域もありました。

地域特性等に違いがあり、大地震が発生した場合に、これらの状況がすべて本市に当てはまるというものではありませんが、本市においても、次の施策の必要性を認識しました。

- 住宅の耐震化など[ハード対策の継続・拡充](#)
- [在宅避難を推奨する取組](#)など自助への一層の支援
- 物資面など被災者支援における[民間との連携の加速化](#)と他都市からの[受援体制の強化](#)（被災した市ができないところは任せる。）
- 高齢化が進む地域における被災者支援のあり方の検討
- [命を守り、生活の質を確保するための](#)避難所環境の向上



石川県輪島市における本市からの
避難所運営支援



4 かわさき強靱化計画の位置付け等

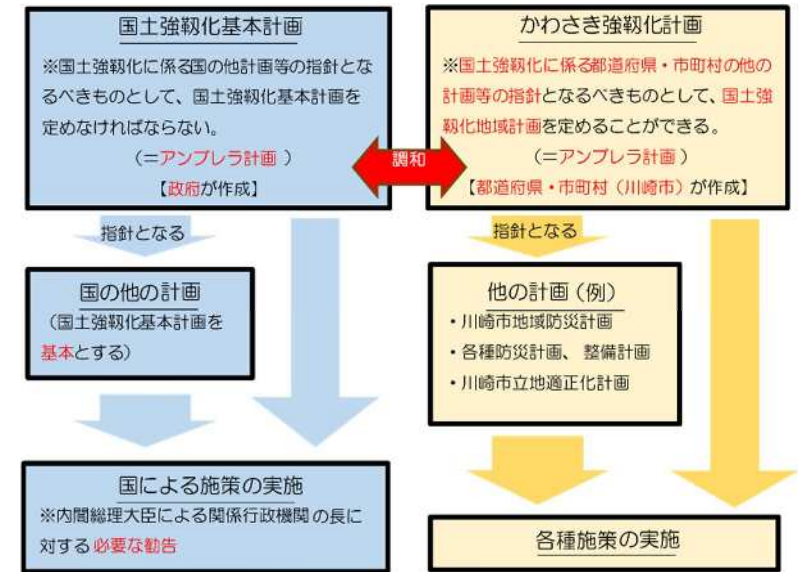
(1) 国・川崎市における強靱化計画の位置付け

本計画は、国土強靱化基本法第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画として、国土強靱化に係る本市の他の計画等の指針となるべきもの（アンブレラ計画）です。

(2) 計画期間

本計画が対象とする期間は、川崎市総合計画第4期実施計画の計画期間と整合を図り、令和8（2026）年度から令和11（2029）年度までとします。

ただし、計画期間中であっても、社会情勢の変化や国土強靱化基本計画等の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを実施します。



(3) 川崎市地域防災計画との違い

川崎市地域防災計画は、災害対策基本法の規定に基づき、地震や風水害などの災害ごとに、市及び市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的として、予防、応急復旧等の関係機関も含めた「防災」に係る基本的・総合的な活動指針の役割を果たすものとして定めたものです。

一方、国土強靱化地域計画は、他の計画等の指針として、災害の種別にかかわらず、「強さとしなやかさ」を備えた都市づくりのために、「事前に備えるべき目標」及びその目標達成に係る「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を設定し、それらを達成するための施策（事業）の実施状況等を踏まえて、地域の持つリスクに対する脆弱性を評価した上で、今後の取組の方針等について定めたものです。

国土強靱化地域計画と川崎市地域防災計画の違い

	国土強靱化地域計画	川崎市地域防災計画
根拠法	国土強靱化基本法	災害対策基本法
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	発災前（迅速な復旧・復興体制を含む。）	予防・応急対策・復旧
施策の設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策	—
施策の重点化	実施	—



5 計画の構成・特徴

本計画は、本市の地理、社会的特性、ハザードの状況、市民の防災意識等を確認した上で、第2章以降で、事前に備えるべき目標や、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）等を設定し、本市が現状どの程度これらの目標や最悪の事態等に対応でき、何が弱点なのかを、本市の健康診断（脆弱性評価）を行うことで分析し、必要な施策の重点化を行っています。

また、国土強靱化基本法第14条において、「国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」とされています。そのため、国土強靱化基本計画を基本としつつ、本市の地理的要件や基礎自治体としての役割などを踏まえて、目標の設定等を行います。



第2章 計画の基本的な考え方

1 基本目標

国土強靱化基本計画及び改定前のかわさき強靱化計画と同一のものとして、次のとおり設定しました。

- ① 人命の保護が最大限図られる。
- ② 市域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

2 事前に備えるべき目標

国土強靱化基本計画を基本としつつ、第1章の「計画改定の方針」で定めた「命を守る防災対策に注力する」ことなどを踏まえて、次のとおり設定しました。
(赤字は、改定前の国土強靱化基本計画及びかわさき強靱化計画から主に変更する箇所)

	国土強靱化基本計画（令和5年度改正）	かわさき強靱化計画
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ。	あらゆる自然災害に対し、直接死を防ぐ。(※)
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ。	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、災害関連死を最大限防ぐ。
3	必要不可欠な行政機能を確保する。	必要不可欠な行政機能を確保する。
4	経済活動を機能不全に陥らせない。	経済活動を機能不全に陥らせない。
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる。	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に抑えるとともに、早期に復旧させる。
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。(※)

※「1 直接死を防ぐ。」

第1章の「計画改定の方針」で定めた「命を守る防災対策に注力する」ことを踏まえて、修正を行いました。

※「6 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。」

基礎自治体としての本市における目標としての修正を行いました。



3 想定する大規模自然災害（対象とする災害）

国土強靱化の趣旨を踏まえ、本市において、市民生活や社会経済に大きな影響を及ぼす可能性がある大規模自然災害（地震、津波、風水害、土砂災害〔崖崩れ〕、火山降灰など）を対象としました。

4 川崎市の特性・潜在的リスク等の分析

川崎市の地理（地勢、河川、地形等）や社会的特性（人口、交通、産業等）、市民の防災意識等を分析し、リスクシナリオや本市の脆弱性評価に活用します。

【資料編2－1 川崎市の地理】

【資料編2－2 川崎市の社会的特性】

【資料編2－3 市民の防災意識等】



川崎港から見た本市の様子

5 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

本市の健康診断（脆弱性評価）を行うために必要な「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」について、国土強靱化基本計画を参考としつつ、本市の地理的要件や基礎自治体としての機能等を踏まえて、事前に備えるべき目標ごとにカテゴリー分類し、次のとおり設定しました。

（前計画の36のリスクシナリオを25に整理・統合し、変更箇所を赤字で示しています）

事前に備えるべき目標 （カテゴリー）		リスクシナリオ （起きてはならない最悪の事態）	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を防ぐ。	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生
		1-2	密集市街地等における大規模火災による死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による死傷者の発生
		1-4	風水害に伴う市街地等の浸水や防災インフラの損壊・機能不全による死傷者の発生
		1-5	土砂災害等による死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、災害関連死を最大限防ぐ。	2-1	消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化等による死者の発生



事前に備えるべき目標 (カテゴリー)		リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	
	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、災害関連死を最大限防ぐ。	2-4	被災地域での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止、被災による治安の悪化
		2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱
		2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下
3	必要不可欠な行政機能を確保する。	3-1	市役所及び区役所の職員・施設等の被災等による行政機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない。	4-1	サプライチェーンの寸断などによる企業等の生産力低下
		4-2	コンビニート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等に伴う有害物質の大規模拡散・流出
		4-3	海上輸送の機能の停止による経済活動等への甚大な影響
		4-4	工業用水等の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に抑えるとともに、早期に復旧させる。	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断やインターネットの障害、防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止などにより情報収集・発信ができず、住民の避難行動や救助が遅れる事態
		5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		5-3	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		5-4	基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止
6	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。	6-1	復旧・復興・生活再建を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		6-2	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-3	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		6-5	風評被害や生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響



6 施策分野

本市の健康診断（脆弱性評価）を行うために必要な施策分野について、国の国土強靱化基本計画を参考とし、基礎自治体としての役割を踏まえて、次のとおり設定しました。

また、施策分野に関連する推進方針キーワードや主な関係局についても、次のとおり設定しました。

	施策分野名称	推進方針キーワード（例）	主な関係局
個別 施策 分野	1 行政機能・消防等	○BCP ○庁舎の耐震化 ○避難所環境（備蓄、トイレ、空調、電源など）	総務企画局・環境局・まちづくり局・危機管理本部・区役所・消防局・教育委員会事務局
	2 都市・インフラ	○住宅の耐震化 ○密集市街地 ○立地適正化 ○公園・街路 ○帰宅困難者 ○文化財 ○仮設住宅 ○老朽化対策 ○上下水道	まちづくり局・建設緑政局・港湾局・区役所・上下水道局・教育委員会事務局
	3 保健医療・福祉	○医療資源の適切な配分 ○DMAT、DPAT ○地域包括ケア ○災害時要配慮者対策 ○災害関連死	健康福祉局・危機管理本部・病院局
	4 エネルギー	○発電機の導入 ○再生可能エネルギー	環境局・臨海部国際戦略本部・危機管理本部
	5 情報通信	○先進技術やSNSの活用 ○衛星 SAR ○公衆無線LAN	総務企画局・まちづくり局・危機管理本部
	6 産業構造	○産業インフラの耐災害化 ○工業用水 ○企業BCP	経済労働局・上下水道局
	7 交通・物流	○交通ネットワーク ○重要物流道路 ○道路啓開 ○交通・物流施設の耐災害化	まちづくり局・建設緑政局・港湾局
	8 環境	○グリーンインフラ ○災害廃棄物 ○有害物質 ○海岸保全施設	環境局・建設緑政局・港湾局・消防局
横断 施策 分野	A 地域力	○町内会・自治会・コミュニティ ○多様な主体の連携（団体、事業所等） ○在宅避難 ○防災教育・リスクコミュニケーション	全て
	B 研究開発・人材育成	○イノベーションの推進 ○防災人材 ○医療人材	全て

市が目指す災害時のまちの姿

(リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)等を回避し、こうあってほしいまちの姿)

※ 川崎市直下の地震(マグニチュード7クラス)の発生から3、4日後



- 市のコーディネートのもと、地域、団体、企業、他都市からの応援職員などが連携して災害に対応している。
- 避難所(学校)では、避難所運営会議のメンバーだけでなく、避難者自身も一緒に運営を行いはじめた。
- 国からの支援物資や本市との協定に基づく物資が、事業者の協力を得て各避難所に届けられている。

など、迅速な復旧・復興に向けて取組が進められている状況をイメージしています。



7 計画改定の目的

かわさき強靱化計画改定の目的及び強靱化を推進する上で配慮すべき事項について、改定前の計画の取組結果や国土強靱化基本計画の改定等を踏まえ、次のとおり定めました。

◆計画改定の目的◆

1 市民・地域の声などを踏まえた見直し・改善

- ・市民・地域の声などの計画への反映
- ・市民にわかりやすい進捗管理
- ・事業の見直しや新たな課題等の抽出
(例：住宅の耐震化、庁舎等の防災機能強化、自主防災組織の取組支援の拡充、在宅避難を推奨する取組、効率的・効果的な防災情報発信)
- ・減災目標の効果測定
- ・川崎市総合計画との整合

2 令和6年能登半島地震での課題等を踏まえた見直し・改善

- ・被災地への職員派遣で得られた知見を含め課題を分析し、脆弱性評価に反映
(例：避難所環境の改善、トイレ対策、支援物資対応、受援力の強化、協定に関する取組推進、道路啓開)

3 国土強靱化基本計画の改定の反映

- ・近年の災害から得られた知見等を考慮
(例：災害関連死の防止、多様な市民セクターの参画による地域防災力の向上、男女共同参画・女性の視点に立った防災・災害対応の推進)
- ・「国土強靱化予算の重点化・要件化・見える化」等への対応

◆強靱化を推進する上で配慮すべき事項◆

- ・平時のみを念頭に置くのではなく、各種リスクの存在を見据え災害対応力の向上及び長期的な効率性・合理性の確保を意図した総合的な視点を持つこと。
- ・地域住民・企業・コミュニティ等の多様な主体が実施する自助・共助の取組を推進するため、災害時のみならず平時からのコミュニティ構築への支援を行うこと。
- ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、災害対応力の向上を図り、第1章で定めた基本目標の達成に向けて取り組むこと。
- ・資産マネジメントの視点に基づく施設の長寿命化を行うとともに、厳しい財政環境が見込まれる中でも「必要な施策・事業の着実な推進」と「持続可能な行財政基盤の構築」の両立に配慮し、施策の重点化を図ること。
- ・令和6年能登半島地震で得られた課題や市民・地域の状況等を踏まえ、避難所環境の改善及び在宅避難を推奨する取組を両輪で推進すること。

なお、国による首都直下地震の被害想定等も参考としながら、令和8年度に地震被害想定調査を実施する予定としており、この結果を踏まえて公助の範囲を整理し、計画に反映していきます。



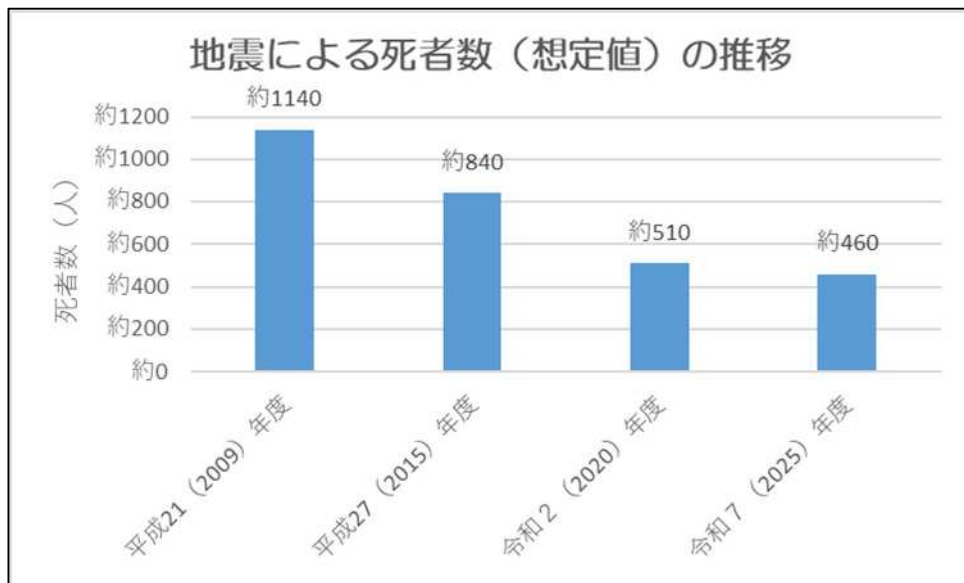
8 減災目標に対する達成状況

改定前の計画において、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの計画期間における取組の進捗を図るため、次表の減災目標を設定し、各種対策を推進してきました。

令和7（2025）年度時点で減災効果を算出したところ、地震による死者の想定は約460人となり、目標（約480人）を達成しました。

また、津波による死者については、前計画に位置付けられた取組状況を踏まえ、減災効果を定性的に検証しました。

項 目	目 標	達成状況（令和7（2025）年度末時点）
地震による死者	令和7（2025）年度において、川崎市直下の地震（平成21（2009）年度想定）で想定される死者数を約1,140人から約480人とします。	約460人（減災効果：約59%）
津波による死者	慶長型地震において想定される津波（平成24（2012）年度想定）による死者数を約5,820人からゼロとします。	次の取組状況を踏まえ、「減少傾向」 ・津波避難施設の確保 107施設（収容人数約27万人） ・津波ハザードマップ、標識等による周知啓発 ・津波避難訓練の実施 （参考）避難しない場合の死者数 約5,807人





第3章 川崎市の健康診断（脆弱性評価）

第2章で設定した「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」と「施策分野」ごとに、本市の現状（施策の実施状況等）を整理し、脆弱性を分析・評価等を行いました。

1 リスクシナリオ・施策分野ごとの事業の実施状況等の整理

本市の現状を把握するために、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」と「施策分野」で構成する、別紙「脆弱性評価マトリクス表」（以下「マトリクス表」という。）により、事業（取組が完了したものを含む。）の実施状況等を整理しました。

2 リスクシナリオごとの脆弱性の分析・評価

マトリクス表による現状把握を踏まえつつ、次のチェックポイントを設定し、実態に即した脆弱性の分析・評価を行いました。

◇脆弱性の分析・評価のためのチェックポイント◇

（1）「リスクシナリオを回避するための視点」に対応する施策はあるか

国土強靱化基本計画における脆弱性評価等を参考にして、「リスクシナリオを回避するための視点」を設定しました。各リスクシナリオを回避するための視点に対応する事業がない場合は、脆弱性が大きいと判断します。

（2）マトリクス表の施策分野における空欄等の脆弱性への影響の有無

マトリクス表に事業の実施状況を整理した際、空欄となる箇所や、事業が少ない箇所等が必ず出てきます。該当箇所の事業の有無が脆弱性に影響しないかを考慮し、脆弱性を評価します。

（3）リスクシナリオに対応する訓練や防災教育・啓発は行っているか

訓練や防災教育・啓発は重要なソフト対策であるため、リスクシナリオごとに取組が実施されているかをチェックし、脆弱性評価に反映します。

（4）各事業の進捗状況や課題の確認

マトリクス表からは、各事業の進捗状況や課題までは読み取れないため、かわさき強靱化計画において実施している各事業の進捗管理や関係局へのヒアリング等により、各事業の進捗状況や課題を確認し、脆弱性評価に反映します。

（5）近年の災害事例の反映

近年、各地で災害が頻発化・激甚化しており、令和6年能登半島地震では、本市からも被災地に職員を派遣しました。これらの災害から学んだ教訓や課題についても、脆弱性評価の判断材料とします。

3 推進方針等の設定

リスクシナリオへの対応がより分かりやすくなるよう、リスクシナリオごとに、「現状」及び「リスクシナリオを回避するための視点」を整理し、これらを踏まえ、「脆弱性評価結果及び推進方針」（以下「推進方針等」という。）を設定しました。

このように設定したリスクシナリオごとの推進方針等に基づき、強靱化に向けた取組を進めていきます。



4 現状の川崎市の健康診断結果（脆弱性評価結果）、推進方針等

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとに整理した健康診断結果（脆弱性評価結果）、推進方針等については、次のとおりです。

◆結果の見方◆

リスクシナリオ	・リスクシナリオ名
現 状	・計画策定時点での起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）に対応する本市の現状を記載しています。
リスクシナリオを回避するための視点	・本市の現状を受け、リスクシナリオを回避するための視点を記載しています。
脆弱性評価結果及び推進方針	・マトリクス表と各施策の進捗状況や課題、近年の災害事例の反映等を踏まえた上で、現状の本市の脆弱性評価結果及び推進方針を記載しています。
主な取組 (かわさき強靱化に向けた取組)	・今後取り組むべき主な取組について掲載しています。ここでは全ての取組は掲載できないため、全取組については別紙「かわさき強靱化に向けた取組一覧表」でまとめています。 ・また【事業】とあるものは、第4章にある「強靱化事業の選定基準」により選定した強靱化事業になります。
業績指標	・かわさき強靱化計画の進捗管理及び評価のため、リスクシナリオごとに業績指標を設定しました。なお、業績指標は第5章で集約し一覧化しています。



（１）カテゴリー１ あらゆる自然災害に対し、直接死を防ぐ

リスクシナリオ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生
現 状	○川崎市耐震改修促進計画に基づき、令和7（2025）年度までに、民間の特定建築物（大規模建築物・沿道建築物等）の耐震化率97%、住宅の耐震化率98%を目指して取組を進めています。 ○公共建築物については、旧耐震設計基準による庁舎等のうち、耐震改修促進法に定める特定建築物及び地震防災上重要となる重要建築物（以下「特定・重要建築物」という。）について耐震診断を実施し、対策が必要と判断された施設について、平成27（2015）年度末までに耐震対策が完了しています。一方で、今般の公共施設を取り巻く社会的状況として、資産マネジメントの視点に基づき、中長期的な長寿命化・複合化等の計画的な推進や、業務継続を前提とした施設のさらなる強靱化が求められていることから、公共施設の一層の安全性の確保に向けた耐震対策に取り組むため、令和5（2023）年に「公共建築物の耐震対策-市有14施設の耐震診断結果と今後の対応-」を策定し、対象となる施設について計画的に対策を進めています。 ○令和2（2020）年度から市役所本庁舎の新築工事に着手し、令和5（2023）年度に整備が完了しました。さらに、庁舎などの防災機能強化を図るため、令和4（2022）年度から、業務継続に必要となる浸水・地震対策を進めています。 ○橋りょうについては、川崎市橋梁耐震化計画に基づき、耐震対策を実施することで安全性、信頼性の向上に向けた取組を進めています。
リスクシナリオを回避するための視点	◆地震による死傷者を防ぐためには住宅・建築物の被害を減らすことが重要であり、減災効果の算定においては、耐震化の促進や不燃化の取組が死者数の低減効果に大きく関わっていることがわかっています。 ◆公共建築物のうち、重要建築物等についての耐震対策を継続するとともに、一層の安全の確保に向けて資産マネジメントの視点に基づき、業務継続を前提とした防災対策を検討する必要があります。 ◆地震による橋りょうの落橋等を未然に防止するため、安全性、信頼性の向上の取組の推進が必要です。
脆弱性評価結果及び推進方針	【評価結果】 ◇民間の特定建築物や住宅の耐震化については、令和6（2024）年度の耐震化率が、順に96.3%、96.8%となりました。施設の倒壊等による死傷者の発生の防止には耐震化が大きく寄与していることから、令和7（2025）年に改定された国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」等を踏まえ、継続した取組が必要です。また、令和6（2024）年能登半島地震では、平成12（2000）年5月にまでに建てられた新耐震基準の木造建築物の一部でも倒壊等の被害が生じたことが報告されており、これらの建築物に対する取組の検討が必要です。 ◇学校施設を除く一部の公共建築物の特定天井については、人が日常立ち入る場所にある一定規模以上のものが既存不適格となっているため、計画的な対策推進が必要です。 ◇橋りょうの耐震化については、平成7（1995）年度から比較的規模の大きい橋りょうなどの耐震対策を実施してきたところですが、安全性をさらに向上させるため、新しい年代に建設された橋りょうを含め、耐震性能が不足する主要な橋りょう及び比較的規模の小さい橋りょうのうち、防災上の観点から重要性の高い橋りょうについても、「川崎市橋梁耐震化計画」に基づき、順次耐震対策を実施し、公共構造物の安全性・信頼性をさらに向上させる必要があります。 【推進方針】 ◇施設の倒壊等による死傷者の発生を防止するため、民間住宅の耐震化を促進するとともに、継続して公共建築物の特定天井対策に取り組んでいきます。 ◇安全性、信頼性の向上に向けて、引き続き、川崎市橋梁耐震化計画に基づき、橋りょうの耐震対策に取り組んでいきます。 ◇これらのハード対策と併せて、市民の防災意識の向上等のソフト対策に取り組んでいきます。



主な取組 (かわさき強靱化に向けた取組)	【事業】民間住宅の耐震化 【事業】資産マネジメントに基づく庁舎等の防災機能強化 【事業】特定天井対策の推進 【事業】緊急輸送道路等における道路法面等の対策 【事業】緊急輸送道路等の無電柱化の推進 【事業】橋りょうの耐震化 【事業】危険なブロック塀等の改善促進（指導・助成等） 【事業】市民の防災意識等の向上の取組の推進 【事業】地域における主体的な防災まちづくりの支援 【事業】宅地防災対策事業【再】 緊急輸送道路・緊急交通路の機能維持 市施設、市立学校の緊急地震速報自動放送の拡充 都市防災機能の向上と広場等の空地の確保 避難場所等の確保 町内会館・自治会館の整備支援 市民防災農地の確保 大規模施設における防災体制の強化 落下危険物の改善指導 児童生徒への防災教育・若い世代の防災意識の向上に向けた取組の推進 家具等の屋内収容物の地震対策の普及・促進
業績指標	住宅の耐震化率 96.8%（R6年度） ⇒ 97.8%以上（R11年度） 特定天井対策施設数 13 施設（R7 年度） ⇒ 24 施設以上（R11 年度） 橋りょうの耐震化率 75%（R6年度） ⇒ 95%以上（R11 年度） 防災農地新規登録数 19 か所（R6 年） ⇒ 毎年度 8 か所以上



住まいの耐震化の普及啓発キャラクター
「たいしんちゃん」



リスクシナリオ	1-2 密集市街地等における大規模火災による死傷者の発生
現 状	○平成 21（2009）年度の地震被害想定調査で想定された火災延焼による建物被害リスクが市内最大となる2地区（小田周辺地区、幸町周辺地区）を不燃化重点対策地区に定め、地震被害想定調査（平成 21（2009）年調査）と比較し、大規模地震時の建物焼失棟数の 35%以上の削減に向けて、老朽建築物の解体除却工事などに対する補助の実施や、防災空地の創出等の支援に取り組んできました。（令和 6（2024）年度 34.6%削減） ○不燃化重点対策地区に次いで危険性の高い地区においては、地域の主体的な防災活動を促し、自助・共助を進めることで災害に強いまちづくりを目指す防災まちづくり支援を行っています。（防災活動継続率：令和 6（2024）年度末 50%） ○地域における防災の中核的存在である消防団について、団員の確保による活動の充実・強化が必要ですが、高齢化や雇用体系の変化（被用者の増）等により団員の充足率は減少傾向にあります。（令和 7（2025）年 4 月現在…消防団員数：1,071 人（充足率：79.6%））
リスクシナリオを回避するための視点	◆火災の延焼による建物被害を軽減させるためには、密集市街地を改善することが重要です。 ◆大規模火災が発生すると消防力や医療体制が不足するおそれがあり、消防団の充実強化や住民・企業の自発的な防災活動への取組、広域的な連携体制の構築などが重要です。 ◆地震発生時の住宅火災の発生を抑えるため、危険性の高い密集市街地において、感震ブレーカーの普及啓発を進めることが有用です。
脆弱性評価結果及び推進方針	【評価結果】 ◇平成 21（2009）年度の地震被害想定調査に基づき、建物被害リスクが市内最大となる2地区を不燃化重点対策地区に定め、建物焼失棟数の削減に向けた取組を進めているところですが、さらなる被災リスクの低減を図る必要があります。 ◇大規模火災による死傷者の発生を防ぐためには、消防団による地域の消防力の向上や初期消火活動の充実、感震ブレーカーの普及啓発などにより、大規模火災の発生の抑制を図る必要があります。 【推進方針】 ◇不燃化重点対策地区を中心に、引き続き、ハード・ソフトの両面からの減災対策に取り組んでいきます。不燃化重点対策地区における不燃化の取組については、「密集市街地における防災まちづくり推進計画」を令和 7（2025）年度に策定し、一層の推進を図っていきます。 ◇地域防災に係る情報共有や相談対応、地区防災計画作成支援等を通じ、町会等と連携し、地域での防災まちづくり活動を支援します。 ◇地域の消防力の向上等に向けて、地域における防災の中核的存在である消防団員の確保・充実と消防力の充実強化、地域との連携に取り組んでいきます。 ◇イベント等における感震ブレーカーの展示や啓発チラシの配布等、普及啓発を進めます。
主な取組 (かわさき強靱化に向けた取組)	【事業】密集市街地の改善 【事業】幹線道路の整備 【事業】公園緑地の整備 【事業】耐震性防火水槽の整備 【事業】消防資器材等の整備 【事業】消防団員の充実強化 【事業】関係機関等と連携した訓練の実施 【事業】市民の防災意識等の向上の取組の推進【再】 【事業】地域における主体的な防災まちづくりの支援【再】 消防署所等の施設整備 消防指令システムの整備・機能強化 地震に伴う出火防止に係る意識啓発



業績指標	不燃化重点対策地区における想定焼失棟数の削減割合 0%（R6年）⇒ 30%以上（R11年） 耐震性貯水槽の整備（充足率） 95.9%（R7年度）⇒ 毎年95%維持 防災まちづくり推進地区における防災活動継続率 50%（R6年度）⇒ 60%（R11年度） 公園緑地面積 775.8ha（R6年度）⇒ 781.2ha以上（R11年度）
------	---



防災まちづくりの支援



リスクシナリオ	1-3 広域にわたる大規模津波等による死傷者の発生
現状	○津波対策の基本方針として、発生頻度の高い津波については海岸保全施設等により津波の市街への侵入を防ぎ、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波については住民の避難等のソフト対策を主体とした取組により減災に努めることとしています。 ○本市に最大の津波被害をもたらす慶長型地震の津波による要避難者数約 15 万人に対し、津波避難施設で約 27 万人の収容人数分を確保しています。
リスクシナリオを回避するための視点	◆海岸保全施設の適切な維持管理や必要に応じた改修により、津波・高潮による浸水からの防護を図ることが必要です。 ◆津波発生時に、確実な避難行動につなげるための情報発信や市民・事業者の防災意識の高揚を図ることが重要です。
脆弱性評価結果及び推進方針	【評価結果】 ◇津波、高潮による被害を防ぐためには、ハード対策・ソフト対策を効果的に組み合わせることが重要であり、発生頻度の高い津波等については、海岸保全施設が有効に機能することが必要です。 ◇甚大な被害をもたらす最大クラスの津波については、ハード対策だけでなく、津波発生 of 早期確認と複数の手段による情報発信、地域住民等の適切かつ早急な避難行動が重要であり、地域住民等の災害リテラシー・避難行動リテラシーの向上が必要です。 【推進方針】 ◇津波、高潮による浸水被害を防ぐため、引き続き、海岸保全施設の適切な維持管理等に取り組んでいきます。 ◇地域住民等の適切かつ早急な避難行動等を促すため、引き続き、津波避難訓練等による防災意識の高揚と対応力の向上に向けて様々な手段・機会を活用した啓発に取り組むとともに、海岸保全施設・資機材等の操作点検や訓練の実施に取り組んでいきます。
主な取組 (かわさき強靱化に向けた取組)	【事業】海岸保全施設の改修 【事業】効率的・効果的な防災情報発信 【事業】津波被害の軽減に向けた取組 【事業】災害時要援護者支援制度などを活用した共助の取組 津波災害等を想定した情報伝達・陸間等の操作点検 臨海部における総合的な防災対策の推進
業績指標	海岸堤防等の整備率（防潮扉の操作性向上） 91.9%（R7 年度） ⇒ 100%（R11 年度）



海岸保全施設（陸間（りっこう））



リスクシナリオ	1-4 風水害に伴う市街地等の浸水や防災インフラの損壊・機能不全による死傷者の発生
現 状	○都市化の進展に伴う浸透域の減少により、雨水の流出量が増え、河川や下水道にかかる負担が増加しています。また、気候変動の影響により、雨の降り方が変化しており、下水道の排水能力を超える大雨や、排水先の河川等の水位上昇に伴う浸水リスクが増大していることから、浸水リスクの高い地区を重点化地区に位置付け、整備水準を既定計画の5年確率降雨（時間雨量52mm）から10年確率降雨（時間雨量58mm）にグレードアップする施設整備を進めています。 ○また、令和元年東日本台風により、排水樋管周辺地域において深刻な浸水被害が発生しことから、これらの地区における浸水対策を進めています。 ○これまで整備を進めてきた五反田川放水路については、令和2（2020）年度より貯留施設の暫定運用が始まり、令和6（2024）年に運用を開始しました。 ○本市が工事と維持を行う一級河川平瀬川支川については、時間雨量50mm（3年に1回程度）の降雨を安全に流下することができるよう河川改修工事を進めています。 ○河川の護岸については、平瀬川で発生した護岸の老朽化による変状への対策を実施しています。 ○令和元年東日本台風を受け、多摩川流域における今後の治水対策について、関係機関が連携し、多摩川緊急治水対策プロジェクトとしてとりまとめ、対策に取り組んでいます。 ○港湾施設は、大規模災害時においても物資の海上輸送等において重要な役割を果たすことから、耐震強化岸壁の整備を計画的に推進しています。 ○市内にある農業用ため池については、耐震性が確認されているため、適切な維持管理を行っています。 ○平成23（2011）年の東日本大震災では、市域でも地盤沈下が記録されており、特に臨海部で沈下が大きくなりました。地盤沈下等によりインフラが被害を受けると浸水リスクが高まるため、液状化危険度分布図や洪水ハザードマップを周知し、市民の危機管理意識の向上により浸水被害の軽減に努めています。
リスクシナリオを回避するための視点	◆令和元年東日本台風による浸水被害や近年の風水害による被害の激甚化を踏まえ、浸水対策や河川の氾濫・高潮への対策等、防御施設の整備や適切な維持管理が必要です。 ◆施設では守り切れない浸水被害は必ず発生するとの考えに立ち、ハード・ソフトが一体となった取組が必要であり、自らの命は自らが守る基本理念のもと、引き続き、タイムライン等を活用した市民への啓発に取り組むとともに、災害情報の適切な発信を行うことが重要です。 ◆港湾施設の耐災害性の向上に向けた取組を推進することが重要です。 ◆大規模地震発生時の地盤沈下は避けられないものの、適切なインフラの整備などにより浸水被害の発生の防止に努めるとともに、応急復旧対策の遅れに至らないことが重要です。
脆弱性評価結果及び推進方針	【評価結果】 ◇気候変動の影響などにより、下水道の排水能力を超える大雨や排水先の河川の水位上昇に伴う浸水リスクが増大しており、将来の降雨量の増加も見込まれることから、地域特性を踏まえ、浸水被害の発生を未然に防止・軽減するための取組が求められています。 ◇令和元年東日本台風での検証結果を踏まえた各種対策に取り組んでいますが、関係機関を含めた中長期的な視点に立って適切に進捗管理を行う必要があります。 ◇風水害は、タイムラインに基づく事前の準備等や気象情報、水位等の情報を踏まえた対応が可能であり、地震とは異なる判断や対応が求められることを理解しておく必要があります。一方、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨や線状降水帯の発生が増加していることから、事前の準備が難しい事態に対しても対応を検討する必要があります。 ◇施設を利用している要配慮者も含め、被災リスクの低減を図るため、浸水想定区域内の要配慮者施設等の災害対応力の向上が必要です。 ◇地域防災力の向上のためには、ハード対策と併せて、さらなる災害リテラシー・避難行動リテラシーの向上が必要であり、地域住民が主体的に適切な避難行動を取れるよう、啓発に取り組む必要があります。 ◇港湾施設については、耐震強化岸壁の整備を計画的に推進しているところですが、近年の災害の頻発化・激甚化を踏まえ、さらなる耐災害性の向上を図る必要があります。 【推進方針】 ◇令和元年東日本台風での検証結果を踏まえ、国、県、関係自治体等の関係機関との連携を図りながら、浸水対策、治水対策等に着実に取り組んでいきます。 ◇地震とは異なる風水害の特性を踏まえ、風水害に対応した図上訓練等の継続的な実施に取り組んでいきます。 ◇浸水想定区域内の要配慮者施設等の災害対応力の向上を図るため、引き続き、避難確保計画の策定や訓練の実施の促進に取り組んでいきます。



	◇災害リテラシー・避難行動リテラシーの向上を図るため、引き続き、幅広い対象者に向けて、デジタルコンテンツを含めた様々な手法を活用した啓発に取り組んでいきます。 ◇円滑な安否確認に向け、地域や事業者等と避難行動要支援者名簿や個別避難計画の共有を図るとともに、迅速な安否情報等の共有に向け、DX化等を検討します。また、救命・救護、避難生活支援、健康管理、医療・福祉サービスの維持に向け、関係者との調整や訓練等を通じ、連携を強化します。 ◇迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、引き続き、計画的な浸水対策を推進するとともに、重要インフラについては大規模災害時においても早期復旧できる体制づくりに取り組んでいきます。 ◇港湾施設の耐災害性の向上を図るため、引き続き、耐震強化岸壁や臨港道路等の整備の計画的な推進に取り組んでいきます。 ◇総合防災情報システムを活用し、被害情報等の迅速な収集、集約及び共有等を行い、被害の全体像の把握やその後の応急対策を図ります。
主な取組 (かわさき強靱化に向けた取組)	【事業】河川施設の整備・機能向上等 【事業】適切な維持管理や雨水流出抑制施設の設置指導 【事業】浸水被害軽減対策の推進 【事業】適切な避難行動の周知（マイタイムライン等の活用） 【事業】要配慮者施設等の防災力向上 【事業】河川施設の更新・機能向上等 【事業】市民の防災意識等の向上の取組の推進【再】 【事業】災害時要援護者支援制度などを活用した共助の取組【再】 立地適正化計画に基づく取組の推進 道路機能の早期復旧体制の整備【再】
業績指標	時間雨量 50 mm 降雨対応の河川改修率 89.7%（R6年度）⇒ 95.5%（R11年度） 河川施設（平瀬川）の老朽化対策の進捗率 64%（R6年度）⇒ 100%（R11年度） 平瀬川・多摩川合流部における堤防整備率（多摩川計画高水位対応・延長 700m） 0%（R6年度）⇒ 50%以上（R11年度） 河川施設の補修進捗率 8%（R6年度）⇒ 100%（R10年度） 浸水対策実施率（重点地区：三沢川、土橋、京町・渡田、大島、観音川、川崎駅東口周辺、丸子地区） 30.6%（R6年度）⇒ 38.7%以上（R11年度）



平瀬川の多摩川合流部整備（整備中）
の完成イメージ



リスクシナリオ	1-5 土砂災害等による死傷者の発生
現状	○本市では急傾斜地の多い北西部を中心に、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等及び急傾斜地崩壊危険区域が県により指定されています。（土砂災害警戒区域 741 区域、土砂災害特別警戒区域 544 区域（令和7（2025）年6月末時点、今後追加指定あり）） ○急傾斜地崩壊危険区域については市内 106 箇所（令和7（2025）年6月末時点）が指定されており、一定の基準を満たす場合は、県が急傾斜地崩壊防止工事を実施しています。 ○宅地災害の予防対策として、老朽化した擁壁等の防災・減災工事の促進を図るため工事費の一部を助成する「川崎市宅地防災工事助成金制度」の活用や、住宅金融支援機構で行っている「宅地防災工事資金融資制度」の活用を促しています。 ○宅地造成等規制法の改正により、本市では、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域として市域全域を宅地造成等工事規制区域に指定しました。 ○今後発生が懸念される首都直下地震では、多くの大規模盛土造成地において滑動崩落による被害の発生の危険性が指摘されています。 ○こうした被害の発生を未然に防止するため、本市では、盛土規制法に基づく宅地耐震化推進事業として、国が示すガイドラインに基づいて調査を実施し、その結果、一定の安定性が確保できていないことが判明した場合は、大規模盛土造成地を対象として、滑動崩落防止工事を実施することとしています。
リスクシナリオを回避するための視点	◆土砂災害等への施設のみでの対応は困難であるため、ハード対策に加え、「逃げ遅れの発生」に至らないよう、適切な避難行動を啓発することが重要です。 ◆火山災害について、本市においては直接的被害を生じる溶岩流や火砕流等の影響はありませんが、降灰による影響が想定されていることから、国等の動向も注視しながら対策を検討する必要があります。
脆弱性評価結果及び推進方針	【評価結果】 ◇風水害は、タイムラインに基づく事前の準備等や気象情報、水位等の情報を踏まえた対応が可能であり、地震とは異なる判断や対応が求められることを理解しておく必要があります。 ◇施設を利用している要配慮者も含め、被災リスクの低減を図るため、土砂災害警戒区域内の要配慮者施設等の災害対応力の向上が必要です。 ◇これまで急傾斜地の多い北西部を中心に警戒区域の指定や急傾斜地崩壊防止工事等を県が実施してきたところですが、地域防災力の向上のためには、ハード対策と併せて、さらなる地域住民等の災害リテラシー・避難行動リテラシーの向上が必要です。 ◇宅地災害の予防対策として、老朽化した擁壁等の防災・減災対策の工事費の一部助成等を実施してきましたが、引き続き、老朽化擁壁等の倒壊による宅地災害の予防が必要です。 ◇大地震発生時の大規模盛土造成地における滑動崩落による被害を防止するため、大規模盛土造成地の経過観察方針を踏まえた経過観察の実施を継続する必要があります。 ◇火山災害については、直接的な人的被害等の可能性は低いものと考えられますが、影響が広範囲にわたる可能性が高く、国や県、近隣自治体とも連携した広域の火山灰対策（特に徐灰対策）等の取組について、検討を進める必要があります。 【推進方針】 ◇地震とは異なる風水害の特性を踏まえ、風水害に対応した図上訓練等の継続的な実施に取り組んでいきます。 ◇土砂災害警戒区域内の要配慮者施設等の災害対応力の向上を図るため、引き続き、避難確保計画の策定や訓練の実施の促進に取り組んでいきます。 ◇マイタイムライン等の活用や分散避難の周知など、地域住民等の災害リテラシー・避難行動リテラシーの向上を図るため、引き続き、様々な手段・機会を活用した啓発に取り組んでいきます。 ◇老朽化擁壁等の倒壊による宅地災害の予防に向けて、防災・減災工事のさらなる促進を図るため、引き続き、助成制度等の活用等の啓発や、専門家団体と連携した相談会の実施等に取り組んでいきます。 ◇衛星SARの観測データを活用した崖の変動検出を実施し、所有者への適切な情報提供などに取り組んでいきます。 ◇大規模盛土造成地において、「川崎市大規模盛土造成地の経過観察マニュアル」に基づき、引き続き目視による経過観察を実施します。 ◇富士山が噴火した場合の被害想定や市民生活に与える影響などについて、国・県・近隣自治体とも連携して検討を進めていきます。 また、市民への啓発（備蓄等）を進めるとともに、被害の長期化等に備えた公的備蓄の検討を進めていきます。



主な取組 (かわさき強靱化に向けた取組)	【事業】宅地防災対策事業 【事業】火山灰対策の検討 【事業】自主防災組織や避難所運営会議の活動支援 【事業】効率的・効果的な防災情報発信【再】 【事業】要配慮者施設等の防災力向上【再】 【事業】市民の防災意識等の向上の取組の推進【再】
業績指標	ハザードマップを活用した防災対策等に関する啓発活動の実施回数 5回（R6年度実施） ⇒ 毎年度5回以上実施 地盤の専門家による相談会の実施回数 毎年度4回以上実施



学校でのぼうさい出前講座



（2）カテゴリー2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

リスクシナリオ	2-1 消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
現状	○消防署等の耐震整備は完了しており、現在は老朽化した庁舎の改修・改築整備を計画的に進めています。浸水対策については、非常用電源設備等の屋上への設置や、止水板等による対応が的確にできるよう設置訓練を実施するなどの対応を行っています。 ○また、消防職員が被災することを回避するため、津波からの退避については警防活動指針に定めるところにより、消防活動中に津波による危険が迫った際には避難誘導を主体とした活動に移行し、消防職員の安全及び消防活動の継続を図ることとしています。
リスクシナリオを回避するための視点	◆救助・救急活動等の絶対的不足に陥らないためには、災害時の負傷者を低減することが重要であり、このため、耐震化や不燃化に向けた取組を継続していくことも必要です。 ◆災害時にも機能する拠点を確保するため、消防施設の耐災害化が必要です。 ◆大規模火災が発生すると消防力や医療体制が不足するおそれがあり、消防団の充実強化、住民・企業の自発的な防災活動への取組、広域的な連携体制の構築などが重要です。
脆弱性評価結果及び推進方針	【評価結果】 ◇民間の特定建築物や住宅については、令和6（2024）年度の耐震化率が、順に 96.3%、96.8%となっています。施設の倒壊等による死傷者の発生防止には耐震化が大きく寄与しており、継続した取組が必要です。 ◇消防署等の耐震整備は完了していますが、災害時に消防力を適正に発揮するためには、継続した適切な施設等の維持管理が必要です。 ◇近年、自然災害が激甚化・複合化する傾向があり、本市のみでの災害対応には限界があることから、総合防災訓練などの様々な主体が参加する訓練を実施し、職員の対応能力向上、九都県市をはじめとした他の自治体や防災関係機関とのさらなる連携など体制の強化を図る必要があります。 ◇災害時には消防による救助救急活動や応急救護活動の不足が見込まれるため、自助・共助による救助救急活動や応急救護活動を促進する取組の推進が必要です。 【推進方針】 ◇施設の倒壊等による死傷者の発生防止には、耐震化の促進が重要であることから、さらなる耐震対策の促進に取り組んでいきます。 ◇継続した適切な施設等の維持管理を図るため、資産マネジメントに基づく消防署等の老朽化対策や浸水対策について検討し、計画的に取り組んでいきます。 ◇災害時に不足する消防による応急救護活動等を補うため、自助・共助による救助救急活動や応急救護活動の促進に向けて、引き続き、訓練や啓発に取り組むとともに、訓練等による広域的な連携体制の構築に取り組んでいきます。
主な取組 (かわさき強靱化に向けた取組)	【事業】消防団の救助・救急活動に必要な資器材の配備と維持管理 【事業】民間住宅の耐震化【再】 【事業】資産マネジメントに基づく庁舎等の防災機能強化【再】 【事業】関係機関等と連携した訓練の実施【再】 【事業】自主防災組織や避難所運営会議の活動支援【再】 【事業】災害時要援護者支援制度などを活用した共助の取組【再】 【事業】市民の防災意識等の向上の取組の推進【再】 消防ヘリコプターの安全・確実・迅速な運航 警察等の広域応援部隊の活動拠点の整備 自助・共助による応急救護の取組（啓発・訓練等） 企業が持つ防災資源の提供や人的支援の協力体制の推進 長周期地震動対策の検討・啓発



業績指標	消防団の充足率 79.6%（1,071人）（R7年4月） ⇒ 84.2%以上（1,133人）（R12年4月） 等々力緑地における災害時の応援部隊の活動拠点面積 10.7ha（R7年度末） ⇒ 10.7ha 以上（R11年度末）
------	---



消防資器材による訓練の様子



リスクシナリオ	2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
現 状	○市内7箇所の災害拠点病院の耐震性については確保されています。また、自家発電機の燃料については、3日分以上が確保されています。また、水の確保については、水道施設の耐震化及び断水時の優先供給などにより対応することとしています。 ○川崎病院では、災害による水没や老朽化による故障のリスクを回避するため、エネルギー棟と給水ポンプ棟の整備を行い、令和5（2023）年から運用しています。 ○災害派遣医療チーム（DMAT）等、要請に応じ市内外の様々な災害・大規模事故現場等に派遣できるよう体制を整えています。 ○エネルギー供給の停止時においても、迅速かつ円滑に重要施設等への燃料供給を行うため、神奈川県石油業協同組合川崎支部との協定に基づく連絡会の開催など連携の取組を進めています。
リスクシナリオを回避するための視点	◆医療機能の麻痺を防ぐためには、災害時の負傷者を低減することが重要であることから、耐震化や不燃化の取組を行うことが必要です。また、大規模な被害が発生した場合など、軽症者は相互扶助による応急手当で対応する必要があります。 ◆災害拠点病院等における耐災害性の向上が必要です。また、人工透析等、衛生的な水を大量に必要とする患者を抱える病院に対し、水道施設の耐震化や優先復旧等の体制の確保が必要です。 ◆発災直後からの戦略的対応を可能とする救急医療体制の構築と、支援チームの受入れを円滑に行うための受援体制を整備する必要があります。
脆弱性評価結果及び推進方針	【評価結果】 ◇民間の特定建築物や住宅については、令和6（2024）年度の耐震化率が、順に96.3%、96.8%となっています。施設の倒壊等による死傷者の発生の防止には耐震化が大きく寄与しており、継続した取組が必要です。 ◇災害時においては、市内の7箇所の災害拠点病院が災害時医療の重要な役割を担うことから、その機能の計画的な維持・向上が必要です。 ◇災害時における保健医療活動については、訓練等によりその強化に努めているところですが、近年の災害の頻発化・激甚化を踏まえ、さらなる災害対応力の向上を図る必要があります。 【推進方針】 ◇施設の倒壊等による死傷者の発生の防止には、まずは耐震化の促進が重要であることから、さらなる耐震対策の促進に取り組んでいきます。 ◇災害拠点病院の計画的な機能の維持・向上に向けて、電力や水道、下水道等のライフライン対策についても関連事業として取り組んでいきます。 ◇さらなる災害対応力の向上を図るため、「川崎市災害時保健医療ガイドライン」に基づき、引き続き、訓練等による関係団体との連携強化や検証に取り組んでいきます。 ◇県、ライフライン事業者、関係団体との連携や自家発電の稼働時間が短い施設への燃料供給等に向けた検討、地域での再生可能エネルギーの導入の推進など、様々な視点で取組を検討していきます。
主な取組 (かわさき強靱化に向けた取組)	【事業】市重要施設の電力・燃料対策の推進 【事業】下水道の管きょ・施設の耐震化【再】 【事業】災害時における医療救護体制の整備の推進 【事業】医療関係団体等との連携強化 【事業】医療機関等との情報伝達体制の整備 【事業】水道管路の耐震化【再】 災害拠点病院の機能強化 救急車以外の負傷者等搬送体制の整備 災害時のメンタルヘルスクエア体制の整備（DPAT 等） 医薬品等の確保、供給・受援体制の整備
業績指標	救急隊が到着するまでに、市民が心肺蘇生を実施した割合 45.2%（R6 年） ⇒ 47.6%以上（R11 年）



リスクシナリオ	2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化等による死者の発生
現 状	○指定避難所である市立小中学校については、耐震化や特定天井対策、灯油式非常用発電機の整備、トイレのバリアフリー化が完了しています。 ○DMA T（災害派遣医療チーム）を中心とする急性期医療から保健分野を中心とする亜急性期・慢性期まで、保健医療全般の一元的な調整を担う「保健医療調整本部」を平成30（2018）年度に設置し、訓練等により体制を整備しています。 ○また、過去の大規模災害の課題を踏まえ、防ぎ得る災害死を減らすことを目的に、市職員や支援に関わる各団体等の行動指針や具体的な要請手順等を定めた「川崎市災害時保健医療ガイドライン」を策定し、これに基づく取組を進めています。
リスクシナリオを回避するための視点	◆住宅の耐震化促進等により被災者数を減らす一方で、避難所に指定している施設の適正な整備と運用が必要です。 ◆熊本地震や令和6年能登半島地震では、災害関連死による死者数が地震による直接の死者数を上回っており、避難所生活の長期化による病症者の発生を回避する必要があります。 ◆在宅避難者等も必要な支援が受けられるよう、対策を検討する必要があります。
脆弱性評価結果及び推進方針	【評価結果】 ◇指定避難所である市立小中学校について、築年数の古い学校では排水設備や給食室等の老朽化が進んでおり、今後、設備再生により改修を行うに当たり、必要な工事期間や効率的かつ効果的な整備手法を検討していく必要があります。また、「川崎市立学校体育館等空調設備整備方針」に基づく整備を進める必要があります。 ◇避難所によって避難所運営に差が生じ、避難者への対応に違いが生じないよう、安定した避難所運営が必要です。 ◇自主防災組織からは、組織の高齢化、固定化、担い手不足などの課題も挙げられていることから、自主防災組織に加え、民間事業者や地域で活動する団体など多様な主体との連携による裾野の拡大を図っていく必要があります。 ◇災害時における保健医療活動については、訓練等によりその強化に努めているところですが、近年の災害の頻発化・激甚化を踏まえ、さらなる災害対応力の向上を図る必要があります。 【推進方針】 ◇指定避難所の生活環境等の改善を図るため、マンホールトイレの整備や、体育館等への空調設備の整備、避難者の属性（年齢、性別、特別なニーズ等）・健康状態等に配慮した備蓄物資の拡充の検討などを進めていきます。 ◇地域の声等を踏まえ、安定した避難所運営に向けて、研修や訓練の実施による災害対応力の向上に取り組んでいきます。 ◇発災時に、地域の方々との連携による避難所運営が円滑に行われるよう、地域ごとの避難所運営会議及び避難所開設訓練の実施に向け、各区と連携し支援を行うとともに、こうした取組を継続することで会議・訓練の実施率の向上を図ります。また、民間事業者や地域で活動する団体など多様な主体との連携による被災者支援に向けて取り組みます。 ◇自宅が倒壊や火災、浸水等の恐れがなく、安全に利用できる場合には、在宅避難も有効であることから、在宅避難に必要な知識の普及啓発や、地域からの意見等も踏まえながら、物資や情報の提供など在宅避難者に対する支援策の検討を進めます。 ◇さらなる災害対応力の向上を図るため、「川崎市災害時保健医療ガイドライン」に基づき、引き続き、訓練等による関係団体との連携強化や検証に取り組んでいきます。
主な取組 (かわさき強靱化に向けた取組)	【事業】避難所運営体制の整備・強化 【事業】在宅避難の推進 【事業】災害時のトイレ対策の推進 【事業】避難施設としての学校施設の機能強化【再】 【事業】下水道の管きょ・施設の老朽化対策の推進【再】 【事業】公的備蓄の適正管理【再】 【事業】自主防災組織や避難所運営会議の活動支援【再】 避難所補完施設等の確保・管理



主な取組 (かわさき強靱化に向けた取組)	二次避難所の確保・運営体制の整備 応急仮設住宅に係る体制の整備 地域やボランティアと連携した避難者支援体制の構築 応急給水拠点の整備【再】
業績指標	学校施設長期保全計画に基づく整備を実施した学校施設の割合 0%（R7年度）⇒100%（R11年度） マンホールトイレが整備されている避難所等の数 24箇所（R7年度）⇒124箇所以上（R11年度） 体育館の空調設備設置率 3.9%（R7年度）⇒100%（R11年度） 避難所運営会議を開催している避難所の割合 95.4%（R7年度）⇒100%（R11年度） 避難所運営会議における訓練を実施している割合 94.3%（R6年度）⇒100%（R11年度） 避難行動要支援者の安否確認等に協力いただける事業所等の数 49か所（R7年度）⇒113か所以上（R11年度）



在宅避難に関する防災啓発冊子



リスクシナリオ	2-4 被災地域での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止、被災による治安の悪化
現 状	○川崎市備蓄計画に基づき、地震による建物の倒壊や全焼により食料を持ち出せなかった方を対象に2食分の公的備蓄を行っています。また、発災当初から迅速に使用できるトイレ環境を整えるため、災害用携帯トイレについて、新たに避難所や市立学校などにおいて、2日間分の備蓄を確保する予定です。 ○市民の備蓄については、自助の取組として、最低3日、推奨7日分以上の食料品等を備蓄していただくよう、様々な機会を通じて市民への啓発を行っています。令和6（2024）年度に実施した市民アンケートの調査結果では、3日分以上の飲料水や食料を備蓄している人の割合が、それぞれ、約48%、約57%となりました。（令和3（2021）年度調査と同程度の割合） ○災害時のライフラインの迅速な復旧のため、ライフライン事業者と行政、関係機関の連携体制を構築し、平時から情報共有等を行っています。
リスクシナリオを回避するための視点	◆被災者を発生させないために、建築物の耐震化や食料の備蓄、ライフラインの耐災害性を確保することが重要です。 ◆市内での物資の確保が困難になった場合、速やかに国・県・協定先等への応援を要請することが必要です。 ◆被災地外からの救援物資の円滑な受入のため、道路啓開体制の確保を行うとともに、指定避難所まで確実に物資を送り届けるための輸送体制を整備することが必要です。また、物資拠点の円滑な運営のため、協定に基づく物流事業者との協力体制を確保することが必要です。 ◆被災地での空き巣被害や被災者を狙った詐欺などの発生を防ぐため、警察との連携を含めた平時からの安全対策が必要です。
脆弱性評価結果及び推進方針	【評価結果】 ◇自助の取組としての食料・飲料水等の備蓄についての啓発を進めることで、一定程度市民意識の向上が図られてきましたが、さらなる市民の防災意識等の向上等に取り組む必要があります。 ◇協定等により、国や他の自治体、関係団体等との応受援体制の構築に努めているところですが、重要施設の自衛的備蓄と設備の強化を進めるとともに、より安定的かつ効率的な物資供給体制の整備を図る必要があります。 【推進方針】 ◇被災者の避難生活環境の確保等のため、食料・飲料水等の備蓄だけでなく、電力やガソリン等の供給不足に備えたエネルギー対策の啓発にも取り組んでいきます。また、避難者の属性・健康状態等に配慮した備蓄物資の拡充の検討などを進めていきます。 ◇国の新たな物資システムとの連携や、物流事業者との協力体制の確保・強化等を図るとともに、被災地の治安の悪化を防ぐため、平時からの地域の防犯対策に取り組んでいきます。 ◇発災時に円滑な支援が受けられるよう、協定締結団体と平時から関係性を構築し、連絡体制、支援の実施方法等を明確にするなど、協定の実効性確保に向けた取組を強化していきます。
主な取組 （かわさき強靱化に向けた取組）	【事業】避難施設としての学校施設の機能強化 【事業】公的備蓄の適正管理 【事業】配水池・配水塔の整備【再】 【事業】水道管路の耐震化【再】 【事業】再生可能エネルギー等の普及促進 【事業】災害時協定等に基づく受援体制の確保 【事業】水道・工業用水道施設の停電対策強化【再】 市物資拠点の確保・整備 食料等生活必需物資の確保 応急給水拠点の整備【再】 市民と協働した災害時の応急給水活動の充実【再】 高層集合住宅の地震対策促進（備蓄スペース・防災トイレ） 大規模建築物の防災力向上 地域における防犯対策の推進
業績指標	災害時に備え、飲料水、食料、携帯トイレを3日以上用意している割合 19.4%（R7年度） ⇒ 40.0%以上（R11年度）



リスクシナリオ	2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱
現 状	○平成24（2012）年度地震被害想定調査において、主要ターミナル駅の周辺の屋外に滞留する帰宅困難者は、市内全域で約35,000人に上ると推計されています。また、臨海部においても最大約36,000人の帰宅困難者が発生すると想定されています。 ○令和7（2025）年5月時点で、市内71ヶ所に帰宅困難者一時滞在施設を指定しています。
リスクシナリオを回避するための視点	◆帰宅困難者を生じないためには「むやみに帰宅しないこと」の徹底が必要であることから、勤務先や学校等で一定期間従業員や生徒を滞在させるために必要な食料・飲料水の備蓄について啓発していく必要があります。 ◆帰宅困難者が発生した場合の帰宅困難者一時滞在施設の整備や必要物資の備蓄が必要です。
脆弱性評価結果及び推進方針	【評価結果】 ◇帰宅困難者の発生は一の自治体にとどまらないため、発生抑制に関する周知や対策については広域的な連携が不可欠です。 ◇本市においても、これまで帰宅困難者一時滞在施設の確保等に努めてきたところですが、帰宅困難者の安全等の確保のためには、帰宅困難者用備蓄品の適正な管理等が必要です。 ◇駅等において帰宅困難者の安全を確保するためには、関係機関を含めたさらなる対応力の向上を図る必要があります。 【推進方針】 ◇複数の自治体が連携し、広域的な帰宅困難者対策を推進するため、引き続き、九都県市など、他の自治体と連携した取組を推進していきます。 ◇帰宅困難者用備蓄品の適正な管理等のため、未充足物資の整備を進めるとともに、食料や飲料水等の期限が設定されている備蓄品について適正な管理・運用に取り組んでいきます。 ◇帰宅困難者の安全かつ円滑な帰宅困難者一時滞在施設等への誘導等のため、引き続き、主要ターミナル駅での帰宅困難者対策訓練の実施・検証に取り組んでいきます。 ◇発災時に円滑な対応ができるよう、協定締結団体と平時から関係性を構築し、連絡体制、実施方法等を明確にするなど、協定の実効性確保に向けた取組を強化していきます。
主な取組 (かわさき強靱化に向けた取組)	【事業】関係機関等と連携した訓練の実施【再】 主要駅における帰宅困難者対策の推進 広域連携（九都県市・四県市）による帰宅困難者対策の推進 競輪場の拠点機能等の確保・整備 避難場所等の確保・管理（帰宅困難者一時滞在施設） 公的備蓄の適正管理（帰宅困難者用） 安否確認方法の市民への周知 交通関係機関の連携強化



「災害時帰宅支援ステーション」ステッカー



リスクシナリオ	2-6 大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下
現 状	○感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種法に基づく予防接種を促進しています。 ○新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応を踏まえ、川崎市新型インフルエンザ等対策行動計画を改定（令和7（2025）年度中を予定）し、体制を整備しています。 ○指定避難所における感染症等の発生予防対策については、避難所運営マニュアルの資料編にまとめ、市職員に対しても研修や訓練を実施し、来る大規模災害に備えています。
リスクシナリオを回避するための視点	◆感染症の発生・まん延を防ぐため、平時からの予防接種法に基づく予防接種が重要です。 ◆避難者にインフルエンザ、ノロウイルス、O157、コロナウイルスなどが広まらないよう避難所の衛生環境を良好に保つ必要があります。 ◆避難所において、災害により水洗トイレが使用不可となった場合に備えた仮設トイレや携帯トイレの配備、し尿の回収への対応が必要となっています。 ◆発災直後の重傷者等への救急医療対応を継続する一方で、徐々に顕在化する保健・福祉に関するニーズに対応するため、適正なタイミングでの保健医療体制の構築と、支援チームの受入れを円滑に行うための受援体制を整備する必要があります。
脆弱性評価結果及び推進方針	【評価結果】 ◇災害時の感染症の発生・まん延を防ぐためには、予防接種の勧奨・周知、実施といった平時からの取組が重要です。 ◇大規模災害時には、長期間に渡りライフラインが被災する可能性が高いため、災害時に避難所の衛生環境の確保するためには、災害時のトイレ対策が重要です。 ◇新型コロナウイルス感染症等を踏まえた避難所開設・運営については、専門家の意見等を踏まえマニュアルを作成しましたが、最新の知見等を踏まえた継続した見直しが必要です。 ◇災害時における保健医療活動については、訓練等によりその強化に努めているところですが、近年の災害の頻発化・激甚化を踏まえ、さらなる災害対応力の向上を図る必要があります。 【推進方針】 ◇平時から感染症の発生・まん延を防ぐため、毎年95%前後の接種率である麻しん風しんワクチンの予防接種について、引き続き、勧奨・周知を行うとともに、新たに定期接種化するロタウイルスワクチンについても、予防接種の勧奨・周知に取り組んでいきます。 ◇ライフラインが長期にわたり断絶することを想定し、衛生的な災害時のトイレ環境の維持を図るため、引き続き自助・共助・公助の役割分担に基づく各種対策に取り組んでいきます。 ◇新型コロナウイルス感染症等を踏まえた避難所開設・運営については、引き続き訓練等による試行錯誤をすることで、マニュアルの見直しを含め、感染症対策の総合的向上に取り組んでいきます。また、避難所の生活環境等の改善を図るため、避難所へのマンホールトイレの整備を進めていきます。 ◇さらなる災害対応力の向上を図るため、「川崎市災害時保健医療ガイドライン」に基づき、引き続き、訓練等による関係団体との連携強化や検証に取り組んでいきます。
主な取組 (かわさき強靱化に向けた取組)	【事業】災害時における医療救護体制の整備の推進【再】 【事業】医療関係団体等との連携強化【再】 【事業】医療機関等との情報伝達体制の整備【再】 平時からの予防接種の促進 災害廃棄物等処理計画に基づいた対策の推進 遺体安置所の運営体制の強化 災害時における火葬体制の整備



医療救護訓練の様子



(3) カテゴリー3 必要不可欠な行政機能は確保する

リスクシナリオ	3-1 市役所及び区役所の職員・施設等の被災等による行政機能の大幅な低下
現 状	○公共建築物については、旧耐震設計基準による庁舎等のうち、特定・重要建築物について耐震診断を実施し、対策が必要と判断された施設について、平成27年度末までに耐震対策が完了しています。一方で、今般の公共施設を取り巻く社会的状況として、資産マネジメントの視点に基づき、中長期的な長寿命化・複合化等の計画的な推進や、業務継続を前提とした施設のさらなる強靱化が求められていることから、公共施設の一層の安全性の確保に向けた耐震対策に取り組むため、令和5（2023）年に「公共建築物の耐震対策-市有14施設の耐震診断結果と今後の対応-」を策定し、対象となる施設について計画的に対策を進めています。 ○地震、停電、給排水のインフラ途絶、多摩川氾濫による浸水時にも業務継続が可能となる高いBCP性能を有する本庁舎については、令和5（2023）年度に整備が完了しました。 ○さらに、庁舎などの防災機能強化として、令和4（2022）年度から、業務継続に必要となる浸水・地震対策を進めています。また、本市公共施設のエレベーター等の安全対策については、エレベーター等の更新・改修にあわせて、地震時等管制運転装置の設置や脱着防止措置等を行い、安全性の確保を図っています。
リスクシナリオを回避するための視点	◆発災後、職員が参集できなければ行政機能が確保できないことから、BCPに基づく参集訓練などを通じて、全ての職員が参集場所までの経路や緊急時連絡手段等の確認をしておく必要があります。 ◆災害対応の拠点となる庁舎の防災対策により業務継続性を確保することが必要です。また、倒壊には至らないまでも、天井等の非構造部分の脱落等により災害拠点として利用できなくなることを防ぐため、非構造部分の耐震化についても対応していく必要があります。
脆弱性評価結果及び推進方針	【評価結果】 ◇災害時における迅速かつ円滑な応急対応や必要な行政サービスの提供を行うためには、施設・設備等の計画的な更新により、行政機能の継続的な確保を図る必要があります。 ◇災害時には、迅速かつ円滑な応急対応と行政機能の維持の両立が求められるため、BCPの継続的な更新・管理が必要です。 ◇協定等により、国や他の自治体、関係団体等との応援体制の構築に努めてきたところですが、令和6年能登半島地震等における職員の被災地派遣の経験などを踏まえ、受援体制の強化を図るなど、外部からの支援を円滑かつ効果的に活用できるよう取り組む必要があります。 【推進方針】 ◇行政機能の計画的な確保を図る必要があり、庁舎などの防災機能強化に向けて、業務継続に必要となる浸水・地震対策を進めていきます。 ◇災害時に適切な応急復旧と行政機能の維持を両立するため、BCP（川崎市業務継続計画）を継続的に更新・管理し、実効性確保のための訓練等に取り組んでいきます。 ◇国の新たな物資システムとの連携や、物流事業者との協力体制の確保・強化等を図り、最新の動向に対応した物資供給体制の整備に取り組んでいきます。
主な取組 (かわさき強靱化に向けた取組)	【事業】業務継続体制（BCP）の整備・充実 【事業】資産マネジメントに基づく庁舎等の防災機能強化【再】 【事業】市重要施設の電力・燃料対策の推進【再】 【事業】下水道の管さよ・施設の耐震化【再】 【事業】公園緑地の整備【再】 【事業】災害時協定等に基づく受援体制の確保【再】 災害対策本部バックアップ体制の整備 迅速な初動対応に向けた体制整備 職員の防災意識・防災対応能力の向上に向けた取組の推進



（４）カテゴリー４ 経済活動を機能不全に陥らせない

リスクシナリオ	4-1 サプライチェーンの寸断などによる企業等の生産力低下
現 状	○災害発生後、企業が損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続・早期復旧を可能とするために、川崎市工業団体連合会等経済団体と協力して、企業のBCP策定推進に向けて普及・啓発を行うとともに、BCP策定及び見直しのための支援を行っています。 ○市北部市場については耐震化が完了しています。農業に関しては、農業用施設の計画的な改修を支援し、安定した農業生産や都市農地の保全を推進しています。
リスクシナリオを回避するための視点	◆災害発生時において経済活動の保持・早期復旧を図るための企業のBCP策定率を向上させることが必要です。 ◆災害後の経済活動を支える道路・港湾施設等の物流施設の耐災害化を促進することが重要です。 ◆農業生産基盤の保全、物流拠点となる卸売市場施設整備の推進が重要です。
脆弱性評価結果及び推進方針	【評価結果】 ◇災害時の経済活動の保持・早期復旧のためには企業の主体的な取組が重要であり、経済団体と協力して企業のBCP策定促進に取り組んでいるところですが、より一層の企業の理解と主体的な取組が必要です。 ◇災害時の経済活動の保持・早期復旧のためには、道路等や経済活動に重要な施設が被災しないことが重要です。 【推進方針】 ◇災害時の経済活動の保持・早期復旧のため、企業のBCP策定支援制度の周知を図るなど、引き続き、企業のBCP策定促進に向けた普及・啓発に取り組んでいきます。 ◇引き続き、災害時重要施設の情報共有を図るとともに、道路等の計画的な整備に取り組んでいきます。
主な取組 (かわさき強靱化に向けた取組)	【事業】沿道建築物の耐震化【再】 【事業】港湾施設の耐震化及び機能確保 【事業】川崎港海底トンネルの機能強化 【事業】臨港道路東扇島水江町線の整備 【事業】企業のBCP策定推進 【事業】道路機能の早期復旧体制の整備 【事業】下水道の管きょ・施設の耐震化【再】 臨海部における緊急輸送道路の機能確保 農業用施設等の保守管理 農業用ため池の適正管理 生産緑地の指定の推進 広域交通ネットワーク等の形成の推進 港湾BCPの運用、訓練の実施 緊急輸送道路・緊急交通路についての市民への周知
業績指標	農業用水利施設等の重大事故件数 0件（R6年）⇒ 毎年度0件



臨港道路東扇島水江町線の整備



リスクシナリオ	4-2 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等に伴う有害物質の大規模拡散・流出
現状	○川崎臨海部は石油コンビナート等災害防止法に基づく特別防災区域に指定されており、事業所・国・県と連携して総合的な防災・減災対策に取り組んでいます。 ○東日本大震災を踏まえ、臨海部に特化した「川崎臨海部防災対策計画」の策定、臨海部立地事業所等と本市を構成員とする「川崎臨海部防災協議会」を設置し、災害未然防止、発生した災害の拡大防止、市民及び従業員の安全確保等を協議するとともに、毎年3月には臨海部広域防災訓練を実施し、災害対応力の向上に努めています。 ○関係機関との訓練や立入検査を実施し、石油コンビナートの安全性の向上に取り組んでいます。 ○大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び市公害防止条例に基づき、事業所に対して排出規制や立入検査等により監視・指導を実施しています。 ○事故時の有害物質等の漏洩・流出防止に向けた取組として、事業所に対して施設管理徹底を促す文書通知等を行っています。 ○有害物質等の漏洩・流出事故が起こった際は、事故対応マニュアルに従って適切に対応しています。また、大規模災害時においては、災害時協定等に基づき関係機関と連携して迅速に環境調査を実施することとしています。
リスクシナリオを回避するための視点	◆石油コンビナート等施設の耐震化・耐災害化を促進する必要があります。 ◆常備消防力の強化に加え、関係機関による連携体制を構築・強化する必要があります。 ◆危険物施設の風水害対策ガイドラインに基づき必要な対策を推進する必要があります。 ◆有害物質等を扱う事業所に対し、漏洩・流出防止策等、適切な対策を行うよう働きかけを行うことが重要です。 ◆事業所からの有害物質等の排出ガス及び排水については、対象となる物質について法・条例に基づき規制していますが、災害時の漏洩・流出防止については事業者自身による対策がより重要となります。
脆弱性評価結果及び推進方針	【評価結果】 ◇屋外タンクの耐震化は完了しましたが、近年の災害の頻発化・激甚化を踏まえ、引き続き、維持管理の徹底を図る必要があります。 ◇事業所・国・県と連携して総合的な防災・減災対策に取り組んでいるところですが、近年の災害の頻発化・激甚化を踏まえ、コンビナート関連施設の防災対策を促進するとともに、災害対応力の向上と関係機関の連携強化を図る必要があります。 ◇近年の風水害の頻発化・激甚化を踏まえ、危険物施設等のさらなる安全対策を推進する必要があります。 ◇法令に基づく監視・指導等を実施しているところですが、安全な生活環境の確保等のため、災害時や事故時の有害物質等の漏洩・流出を防ぐ必要があります。 【推進方針】 ◇コンビナート関連施設の防災対策を促進するため、引き続き、特定事業所に対する講習会や立入検査等に取り組んでいきます。 ◇災害対応力の向上と関係機関の連携強化を図るため、引き続き、川崎臨海部防災協議会や臨海部広域防災訓練の開催による連携強化に取り組んでいきます。 ◇危険物施設等のさらなる安全対策を推進するため、危険物施設の風水害対策ガイドラインに基づき、必要な対策に取り組んでいきます。 ◇災害時や事故時の有害物質等の漏洩・流出を防ぐため、引き続き、事業所に対し適正な管理を求めるとともに、監視・指導に取り組んでいきます。
主な取組 (かわさき強靱化に向けた取組)	コンビナート関連施設における特定防災施設等の整備 石油コンビナートにおける補完体制の整備 消防艇の運用・維持管理 臨海部民間施設との情報共有体制の確立 石油コンビナートに係る防災対策の実施 危険物施設等の風水害対策の推進 臨海部孤立化対策 大気汚染物質・水質汚濁物質の漏洩・流出防止（有害物質等の漏洩・流出防止） 長周期地震動対策の検討・啓発【再】



リスクシナリオ	4-3 海上輸送の機能の停止による経済活動等への甚大な影響
現 状	○港湾施設である耐震強化岸壁の整備を計画的に推進しています。また、臨海部の重要拠点である東扇島地区から内陸部へのルート確保のため、川崎港海底トンネルの老朽化への対応や臨港道路東扇島水江町線の整備を進めています。 ○また、大規模地震により川崎港が被災した場合の港湾機能の確保・復旧のため、港湾 BCP に基づく訓練を実施しています。
リスクシナリオを回避するための視点	◆港湾施設の耐災害性の向上に向けた取組を推進するとともに、東京湾内の港湾関係者（自治体を含む。）と協力し、訓練等を通じて連携強化を推進することが重要です。
脆弱性評価結果及び推進方針	【評価結果】 ◇港湾施設については、耐震強化岸壁の整備を計画的に推進しているところですが、近年の災害の頻発化・激甚化を踏まえ、さらなる耐災害性の向上を図る必要があります。 ◇大規模地震を想定した港湾 BCP に基づく訓練を実施しているところですが、近年の災害の頻発化・激甚化を踏まえ、港湾関係者の連携強化を図る必要があります。 【推進方針】 ◇港湾施設の耐災害性の向上を図るため、引き続き、耐震強化岸壁や臨港道路等の整備の計画的な推進に取り組んでいきます。 ◇港湾関係者の連携強化を図るため、港湾 BCP に基づく訓練を継続するとともに、近年激甚化する風水害等、地震以外の災害対策についても検討を進めていきます。
主な取組 (かわさき強靱化に向けた取組)	【事業】港湾施設の耐震化及び機能確保【再】 【事業】川崎港海底トンネルの機能強化【再】 【事業】臨港道路東扇島水江町線の整備【再】 港湾 BCP の運用、訓練の実施【再】
業績指標	耐震強化岸壁の整備率 40%（R7 年度） ⇒ 40%（R11 年度）



耐震強化岸壁



リスクシナリオ	4-4 工業用水等の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
現 状	○本市の工業用水道は、わが国初の公営工業用水道事業として昭和12（1937）年に給水を開始し、京浜工業地帯の工場などに供給しています。 ○工業用水道施設については、老朽化が進行しているものの、おおむね耐震化は完了しています。 ○400mm 以上の中大口径管路については、主に溶接継手鋼管を使用してきたことから耐震化率は高いものの老朽化が進行しています。 ○停電対策として重要施設等の非常用自家発電設備の72時間化を進めています。 ○浸水想定区域の施設については、浸水対策を完了しています。 ○農業用水に関しては、農業用ため池の適正管理を実施しています。
リスクシナリオを回避するための視点	◆本市の産業を支える工業用水が途絶すると、市内産業に多大な影響を及ぼすことから、工業用水道施設の耐災害性を確保することが必要です。 ◆農業用ため池の維持管理を継続的に行うことにより、農業生産基盤を保全することが重要です。
脆弱性評価結果及び推進方針	【評価結果】 ◇工業用水は京浜工業地帯の工場などに供給されており、施設や管路の老朽化に伴う事故等による供給途絶を回避するために、更新や断水リスク等への対応を図る必要があります。 ◇重要施設等に設置している非常用自家発電設備については、24 時間分の燃料を確保していますが、東日本大震災をはじめとした近年の被災による停電において、復旧に長時間を要したことなどから、対策の強化が必要となります。 ◇農業用ため池を対象とした巡回、除草等を実施し、ため池の維持管理を継続的に行う必要があります。 【推進方針】 ◇工業用水の供給途絶を避けるため、浄水場間や送水管のバックアップ管路の整備を進めるとともに、経年化した施設の更新に計画的に取り組んでいきます。 ◇非常用自家発電設備について、燃料貯蔵容量のさらなる増強の実施を進め、停電対策強化に取り組んでいきます。 ◇引き続き、農業用ため池を対象とした巡回、除草等により、ため池の継続的な維持管理を実施していきます。
主な取組 (かわさき強靱化に向けた取組)	【事業】市重要施設の電力・燃料対策の推進【再】 【事業】水道・工業用水道施設の停電対策強化【再】 工業用水道基幹管路の強化 農業用ため池の適正管理【再】
業績指標	工業用水道の送水管事故時バックアップ率 87.8%（R6 年度） ⇒ 100%（R11 年度）



（５）カテゴリ５ 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に抑えとともに、早期に復旧させる

リスクシナリオ	5-1 テレビ・ラジオ放送の中断やインターネットの障害、防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止などにより情報収集・発信ができず、住民の避難行動や救助が遅れる事態
現 状	○防災行政無線をはじめ、防災ポータルサイトや防災アプリ、メールニュースかわさき「防災気象情報」、各種 SNS 媒体等を活用して、防災情報の配信を行っています。各種情報伝達手段の維持管理や整備には多くの費用を要することから、効率性を踏まえた伝達手段の多重化や費用面の最適化を図っていく必要があります。 ○令和5（2023）年度に「効率的・効果的な防災情報発信に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、これに基づく取組を進めています。 ○情報通信手段の多重化・多様化に対応するため、総合防災情報システムの再構築を進め、令和3（2021）年度から運用を開始しました。 ○情報収集分野に関しては、令和元年東日本台風での検証結果を踏まえて、河川や水門・樋門へのカメラの増設を行い、完了しています。
リスクシナリオを回避するための視点	◆情報通信手段の多重化・多様化を推進するとともに、情報通信に必要な電力が供給されない事態に備えることが必要です。 ◆災害対策で基幹となる情報通信システムについては、災害時においても安定運用できる環境を整備するとともに、情報通信機器・環境の進展にあわせて強化する必要があります。 ◆情報通信施設への対策は通信事業者が主体となるものの、平時からの情報共有や協力体制の構築や、訓練等による連携強化が重要です。 ◆被害等の情報が収集できないことにより、災害対策本部において、災害対応の判断材料となる情報が入手できなくなることを防ぐ必要があります。 ◆何を判断するために、どのような情報が必要なのか、また、災害時は被害が大きいほど情報は入らないことから、職員に対する情報収集・処理の教育や訓練による災害対応力の向上が重要です。
脆弱性評価結果及び推進方針	【評価結果】 ◇効率性を踏まえた伝達手段の多重化を図るため、基本方針に基づく取組を着実に進めていく必要があります。 ◇総合防災情報システムの安定した運用を確保しつつ、必要な改善を行うとともに、運用を強化していく必要があります。 ◇災害時には必要な情報の収集・伝達が不可欠であることから、災害時の情報通信手段の安定した運用を確保する必要があります。 ◇災害時における情報通信手段を確保するため、関係団体等との連携体制を構築する必要があります。 ◇市HPやメールニュースかわさき「防災気象情報」等の様々な手段により災害時の情報発信に努めてきましたが、適切な避難行動を促すためには必要な情報の発信・伝達が必要です。 ◇適切な情報の収集・発信を実施するためには、職員の災害対応力の向上が必要です。 ◇市民自らが必要な情報を取得し、正しい避難行動をとれるよう、意識向上のための啓発強化や情報提供に取り組む必要があります。 ◇施設を利用している要配慮者も含め、被災リスクの低減を図るため、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者施設等の災害対応力の向上が必要です。 【推進方針】 ◇総合防災情報システムの安定した運用を確保するため、適正に管理・運用するとともに、今後も情報通信機器・環境の進展に併せた強化に取り組んでいきます。 - また、システムの平時からの利用や訓練等により課題を抽出し、引き続き必要な改善や運用の強化に取り組んでいきます。 ◇災害時の連携体制を構築するため、通信事業者の災害対応の取組を把握するとともに、平時からの情報共有や協力体制の構築、訓練等による連携強化に取り組んでいきます。 ◇基本方針を踏まえ、防災行政無線や緊急速報メールなどプッシュ型の伝達手段（必要な情報を自動的に・強制的に伝える手段）を活用し気づきを与え、市HPや防災ポータルサイトなどプル型の伝達手段（各自が必要とする情報を選択して閲覧する手段）を活用し、適切に詳細情報を伝えることを基本とし、これらの補完として、防災アプリやメールニュースかわさき「防災気象情報」、SNS など、汎用性の高い伝達手段の機能や運用の強化とともにコンテンツの普及促進を図っていきます。さらに、市民自らが必要な情報を取得し、正しい避難行動をとれるよう、意識向上のための啓発強化や情報提供に取り組みます。また、多言語による効果的な情報提供についても取り組んでいきます。 ◇地域コミュニティ放送との連携を強化し、防災ラジオの導入を推進していきます。 ◇職員の災害対応力の向上が必要であり、職員を対象とした情報収集・処理・伝達に関する研修や訓練に取り組んでいきます。 ◇浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者施設等の災害対応力の向上が必要であり、引き続き、避難確保計画の策定や訓練の実施の促進に取り組んでいきます。



主な取組 (かわさき強靱化に向けた取組)	【事業】医療機関等との情報伝達体制の整備【再】 【事業】効率的・効果的な防災情報発信【再】 社会福祉施設との情報伝達体制の整備 災害情報カメラの整備・運用 水位計・震度計の整備・運用 外国人市民等への災害情報の発信
業績指標	全庁的な図上訓練や研修・講座の実施数 5件（R7年度）⇒6件（R11年度）



防災ラジオ



リスクシナリオ	5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
現 状	〇市重要施設や緊急車両等の燃料確保のため、災害時協定に基づき、石油連盟や石油業協同組合への定期的な情報共有を行っています。また、毎年度、市総合防災訓練において、石油業協同組合との燃料供給訓練を実施しています。 〇エネルギー供給停止による混乱を防ぐため、ライフライン関係事業者との連絡会議や情報共有による連携強化を図っています。 〇令和5（2023）年度に整備が完了した本庁舎については、非常用発電機を都市ガス（中圧ガス）と備蓄燃料（軽油）の両方が使えるデュアルフューエル式ガスタービン発電機とすることで、停電時に耐震性の高い中圧ガスを使用して、最大使用電力の90%を非常用発電機とガスコージェネレーションシステムにてバックアップできるほか、中圧ガスの途絶時にも、備蓄燃料を使用して、最大使用電力の70%を非常用発電機で7日間供給可能なシステムを構築しています。南庁舎についても、本庁舎経由の電力供給とすることで、停電リスクを低減しています。
リスクシナリオを回避するための視点	◆災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する必要があります。 ◆エネルギー供給停止による混乱を防ぐため、ライフライン事業者との平時からの情報共有や協力体制の構築や、訓練等による連携強化が重要です。 ◆非常用発電機等の燃料供給体制を確保することが必要です。
脆弱性評価結果及び推進方針	【評価結果】 ◇エネルギー供給の停止時においても企業が適切に対応するため、経済団体と協力して企業のBCP策定促進に取り組んでいるところですが、より一層の企業の理解と主体的な取組が必要です。 ◇エネルギー供給の停止時においても迅速かつ円滑な応急対応と行政機能の維持を図るため、協定等により、国や他の自治体、関係団体等との受援体制やライフライン関係事業者との連携体制の構築を図るとともに、エネルギー供給再開までの市重要施設の燃料備蓄対策（自衛的備蓄）が必要です。 【推進方針】 ◇エネルギー供給の停止を想定した企業の主体的な取組を促進するため、引き続き、企業のBCP策定促進に向けた普及・啓発に取り組んでいきます。また、燃料不足に備えた備蓄やエネルギー供給源の多様化・分散化についても啓発に取り組んでいきます。 ◇災害時協定の実効性を確保し、効果的な受援体制を構築するため、引き続き、関係団体等との情報共有や訓練による連携強化に取り組んでいきます。 ◇エネルギー供給再開までの市重要施設の燃料備蓄対策（自衛的備蓄）や啓発に取り組んでいきます。 ◇災害時における電力等の安定供給に寄与することから、緊急輸送道路等の無電柱化に取り組んでいきます。
主な取組 （かわさき強靱化に向けた取組）	【事業】市重要施設の電力・燃料対策の推進【再】 【事業】企業のBCP策定推進【再】 【事業】再生可能エネルギー等の普及推進【再】 【事業】緊急輸送道路等の無電柱化の推進【再】 ライフライン関係団体との連携強化
業績指標	市域の再生可能エネルギー導入量 23.6万kW（R5年度）⇒33万kW以上（R12年度） 市域の温室効果ガス排出量の削減割合 2013年度比－15.3%（R4年度暫定値）⇒2013年度比－45.4%（R9年度）



市役所本庁舎 CCBY4.0 by 川崎市



リスクシナリオ	5-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
現 状	（水道） ○浄水施設・配水池・配水塔の耐震化は完了しており、緊急遮断弁の設置による災害時の水量確保に向けた取組を進めています。 ○管路については、避難所や救急病院等への供給ルートの耐震化は完了しており、管路更新にあわせた耐震化を引き続き進めるとともに、消防署・警察署等の重要施設への供給ルートの優先的な耐震化を推進しています。 ○災害時の応急給水対策として、市民がおおむね半径 750m 以内で応急給水拠点にて受水できる状況まで整備しましたが、さらなる利便性・迅速性を高めるために開設不要型応急給水拠点の整備を進めています。 ○浸水想定区域の施設については、調査の結果、浸水想定区域内に該当施設がありませんでした。 ○停電対策として、重要施設の非常用自家発電設備の 72 時間化を進めています。 ○災害時における安定的な応急給水の実施を目的とした市民参加による給水訓練を実施するなど、市民の防災意識の向上に取り組んでいます。 （下水道） ○昭和初期から整備を進めてきた下水道の管きょ・施設は、経年劣化に伴う老朽化が進行しています。これら老朽化施設に対しては、アセットマネジメントによる、予防保全的な維持管理や、リスクとコストのバランスを考慮した最適な下水道施設の老朽化対策を進めています。 ○下水道施設の耐震化については、水処理センター・ポンプ場の管理機能（施設を運転・制御する機能）の整備を完了し、引き続き揚水機能や消毒機能の確保に向けた取組を推進しています。 ○下水管きょについては、被災時に機能確保が必要となる避難所や重要な医療機関等と水処理センターとを結ぶ管きょ等を「重要な管きょ」として、優先的に耐震化を進めています。 ○浸水リスクの高い地区を重点化地区に位置付け、整備水準を既定計画の 5 年確率降雨（時間雨量 52 mm）から 10 年確率降雨（時間雨量 58 mm）にグレードアップする施設整備等を進めています。 ○下水道施設の浸水対策については、津波対策は完了し、洪水や内水による施設への影響を防ぐため、耐水化を進めています。
リスクシナリオを回避するための視点	◆浄水施設や配水施設など、基幹施設の耐災害性を確保することが重要です。 ◆消防署・警察署など、災害時に安定給水が必要な拠点に対して、優先的な対策をする必要があります。 ◆老朽化した下水道の管きょ・施設による不具合を未然に防ぐため、施設の状態や重要度を踏まえるとともに、事故発生時に社会的影響が大きい管きょの健全性を確保するなど、効果的・効率的に管きょの再整備や施設の設備更新・長寿命化を行う必要があります。 ◆災害時にも機能不全に陥ることのないよう、下水道の管きょ・施設の耐震化・耐水化等を推進する必要があります。
脆弱性評価結果及び推進方針	【評価結果】 （水道） ◇上水の供給停止を避けるため、引き続き、災害時の水量確保に向けた取組や管路の耐震化を進める必要があります。 ◇耐震化の推進と併せて、近年の風水害の頻発化・激甚化を踏まえ、水道水の供給停止に備えた市民の防災意識のさらなる向上に取り組む必要があります。 ◇重要施設等に設置している非常用自家発電設備については、24 時間分の燃料を確保していますが、東日本大震災をはじめとした近年の被災による停電において、復旧に長時間を要したことなどから、対策強化が必要です。 （下水道） ◇下水道の管きょ・施設の老朽化が進み、下水管きょの不具合による道路陥没や設備故障による水処理センター・ポンプ場の機能停止などが発生すると、下水道の使用制限につながるなど、市民生活に多大な影響を及ぼします。このため、老朽化した施設による不具合を未然に防ぐためには、施設の状態や重要度を踏まえるとともに、事故発生時に社会的影響が大きい管きょの健全性を確保するなど、効果的・効率的に下水管きょの再整備、施設の設備更新・長寿命化を行う必要があります。 ◇大規模な地震に備えるとともに、近年の水災害の頻発化・激甚化による影響を防ぐため、下水道の管きょ・施設の耐震化及び耐水化等が必要です。 【推進方針】 （水道）



脆弱性評価結果及び推進方針 (続き)	◇供給停止を避けるため、引き続き、水道管路の計画的な更新・耐震化等に取り組んでいきます。 ◇災害時の飲料水確保に向けて、配水塔の更新、緊急遮断弁や開設不要型応急給水拠点の整備を進めるとともに、自助の取組としての飲料水の備蓄など、市民の防災意識の向上の取組を続けていきます。 ◇非常用自家発電設備について、燃料貯蔵容量のさらなる増強の実施を進め、停電対策強化に取り組んでいきます。 (下水道) ◇管きょ・施設の点検・調査を通して状況を的確に把握し、アセットマネジメントによる、予防保全的な維持管理や、リスクとコストのバランスを考慮した最適な下水道施設の老朽化対策を進めていきます。 ◇損傷リスクが高く、事故発生時に社会的影響が大きい大口径下水管きょの健全性を確保するため、老朽化対策を進めます。 ◇浸水リスクの高い重点化地区における浸水対策や、局地的な浸水対策を進めます。 ◇下水道機能を確保するため、下水道の管きょ・施設の耐震化において、大規模な地震に対して耐震化を進めるとともに、洪水や内水の浸水に対して耐水化を進めます。
主な取組 (かわさき強靱化に向けた取組)	【事業】配水池・配水塔の整備 【事業】水道管路の耐震化 【事業】水道・工業用水道施設の停電対策強化 【事業】下水道施設の浸水対策 【事業】下水道の管きょ・施設の老朽化対策の推進 【事業】下水道の管きょ・施設の耐震化 【事業】市重要施設の電力・燃料対策の推進【再】 【事業】市民の防災意識等の向上の取組の推進【再】 【事業】浸水被害軽減対策の推進【再】 応急給水拠点の整備 市民と協働した災害時の応急給水活動の充実
業績指標	水道管路の耐震化率 水道管路の耐震化率：44.1%（R6年度）⇒51.2%以上（R11年度） （内、重要施設への供給ルートへの耐震化完了率：41.4%（R6年度）⇒100%（R11年度）） 開設不要型応急給水拠点の整備率 99.4%（R6年度）⇒100%（R9年度） 災害時の確保水量 16.5万^m（R6年度）⇒16.6万^m（R9年度） 水道・工業用水道施設の停電対策強化実施施設数（計画期間内） 0施設（R6年度）⇒6施設（R11年度） 重要な管きょ（下水）の耐震化率（市内全域） 86.4%（R6年度）⇒89.0%以上（R11年度）



リスクシナリオ	5-4 基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止
現 状	○現在、市内で指定している緊急輸送路は総延長 269km（1次・2次、市管理外含む。）で、全て供用済みとなっています。また、道路閉塞の防止につながる防災上重要な道路沿いの建築物の耐震対策については、指定した路線の沿道建築物の耐震診断を義務化するなど、取組を進めています。 ○交通網の被災は、広域的な連携が必要であるため、神奈川県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会ワーキンググループの構成員として、国、県、関係機関等との連携体制を構築し、平時から情報共有等を行っています。令和6年能登半島地震での課題を踏まえ、本市も検討に参画し、令和7（2025）年に「道路啓開計画」となる神奈川県緊急輸送道路管理マニュアルが改定されました。 ○その他、橋りょうの耐震化率は75%（令和6（2024）年度）、液状化危険度が高い臨海部地域では段差発生抑制の対策を実施し、完了しています。 ○道路の路面下の空洞化については計画的な調査を実施しており、空洞箇所が発見された場合は必要な補修工事を行っています。
リスクシナリオを回避するための視点	◆ハード対策と併せて、災害時に道路機能を早期復旧させる体制づくりを、平時から構築する必要があります。 ◆住宅・建築物の倒壊に伴う閉塞や、交差・隣接する土木構造物の倒壊、電柱等道路占用物の倒壊による閉塞を防ぐため、耐震化や除却を進める必要があります。
脆弱性評価結果及び推進方針	【評価結果】 ◇指定した路線の沿道建築物の耐震診断を義務化など、道路閉塞の防止に向けた取組を進めているところですが、陸上交通ネットワークの機能の維持のためには、道路等の被災を防ぐとともに、踏切の長期間遮断による陸上交通ネットワークの機能停止を防ぐことが重要です。 ◇併せて、道路等が被災した場合に、迅速な道路啓開等を行うことができる体制を構築し、実効性を確保する必要があります。 【推進方針】 ◇耐震診断が義務化されている沿道建築物について、診断結果等に基づく適正な取組を進めていきます。 ◇陸上交通ネットワークの機能の維持のため、道路等の被災を防ぐための対策や、踏切の長期間遮断による機能停止を防ぐため、道路と鉄道の立体交差化に取り組んでいます。 ◇迅速な道路啓開等を行う体制の構築に向けて、災害時協定の実効性の確保など、道路機能をこれまで以上に早期復旧させる体制づくりに取り組んでいます。
主な取組 (かわさき強靱化に向けた取組)	【事業】道路と鉄道の立体交差化の推進 【事業】幹線道路の整備【再】 【事業】緊急輸送道路等における道路法面等の対策【再】 【事業】緊急輸送道路等の無電柱化の推進【再】 【事業】沿道建築物の耐震化 【事業】橋りょうの耐震化【再】 【事業】道路機能の早期復旧体制の整備【再】 【事業】川崎港海底トンネルの機能強化【再】 【事業】臨港道路東扇島水江町線の整備【再】 【事業】下水道の管きょ・施設の耐震化【再】 路面下空洞調査の実施 臨海部における緊急輸送道路の機能確保【再】
業績指標	道路斜面等の要対策箇所の耐震化率 75%（R7 年度） ⇒ 100%（R11 年度） 都市計画道路の完成延長 210.9km（R6 年度） ⇒ 215.6km（R11 年度） 緊急輸送道路の整備率（緊急輸送道路に指定された都市計画道路の計画延長に対する整備済延長の割合） 84.3%（R6 年度） ⇒ 86.0%（R11 年度） 道路の無電柱化整備延長 ※道路延長ベース



	42km（R6 年度） ⇒ 48km（R11 年度）
	道路施設の健全度
	95.8%（R6年度） ⇒ 99.0%以上（R10 年度）
	緊急輸送路等の沿道建築物の耐震化による通行障害の解消率
	82.8%（R6年度） ⇒ 84.8%以上（R11 年度）



緊急輸送道路等の無電柱化（左：整備前、右：整備後）



(6) カテゴリー6 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

リスクシナリオ	6-1 復旧・復興・生活再建を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
現 状	○これまで、本市は全国各地の被災地に対して、避難所運営や建物被害認定調査、災害廃棄物処理、水道管復旧工事等の応援部隊を派遣し、災害対応や復旧・復興のノウハウを現地で習得してきました。 ○令和元年東日本台風では、浸水被害が集中した地区を対象に建物被害認定調査のブッシュ型ローラー方式による調査を実施し、罹災証明を迅速に発行することができました。 ○また、令和6年能登半島地震の被災地へ継続的に職員を派遣し、現地での体験等について、研修等により職員に情報共有するとともに、得られた課題について本市の防災対策に反映しました。 ○本市においては、平時からすべての住民を対象とした地域包括ケアシステムの構築を進めており、災害時においても適切な対応が行えるよう、自助・互助・公助・公助の役割分担を図りながら取組を推進しています。
リスクシナリオを回避するための視点	◆現在よりもより良い形で復旧させるよう、万一の際を想定した復興ビジョンの平時からの検討が必要です。 ◆地域の活力低下が復興の脆弱性を導くおそれがあり、地域コミュニティの振興に向けた取組を進める必要があります。
脆弱性評価結果及び推進方針	【評価結果】 ◇研修等により被災地派遣による災害対応のノウハウ等の共有に努めているところですが、災害時に迅速かつ円滑に復旧・復興に取り組むためには、さらなる平時からの取組が重要です。 ◇都市復興は市民の理解と協力を得て円滑に進める必要があります、平常時からそのプロセスについて、職員や市民へ周知し、理解を求めていく必要があります。 ◇過去の被災地の状況を踏まえ、より良い復旧・復興には地域力が大きく寄与するため、その向上が必要です。 【推進方針】 ◇これまでの被災地派遣の経験等を踏まえ、全庁的な復旧・復興体制の整備に取り組んでいきます。 ◇地域力の向上を図るため、平時から、講演会や訓練等を通じて市民の防災力の向上に取り組むとともに、引き続き、地域コミュニティの活性化に取り組んでいきます。
主な取組 (かわさき強靱化に向けた取組)	【事業】「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく取組推進 【事業】町内会・自治会活動の活性化に向けた支援 【事業】自主防災組織や避難所運営会議の活動支援【再】 【事業】市民の防災意識等の向上の取組の推進【再】 都市復興にかかる平時からの取組の推進 地域包括ケアシステムの構築 応急危険度判定体制の整備 建物被害認定調査及び罹災証明発行体制の整備 児童生徒への防災教育・若い世代の防災意識の向上に向けた取組の推進【再】
業績指標	地域活動に関する取組にかかわっている市民の割合 47.9%（R7年度）⇒50.0%以上（R11年度） 町内会・自治会加入率 54.7%（R7年度）⇒54.7%以上（R11年度）



リスクシナリオ	6-2 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
現 状	○高度成長期の急激な人口増加に伴って建設された廃棄物処理施設の老朽化が進んでいるため、3処理センター体制による安定的な廃棄物処理を維持するとともに、計画的な施設の建替を実施しており、令和5（2023）年度に橘処理センターの整備を完了しました。 ○また、災害廃棄物等処理計画及び災害廃棄物等処理実施計画により、災害時の体制整備や、災害廃棄物等の収集・処理フローについて整理しており、これに基づく取組を進めています。
リスクシナリオを回避するための視点	◆住宅・建築物の耐震化の促進により、災害時における大量の災害廃棄物の発生を抑制することが重要です。 ◆災害廃棄物の仮保管場所の確保が必要です。また、大規模災害発生時には、災害廃棄物の広域処理等を含めた他自治体や民間事業者との連携が必要です。
脆弱性評価結果及び推進方針	【評価結果】 ◇災害廃棄物の発生抑制には建築物等の耐震化が大きく寄与しており、さらなる耐震対策の促進が必要です。 ◇迅速かつ円滑な応急対応や復旧・復興のためには、大規模災害時においても災害廃棄物の処理を継続するとともに、災害廃棄物の処理体制を構築する必要があります。 ◇災害廃棄物等処理計画・実施計画を策定し、災害時の体制整備等に取り組んでいるところですが、計画の実効性を確保する必要があります。 【推進方針】 ◇災害廃棄物の発生抑制を図るため、引き続き、建築物等の耐震対策の促進に取り組んでいきます。 ◇迅速かつ円滑な災害廃棄物の処理体制を構築するため、国、県及び他自治体と情報共有を行いながら、災害廃棄物等処理計画に基づき、仮保管場所の確保等を行います。 ◇災害廃棄物等処理計画・実施計画の実効性の確保を図るため、計画に基づく各種訓練や計画の検証等に取り組んでいきます。
主な取組 （かわさき強靱化に向けた取組）	【事業】民間住宅の耐震化【再】 【事業】市重要施設の電力・燃料対策の推進【再】 災害廃棄物仮保管場所の確保 災害廃棄物等処理計画に基づいた対策の推進【再】



啓発冊子「災害が起きた時の「ごみ」のこと」



リスクシナリオ	6-3 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
現 状	○応急仮設住宅の候補地については、建設候補地データベースで管理しています。 ○迅速な復旧復興の阻害要因となる空き家については、「川崎市空家等対策計画」に基づき、総合的・計画的な空き家対策に取り組んでいます。 ○地籍調査は麻生区内の調査区域はほぼ完了し、現在は多摩区内で調査を実施しています。第7次国土調査事業十箇年計画を受け、川崎区内で街区境界調査を実施し、効率的・効果的な調査に取り組んでいます。
リスクシナリオを回避するための視点	◆住宅・建築物等の被害を減らすことが重要です。 ◆災害後の円滑な復旧・復興を確保するため、地籍調査により土地境界等を明確にしておくことが重要です。また、所有者不明土地や空き家が復旧・復興の妨げとなることがあるため、予防・解消に努める必要があります。 ◆被災者の生活再建のため、住家の被害認定調査を迅速に行うことが必要です。また、応急仮設住宅等の迅速な供給方策について検討する必要があります。
脆弱性評価結果及び推進方針	【評価結果】 ◇民間の特定建築物や住宅の耐震化については、川崎市耐震改修促進計画に基づき、令和6（2024）年度の耐震化率が、順に96.3%、96.8%となっていますが、迅速かつ円滑に復旧・復興には耐震化が大きく寄与しており、継続した取組が必要です。 ◇研修等により被災地派遣による災害対応のノウハウ等の共有に努めているところですが、災害時に迅速かつ円滑に復旧・復興に取り組むためには、さらなる平時からの取組が重要です。 ◇迅速かつ円滑な復旧・復興を進めるためには、土地等の権利関係や所有者を明確にしておく必要があります。 【推進方針】 ◇迅速かつ円滑な復旧・復興を図るためには、まずは耐震化の促進による施設の倒壊等の防止が重要であることから、さらなる耐震対策の促進に取り組んでいきます。 ◇これまでの被災地派遣の経験等を踏まえ、全庁的な復旧・復興体制の整備に取り組んでいきます。 ◇迅速かつ円滑な復旧・復興に向けて、土地等の権利関係や所有者の明確化を図るため、引き続き、地籍調査に取り組んでいくとともに、復旧・復興の妨げとなる空き家への対策に取り組んでいきます。
主な取組 （かわさき強靱化に向けた取組）	【事業】地籍調査事業の推進 空き家利活用推進事業 応急仮設住宅に係る体制の整備【再】
業績指標	地籍調査進捗率 12.0%（R6年度） ⇒ 12.5%（R11年度）



リスクシナリオ	6-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
現 状	○社会構造の変容や価値観の多様化により文化財を取り巻く環境は大きく変化しているなか、近年激甚化する自然災害等によっても文化財の保存に大きく影響を及ぼす可能性が高くなっています。 ○文化財は、地域の歴史や文化等を正しく理解するため必要不可欠だけでなく、魅力ある地域づくりの基礎となり、コミュニティの活性化に寄与するものであることから、文化財の保存・活用を進めることが必要です。 ○市指定文化財をはじめとする多数の資料を所蔵している施設については、収蔵品の保護の観点からも災害リスクに応じた対策が必要です。 ○平成30（2018）年に、神奈川県及び県内市町村で組織する「県・市町村文化財大規模災害対策検討分科会」の協議を踏まえた「神奈川県文化財防災対策マニュアル」が作成されました。
リスクシナリオを回避するための視点	◆自然災害における文化財への被害を防ぐため、博物館における展示方法・収蔵方法の点検が必要です。 ◆市域にある有形・無形の文化財の保護・活用等の推進が地域コミュニティの維持・発展に寄与することから、平時から文化財の保護・活用等の取組を推進することが必要です。
脆弱性評価結果及び推進方針	【評価結果】 ◇災害時における文化財の保護・活用等のためには所有者・管理者の自主的な取組が必要です。 ◇令和元年東日本台風での検証結果を踏まえ、市として文化財を適正に管理していく必要があります。 ◇地域における有形・無形の文化の喪失を防ぐためには、地域の保存会等の地域力が求められることから、その向上が必要です。 【推進方針】 ◇所有者・管理者による文化財の保護・活用等のため、引き続き、所有者・管理者への適正管理・防災意識の向上に取り組んでいきます。 ◇川崎市教育振興基本計画及び分野の個別計画である「川崎市文化財保存活用地域計画」に基づき、市民の財産と公共施設の被害に係る被害の最小化に向け、多様な主体と連携した取組を進めます。 ◇川崎市市民ミュージアムの被災収蔵品修復作業を推進するとともに、新たなミュージアムの整備に向けた取組を推進します。 ◇地域力の向上を図るため、引き続き、平時から地域コミュニティの活性化に取り組んでいきます。
主な取組 (かわさき強靱化に向けた取組)	【事業】自主防災組織や避難所運営会議への活動支援【再】 【事業】「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく取組推進【再】 文化財の保護・活用等に向けた取組の推進 町内会館・自治会館の整備支援【再】 児童生徒への防災教育・若い世代の防災意識の向上に向けた取組の推進【再】



リスクシナリオ	6-5 風評被害や生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響
現 状	○災害発生後、企業が損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続・早期復旧を可能とするために、川崎市工業団体連合会等経済団体と協力して、企業のBCP策定推進に向けて普及・啓発を行うとともに、BCP策定及び見直しのための支援を行っています。 ○また、風評被害への対応や被災者支援の取組として、迅速かつ適正な情報を発信するために、市HPやメールニュースかわさき、緊急速報メール、SNS、かわさき情報アプリ、かわさき防災ポータルサイトなど各種メディアの活用等、広報の充実を図っています。
リスクシナリオを回避するための視点	◆迅速な復旧復興により市内経済への影響を最小限に留める必要があります。 ◆被害状況の正確な情報発信により風評被害を未然に防ぐ必要があります。
脆弱性評価結果及び推進方針	【評価結果】 ◇災害時の経済活動の保持・早期復旧に向けて、経済団体と協力して企業のBCP策定促進に取り組んでいますが、より一層の企業の理解と主体的な取組が必要です。 ◇災害時の情報発信については、市HPなどの様々な手段を活用し、広報の充実に取り組んでいるところですが、風評被害等の防止や適切な被災者支援のためには、迅速かつ適正な情報発信が必要です。 【推進方針】 ◇災害時の経済活動の保持・早期復旧のためには企業の主体的な取組が重要であり、企業のBCP策定支援制度の周知を図るなど、引き続き、企業のBCP策定促進に向けた普及・啓発に取り組んでいきます。 ◇災害時における迅速かつ適正な情報発信に向けて、引き続き、広報の充実に取り組んでいきます。
主な取組 (かわさき強靱化に向けた取組)	【事業】効率的・効果的な防災情報発信【再】 【事業】企業のBCP策定推進【再】 迅速な被災者支援の実施に向けた取組の推進



大雨被害に係る支援情報一覧の配信
(市ホームページ)



第4章 かわさき強靱化に向けた取組

1 かわさき強靱化に向けた取組一覧表

第3章で分析した脆弱性評価結果及び推進方針を踏まえ、今後、本市の強靱化に向けて取り組む事業について、別紙「かわさき強靱化に向けた取組一覧表」として整理しています。

なお、各取組の進捗状況等を踏まえ、必要に応じ、これらの取組について見直しを図っていくものとします。

2 強靱化事業の選定

別紙「かわさき強靱化に向けた取組一覧表」に掲載した事業のうち、次の基準に該当するものを「**強靱化事業**」として選定し、**個別に進捗管理**を行うことで、効率的・効果的な計画の進捗管理を図ります。

【強靱化事業の選定基準】

●「Ⅰ 国庫補助金に関するもの」に該当するもの、又は「Ⅱ 計画改定の目的等に関するもの」のうち3つ以上該当するもの

Ⅰ 国庫補助金に関するもの （選定理由）国が補助金を出してまで実施させるものであり、国土強靱化への効果が高いと考えられるため

Ⅱ 計画改定の目的等に関するもの（※ 計画改定の目的については、第2章を参照）

1 耐震化の向上に資する取組 （選定理由）地震による火災の死者の削減や多くのリスクシナリオに影響があるため

2 地震による火災の死者の削減に資する取組

（選定理由）かわさき強靱化計画の減災目標の達成状況から、今後の課題として、火災による死者の削減に向けた取組が求められるため

3 国土強靱化基本計画等の主な項目に関連する取組 （選定理由）近年の災害から得られた知見や社会情勢の変化等を踏まえた見直しであるため

- ・被災者等の健康・避難生活環境を確保（災害関連死の防止）
- ・交通、エネルギー、情報通信などのライフラインの多様化・リスク分散
- ・リスクコミュニケーションの推進と人材の育成、防災教育の充実
- ・迅速な復旧・復興に向けた災害廃棄物の処理計画や輸送体制の推進
- ・気候変動への対応（気候変動の影響を踏まえた治水対策）
- ・官民連携と「民」主導の取組を活性化させる環境整備
- ・災害時に重要な施設やインフラにおける老朽化対策の推進

4 令和6年能登半島地震での課題解決のための取組

（選定理由）被災地への職員派遣で得られた知見を含め顕在化した課題であり、脆弱性評価結果から特に重要と考えられ、また国土強靱化に直結すると考えられるため

5 地域力（地域防災力）の向上に資する取組 （選定理由）公助の限界を担う地域防災力の向上に資するものであるため

●上記に該当しないもののうち、次にいずれかに該当するもの（個別強靱化事業）

- ・市施設の維持・機能強化
- ・多摩川緊急治水対策の推進
- ・インフラの耐震化・浸水対策

第5章 計画の進捗管理と評価

1 計画の進捗管理と評価について

かわさき強靱化計画の進捗管理等については、国土強靱化地域計画に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に設置された「川崎市国土強靱化地域計画推進会議」において、強靱化事業の進捗状況や業績指標の達成状況について、毎年度把握し、評価を行います。

評価内容については、主な取組状況の記載などを含めて、市民にわかりやすく公表します。



2 強靱化事業の進捗管理等について

第4章において選定した強靱化事業については、毎年度、かわさき強靱化計画に基づく個別の進捗管理シートにより、計画期間中の各年度において、年度当初に当該年度に取り組む事項を設定し、その達成状況を把握することにより進捗管理、評価を行います。

3 計画の評価のための指標

(1) 業績指標

計画の毎年度の進捗管理及び計画期間全体の進捗状況を評価するため、次ページ以降のとおり、取組の成果を示す業績指標を設定します。



業績指標一覧

	業績指標名	現状値	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目（目標値）
1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生						
	住宅の耐震化率	96.8% (R6年度)	97.2%以上 (R8年度)	97.4%以上 (R9年度)	97.6%以上 (R10年度)	97.8%以上 (R11年度)
	特定天井対策施設数	13 施設 (R7 年度)	15 施設以上 (R8 年度)	19 施設以上 (R9年度)	21 施設以上 (R10年度)	24 施設以上 (R11 年度)
	橋りょうの耐震化率	75% (R6年度)	83%以上 (R8年度)	87%以上 (R9年度)	91%以上 (R10年度)	95%以上 (R11 年度)
	防災農地新規登録数	19 か所 (R6 年)	8 か所以上	8 か所以上	8 か所以上	8 か所以上
1-2 密集市街地等における大規模火災による死傷者の発生						
	不燃化重点対策地区における想定焼失棟数の削減割合	0% (R6年度)	12%以上 (R8年度)	18%以上 (R9年度)	24%以上 (R10年度)	30%以上 (R11 年度)
	耐震性貯水槽の整備（充足率）	95.9% (R7 年度)	95%以上 (R8年度)	95%以上 (R9年度)	95%以上 (R10年度)	95%以上 (R11 年度)
	防災まちづくり推進地区における防災活動継続率	50% (R6 年度)	52.5%以上 (R8 年度)	55.0%以上 (R9 年度)	57.5%以上 (R10 年度)	60%以上 (R11 年度)
	公園緑地面積	775.8ha (R6年度)	777.9ha 以上 (R8年度)	779.0ha 以上 (R9年度)	780.1ha 以上 (R10 年度)	781.2ha 以上 (R11 年度)
1-3 広域にわたる大規模津波等による死傷者の発生						
	海岸堤防等の整備率（防潮扉の操作性向上）	91.9% (R7 年度)	94.6%以上 (R8年度)	97.3%以上 (R9年度)	100% (R10 年度)	—
1-4 風水害に伴う市街地等の浸水や防災インフラの損壊・機能不全による死傷者の発生						
	時間雨量 50 mm降雨対応の河川改修率	89.7% (R6年度)	95.0%以上 (R8年度)	95.4%以上 (R9年度)	95.5%以上 (R10 年度)	95.5%以上 (R11 年度)
	河川施設（平瀬川）の老朽化対策の進捗率	64% (R6年度)	82%以上 (R8年度)	91%以上 (R9年度)	100% (R10 年度)	—
	平瀬川・多摩川合流部における堤防整備率 （多摩川計画高水位対応・延長 700m）	0% (R6年度)	0%以上 (R8年度)	0%以上 (R9年度)	15%以上 (R10 年度)	50%以上 (R11 年度)
	河川施設の補修進捗率	8% (R6年度)	30%以上 (R8年度)	70%以上 (R9年度)	100% (R10 年度)	—
	浸水対策実施率（重点地区：三沢川、土橋、京町・渡田、大島、観音川、川崎駅東口周辺、丸子地区）	30.6% (R6年度)	37.0%以上 (R8年度)	37.9%以上 (R9年度)	38.3%以上 (R10 年度)	38.7%以上 (R11 年度)



1-5 土砂災害等による死傷者の発生

ハザードマップを活用した防災対策等に関する啓発活動の実施回数	5回 (R6年度)	5回以上 (R8年度)	5回以上 (R9年度)	5回以上 (R10年度)	5回以上 (R11年度)
地盤の専門家による相談会の実施回数	4回 (R6年度)	4回以上 (R8年度)	4回以上 (R9年度)	4回以上 (R10年度)	4回以上 (R11年度)

2-1 消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

消防団員数の充足率	79.6% (1,071 人) (R7年4月)	81.4%以上 (1,095 人) (R9年4月)	82.3%以上 (1,107 人) (R10年4月)	83.2%以上 (1,120 人) (R11年4月)	84.2%以上 (1,133 人) (R12年4月)
等々力緑地における災害時の応援部隊の活動拠点面積	10.7ha (R7年度末)	10.7ha 以上 (R8年度末)	10.7ha 以上 (R9年度末)	10.7ha 以上 (R10年度末)	10.7ha 以上 (R11年度末)

2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

救急隊が到着するまでに、市民が心肺蘇生を実施した割合	45.2% (R6年)	45.8%以上 (R8年)	46.4%以上 (R9年)	47.0%以上 (R10年)	47.6%以上 (R11年)
----------------------------	----------------	------------------	------------------	-------------------	-------------------

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化等による死者の発生

学校施設長期保全計画に基づく整備を実施した学校施設の割合	0% (R7年度)	23.6%以上 (R8年度)	52.6%以上 (R9年度)	74.1%以上 (R10年度)	100% (R11年度)
体育館の空調設備設置率	3.9% (R7年度)	9.0% (R8年度)	32.6% (R9年度)	66.3% (R10年度)	100% (R11年度)
避難所運営会議を開催している避難所の割合	95.0% (R7年度)	96.3%以上 (R8年度)	97.5%以上 (R9年度)	98.8%以上 (R10年度)	100% (R11年度)
避難所運営会議における訓練を実施している割合	94.3% (R6年度)	96.5%以上 (R8年度)	97.7%以上 (R9年度)	98.8%以上 (R10年度)	100% (R11年度)
避難行動要支援者の安否確認等に協力いただける事業所等の数	49 か所 (R7年度)	65 か所以上 (R8年度)	81 か所以上 (R9年度)	97 か所以上 (R10年度)	113 か所以上 (R11年度)
マンホールトイレが整備されている避難所等の数	24 箇所 (R7年度)	24 箇所 (R8年度)	50 箇所 (R9年度)	84 箇所 (R10年度)	124 箇所以上 (R11年度)

2-4 被災地域での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止、被災による治安の悪化

災害時に備え、飲料水、食料、携帯トイレを3日分以上用意している割合	19.4% (R7年度)	24.6%以上 (R8年度)	29.7%以上 (R9年度)	34.9%以上 (R10年度)	40.0%以上 (R11年度)
-----------------------------------	-----------------	-------------------	-------------------	--------------------	--------------------

4-1 サプライチェーンの寸断などによる企業等の生産力低下

農業用水利施設等の重大事故件数	0件 (R6年)	0件 (R8年)	0件 (R9年)	0件 (R10年)	0件 (R11年)
-----------------	-------------	-------------	-------------	--------------	--------------

4-3 海上輸送の機能の停止による経済活動等への甚大な影響



耐震強化岸壁の整備率	40% (R7 年度)	40% (R8 年度)	40% (R9 年度)	40% (R10 年度)	40% (R11 年度)
4-4 工業用水等の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響					
工業用水道の送水管事故時バックアップ率	87.8% (R6 年度)	87.8%以上 (R8 年度)	87.8%以上 (R9 年度)	87.8%以上 (R10 年度)	100% (R11 年度)
5-1 テレビ・ラジオ放送の中断やインターネットの障害、防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止などにより情報収集・発信ができず、住民の避難行動や救助が遅れる事態					
全庁的な図上訓練や研修・講座の実施数	5 件 (R7 年度)	5 件 (R8 年度)	5 件 (R9 年度)	5 件 (R10 年度)	6 件 (R11 年度)
5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止					
市域の再生可能エネルギー導入量	25.2 万 kW (R6 年度)	25.5 万 kW 以上 (R7 年度)	26.9 万 kW 以上 (R8 年度)	28.3 万 kW 以上 (R9 年度)	29.9 万 kW 以上 (R10 年度)
市域の温室効果ガス排出量の削減割合	2013 年度比 -35.0% (R5 年度)	2013 年度比 -41.7%以上 (R6 年度)	2013 年度比 -42.9%以上 (R7 年度)	2013 年度比 -44.1%以上 (R8 年度)	2013 年度比 -45.4%以上 (R9 年度)
5-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止					
水道管路の耐震化率	水道管路の耐震化率： 44.1% (R6 年度) (内、重要施設への供給ルート の耐震化完了率： 41.4% (R6 年度))	水道管路の耐震化率： 47.1%以上 (R8 年度) (内、重要施設への供給ルート の耐震化完了率： 67.7% (R8 年度))	水道管路の耐震化率： 48.4%以上 (R9 年度) (内、重要施設への供給ルート の耐震化完了率： 85.9% (R9 年度))	水道管路の耐震化率： 49.8%以上 (R10 年度) (内、重要施設への供給ルート の耐震化完了率： 91.9% (R10 年度))	水道管路の耐震化率： 51.2%以上 (R11 年度) (内、重要施設への供給ルート の耐震化完了率： 100% (R11 年度))
開設不要型応急給水拠点の整備率	99.4% (R6 年度)	99.4% (R8 年度)	100% (R9 年度)	—	—
災害時の確保水量	16.5 万 m ³ (R6 年度)	16.5 万 m ³ (R8 年度)	16.6 万 m ³ (R9 年度)	—	—
水道・工業用水道施設の停電対策強化実施施設数 (計画期間内)	0 施設 (R6 年度)	2 施設 (R8 年度)	4 施設 (R9 年度)	5 施設 (R10 年度)	6 施設 (R11 年度)
重要な管きょ（下水）の耐震化率（市内全域）	86.4% (R6 年度時点)	87.7%以上 (R8 年度)	87.8%以上 (R9 年度)	88.5%以上 (R10 年度)	89.0%以上 (R11 年度)
5-4 基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止					
道路斜面等の要対策箇所の耐震化率	75% (R7 年度)	75% (R8 年度)	75% (R9 年度)	75% (R10 年度)	100% (R11 年度)
都市計画道路の完成延長	210.9 km (R6 年度)	212.5 km 以上 (R8 年度)	212.5 km 以上 (R9 年度)	213.3 km 以上 (R10 年度)	215.6 km 以上 (R11 年度)
緊急輸送道路の整備率（緊急輸送道路に指定された都市計画道路の計画延長に対する整備済延長の割合）	84.3% (R6 年度)	85.1%以上 (R8 年度)	85.1%以上 (R9 年度)	85.5%以上 (R10 年度)	86.0%以上 (R11 年度)



道路の無電柱化整備延長 ※道路延長ベース	42km (R6 年度)	45km 以上 (R8 年度)	45km 以上 (R9 年度)	46km 以上 (R10 年度)	48km 以上 (R11 年度)
道路施設の健全度	95.8% (R6 年度)	97.7%以上 (R8 年度)	98.4%以上 (R9 年度)	99.0%以上 (R10 年度)	—
緊急輸送路等の沿道建築物の耐震化による通行障害の 解消率	82.8% (R 6 年度)	83.0%以上 (R8 年度)	83.2%以上 (R9 年度)	84.0%以上 (R10 年度)	84.8%以上 (R11 年度)
6-1 復旧・復興・生活再建を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態					
地域活動に関する取組に関わっている人の割合	47.9% (R7 年度)	48.5%以上 (R8 年度)	49.0%以上 (R9 年度)	49.5%以上 (R10 年度)	50.0%以上 (R11 年度)
町内会・自治会加入率	54.7% (R7 年度)	54.7%以上 (R8 年度)	54.7%以上 (R9 年度)	54.7%以上 (R10 年度)	54.7%以上 (R11 年度)
6-3 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態					
地籍調査進捗率	12.0% (R6 年度)	12.2%以上 (R8 年度)	12.3%以上 (R9 年度)	12.4%以上 (R10 年度)	12.5%以上 (R11 年度)



(2) 減災目標

かわさき強靱化計画の計画期間における震災対策に係る減災目標として、地震被害想定調査に基づき、これまでの取組の進捗状況等を踏まえ、次のとおり設定します。

項 目	目 標															
死 者	地震による死者 令和 11（2029）年度において、川崎市直下の地震（平成 21（2009）年度想定）で想定される死者の数を約 1,140 人から約 440 人とします。															
	<table><tr><th colspan="4">各年度時点での想定値</th><th>目標値</th></tr><tr><td>平成 21 （2009）年度</td><td>平成 27 （2015）年度</td><td>令和 2 （2020）年度</td><td>令和 7 （2025）年度</td><td>令和 11 （2029）年度</td></tr><tr><td>約 1,140 人</td><td>約 840 人</td><td>約 510 人</td><td>約 480 人</td><td>約 440 人</td></tr></table>	各年度時点での想定値				目標値	平成 21 （2009）年度	平成 27 （2015）年度	令和 2 （2020）年度	令和 7 （2025）年度	令和 11 （2029）年度	約 1,140 人	約 840 人	約 510 人	約 480 人	約 440 人
	各年度時点での想定値				目標値											
	平成 21 （2009）年度	平成 27 （2015）年度	令和 2 （2020）年度	令和 7 （2025）年度	令和 11 （2029）年度											
	約 1,140 人	約 840 人	約 510 人	約 480 人	約 440 人											
津波による死者 慶長型地震において想定される津波（平成 24（2012）年度想定）による死者数を約 5,820 人からゼロとします。																
【地震による死者】 これまでの取組等による効果を踏まえ、さらなる耐震化率の向上や都市計画道路等の整備などのハード対策に加え、火災による死者等の削減に向けた避難訓練等のソフト対策による効果を総合的に勘案して目標値を設定しており、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、目標達成に向けた取組を進めます。 【津波による死者】 津波避難施設の確保や津波避難訓練などの対策により減少傾向にありますが、引き続き死者数ゼロを目指し取組を進めます。																

かわさき強靱化計画（令和8（2026）年3月）

川崎市危機管理本部

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044（200）0337

かわさき強靱化計画（改定案）

別紙

2ページ … 脆弱性評価マトリクス表

9ページ … かわさき強靱化に向けた取組一覧表

【脆弱性評価マトリクス表】 ※ 表の見方については、本編第3章「◇脆弱性分析・評価のためのチェックポイント」を参照のこと

区分について ……【空白】既存計画からの継続事業 【参考】既存計画に掲載はないが、現状把握のため参考掲載					個 別 施 策 分 野								横 断 的 施 策 分 野			
リスク シナリオ No.	リスクシナリオ	区分	事業名	参考指標や備考	1 行政機能・消防等	2 都市・インフラ	3 保健医療・福祉	4 エネルギー	5 情報通信	6 産業構造	7 交通・物流	8 環境	1 地域力	2 研究開発・人材育成		
1-1			民間の木造戸建、共同住宅等の耐震化	耐震化率:96.8%(R6年度時点)		●										
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生		民間の特定建築物の耐震化	特定建築物の耐震化率:96.3%(R6年度時点)	●	●	●			●	●	●				
			資産マネジメントに基づく庁舎等の防災機能強化	—	●											
			特定天井対策の推進	【事業着手】25施設(R7年度時点) 【対策完了】13施設(R7年度時点)	●											
			緊急輸送道路・緊急交通路の機能維持	緊急輸送道路の整備(緊急輸送道路に指定された都市計画道路の計画延長に対する整備済延長の割合):84.3%(R6年度時点)								●				
			緊急輸送道路等における道路法面等の対策	—		●						●				
			緊急輸送道路等の無電柱化の推進	道路の無電柱化整備延長 ※道路延長ベース:42km(R6年度時点)								●				
			橋りょうの耐震化	橋りょうの耐震化率:75%(R6年度時点)		●						●				
			老朽化擁壁等の倒壊防止(助成等)	宅地防災工事に対する一部助成の実施件数:5件(R6年度)		●										
			危険なブロック塀等の改善促進(指導・助成等)	—		●										
			市施設、市立学校の緊急地震速報自動放送の拡充	—						●						
			都市防災機能の向上と広場等の空地の確保	—			●									
			避難場所等の確保	—	●	●	●						●			
			町内会館・自治会館の整備支援	—										●		
			市民防災農地の確保	防災農地新規登録数:19箇所(R6年度)		●							●			
			大規模施設における防災体制の強化	—	●											
			落下危険物の改善指導	—		●										
	再掲	市民の防災意識等の向上の取組の推進	・避難所を知っている人の割合:44.3%(R5年度時点) ・震災時及び風水害時に自分がとるべき避難行動を把握している人の割合:47.3%(R5年度時点) ・家庭内備蓄を行っている人の割合:63.2%(R5年度時点)	●	●				●				●	●		
		地域における主体的な防災まちづくりの支援	火災延焼リスクの高い地区における大規模地震時の建物倒壊による道路閉塞の確率:37.2%(R6年度)		●								●	●		
		児童生徒への防災教育・若い世代の防災意識の向上に向けた取組の推進	—		●				●				●			
		家具等の屋内収容物の地震対策の普及・促進	—	●	●				●				●			
	参考	地震被害想定調査結果の周知や活用	H21、H24調査結果をもとに、対策を実施	●	●						●		●			
1-2			密集市街地の改善	火災延焼リスクの高い地区における大規模地震時の建物倒壊による道路閉塞の確率:37.2%(R6年度)		●										
1-2	密集市街地等における大規模火災による死傷者の発生		幹線道路の整備	・都市計画道路進捗率:68%(R7.4時点) ・市内幹線道路における避難時の平均旅行速度:15.9km/h(R3年度時点)		●					●					
			公園緑地の整備	1人あたりの公園緑地面積:4.98㎡/人(R5年度) 等々力緑地における災害時の応援部隊の活動拠点面積:10.7ha(R6年度)		●							●			
			耐震性防火水槽の整備	耐震性貯水槽の整備(充足率):充足率95%以上を維持(R6年度)	●											
			消防署所等の施設整備	—	●											
			消防指令システムの整備・機能強化	—	●											
			消防資器材等の整備	—	●											
			消防団員の確保・充実	消防団の充足率79.6%(R7年4月時点)	●											
			関係機関等と連携した訓練の実施	—	●	●	●						●	●	●	
			地震に伴う出火防止に係る意識啓発	—												
			再掲	都市防災機能の向上と広場等の空地の確保	—		●									
			再掲	避難場所等の確保	—	●	●	●					●			
			再掲	大規模施設における防災体制の強化	—	●										
			再掲	市民の防災意識等の向上の取組の推進	・避難所を知っている人の割合:44.3%(R5年度) ・震災時及び風水害時に自分がとるべき避難行動を把握している人の割合:47.3%(R5年度) ・家庭内備蓄を行っている人の割合:63.2%(R5年度)	●	●				●			●	●	
			再掲	地域における主体的な防災まちづくりの支援	火災延焼リスクの高い地区における大規模地震時の建物倒壊による道路閉塞の確率:37.2%(R6年度)		●							●	●	
		1-3			海岸保全施設の改良	年度内に改良工事が完了した陸間の箇所数(第3期実施計画の内容):38基(R6年度時点)		●						●		
		1-3	広域にわたる大規模津波等による死傷者の発生		防災行政無線の整備と情報伝達の強化	デジタル無線機の整備進捗率:100%(R4年度事業完了)						●				
	津波災害等を想定した情報伝達・陸間等の操作点検			—		●										
	津波ハザードマップの作成・周知			ハザードマップを活用した防災対策等に関する啓発活動の実施回数:5回(R6年度)						●						
	臨海部における総合的な防災対策の推進			—	●			●			●					

【脆弱性評価マトリクス表】 ※ 表の見方については、本編第3章「◇脆弱性分析・評価のためのチェックポイント」を参照のこと

区分について ……【空白】既存計画からの継続事業 【参考】既存計画に掲載はないが、現状把握のため参考掲載					個 別 施 策 分 野								横 断 的 施 策 分 野	
リスクシナリオ No.	リスクシナリオ	区分	事業名	参考指標や備考	1 行政機能・消防等	2 都市・インフラ	3 保健医療・福祉	4 エネルギー	5 情報通信	6 産業構造	7 交通・物流	8 環境	1 地域力	2 研究開発・人材育成
			津波被害の軽減に向けた共助等の取組	—					●		●			
			災害時要援護者支援制度などを活用した共助の取組	—	●	●	●					●	●	
		再掲	避難場所等の確保	—	●	●	●					●		
		再掲	市民の防災意識等の向上の取組の推進	・避難所を知っている人の割合：44.3%（R5年度） ・震災時及び風水害時に自分がとるべき避難行動を把握している人の割合：47.3%（R5年度） ・家庭内備蓄を行っている人の割合：63.2%（R5年度）	●	●			●			●	●	
1-4														
1-4	風水害に伴う市街地等の浸水や防災インフラの損壊・機能不全による死傷者の発生		河川施設の整備・機能向上等	・時間雨量50mm対応の河川改修率：90%（R6年度時点）		●								
			適切な維持管理や雨水流出抑制施設の設置指導	雨水流出抑制施設の設置を指導等することで、従前の土地が有する保水浸透能力の維持と治水安全度の向上を図る		●								
			浸水被害軽減対策の推進	・重点化地区における雨水管きょなどの整備の推進（三沢川、土橋、京町・渡田、大島、観音川、川崎駅東口周辺、丸子地区）：浸水対策実施率 30.6%（R6年度時点） ・排水樋管周辺地域の浸水対策累計実施数：7対策（床上浸水面積65.2%解消）（R6年度）		●							●	
			適切な避難行動の周知（マイトタイムライン等の活用）	—	●	●			●				●	●
			要配慮者施設等の防災力向上	—	●	●	●						●	
			立地適正化計画策定事業	—		●								
			河川施設の更新・機能向上等	平瀬川護岸改修事業の進捗率：20%（R6年度）		●								
		再掲	海岸保全施設の改良	年度内に改良工事が完了した陸間の箇所数（第3期実施計画の内容）：38基（R6年度時点）		●						●		
		再掲	防災行政無線の整備と情報伝達の強化	デジタル無線機の整備進捗率：100%（R4年度事業完了）					●					
		再掲	津波災害等を想定した情報伝達・陸間等の操作点検	—		●								
		再掲	避難場所等の確保	—	●	●	●					●		
		再掲	関係機関等と連携した訓練の実施	—	●	●	●					●	●	●
		再掲	災害時要援護者支援制度などを活用した共助の取組	—	●	●	●					●	●	●
		再掲	市民の防災意識等の向上の取組の推進	・避難所を知っている人の割合：44.3%（R5年度時点） ・震災時及び風水害時に自分がとるべき避難行動を把握している人の割合：47.3%（R5年度時点） ・家庭内備蓄を行っている人の割合：63.2%（R5年度時点）	●	●			●				●	●
		再掲	港湾施設の耐震化	—		●						●		
		再掲	港湾BCPの運用、訓練の実施	—								●		
		再掲	農業用ため池の適正管理	—								●	●	
		再掲	道路機能の早期復旧体制の整備	—	●	●						●		
1-5														
1-5	土砂災害等による死傷者の発生		宅地耐震化推進事業の推進（大規模盛土造成地の調査等）	—		●								
			火山灰対策の検討	—	●	●								
			自主防災組織や避難所運営会議の活動支援	避難所運営会議を開催している避難所の割合：94.8%（R6年度時点）	●	●			●				●	●
			崖・擁壁の相談対策事業	—									●	
			崖の変動観測事業	—		●			●					
		再掲	老朽化擁壁等の倒壊防止（助成等）	宅地防災工事に対する一部助成の実施件数：5件（R6年度）		●								
		再掲	緊急輸送道路等における道路路面等の対策	—		●						●		
		再掲	防災行政無線の整備と情報伝達の強化	デジタル無線機の整備進捗率：100%（R4年度事業完了）					●					
		再掲	避難場所等の確保	—	●	●	●					●		
		再掲	要配慮者施設等の防災力向上	—	●	●	●						●	
		再掲	関係機関等と連携した訓練の実施	—	●	●	●					●	●	●
		再掲	災害時要援護者支援制度などを活用した共助の取組	—	●	●	●					●	●	●
再掲	市民の防災意識等の向上の取組の推進	・避難所を知っている人の割合：44.3%（R5年度時点） ・震災時及び風水害時に自分がとるべき避難行動を把握している人の割合：47.3%（R5年度時点） ・家庭内備蓄を行っている人の割合：63.2%（R5年度時点）	●	●			●				●	●		
2-1														
2-1	消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足		消防団の救助・救急活動に必要な資器材の配備と維持管理	—	●									
			消防ヘリコプターの安全・確実・迅速な運航	—	●									
			警察等の広域応援部隊の活動拠点の整備	—	●									
			自助・共助による応急救護の取組（啓発・訓練等）	—	●		●						●	●
			企業が持つ防災資源の提供や人的支援の協力体制の推進	—									●	
			長周期地震動対策の検討・啓発	—	●									

【脆弱性評価マトリクス表】 ※ 表の見方については、本編第3章「◇脆弱性分析・評価のためのチェックポイント」を参照のこと

区分について ……【空白】既存計画からの継続事業 【参考】既存計画に掲載はないが、現状把握のため参考掲載					個 別 施 策 分 野								横 断 的 施 策 分 野		
リスクシナリオ No.	リスクシナリオ	区分	事業名	参考指標や備考	1 行政機能・消防等	2 都市・インフラ	3 保健医療・福祉	4 エネルギー	5 情報通信	6 産業構造	7 交通・物流	8 環境	1 地域力	2 研究開発・人材育成	
		再掲	民間の木造戸建、共同住宅等の耐震化	耐震化率:96.8%(R6年度時点)		●									
		再掲	民間の特定建築物の耐震化	特定建築物の耐震化率:96.3%(R6年度時点)	●	●	●			●	●	●			
		再掲	市民の防災意識等の向上の取組の推進	・避難所を知っている人の割合:44.3%(R5年度時点) ・震災時及び風水害時に自分がとるべき避難行動を把握している人の割合:47.3%(R5年度時点) ・家庭内備蓄を行っている人の割合:63.2%(R5年度時点)	●	●	●		●				●	●	
		再掲	資産マネジメントに基づく庁舎等の防災機能強化	—	●										
		再掲	公園緑地の整備	1人あたりの公園緑地面積:4.98㎡/人(R5年度) 等々力緑地における災害時の応援部隊の活動拠点面積:10.7ha(R6年度)		●							●		
		再掲	消防署等の施設整備	—	●										
		再掲	消防指令システムの整備・機能強化	—	●										
		再掲	消防団員の確保・充実	消防団の充足率79.6%(R7年4月時点)	●										
		再掲	災害時協定等に基づく受援体制の確保	—	●							●	●		
		再掲	関係機関等と連携した訓練の実施	—	●	●	●						●	●	●
		再掲	自主防災組織や避難所運営会議の活動支援	避難所運営会議を開催している避難所の割合:94.8%(R6年度時点)	●	●				●				●	●
		再掲	災害時要援護者支援制度などを活用した共助の取組	—	●	●	●						●	●	●
再掲	児童生徒への防災教育・若い世代の防災意識の向上に向けた取組の推進	—	●					●				●			
2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺		災害拠点病院の機能強化(情報通信・自家発・備蓄)	災害拠点病院の耐震化率:100%(R6年度時点)			●								
		市重要施設の電力・燃料対策の推進	—	●			●								
再掲		下水道の管きよ・施設の耐震化	・重要な管きよ(下水)の耐震化率(市内全域):86.4%(R6年度時点)		●										
		災害時における医療救護体制の整備の推進	災害拠点病院の耐震化率:100%(R4年度事業完了)			●									
		医療関係団体等との連携強化	—	●		●									
		医療機関等との情報伝達体制の整備	—			●									
		救急車以外の負傷者等搬送体制の整備	—			●									
		災害時のメンタルヘルスクア体制の整備(DPAT等)	—			●									
		医薬品等の確保、供給・受援体制の整備	—			●									
再掲		民間の木造戸建、共同住宅等の耐震化	耐震化率:96.8%(R6年度時点)		●										
再掲		民間の特定建築物の耐震化	特定建築物の耐震化率:96.3%(R6年度時点)	●	●	●				●	●	●			
再掲		密集市街地の改善	火災延焼リスクの高い地区における大規模地震時の建物倒壊による道路閉塞の確率:37.2%(R6年度)	●	●										
再掲		耐震性防火水槽の整備	耐震性貯水槽の整備(充足率):充足率95%以上を維持(R6年度)	●											
再掲		水道管路の耐震化	・耐震化された管路の延長:44.1% 内、重要な管路:98.3%(R6年度末時点)		●										
再掲		自助・共助による応急救護の取組(啓発・訓練等)	—	●		●								●	●
再掲		市民の防災意識等の向上の取組の推進	・避難所を知っている人の割合:44.3%(R5年度時点) ・震災時及び風水害時に自分がとるべき避難行動を把握している人の割合:47.3%(R5年度時点) ・家庭内備蓄を行っている人の割合:63.2%(R5年度時点)	●	●				●					●	●
2-3		劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による被災者の健康状態の悪化等による死者の発生		避難所補完施設等の確保・管理	—	●	●	●					●		
	二次避難所の確保、運営体制の整備		—	●		●								●	
	応急仮設住宅に係る体制の整備		—	●	●										
	地域やボランティアと連携した避難者支援体制の構築		—	●										●	
	学校トイレのバリアフリー化の推進		・R4年度事業完了		●										
再掲	避難施設としての学校施設の機能強化		・体育館の空調設備設置率:3.9%(R7年度時点) ・学校施設長期保全計画に基づく整備を実施した学校施設の割合:0%(R7年度時点)	●	●										
再掲	応急給水拠点の整備		・開設不要型応急給水拠点の整備率:99.4%(R6年度末時点)		●										
再掲	下水道の管きよ・施設の老朽化対策の推進		・管きよ再整備率(管きよ再整備重点地域):39%(R6年度末時点)		●										
再掲	公的備蓄の適正管理		—	●								●	●		
再掲	高層集合住宅の地震対策促進(備蓄スペース・防災トイレ)		中高層条例・総合調整条例に基づく手続き等の機会を捉えた震災対策の啓発活動の実施件数:19(R6年度実績)		●										
	災害時のトイレ対策の充実		—			●							●	●	●
再掲	災害廃棄物等処理計画に基づいた対策の推進		—	●									●		
再掲	避難所運営体制の整備・強化		避難所運営会議を開催している避難所の割合:94.8%(R6年度時点)	●	●	●							●	●	●
再掲	災害時のメンタルヘルスクア体制の整備(DPAT等)		—			●									

【脆弱性評価マトリクス表】 ※ 表の見方については、本編第3章「◇脆弱性分析・評価のためのチェックポイント」を参照のこと

区分について ……【空白】既存計画からの継続事業 ……【参考】既存計画に掲載はないが、現状把握のため参考掲載					個 別 施 策 分 野								横 断 的 施 策 分 野	
リスクシナリオ No.	リスクシナリオ	区分	事業名	参考指標や備考	1 行政機能・消防等	2 都市・インフラ	3 保健医療・福祉	4 エネルギー	5 情報通信	6 産業構造	7 交通・物流	8 環境	1 地域力	2 研究開発・人材育成
		再掲	自主防災組織や避難所運営会議の活動支援	避難所運営会議を開催している避難所の割合：94.8%（R6年度時点）	●	●			●				●	●
2-4														
2-4	被災地域での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止、被災による治安の悪化		避難施設としての学校施設の機能強化	・体育館の空調設備設置率：3.9%（R7年度時点） ・学校施設長期保全計画に基づく整備を実施した学校施設の割合：0%（R7年度時点）	●	●								
			エレベーター等の安全対策（市保有施設）	—	●									
			市物資拠点の確保・整備	北部市場及び南部市場を地域内輸送拠点の候補地として指定							●			
			食料等生活必需物資の確保	—	●						●			
			公的備蓄の適正管理	—	●						●	●		
			配水池・配水塔の整備	配水池・配水塔の耐震化率：100%（R6年度末時点） 災害時の確保水量：16.5万m3（R6年度末時点）		●								
			水道管路の耐震化	・耐震化された管路の延長：44.1% 内、重要な管路：98.3%（R6年度末時点）		●								
			応急給水拠点の整備	開設不要型応急給水拠点の整備率：99.4%（R6年度末時点）		●								
			市民と協働した災害時の応急給水活動の充実	—										●
			高層集合住宅の地震対策促進（備蓄スペース・防災トイレ）	中高層条例・総合調整条例に基づく手続き等の機会を捉えた震災対策の啓発活動の実施件数：19（R6年度実績）		●								
			大規模建築物の防災力向上	—		●								
			再生可能エネルギー等の普及推進	市域の再生可能エネルギー導入量：23.6万kW（R5年度）	●			●		●				
			災害時協定等に基づく受援体制の確保	—	●						●	●		
			地域における防犯対策の推進	—										●
再掲	民間の木造戸建、共同住宅等の耐震化	耐震化率：96.8%（R6年度時点）		●										
再掲	民間の特定建築物の耐震化	特定建築物の耐震化率：96.3%（R6年度時点）	●	●	●			●	●	●				
再掲	市民の防災意識等の向上の取組の推進	・避難所を知っている人の割合：44.3%（R5年度時点） ・震災時及び風水害時に自分かとするべき避難行動を把握している人の割合：47.3%（R5年度時点） ・家庭内備蓄を行っている人の割合：63.2%（R5年度時点）	●	●				●				●	●	
2-5														
2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱		主要駅における帰宅困難者対策の推進	—	●	●								
			広域連携（九都県市・四県市）による帰宅困難者対策の推進	—		●							●	●
			競輪場の拠点機能等の確保・整備	—		●								
			避難場所等の確保・管理（帰宅困難者一時滞在施設）	帰宅困難者一時滞在施設の収容確保人員：26,700人		●								
			公的備蓄の適正管理（帰宅困難者用）	—		●								
			安否確認方法の市民への周知	—						●				
			交通関係機関の連携強化	—	●	●								
再掲	関係機関等と連携した訓練の実施	—	●	●	●						●	●	●	
2-6														
2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下		平時からの予防接種の促進	予防接種法に基づく予防接種麻疹・風しんワクチンの接種率：第1期96.9%、第2期91.6%			●							
		再掲	災害時のトイレ対策の充実	—			●					●	●	●
		再掲	避難所運営体制の整備・強化	避難所運営会議を開催している避難所の割合：94.8%（R6年度時点）	●	●	●					●	●	●
			災害廃棄物等処理計画に基づいた対策の推進	—	●							●		
			遺体安置所の運営体制の強化	—	●		●					●		
			災害時における火葬体制の整備	—	●		●					●		
		再掲	災害時における医療救護体制の整備の推進	災害拠点病院の耐震化率：100%（R4年度事業完了）			●							
		再掲	医療関係団体等との連携強化	—	●		●							
		再掲	医療機関等との情報伝達体制の整備	—			●							
3-1														
3-1	市役所及び区役所の職員・施設等の被災等による行政機能の大幅な低下		災害対策活動の中枢拠点となる新本庁舎の整備	R5年度事業完了	●									
			災害対策本部「バックアップ体制」の整備	—	●	●								
			業務継続体制（BCP）の整備・充実	—	●	●				●	●		●	●
			迅速な初動対応に向けた体制整備	—	●									
			職員の防災意識・防災対応能力の向上に向けた取組の推進	—	●									
		再掲	資産マネジメントに基づく庁舎等の防災機能強化	—	●									
		再掲	エレベーター等の安全対策（市保有施設）	—	●									

【脆弱性評価マトリクス表】 ※ 表の見方については、本編第3章「◇脆弱性分析・評価のためのチェックポイント」を参照のこと

区分について ……【空白】既存計画からの継続事業 【参考】既存計画に掲載はないが、現状把握のため参考掲載					個 別 施 策 分 野								横 断 的 施 策 分 野	
リスクシナリオ No.	リスクシナリオ	区分	事業名	参考指標や備考	1 行政機能・消防等	2 都市・インフラ	3 保健医療・福祉	4 エネルギー	5 情報通信	6 産業構造	7 交通・物流	8 環境	1 地域力	2 研究開発・人材育成
		再掲	市重要施設の電力・燃料対策の推進	—	●			●						
		再掲	下水道の管きょ・施設の耐震化	・重要な管きょ(下水)の耐震化率(市内全域):86.4%(R6年度時点)		●								
		再掲	公園緑地の整備	1人あたりの公園緑地面積:4.98 m ² /人 (R5年度時点) 等々力緑地における災害時の応援部隊の活動拠点面積:10.7ha(R6年度)		●						●		
		再掲	災害時協定等に基づく受援体制の確保	—	●						●	●		
4-1														
4-1	サプライチェーンの寸断などによる企業等の生産力低下		緊急交通路等の防災上重要な道路沿いの建築物の耐震化	—		●					●			
			臨海部の緊急輸送道路の維持管理	—		●					●			
			港湾施設の耐震化	—		●					●			
			川崎港海底トンネルの機能強化	—		●					●			
			臨港道路東扇島水江町線の整備	—		●					●			
			農業用施設等の保守管理	農業用水利施設等の重大事故件数:0件(R6年度)							●	●		
			農業用ため池の適正管理	—							●	●		
			企業のBCP策定促進	—							●			
			生産緑地の指定の推進	年間生産緑地新規指定面積:4,330m ² (R6年度時点)								●	●	
			広域交通ネットワーク等の形成の推進	新幹線駅まで45分圏域の拡大	●	●						●		
			道路機能の早期復旧体制の整備	—	●	●						●		
			港湾BCPの風水害編の策定	—								●		
			港湾BCPの運用、訓練の実施	—								●		
			緊急輸送道路・緊急交通路についての市民への周知	—		●						●		
		再掲	幹線道路の整備	・都市計画道路進捗率:68%(R7年4月時点) ・市内幹線道路における混雑時の平均旅行速度:15.9km/h(R3年度時点)		●						●		
		再掲	緊急輸送道路等の無電柱化の推進	道路の無電柱化整備延長※道路延長ベース:42km(R6年度時点)								●		
		再掲	緊急輸送道路等における道路法面等の対策	—		●						●		
		再掲	橋りょうの耐震化	橋りょうの耐震化率:75%(R6年度時点)		●						●		
		再掲	下水道の管きょ・施設の耐震化	・重要な管きょ(下水)の耐震化率(市内全域):86.4%(R6年度時点)		●								
		再掲	交通関係機関の連携強化	—	●	●								
4-2														
4-2	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等に伴う有害物質の大規模拡散・流出		コンビナート関連施設における特定防災施設等の整備	—	●			●						
			屋外タンクの耐震化対策の推進	内部浮き蓋付特定屋外タンクの新基準の適合率:100%(R5年度事業完了)	●			●						
			石油コンビナートにおける補完体制の整備	—	●									
			消防艇の運用・維持管理	—	●									
			臨海部民間施設との情報共有体制の確立	—	●	●				●	●			
			屋外タンクの耐震化対策の推進	内部浮き蓋付特定屋外タンクの新基準の適合率:100%(R5年度事業完了)	●			●						
			石油コンビナートに係る防災対策の実施	—	●									
			危険物施設等の風水害対策の推進	—	●			●						
			臨海部孤立化対策	—							●			
			大気汚染物質・水質汚濁物質の漏洩・流出防止(有害物質等の漏洩・流出防止)	—								●		
		再掲	長周期地震動対策の検討・啓発	—	●									
4-3														
4-3	海上輸送の機能の停止による経済活動等への甚大な影響		小型船係留施設の整備	—		●					●			
		再掲	港湾施設の耐震化	—		●					●			
		再掲	川崎港海底トンネルの機能強化	—		●					●			
		再掲	臨港道路東扇島水江町線の整備	—		●					●			
		再掲	港湾BCPの風水害編の策定	—							●			
		再掲	港湾BCPの運用、訓練の実施	—							●			
4-4														
4-4	工業用水等の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響		経年化した工業用水道施設の更新	—		●								
		再掲	市重要施設の電力・燃料対策の推進	—	●			●						
		再掲	農業用ため池の適正管理	—							●	●		
5-1														

【脆弱性評価マトリクス表】 ※ 表の見方については、本編第3章「◇脆弱性分析・評価のためのチェックポイント」を参照のこと

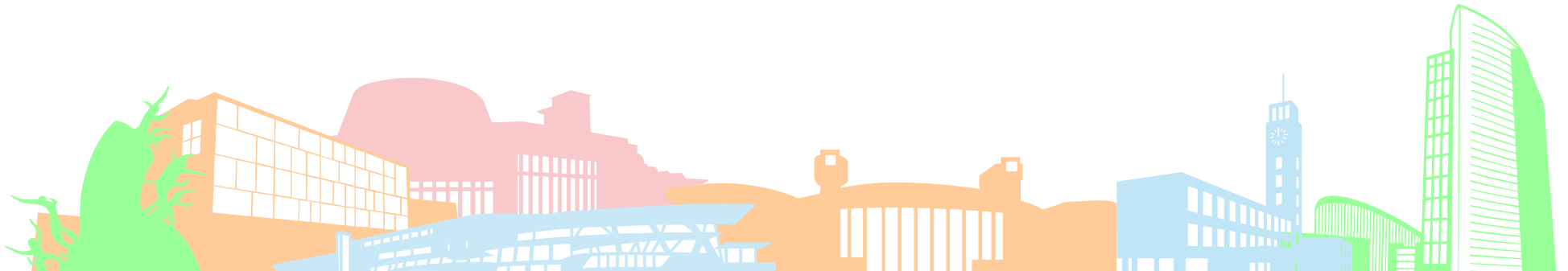
区分について ……【空白】既存計画からの継続事業【参考】既存計画に掲載はないが、現状把握のため参考掲載					個 別 施 策 分 野								横 断 的 施 策 分 野		
リスク シナリオ No.	リスクシナリオ	区分	事業名	参考指標や備考	1 行政機能・消防等	2 都市・インフラ	3 保健医療・福祉	4 エネルギー	5 情報通信	6 産業構造	7 交通・物流	8 環境	1 地域力	2 研究開発・人材育成	
5-1	テレビ・ラジオ放送の中断やインターネットの障害、防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止などにより情報収集・発信ができず、住民の避難行動や救助が遅れる事態		総合防災情報システムの安定運用と強化	—					●						
			情報通信機能の強化	—					●						
			総合防災情報システムを利用した情報収集・伝達体制の強化	—					●						
			社会福祉施設との情報伝達体制の整備	—		●			●				●		
			災害情報カメラの整備・運用	—					●						
			水位計・地震計の整備・運用	—					●						
			災害時における広報の充実	—					●						
			外国人市民等への災害情報の発信	—					●						
		再掲	消防指令システムの整備・機能強化	—	●										
		再掲	防災行政無線の整備と情報伝達の強化	デジタル無線機の整備進捗率：100%（R4年度事業完了）					●						
		再掲	市施設、市立学校の緊急地震速報自動放送の拡充	—					●						
		再掲	医療機関等との情報伝達体制の整備	—				●							
		再掲	消防ヘリコプターの安全・確実・迅速な運航	—	●										
		再掲	適切な避難行動の周知（マイタイムライン等の活用）	—	●	●			●				●	●	
再掲	要配慮者施設等の防災力向上	—	●	●	●							●			
再掲	災害時要援護者支援制度などを活用した共助の取組	—	●	●	●						●	●	●		
再掲	職員の防災意識・防災対応能力の向上に向けた取組の推進	—	●												
再掲	安否確認方法の市民への周知	—						●							
5-2															
5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止		ライフライン関係団体との連携強化	—	●			●							
		再掲	市重要施設の電力・燃料対策の推進	—	●			●							
		再掲	企業のBCP策定促進	—							●				
		再掲	再生可能エネルギー等の普及推進	市域の再生可能エネルギー導入量：23.6万kW（R5年度）	●			●		●					
		再掲	緊急輸送道路等の無電柱化の推進	道路の無電柱化整備延長※道路延長ベース：42km（R6年度時点）								●			
5-3															
5-3	上下水道等の長期間にわたる供給停止		下水道施設の浸水対策	水処理センター・ポンプ場の耐水化率：70.8%（R6年度時点）		●									
			下水道の管きょ・施設の老朽化対策の推進	管きょ再整備率（管きょ再整備重点地域）：39%（R6年度末時点）		●									
			下水道の管きょ・施設の耐震化	・重要な管きょ（下水）の耐震化率（市内全域）：86.4%（R6年度時点）		●									
		再掲	配水池・配水塔の整備	・配水池・配水塔の耐震化率：100%（R6年度末時点） ・災害時の確保水量：16.5万m3（R6年度末時点）		●									
		再掲	水道管路の耐震化	・耐震化された管路の延長：44.1% 内、重要な管路：98.3%（R6年度末時点）		●									
		再掲	市重要施設の電力・燃料対策の推進	—	●			●							
		再掲	応急給水拠点の整備	開設不要型応急給水拠点の整備率：99.4%（R6年度末時点）		●									
		再掲	市民と協働した災害時の応急給水活動の充実	—										●	
		再掲	市民の防災意識等の向上の取組の推進	・避難所を知っている人の割合：44.3%（R5年度時点） ・震災時及び風水害時に自分がとるべき避難行動を把握している人の割合：47.3%（R5年度時点） ・家庭内備蓄を行っている人の割合：63.2%（R5年度時点）	●	●			●					●	●
		再掲	災害時のトイレ対策の充実	—			●						●	●	●
再掲	浸水被害軽減対策の推進	・重点化地区における雨水管きょなどの整備の推進（三沢川、土橋、京町・渡田、大島、観音川、川崎駅東口周辺、丸子地区）：浸水対策実施率 30.6%（R6年度時点） ・排水樋管周辺地域の浸水対策累計実施数：7対策（床上浸水65.2%解消）（R6年度）		●								●			
5-4															
5-4	基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能		踏切の立体交差化の推進	—		●						●			
			路面下空洞調査の実施	—		●						●			
		再掲	幹線道路の整備	・都市計画道路進捗率：68%（R7年4月時点） ・市内幹線道路における混雑時の平均旅行速度：15.9km/h（R3年度時点）		●						●			
		再掲	緊急輸送道路・緊急交通路の機能維持	緊急輸送道路の整備（緊急輸送道路に指定された都市計画道路の計画延長に対する整備済延長の割合）：84.3%（R6年度時点）								●			
		再掲	緊急輸送道路等における道路法面等の対策	—		●						●			
		再掲	緊急輸送道路等の無電柱化の推進	道路の無電柱化整備延長※道路延長ベース：42km（R6年度時点）								●			
		再掲	緊急交通路等の防災上重要な道路沿いの建築物の耐震化	—		●						●			
		再掲	橋りょうの耐震化	橋りょうの耐震化率：75%（R6年度時点）		●						●			
		再掲	道路機能の早期復旧体制の整備	—	●	●						●			

【脆弱性評価マトリクス表】 ※ 表の見方については、本編第3章「◇脆弱性分析・評価のためのチェックポイント」を参照のこと

区分について ……【空白】既存計画からの継続事業 ……【参考】既存計画に掲載はないが、現状把握のための参考掲載					個 別 施 策 分 野										横 断 的 施 策 分 野	
リスク シナリオ No.	リスクシナリオ	区分	事業名	参考指標や備考	1 行政機 能・消防等	2 都市・イ ンフラ	3 保健医 療・福祉	4 エネル ギー	5 情報通信	6 産業構 造	7 交通・物 流	8 環境	1 地域力	2 研究開 発・人材育 成		
	停止	再掲	臨海部の緊急輸送道路の維持管理	—		●					●					
		再掲	川崎港海底トンネルの機能強化	—		●					●					
		再掲	臨港道路東扇島水江町線の整備	—		●					●					
		再掲	下水道の管きょ・施設の耐震化	・重要な管きょ(下水)の耐震化率(市内全域):86.4%(R6年度時点)		●										
		再掲	広域交通ネットワーク等の形成の推進	新幹線駅まで45分圏域の拡大	●	●					●					
		再掲	緊急輸送道路・緊急交通路についての市民への周知	—		●					●					
		再掲	交通関係機関の連携強化	—	●	●										
		再掲	港湾BCPの運用、訓練の実施	—							●					
6-1																
6-1	復旧・復興・生活再建を 支える人材等の不足、 より良い復興に向けた ビジョンの欠如等により 復興できなくなる事態		都市復興にかかる平時からの取組の推進	—	●	●	●	●	●	●	●	●				
			地域包括ケアシステムの構築	地域包括ケアシステムの考え方の理解度:10.6%(R5年度時点)			●							●		
			「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく取組推進											●		
			応急危険度判定体制の整備	—											●	
			建物被害認定調査及び罹災証明発行体制の整備	—	●		●									
			町内会・自治会活動の活性化に向けた支援	町内会・自治会加入率:55.9%(R6年度時点)										●		
		再掲	自主防災組織や避難所運営会議の活動支援	避難所運営会議を開催している避難所の割合:94.8%(R6年度時点)	●	●			●				●	●		
		再掲	市民の防災意識等の向上の取組の推進	・避難所を知っている人の割合:44.3%(R5年度時点) ・震災時及び風水害時に自分がとるべき避難行動を把握している人の割合:47.3%(R5年度時点) ・家庭内備蓄を行っている人の割合:63.2%(R5年度時点)	●	●			●				●	●		
再掲	児童生徒への防災教育・若い世代の防災意識の向上に向けた取組の推進	—	●					●				●				
6-2																
6-2	大量に発生する災害廃 棄物の処理の停滞によ り復興が大幅に遅れる 事態		ごみ焼却施設の耐震対策	R5年度事業完了(橋処理センター)								●				
			災害廃棄物仮保管場所の確保	—	●								●			
		再掲	民間の木造戸建、共同住宅等の耐震化	耐震化率:96.8%(R6年度時点)		●										
		再掲	民間の特定建築物の耐震化	特定建築物の耐震化率:96.3%(R6年度時点)	●	●	●			●	●	●				
		再掲	市重要施設の電力・燃料対策の推進	—	●			●								
		再掲	災害廃棄物等処理計画に基づいた対策の推進	—	●								●			
6-3																
6-3	事業用地の確保、仮設 住宅・仮店舗・仮事業所 等の整備が進まず復興 が大幅に遅れる事態		地籍調査事業の推進	地籍調査進捗率:12%(R6年度時点)		●										
			空き家利活用推進事業	—		●										
		再掲	民間の木造戸建、共同住宅等の耐震化	耐震化率:96.8%(R6年度時点)		●										
		再掲	民間の特定建築物の耐震化	特定建築物の耐震化率:96.3%(R6年度時点)	●	●	●			●	●	●				
		再掲	応急仮設住宅に係る体制の整備		●	●										
		再掲	災害廃棄物等処理計画に基づいた対策の推進	—	●							●				
		再掲	都市復興にかかる平時からの取組の推進	—	●	●	●	●	●	●	●	●				
6-4																
6-4	貴重な文化財や環境的 資産の喪失、地域コミュ ニティの崩壊等による 有形・無形の文化の衰 退・損失		文化財の保護・活用等に向けた取組の推進	—										●		
		再掲	町内会館・自治会館の整備支援	—										●		
		再掲	自主防災組織や避難所運営会議の活動支援	避難所運営会議を開催している避難所の割合:94.8%(R6年度時点)	●	●			●				●	●		
		再掲	「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく取組推進	地域活動に関する取組にかかわっている市民の割合:47.9%(R7年度時点)									●			
		再掲	児童生徒への防災教育・若い世代の防災意識の向上に向けた取組の推進	—	●				●					●		
6-5																
6-5	風評被害や生産力の回 復遅れ、大量の失業・ 倒産等による経済等へ の基大な影響		迅速な被災者支援の実施に向けた取組の推進	—	●											
		再掲	企業のBCP策定促進	—							●					
		再掲	災害時における広報の充実	—					●							

かわさき強靱化計画 (改定案)

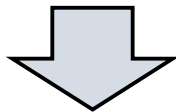
資料編





1-1 関連計画等の経緯

川崎市の動き		国の動き（国土強靱化関連）	
平成 22（2010）年 3 月	川崎市地震被害想定調査		
平成 23（2011）年 3 月	地震防災戦略の策定		
 平成 23（2011）年 3 月 東日本大震災 インフラ整備中心の防災対策の限界、日頃からの防災教育に基づいた避難行動の例（釜石の奇跡）			
平成 25（2013）年 3 月	川崎市地震被害想定調査（2回目）	平成 25（2013）年 12 月	国土強靱化基本法の制定
平成 28（2016）年 3 月	国土強靱化地域計画の策定 、地震防災戦略の改定	平成 26（2014）年 6 月	国土強靱化基本計画の閣議決定
主な災害  平成 28（2016）年 4 月 熊本地震 平成 30（2018）年 6 月 大阪北部地震 平成 30（2018）年 7 月 西日本豪雨 平成 30（2018）年 9 月 北海道胆振東部地震			
川崎市受援マニュアルの策定	川崎市地域防災計画（震災・風水害）の修正	平成 30（2018）年 12 月	国土強靱化基本計画の改定
国土強靱化地域計画の進捗管理	地震防災戦略の進捗管理		防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の閣議決定
主な災害  令和元（2019）年 9 月 房総半島台風 令和元（2019）年 10 月 東日本台風 （本市でも災害救助法を適用する被害が発生）			
令和 3（2021）年 3 月	国土強靱化地域計画の計画期間終了 地震防災戦略の計画期間終了	令和 2（2020）年度	国土強靱化予算の重点配分・優先採択
		令和 3（2021）年度以降	国土強靱化予算の要件化
令和 3（2021）年 3 月	かわさき強靱化計画 の策定（地震防災戦略との統合）	令和 5（2023）年 6 月	国土強靱化基本法の改正
令和 4（2022）年 3 月	かわさき強靱化計画 の改訂（業績指標の追加）	令和 5（2023）年 7 月	国土強靱化基本計画の改定
 令和 6（2024）年 1 月 令和6年能登半島地震 （本市からも被災地に職員を派遣）			
		令和 7（2025）年 6 月	国土強靱化実施中期計画の策定



かわさき強靱化計画の改定



2-1 川崎市の地理

1 ハザードとリスクの違い

「ハザード」とは、地震や台風、火山噴火など被害をもたらす原因となる現象のことで、これを阻止することは基本的に不可能です。一方、「リスク」とは、ハザードによって起こり得る被害の程度や発生確率で、ハザードを受ける地域社会の特性や脆弱性が大きく影響します。

ここでは、本市の地域的な特性を理解することで、どのような潜在的リスクがあるのかを整理します。

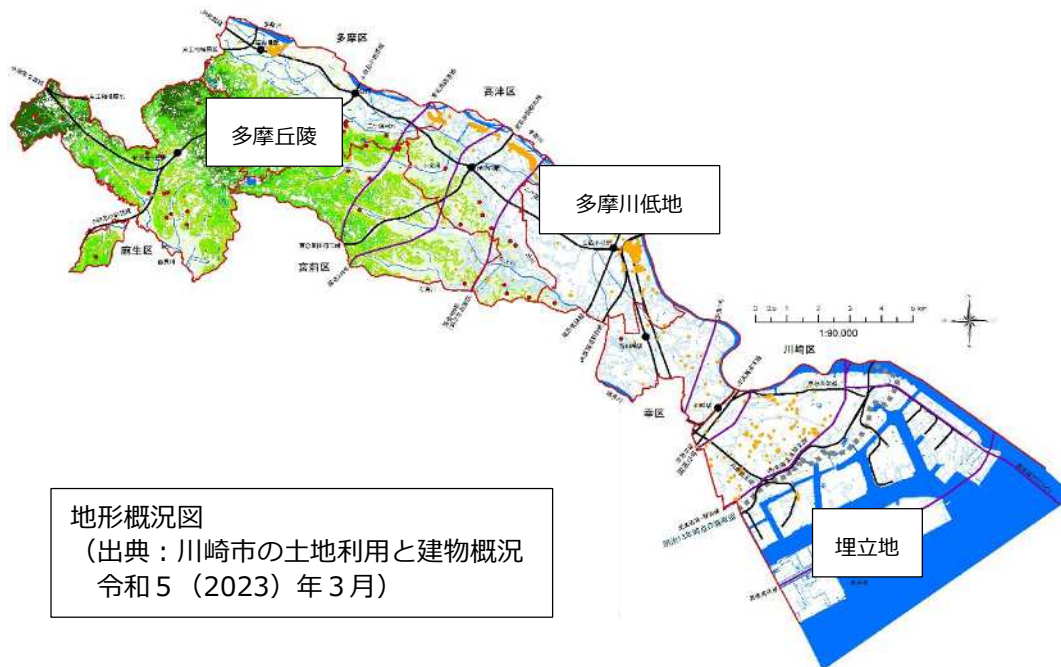
2 川崎市の地理

(1) 地勢の概況

本市は、神奈川県北東部に位置し、北は多摩川を境に東京都と隣接し、横浜市と東京都に挟まれた細長い市域となっています。また、その地形によって、西部の多摩丘陵、南東部の多摩川低地、臨海部の埋立地に大別されます。

「川崎」という名前が示すように、本市は川と深い関わりがあります。特に平野部である多摩川低地は、沖積平野や氾濫平野とも呼ばれ、蛇行する多摩川の氾濫や流路の移動によって形成された土地です。江戸時代には、治水と新田開発を目的に二ヶ領（稲毛・川崎領）用水が整備され、当時の稲毛・川崎領は「稲毛米」とよばれる良米を産出する豊かな穀倉地帯となりました。この二ヶ領用水を中心に地域共同体が形成され、現在の本市の骨格が作り上げられました。

時代が進み昭和になると、本市の工業化が進み、水田であった土地の宅地化や、臨海部の埋立地の拡大、多摩丘陵の市街地開発が進みました。



地形概況図

(出典：川崎市の土地利用と建物概況
令和5（2023）年3月）

●多摩丘陵（西部）

昭和50（1975）年代以降急速に市街地開発が進みましたが、今もなお生田緑地や黒川など緑豊かな自然が残されています。

●多摩川低地（南東部・多摩川に沿ったほぼ平坦な一帯）

多摩川の蛇行や洲によって作られ、古くは農地として利用されていましたが、次第に市街化が進み、今はその大部分が市街地となっています。

●埋立地（臨海部）

現在の塩浜や池上町では、江戸時代から干拓による新田開発が行われていました。大正初期から扇町の埋立事業が始まり、工業・流通施設等の用地として利用されています。

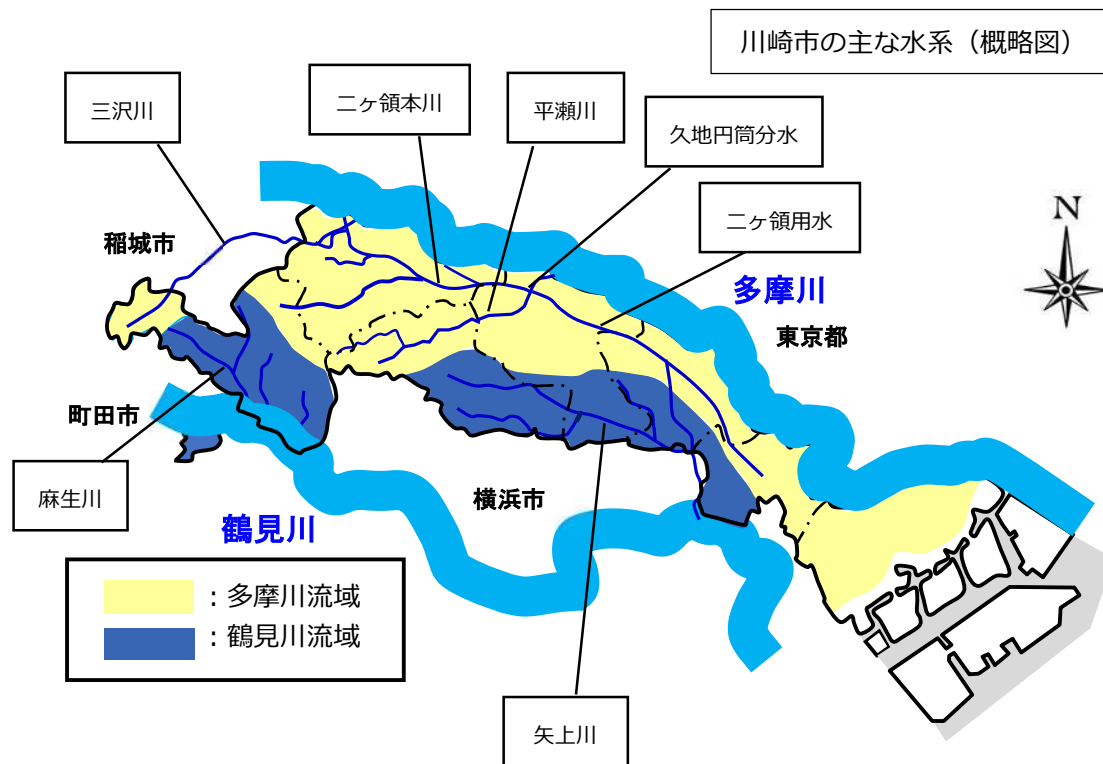
（参照：川崎市の土地利用と建物現況 令和5（2023）年3月）



(2) 河川

河川に注目すると、本市は、一級河川である多摩川と鶴見川におおむね挟まれた位置にあります。市内を流れる河川は、多摩川のほか、矢上川、麻生川、三沢川、平瀬川等があり、本市内に降った雨は側溝や下水、河川に入り、最終的にたどり着く場所が多摩川か鶴見川の2つに分かれており、それぞれを多摩川流域、鶴見川流域と呼んでいます。

多摩川は、過去に何度も氾濫を起こし、流路を変えています。「和泉」「布田」「宇奈根」「等々力」「丸子」など、本市と東京都に多摩川を挟んで同じ地名が多いことも、多摩川が過去に流路を変えた名残です。また、鶴見川も古くから洪水・氾濫を繰り返し、「暴れ川」として恐れられてきました。



(写真) アミガサ事件百年の碑(左)と有吉堤竣工百年の碑(右)
大正時代、国直轄の多摩川改修事業のきっかけとなった「アミガサ事件」と「有吉堤」の伝承碑。平成26(2014)年と平成28(2016)年にそれぞれ100年を迎え、記念碑が建立されました。(中原区)

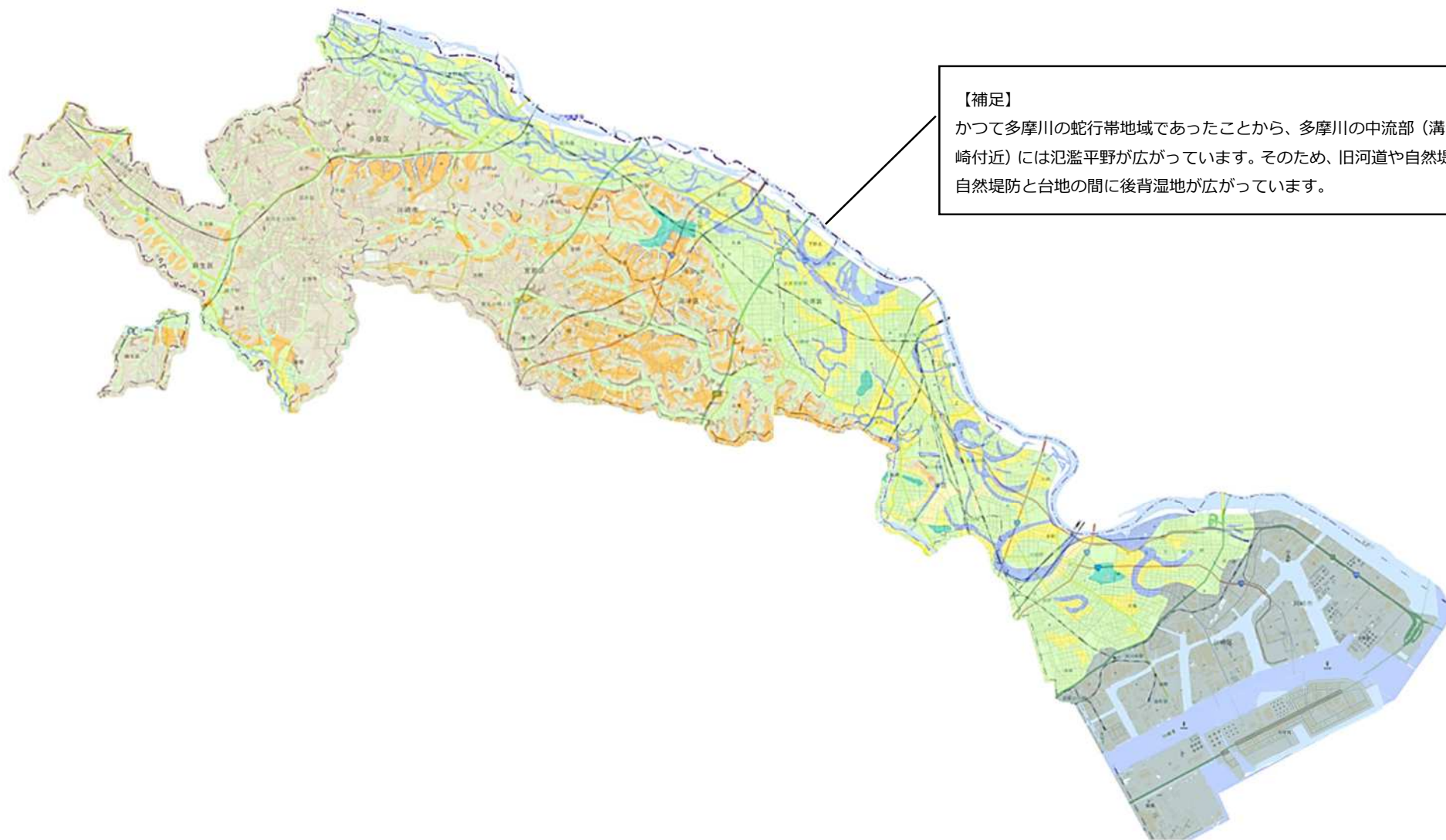


(3) 地形分類と自然災害リスク

国土交通省国土地理院ホームページでは、その地形を形態、成り立ち、性質などによって区分した地形分類図を公開しており、身の回りの土地の成り立ちと、その土地が本来持っている一般的な自然災害リスクについて確認することができます。以下は、本市の地形分類（自然地形）イメージです。

参考：川崎市の地形分類（自然地形）

【出典：国土地理院ウェブサイト（<https://maps.gsi.go.jp/>）】（※ベクトルタイル「地形分類」を加工して作成・掲載しています。）





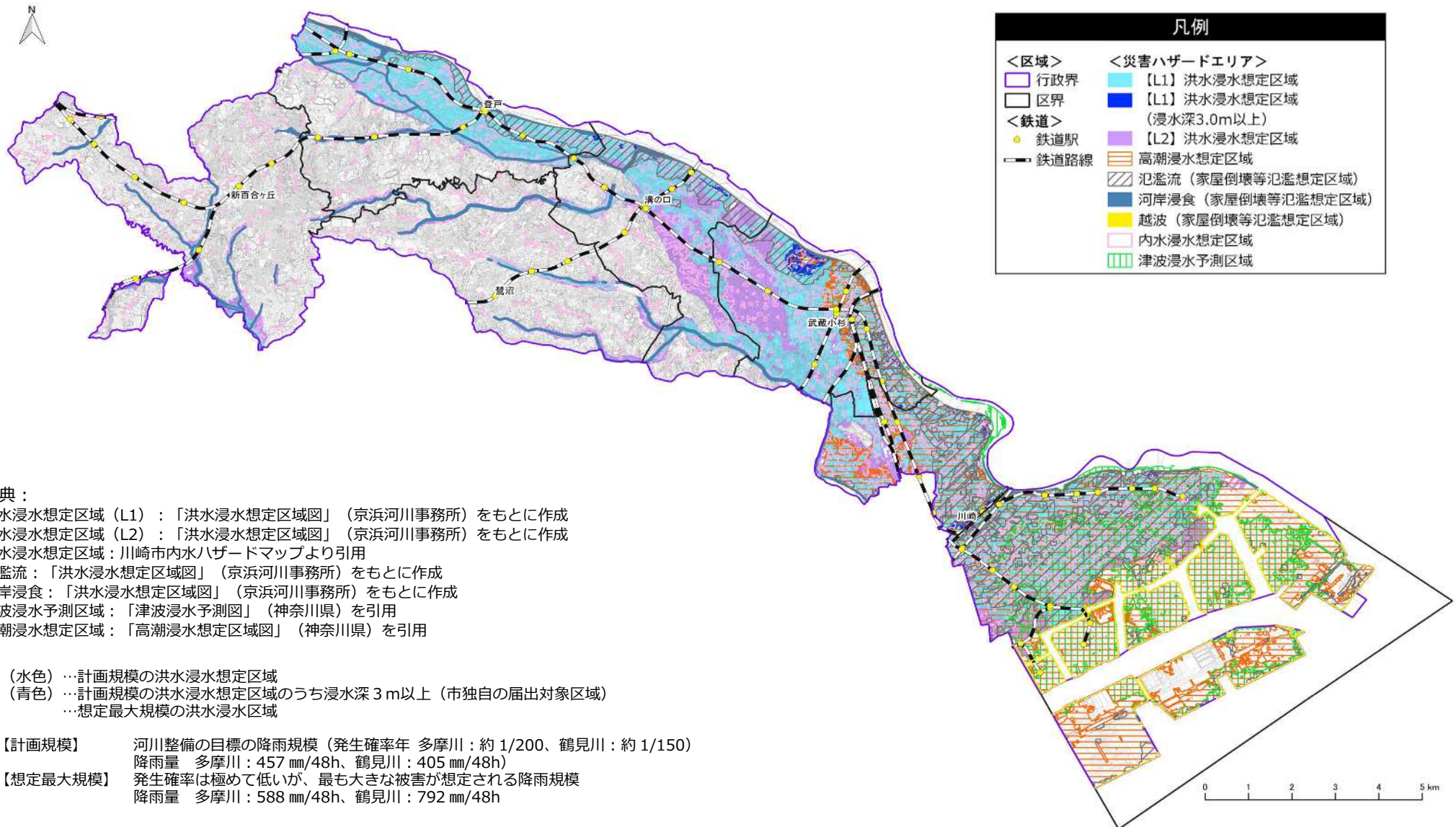
	地形分類	土地の成り立ち	地形から見た自然災害リスク
	自然堤防	現在や昔の河川に沿って細長く分布し、周囲より0.5～数メートル高い土地。河川が氾濫した場所に土砂が堆積してできる。	洪水に対しては比較的安全だが、大規模な洪水では浸水することがある。縁辺部では液状化のリスクがある。
	山麓堆積地形	山地や崖・段丘崖の下方にあり、山地より斜面の緩やかな土地。崖崩れや土石流などによって土砂が堆積してできる。	大雨により土石流が発生するリスクがある。地盤は不安定で、地震による崖崩れにも注意
	台地・段丘	周囲より階段状に高くなった平坦な土地。周囲が侵食により削られて取り残されてできる。	河川氾濫のリスクはほとんどないが、河川との高さが小さい場合には注意。縁辺部の斜面近くでは崖崩れに注意。地盤は良く、地震の揺れや液状化のリスクは小さい。
	崖・段丘崖	台地の縁にある極めて急な斜面や、山地や海岸沿いなどの岩場。	周辺では大雨や地震により、崖崩れなどの土砂災害のリスクがある。
	山地	尾根や谷からなる土地や、比較的斜面の急な土地。山がちな古い段丘崖の斜面や火山地を含む。	大雨や地震により、崖崩れや土石流、地すべりなどの土砂災害のリスクがある。

	地形分類	土地の成り立ち	地形から見た自然災害リスク
	旧水部	江戸時代または明治期から調査時までの間に海や湖、池・貯水池であり、過去の地形図などから水部であったと確認できる土地。その後の土砂の堆積や土木工事により陸地になったところ。	地盤が軟弱で、液状化のリスクが大きい。沿岸部では高潮に注意
	旧河道	かつて河川の流路だった場所で、周囲よりもわずかに低い土地。流路の移動によって河川から切り離されて、その後に砂や泥などで埋められてできる。	河川の氾濫によって周囲よりも長期間浸水し、水はけが悪い。地盤が軟弱で、地震の際の揺れが大きくなりやすい。液状化のリスクが大きい。
	後背低地・湿地	主に氾濫平野の中にあり、周囲よりもわずかに低い土地。洪水による砂や礫の堆積がほとんどなく、氾濫水に含まれる泥が堆積してできる。	河川の氾濫によって周囲よりも長期間浸水し、水はけが悪い。地盤が軟弱で、地震の際の揺れが大きくなりやすい。液状化のリスクがある。沿岸部では高潮に注意
	氾濫平野	起伏が小さく、低くて平坦な土地。洪水で運ばれた砂や泥などが河川周辺に堆積したり、過去の海底が干上がったたりしてできる。	河川の氾濫に注意。地盤は海岸に近いほど軟弱で、地震の際にやや揺れやすい。液状化のリスクがある。沿岸部では高潮に注意



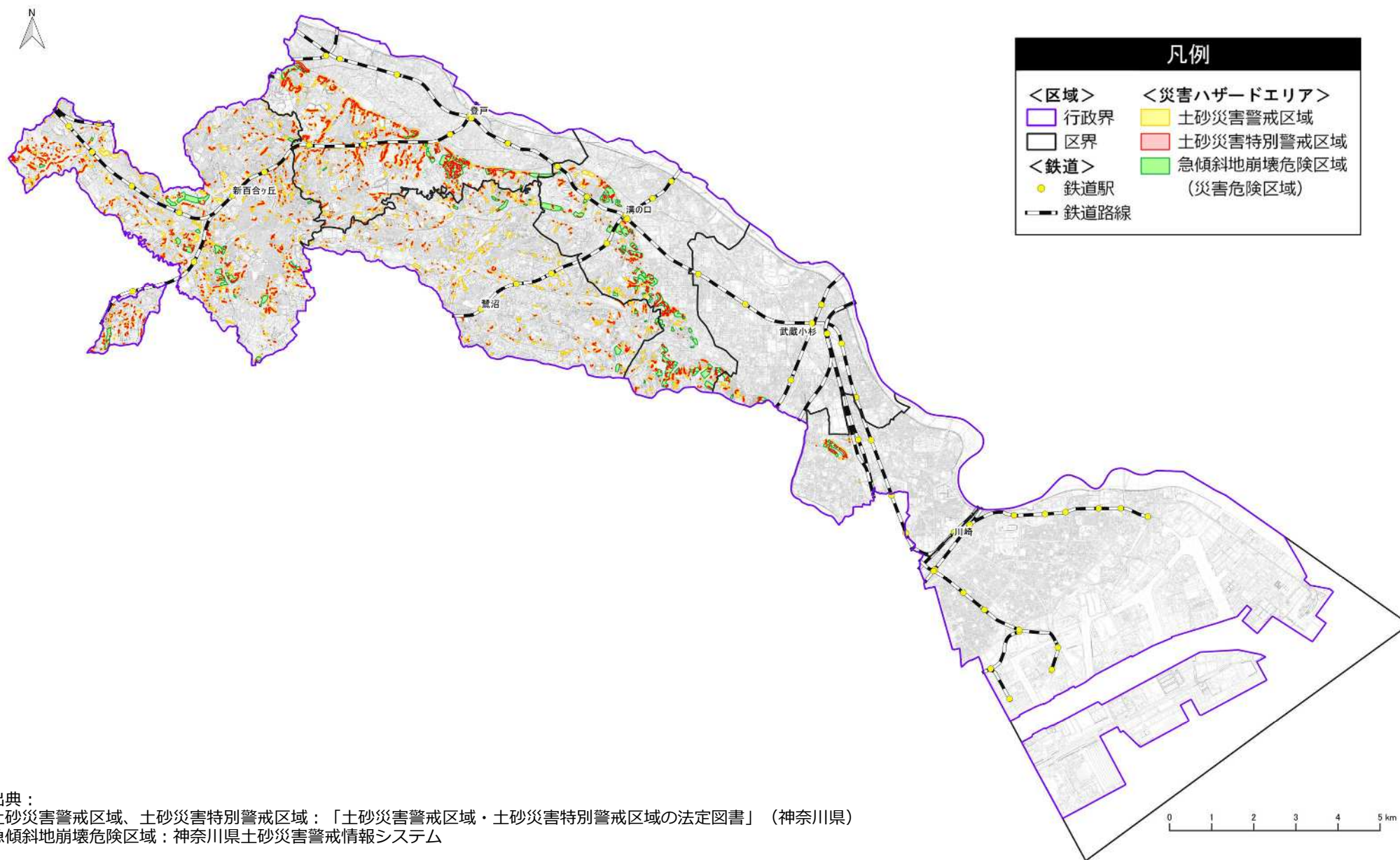
※ 川崎市の自然災害リスク①（ハザード情報を重ね合わせたもの）（川崎市立地適正化計画（令和6（2024）年度策定）から抜粋）

【水害等】



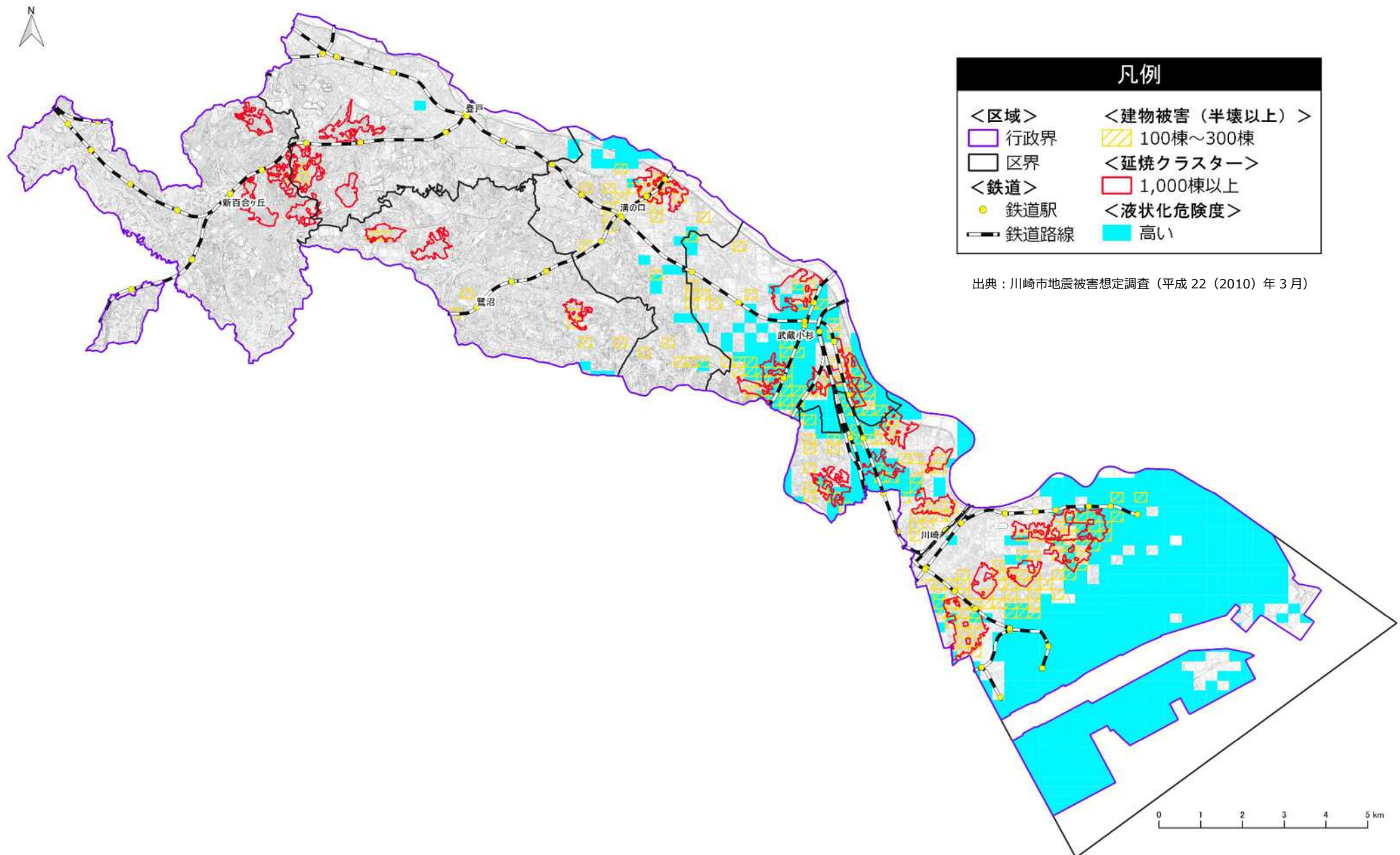


【土砂災害】



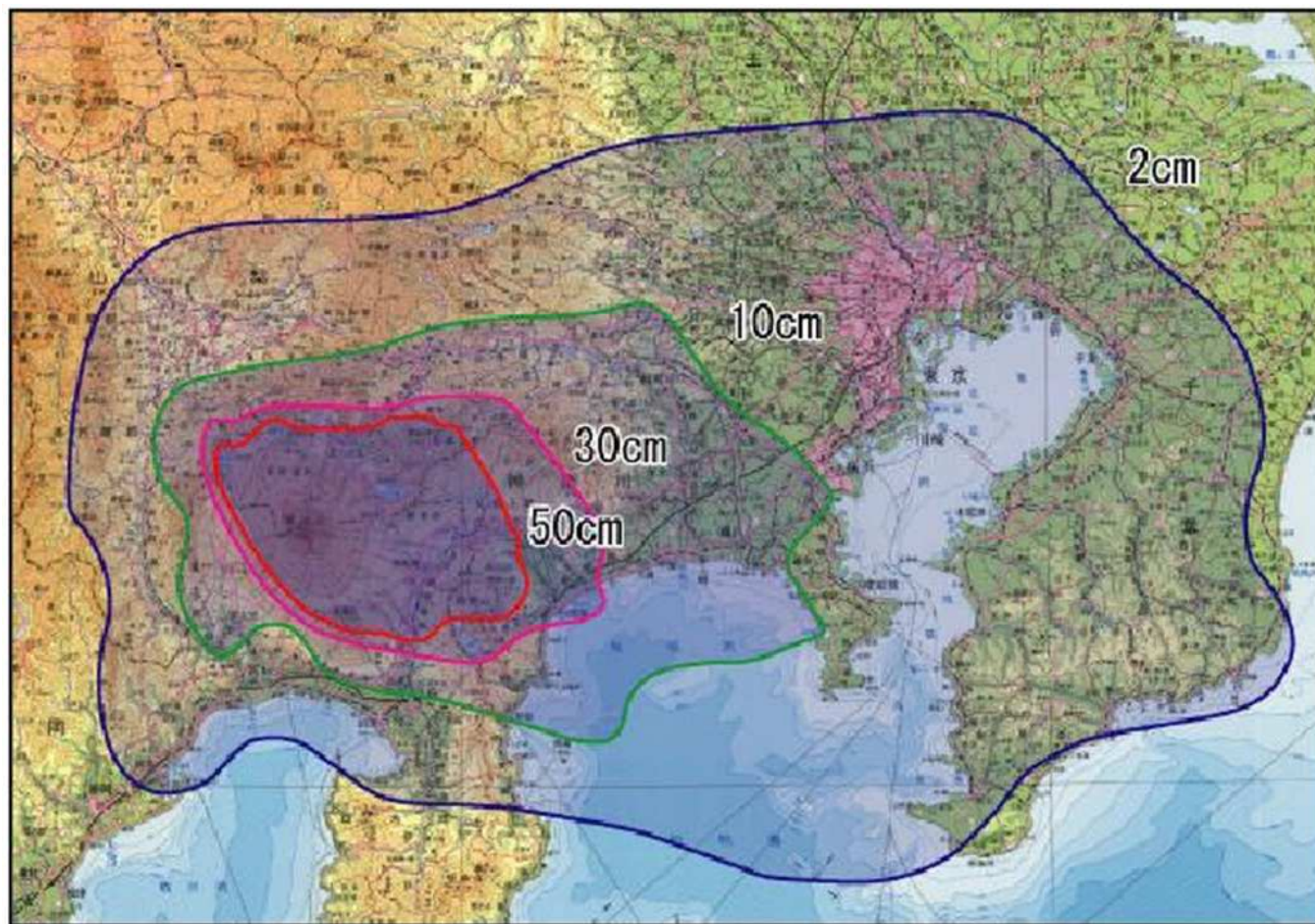


【震災による被害】



※ 川崎市の自然災害リスク②

【火山災害（火山灰）】



富士山降灰可能性マップ（富士山ハザードマップ検討委員会作成）

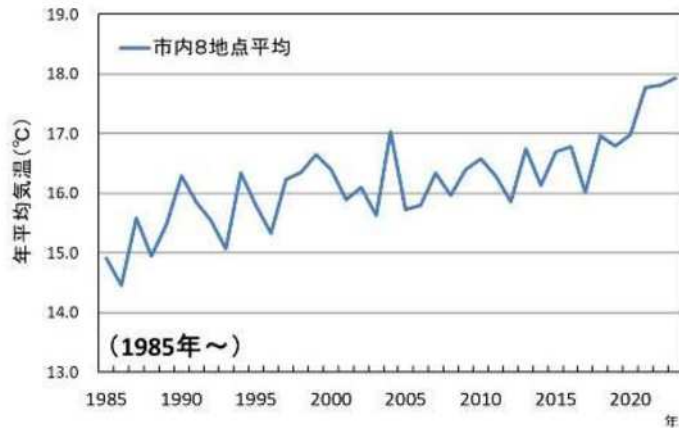
※ 宝永噴火（1707年）と同程度の大規模噴火を想定し、様々なケースの降灰のシミュレーション結果を包括したものである。よって、一度の噴火で全ての範囲に火山灰が堆積するものではない。



(4) 気候

本市の年平均気温は 18.0℃、年間降水量は 1,377mm（令和5（2023）年）です。過去 10 年間（平成 27（2015）年度～令和 6（2024）年度）の市内での 1 時間雨量 50mm 以上の発生日数は平均 3.4 日で、最大 1 時間雨量は、麻生区の観測地において 106mm を記録しています。

また、本市内の年平均気温は、全ての地点で上昇傾向が現れています。気象庁の「気候変動監視レポート」の報告によると、地球温暖化が進行することで、極端な気象・気候現象が今後増加する可能性があることを示唆しているため、今後、本市においても極端な気象・気候現象が増加する可能性があることに留意する必要があります。

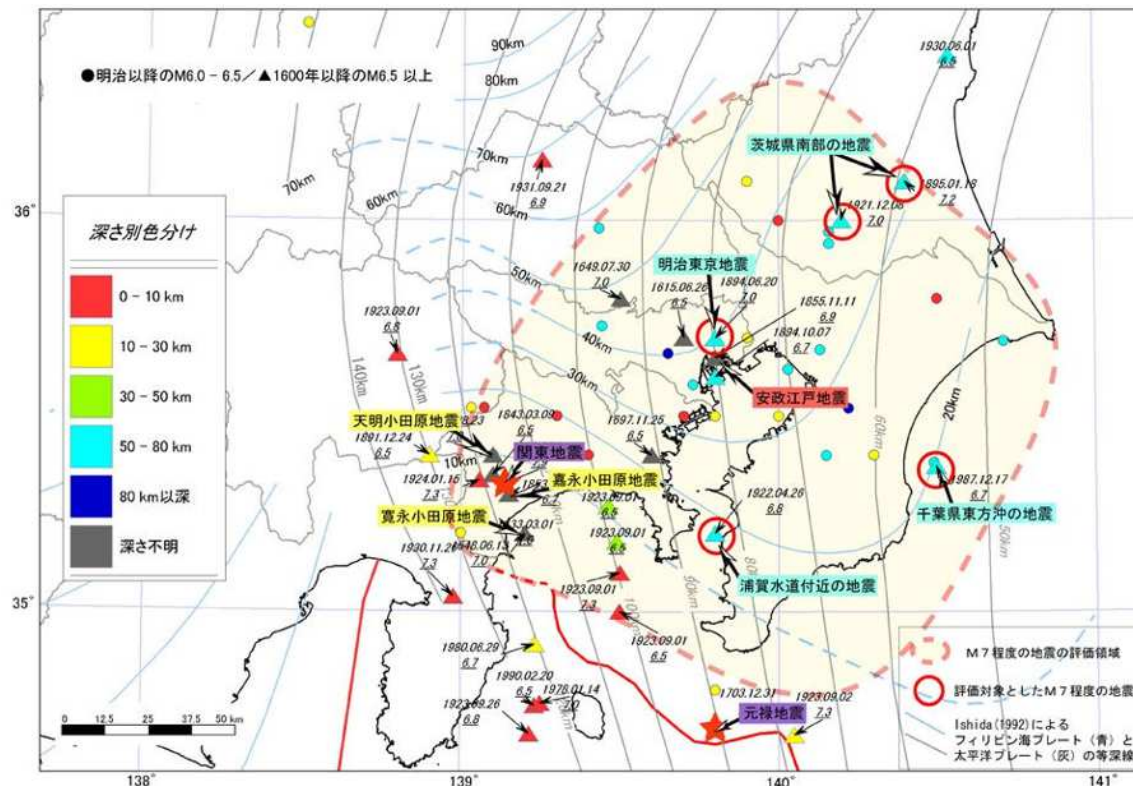


川崎市内の年平均気温の経年推移（川崎市気候変動レポート 2023 から）

（５）南関東地方の地震活動

本市の位置する南関東地方は、地下でプレート境界が複雑な構造になっているため、地震活動が活発な地域のひとつとして知られています。南関東で発生した M8 クラスの巨大地震は、元禄 16（1703）年と大正 12（1923）年の関東地震が知られています。大正 12（1923）年の大正関東大震災では、本市内では火災による被害は少なかったものの、建物の全壊が 7,384 戸（当時の総戸数の約 46%）に達し、特に工場の多くは地盤の柔らかい低湿地や埋立地に位置していたため、被害が多かった記録が残っています。

この2つの地震は、相模トラフから沈み込むフィリピン海プレートと南関東を形づくるプレートとの境界部で発生した巨大地震です。過去、M8 クラスの巨大地震発生の間には、M7 クラスの地震が多数発生しています。地震調査研究推進本部地震調査委員会の評価では、南関東で M7 クラスの地震が今後 30 年以内に起きる確率は 70%という、極めて高い値になっています。



南関東における M7 程度の地震の評価領域と過去に発生した主要な地震
(出典：地震調査研究推進本部・「相模トラフ沿いの地震活動の長期評価（2004）」）



(写真) 大正関東大震災時の川崎
(地割れした市内地域)



(参考) 過去、川崎市内で発生した主な風水害

○風水害の記録（昭和 48（1973）年以降で大きな被害があったもの）

年月日	種目	被害概要
昭和 49 年 7 月 8 日	集中豪雨	床上浸水 612 戸、床下浸水 1,871 戸、道路被害 10 箇所、河川損壊 2 箇所、がけ崩れ 6 箇所
昭和 49 年 9 月 1 日	多摩川洪水	床上浸水 210 戸、床下浸水 142 戸、河川損壊 2 箇所
昭和 51 年 9 月 9 日	台 風	床上浸水 1,155 戸、床下浸水 4,646 戸、家屋の全壊・流出・一部損壊 21 戸、がけ崩れ 86 戸 他
昭和 53 年 4 月 6 日	集中豪雨	床上浸水 121 戸、床下浸水 453 戸、道路被害 3 箇所 がけ崩れ 4 箇所
昭和 57 年 7 月 31 日 ～8 月 4 日	台 風	床上浸水 114 戸、床下浸水 101 戸、道路被害 5 箇所、家屋損壊 2 戸、河川損壊 2 箇所、がけ崩れ 3 箇所
昭和 57 年 9 月 11 日～13 日	台 風	床上浸水 846 戸、床下浸水 3,148 戸、道路被害 15 箇所、河川損壊 6 箇所、がけ崩れ 39 箇所
昭和 60 年 7 月 14 日	集中豪雨	床上浸水 290 棟、床下浸水 2,855 棟、道路被害 2 箇所、がけ崩れ 1 箇所 他
平成元年 8 月 1 日	台 風	死者 6 名（内消防隊員 3 名）、重傷者 9 名、軽傷者 3 名、床上浸水 283 棟、床下浸水 1,097 棟、がけ崩れ 16 箇所 他
平成 3 年 9 月 18 日～20 日	台 風	床上浸水 141 棟、床下浸水 321 棟、道路被害 4 箇所、がけ崩れ 29 箇所 他
令和元年 10 月 12 日～13 日	台 風 (令和元年東日本台風)	死者 1 名、軽傷者 7 名、全壊 28 棟、半壊 667 棟、一部破損 204 棟、床上浸水 791 棟、床下浸水 388 棟

※川崎市地域防災計画（風水害対策編）より抜粋

(写真) 令和元年東日本台風時の川崎市内





○過去 10 年間の崖崩れ発生状況（※川崎市の災害概要より抜粋）

年 度	箇所数	発生場所
平成 27 年度	1	麻生区下麻生
平成 28 年度	5	高津区久末、多摩区東生田、麻生区古沢・黒川
平成 29 年度	1	高津区久末
平成 30 年度	0	
令和元年度	7	高津区下作延、宮前区五所塚・菅生・土橋、多摩区長尾、麻生区黒川・高石
令和2年度	2	麻生区王禅寺東・金程
令和3年度	2	高津区千年、宮前区平
令和4年度	0	
令和5年度	3	宮前区馬絹、多摩区東生田・長尾
令和6年度	2	麻生区王禅寺東・万福寺



○過去の大きな崖崩れ災害（※川崎市の災害概要より抜粋）

発生年月日	発生場所	災害名称・被害状況等
昭和 40 年 6 月 26 日	高津区久末	久末大谷戸災害 全壊戸数 15 戸（内 2 戸は空き家）、 全壊世帯 14 世帯、罹災者総数 63 名、 死亡者 24 名、重傷者 14 名、軽傷者 7 名
昭和 46 年 11 月 11 日	多摩区生田	生田緑地口一ム斜面崩壊実験事故 死亡者 15 名、負傷者 10 名
平成元年 8 月 1 日	高津区蟹ヶ谷	蟹ヶ谷崖崩れ災害 死亡者 6 名、重傷者 9 名、軽傷者 3 名



（写真）平成元（1989）年蟹ヶ谷崖崩れ災害

別紙 かわさき強靱化に向けた取組一覧表

区分について … 【新規】既存計画になかった新規の取組、【拡充】既存計画から拡充した取組

※ … 関連する個別の事務事業がなく、本計画に位置づける取組

リスク シナリオ No.	強靱化事 業コード	事業	区分	取組名称	関連する事務事業名	関係局
1-1	1101	●		民間住宅の耐震化	民間建築物耐震化促進事業	まちづくり局
1-1	1102	●		資産マネジメントに基づく庁舎等の防災機能強化	災害対応力強化事業 ※	まちづくり局、関係局区
1-1	1103	●		特定天井対策の推進	災害対応力強化事業 ※	まちづくり局、関係局区
1-1	1104			緊急輸送道路・緊急交通路の機能維持	道路施設等維持修繕事業	建設緑政局
1-1	1105	●		緊急輸送道路等における道路法面等の対策	道路整備改良事業	建設緑政局
1-1	1106	●		緊急輸送道路等の無電柱化の推進	渋滞対策事業 道路整備改良事業	建設緑政局
1-1	1107	●		橋りょうの耐震化	道路整備改良事業	建設緑政局
1-1	1108	●		危険なブロック塀等の改善促進(指導・助成等)	建築宅地指導審査業務	まちづくり局
1-1	1109			市施設、市立学校の緊急地震速報自動放送の拡充	防災施設整備事業	危機管理本部
1-1	1110			都市防災機能の向上と広場等の空地の確保	都市計画推進事業	まちづくり局
1-1	1111			避難場所等の確保	災害対応力強化事業 臨海部・津波防災対策事業	危機管理本部、区
1-1	1112			町内会館・自治会館の整備支援	町内会・自治会活動支援事業	市民文化局
1-1	1113			市民防災農地の確保	農環境保全・生産基盤維持管理事業	経済労働局
1-1	1114			大規模施設における防災体制の強化	火災予防事業	消防局
1-1	1115			落下危険物の改善指導	屋外広告物管理事業	建設緑政局
1-1	1116	●		市民の防災意識等の向上の取組の推進	地域防災推進事業	危機管理本部、区
1-1	1117	●		地域における主体的な防災まちづくりの支援	防災まちづくり支援促進事業 地域防災推進事業	まちづくり局、危機管理本部、区
1-1	1118			児童生徒への防災教育・若い世代の防災意識の向上に向けた取組の推進	学校安全推進事業 地域防災推進事業	教育委員会事務局、危機管理本部、区
1-1	1119			家具等の屋内収容物の地震対策の普及・促進	災害保健医療・福祉等対策事業	危機管理本部、健康福祉局、区
1-1	1503	●	再掲	宅地防災対策事業	宅地防災対策事業	まちづくり局
1-2	1201	●		密集市街地の改善	防災市街地整備促進事業	まちづくり局
1-2	1202	●		幹線道路の整備	渋滞対策事業 道路整備改良事業	建設緑政局
1-2	1203	●		公園緑地の整備	公園緑地整備等事業 等々力緑地再編整備事業	建設緑政局
1-2	1204	●		耐震性防火水槽の整備	警防活動事業	消防局
1-2	1205			消防署等の施設整備	消防施設整備事業	消防局
1-2	1206			消防指令システムの整備・機能強化	消防指令体制整備事業	消防局
1-2	1207	●		消防資器材等の整備	消防車両等管理事業	消防局
1-2	1208	●		消防団員の充実強化	地域防災支援事業	消防局
1-2	1209	●		関係機関等と連携した訓練の実施	地域防災推進事業 地域課題対応事業	危機管理本部、区
1-2	1210			地震に伴う出火防止に係る意識啓発	地域防災推進事業	危機管理本部、関係局
1-2	1110		再掲	都市防災機能の向上と広場等の空地の確保	都市計画推進事業	まちづくり局
1-2	1111		再掲	避難場所等の確保	災害対応力強化事業 臨海部・津波防災対策事業	危機管理本部、区
1-2	1114		再掲	大規模施設における防災体制の強化	火災予防事業	消防局
1-2	1116	●	再掲	市民の防災意識等の向上の取組の推進	地域防災推進事業	危機管理本部、区
1-2	1117	●	再掲	地域における主体的な防災まちづくりの支援	防災まちづくり支援促進事業 地域防災推進事業	まちづくり局、危機管理本部、区
1-2	1201	●	再掲	密集市街地の改善	防災市街地整備促進事業	まちづくり局
1-2	1203	●	再掲	公園緑地の整備	公園緑地整備等事業 等々力緑地再編整備事業	建設緑政局
1-2	1204	●	再掲	耐震性防火水槽の整備	警防活動事業	消防局
1-2	1205		再掲	消防署等の施設整備	消防施設整備事業	消防局
1-2	1206		再掲	消防指令システムの整備・機能強化	消防指令体制整備事業	消防局
1-2	1207	●	再掲	消防資器材等の整備	消防車両等管理事業	消防局
1-2	1208	●	再掲	消防団員の充実強化	地域防災支援事業	消防局
1-2	1209	●	再掲	関係機関等と連携した訓練の実施	地域防災推進事業 地域課題対応事業	危機管理本部、区
1-3	1301	●		海岸保全施設の改修	港湾防災事業	港湾局
1-3	1302	●		効率的・効果的な防災情報発信	防災施設整備事業	危機管理本部、総務企画局
1-3	1303			津波災害等を想定した情報伝達・陸間等の操 作点検	港湾防災事業	港湾局
1-3	1304			臨海部における総合的な防災対策の推進	臨海部・津波防災対策事業	危機管理本部、港湾局、経済労働局、消防局
1-3	1305	●		津波被害の軽減に向けた取組	臨海部・津波防災対策事業	危機管理本部、港湾局、川崎区
1-3	1306	●		災害時要援護者支援制度などを活用した共助 の取組	地域防災推進事業 災害保健医療・福祉等対策事業	危機管理本部、健康福祉局、区
1-3	1111		再掲	避難場所等の確保	災害対応力強化事業 臨海部・津波防災対策事業	危機管理本部、区

リスク シナリオ No.	強化事業 コード	事業	区分	取組名称	関連する事務事業名	関係局
1-3	1116	●	再掲	市民の防災意識等の向上の取組の推進	地域防災推進事業	危機管理本部、区
1-4	1401	●		河川施設の整備・機能向上等	河川改修事業	建設緑政局
1-4	1402	●		適切な維持管理や雨水流出抑制施設の設置 指導	雨水流出抑制施設指導業務	建設緑政局
1-4	1403	●		浸水被害軽減対策の推進	浸水対策事業	上下水道局
1-4	1404	●		適切な避難行動の周知(マイタイムライン等の 活用)	地域防災推進事業 水防業務	危機管理本部、建設緑政局、区
1-4	1405	●		要配慮者施設等の防災力向上	災害対応力強化事業	危機管理本部、健康福祉局、こども未来局、教育委員 会事務局、建設緑政局
1-4	1406			立地適正化計画に基づく取組の推進	都市計画推進事業	まちづくり局
1-4	1407	●		河川施設の更新・機能向上等	河川施設更新事業 河川・水路維持補修事業	建設緑政局
1-4	1301	●	再掲	海岸保全施設の改修	港湾防災事業	港湾局
1-4	1302	●	再掲	効率的・効果的な防災情報発信	防災施設整備事業	危機管理本部、総務企画局
1-4	1303		再掲	津波災害等を想定した情報伝達・陸間等の操 作点検	港湾防災事業	港湾局
1-4	1111		再掲	避難場所等の確保	災害対応力強化事業 臨海部・津波防災対策事業	危機管理本部、区
1-4	1209	●	再掲	関係機関等と連携した訓練の実施	地域防災推進事業 地域課題対応事業	危機管理本部、区
1-4	1306	●	再掲	災害時要援護者支援制度などを活用した共助 の取組	地域防災推進事業 災害保健医療・福祉等対策事業	危機管理本部、健康福祉局、区
1-4	1116	●	再掲	市民の防災意識等の向上の取組の推進	地域防災推進事業	危機管理本部、区
1-4	4102	●	再掲	港湾施設の耐震化及び機能確保	港湾防災事業 港湾維持整備事業	港湾局
1-4	4112		再掲	港湾BCPの運用、訓練の実施	地域防災推進事業	港湾局
1-4	4106		再掲	農業用ため池の適正管理	農環境保全・生産基盤維持管理事業	経済労働局
1-4	4110	●	再掲	道路機能の早期復旧体制の整備	道路施設等維持修繕事業 災害対応力強化事業	危機管理本部、建設緑政局、区
1-5	1501	●	新規	火山灰対策の検討	災害対応力強化事業	危機管理本部
1-5	1502	●		自主防災組織や避難所運営会議の活動支援	地域防災推進事業 地域課題対応事業	危機管理本部、区
1-5	1503	●	新規	宅地防災対策事業	宅地防災対策事業	まちづくり局
1-5	1105	●	再掲	緊急輸送道路等における道路法面等の対策	道路整備改良事業	建設緑政局
1-5	1302	●	再掲	効率的・効果的な防災情報発信	防災施設整備事業	危機管理本部、総務企画局
1-5	1111		再掲	避難場所等の確保	災害対応力強化事業 臨海部・津波防災対策事業	危機管理本部、区
1-5	1405	●	再掲	要配慮者施設等の防災力向上	災害対応力強化事業	危機管理本部、健康福祉局、こども未来局、教育委員 会事務局、建設緑政局
1-5	1209	●	再掲	関係機関等と連携した訓練の実施	地域防災推進事業 地域課題対応事業	危機管理本部、区
1-5	1306	●	再掲	災害時要援護者支援制度などを活用した共助 の取組	地域防災推進事業 災害保健医療・福祉等対策事業	危機管理本部、健康福祉局、区
1-5	1116	●	再掲	市民の防災意識等の向上の取組の推進	地域防災推進事業	危機管理本部、区
2-1	2101	●		消防団の救助・救急活動に必要な資器材の配 備と維持管理	地域防災支援事業	消防局
2-1	2102			消防ヘリコプターの安全・確実・迅速な運航	航空隊関係事業	消防局
2-1	2103			警察等の広域応援部隊の活動拠点の整備	災害対応力強化事業	危機管理本部
2-1	2104			自助・共助による応急救護の取組(啓発・訓練 等)	地域課題対応事業 救急活動事業 地域防災支援事業 地域防災推進事業	危機管理本部、消防局、区
2-1	2105			企業が持つ防災資源の提供や人的支援の協 力体制の推進	地域防災推進事業	危機管理本部
2-1	2106			長周期地震動対策の検討・啓発	臨海部・津波防災対策事業	危機管理本部
2-1	1101	●	再掲	民間住宅の耐震化	民間建築物耐震化促進事業	まちづくり局
2-1	1102	●	再掲	資産マネジメントに基づく庁舎等の防災機能強 化	災害対応力強化事業 ※	まちづくり局、関係局区
2-1	1203	●	再掲	公園緑地の整備	公園緑地整備等事業 等々力緑地再編整備事業	建設緑政局
2-1	1205		再掲	消防署等の施設整備	消防施設整備事業	消防局
2-1	1206		再掲	消防指令システムの整備・機能強化	消防指令体制整備事業	消防局
2-1	1208	●	再掲	消防団員の充実強化	地域防災支援事業	消防局
2-1	2408	●	再掲	災害時協定等に基づく受援体制の確保	災害対応力強化事業	危機管理本部、区
2-1	1209	●	再掲	関係機関等と連携した訓練の実施	地域防災推進事業 地域課題対応事業	危機管理本部、区
2-1	1502	●	再掲	自主防災組織や避難所運営会議の活動支援	地域課題対応事業	危機管理本部、区
2-1	1306	●	再掲	災害時要援護者支援制度などを活用した共助 の取組	地域防災推進事業 災害保健医療・福祉等対策事業	危機管理本部、健康福祉局、区
2-1	1116	●	再掲	市民の防災意識等の向上の取組の推進	地域防災推進事業	危機管理本部、区
2-1	1118		再掲	児童生徒への防災教育・若い世代の防災意識 の向上に向けた取組の推進	学校安全推進事業 地域防災推進事業	教育委員会事務局、危機管理本部、区
2-2	2201			災害拠点病院の機能強化	川崎病院の運営 井田病院の運営 多摩病院の運営管理 災害保健医療・福祉対策事業	健康福祉局、病院局
2-2	2202	●		市重要施設の電力・燃料対策の推進	災害対応力強化事業	危機管理本部、関係局
2-2	5303	●	再掲	下水道の管きよ・施設の耐震化	下水道施設の地震対策事業	上下水道局
2-2	2204	●		災害時における医療救護体制の整備の推進	災害保健医療・福祉対策事業	健康福祉局

リスク シナリオ No.	強化事業 コード	事業	区分	取組名称	関連する事務事業名	関係局
2-2	2205	●		医療関係団体等との連携強化	災害保健医療・福祉対策事業	健康福祉局、区
2-2	2206	●		医療機関等との情報伝達体制の整備	災害保健医療・福祉対策事業 防災施設整備事業	健康福祉局、危機管理本部
2-2	2207			救急車以外の負傷者等搬送体制の整備	災害保健医療・福祉対策事業	健康福祉局
2-2	2208			災害時のメンタルヘルスケア体制の整備 (DPAT等)	障害者等総合相談・支援事業	健康福祉局
2-2	2209			医薬品等の確保、供給・受援体制の整備	災害保健医療・福祉対策事業	健康福祉局
2-2	1101	●	再掲	民間住宅の耐震化	民間建築物耐震化促進事業	まちづくり局
2-2	1201	●	再掲	密集市街地の改善	防災市街地整備促進事業	まちづくり局
2-2	1204	●	再掲	耐震性防火水槽の整備	警防活動事業	消防局
2-2	5305	●	再掲	水道管路の耐震化	水道・工業用水道施設の老朽化対策事業 水道・工業用水道施設の地震対策事業	上下水道局
2-2	2104		再掲	自助・共助による応急救護の取組(啓発・訓練 等)	地域課題対応事業 救急活動事業 地域防災支援事業 地域防災推進事業	危機管理本部、消防局、区
2-2	1116	●	再掲	市民の防災意識等の向上の取組の推進	地域防災推進事業	危機管理本部、区
2-3	2301	●	拡充	避難所運営体制の整備・強化	地域防災推進事業	危機管理本部、区
2-3	2302	●	新規	在宅避難の推進	地域防災推進事業	危機管理本部、区
2-3	2303			避難所補完施設等の確保・管理	災害対応力強化事業	危機管理本部、区
2-3	2304			二次避難所の確保、運営体制の整備	災害保健医療・福祉等対策事業	健康福祉局
2-3	2305			応急仮設住宅に係る体制の整備	住宅政策調査事業 安定居住推進事業	まちづくり局
2-3	2306			地域やボランティアと連携した避難者支援体制 の構築	地域防災推進事業	危機管理本部、健康福祉局、市民文化局
2-3	2307	●	拡充	災害時のトイレ対策の推進	地域防災推進事業 防災施設整備事業 資源物・廃棄物収集事業 下水道施設の地震対策事業	危機管理本部、環境局、上下水道局、区
2-3	2401	●	再掲	避難施設としての学校施設の機能強化	学校施設長期保全計画推進事業 学校施設環境改善・維持管理事業	教育委員会事務局
2-3	5307		再掲	応急給水拠点の整備	水道・工業用水道施設の老朽化対策事業 水道・工業用水道施設の地震対策事業	上下水道局
2-3	5302	●	再掲	下水道の管きよ・施設の老朽化対策の推進	下水道施設の老朽化対策事業	上下水道局
2-3	2404	●	再掲	公的備蓄の適正管理	防災施設整備事業 資源物・廃棄物収集事業	危機管理本部、環境局、区
2-3	2405		再掲	高層集合住宅の地震対策促進(備蓄スペース・ 防災トイレ)	まちづくり調整・高層集合住宅震災対策事業	まちづくり局
2-3	2602		再掲	災害廃棄物等処理計画に基づいた対策の推 進	資源物・廃棄物処理事業	環境局
2-3	2208		再掲	災害時のメンタルヘルスケア体制の整備 (DPAT等)	障害者等総合相談・支援事業	健康福祉局
2-3	1502	●	再掲	自主防災組織や避難所運営会議の活動支援	地域防災推進事業 地域課題対応事業	危機管理本部、区
2-4	2401	●	拡充	避難施設としての学校施設の機能強化	学校施設長期保全計画推進事業 学校施設環境改善・維持管理事業	教育委員会事務局
2-4	2402			市物資拠点の確保・整備	卸売市場管理運営事業	経済労働局
2-4	2403			食料等生活必需物資の確保	消費生活相談・啓発育成事業	経済労働局
2-4	2404	●	拡充	公的備蓄の適正管理	防災施設整備事業 資源物・廃棄物収集事業	危機管理本部、環境局、区
2-4	5304	●	再掲	配水池・配水塔の整備	水道・工業用水道施設の地震対策事業	上下水道局
2-4	5305	●	再掲	水道管路の耐震化	水道・工業用水道施設の老朽化対策事業 水道・工業用水道施設の地震対策事業	上下水道局
2-4	5307		再掲	応急給水拠点の整備	水道・工業用水道施設の老朽化対策事業 水道・工業用水道施設の地震対策事業	上下水道局
2-4	5308		再掲	市民と協働した災害時の応急給水活動の充実	水道・工業用水道の危機管理対策事業	上下水道局
2-4	2405			高層集合住宅の地震対策促進(備蓄スペース・ 防災トイレ)	まちづくり調整・高層集合住宅震災対策事業	まちづくり局
2-4	2406			大規模建築物の防災力向上	災害対応力強化事業 地域防災推進事業	危機管理本部、まちづくり局
2-4	2407	●	拡充	再生可能エネルギー等の普及推進	再エネ導入等促進事業	環境局
2-4	2408	●	拡充	災害時協定等に基づく受援体制の確保	災害対応力強化事業	危機管理本部、区
2-4	2409			地域における防犯対策の推進	防犯対策事業	市民文化局
2-4	5306	●	再掲	水道・工業用水道施設の停電対策強化	水道・工業用水道施設の地震対策事業	上下水道局
2-4	1101	●	再掲	民間住宅の耐震化	民間建築物耐震化促進事業	まちづくり局
2-4	1116	●	再掲	市民の防災意識等の向上の取組の推進	地域防災推進事業	危機管理本部、区
2-5	2501			主要駅における帰宅困難者対策の推進	帰宅困難者対策推進事業	危機管理本部、区
2-5	2502			広域連携(九都県市・四県市)による帰宅困難 者対策の推進	帰宅困難者対策推進事業	危機管理本部
2-5	2503			競輪場の拠点機能等の確保・整備	競輪開催・競輪場管理運営事業	経済労働局
2-5	2504			避難場所等の確保・管理(帰宅困難者一時滞 在施設)	帰宅困難者対策推進事業	危機管理本部
2-5	2505			公的備蓄の適正管理(帰宅困難者用)	防災施設整備事業 帰宅困難者対策推進事業	危機管理本部
2-5	2506			安否確認方法の市民への周知	防災施設整備事業 災害対応力強化事業	危機管理本部
2-5	2507			交通関係機関の連携強化	公営交通事業者の意義・役割推進事業	危機管理本部、交通局、区
2-5	1209	●	再掲	関係機関等と連携した訓練の実施	地域防災推進事業 地域課題対応事業	危機管理本部、区

リスク シナリオ No.	強化事業 コード	事業	区分	取組名称	関連する事務事業名	関係局
2-6	2601			平時からの予防接種の促進	予防接種事業	健康福祉局
2-6	2602			災害廃棄物等処理計画に基づいた対策の推進	循環型社会形成推進事業	環境局
2-6	2603			遺体安置所の運営体制の強化	災害対応力強化事業	危機管理本部、健康福祉局、区
2-6	2604			災害時における火葬体制の整備	生活衛生事業	危機管理本部、健康福祉局
2-6	2204	●	再掲	災害時における医療救護体制の整備の推進	災害保健医療・福祉対策事業	健康福祉局
2-6	2205	●	再掲	医療関係団体等との連携強化	災害保健医療・福祉対策事業	健康福祉局、区
2-6	2206	●	再掲	医療機関等との情報伝達体制の整備	災害保健医療・福祉対策事業 防災施設整備事業	健康福祉局、危機管理本部
2-6	2307	●	再掲	災害時のトイレ対策の推進	地域防災推進事業 防災施設整備事業 資源物・廃棄物収集事業 下水道施設の地震対策事業	危機管理本部、環境局、上下水道局、区
2-6	2301	●	再掲	避難所運営体制の整備・強化	地域防災推進事業	危機管理本部、区
3-1	3101			災害対策本部バックアップ体制の整備	災害対応力強化事業 防災施設整備事業	危機管理本部
3-1	3102	●	拡充	業務継続体制(BCP)の整備・充実	災害対応力強化事業 地域防災推進事業 水道・工業用水道の危機管理対策事業 下水道の危機管理対策事業	危機管理本部、全局区
3-1	3103			迅速な初動対応に向けた体制整備	災害対応力強化事業	危機管理本部、区
3-1	3104			職員の防災意識・防災対応能力の向上に向けた取組の推進	災害対応力強化事業	危機管理本部、区
3-1	1102	●	再掲	資産マネジメントに基づく庁舎等の防災機能強化	災害対応力強化事業 ※	まちづくり局、関係局区
3-1	2202	●	再掲	市重要施設の電力・燃料対策の推進	災害対応力強化事業	危機管理本部、関係局
3-1	5303	●	再掲	下水道の管きょ・施設の耐震化	下水道施設の地震対策事業	上下水道局
3-1	1203	●	再掲	公園緑地の整備	公園緑地整備等事業 等々力緑地再編整備事業	建設緑政局
3-1	2408	●	再掲	災害時協定等に基づく受援体制の確保	災害対応力強化事業	危機管理本部、区
4-1	5403	●	再掲	沿道建築物の耐震化	民間建築物耐震化促進事業	まちづくり局
4-1	4101	●		臨海部における緊急輸送道路の機能確保	港湾維持整備事業 港湾防災事業	港湾局
4-1	4102	●		港湾施設の耐震化及び機能確保	港湾防災事業 港湾維持整備事業	港湾局
4-1	4103	●		川崎港海底トンネルの機能強化	港湾防災事業	港湾局
4-1	4104	●		臨港道路東扇島水江町線の整備	港湾物流促進事業	港湾局
4-1	4105			農業用施設等の保守管理	農環境保全・生産基盤維持管理事業	経済労働局
4-1	4106			農業用ため池の適正管理	農環境保全・生産基盤維持管理事業	経済労働局
4-1	4107	●		企業のBCP策定促進	中小企業経営基盤強化事業 地域防災推進事業	経済労働局、危機管理本部
4-1	4108			生産緑地の指定の推進	農環境保全・生産基盤維持管理事業	経済労働局
4-1	4109			広域交通ネットワーク等の形成の推進	総合交通計画調査事業 鉄道計画関連事業	まちづくり局
4-1	4110	●		道路機能の早期復旧体制の整備	道路施設等維持修繕事業 災害対応力強化事業	危機管理本部、建設緑政局、区
4-1	4111			港湾BCPの風水害編の策定	災害対応力強化事業 ※	港湾局
4-1	4112			港湾BCPの運用、訓練の実施	災害対応力強化事業 ※	港湾局
4-1	4113			緊急輸送道路・緊急交通路についての市民への周知	災害対応力強化事業 ※	建設緑政局
4-1	1202	●	再掲	幹線道路の整備	渋滞対策事業 道路整備改良事業	建設緑政局
4-1	1106	●	再掲	緊急輸送道路等の無電柱化の推進	渋滞対策事業 道路整備改良事業	建設緑政局
4-1	1105	●	再掲	緊急輸送道路等における道路法面等の対策	道路整備改良事業	建設緑政局
4-1	1107	●	再掲	橋りょうの耐震化	道路整備改良事業	建設緑政局
4-1	5303	●	再掲	下水道の管きょ・施設の耐震化	下水道施設の地震対策事業	上下水道局
4-1	2507		再掲	交通関係機関の連携強化	公営交通事業者の意義・役割推進事業	危機管理本部、交通局、区
4-2	4201			コンビナート関連施設における特定防災施設等の整備	危険物施設等規制事業	消防局
4-2	4202			石油コンビナートにおける補完体制の整備	警防活動事業	消防局
4-2	4203			消防艇の運用・維持管理	消防車両等管理事業	消防局
4-2	4204			臨海部民間施設との情報共有体制の確立	臨海部・津波防災対策事業	危機管理本部、港湾局、臨海部国際戦略本部、川崎区
4-2	4205			石油コンビナートに係る防災対策の実施	警防活動事業 臨海部・津波防災対策事業	消防局、危機管理本部、関係局
4-2	4206			危険物施設等の風水害対策の推進	危険物施設等規制事業	消防局
4-2	4207			臨海部孤立化対策	臨海部・津波防災対策事業	危機管理本部、港湾局
4-2	4208			大気汚染物質・水質汚濁物質の漏洩・流出防止(有害物質等の漏洩・流出防止)	大気・水質発生源対策事業 大気・水環境保全事業	環境局
4-2	2106		再掲	長周期地震動対策の検討・啓発	臨海部・津波防災対策事業	危機管理本部
4-3	4102	●	再掲	港湾施設の耐震化及び機能確保	港湾防災事業 港湾維持整備事業	港湾局
4-3	4103	●	再掲	川崎港海底トンネルの機能強化	港湾防災事業	港湾局
4-3	4104	●	再掲	臨港道路東扇島水江町線の整備	港湾物流促進事業	港湾局

リスク シナリオ No.	強化事業 コード	事業	区分	取組名称	関連する事務事業名	関係局
4-3	4111		再掲	港湾BCPの風水害編の策定	災害対応力強化事業 ※	港湾局
4-3	4112		再掲	港湾BCPの運用、訓練の実施	災害対応力強化事業 ※	港湾局
4-4	4401			工業用水道基幹管路の強化	水道・工業用水道施設の地震対策事業 水道・工業用水道施設の老朽化対策事業	上下水道局
4-4	2202	●	再掲	市重要施設の電力・燃料対策の推進	災害対応力強化事業	危機管理本部、関係局
4-4	5306	●	再掲	水道・工業用水道施設の停電対策強化	水道・工業用水道施設の地震対策事業	上下水道局
4-4	4106		再掲	農業用ため池の適正管理	農環境保全・生産基盤維持管理事業	経済労働局
5-1	5101			社会福祉施設との情報伝達体制の整備	災害保健医療・福祉等対策事業	健康福祉局
5-1	5102			災害情報カメラの整備・運用	防災施設整備事業	危機管理本部
5-1	5103			水位計・震度計の整備・運用	防災施設整備事業	危機管理本部
5-1	5104			外国人市民等への災害情報の発信	国際交流センター管理運営事業	市民文化局
5-1	1302	●	再掲	効率的・効果的な防災情報発信	防災施設整備事業	危機管理本部、総務企画局
5-1	1206		再掲	消防指令システムの整備・機能強化	消防指令体制整備事業	消防局
5-1	1109		再掲	市施設、市立学校の緊急地震速報自動放送の 拡充	防災施設整備事業	危機管理本部
5-1	2206	●	再掲	医療機関等との情報伝達体制の整備	災害保健医療・福祉対策事業 防災施設整備事業	健康福祉局、危機管理本部
5-1	2102		再掲	消防ヘリコプターの安全・確実・迅速な運航	航空隊関係事業	消防局
5-1	1404	●	再掲	適切な避難行動の周知(マイタイムライン等の 活用)	地域防災推進事業 水防業務	危機管理本部、建設緑政局、区
5-1	1405	●	再掲	要配慮者施設等の防災力向上	災害対応力強化事業	危機管理本部、健康福祉局、こども未来局、教育委員 会事務局、建設緑政局
5-1	1306	●	再掲	災害時要援護者支援制度などを活用した共助 の取組	地域防災推進事業 災害保健医療・福祉等対策事業	危機管理本部、健康福祉局、区
5-1	3104		再掲	職員の防災意識・防災対応能力の向上に向けた 取組の推進	災害対応力強化事業	危機管理本部、区
5-1	2506		再掲	安否確認方法の市民への周知	防災施設整備事業 災害対応力強化事業	危機管理本部
5-2	5201			ライフライン関係団体との連携強化	地域防災推進事業	危機管理本部
5-2	2202	●	再掲	市重要施設の電力・燃料対策の推進	災害対応力強化事業	危機管理本部、関係局
5-2	4107	●	再掲	企業のBCP策定促進	中小企業経営基盤強化事業 地域防災推進事業	経済労働局、危機管理本部
5-2	2407	●	再掲	再生可能エネルギー等の普及推進	再エネ導入等促進事業	環境局
5-2	2202	●	再掲	市重要施設の電力・燃料対策の推進	災害対応力強化事業	危機管理本部、関係局
5-2	1106	●	再掲	緊急輸送道路等の無電柱化の推進	渋滞対策事業 道路整備改良事業	建設緑政局
5-2	5201		再掲	ライフライン関係団体との連携強化	地域防災推進事業	危機管理本部
5-3	5301	●		下水道施設の浸水対策	浸水対策事業	上下水道局
5-3	5302	●	拡充	下水道の管きよ・施設の老朽化対策の推進	下水道施設の老朽化対策事業	上下水道局
5-3	5303	●	拡充	下水道の管きよ・施設の耐震化	下水道施設の地震対策事業	上下水道局
5-3	5304	●		配水池・配水塔の整備	水道・工業用水道施設の地震対策事業	上下水道局
5-3	5305	●		水道管路の耐震化	水道・工業用水道施設の老朽化対策事業 水道・工業用水道施設の地震対策事業	上下水道局
5-3	5306	●	新規	水道・工業用水道施設の停電対策強化	水道・工業用水道施設の地震対策事業	上下水道局
5-3	2202	●	再掲	市重要施設の電力・燃料対策の推進	災害対応力強化事業	危機管理本部、関係局
5-3	5307			応急給水拠点の整備	水道・工業用水道施設の老朽化対策事業 水道・工業用水道施設の地震対策事業	上下水道局
5-3	5308			市民と協働した災害時の応急給水活動の充実	水道・工業用水道の危機管理対策事業	上下水道局
5-3	1116	●	再掲	市民の防災意識等の向上の取組の推進	地域防災推進事業	危機管理本部、区
5-3	1403	●	再掲	浸水被害軽減対策の推進	浸水対策事業	上下水道局
5-3	2307	●	再掲	災害時のトイレ対策の推進	地域防災推進事業 防災施設整備事業 資源物・廃棄物収集事業 下水道施設の地震対策事業	危機管理本部、環境局、上下水道局、区
5-4	5401	●		道路と鉄道の立体交差化の推進	連続立体交差事業 道路整備改良事業	建設緑政局
5-4	5402			路面下空洞調査の実施	占用管理業務	建設緑政局
5-4	1202	●	再掲	幹線道路の整備	渋滞対策事業 道路整備改良事業	建設緑政局
5-4	1105	●	再掲	緊急輸送道路等における道路法面等の対策	道路整備改良事業	建設緑政局
5-4	1106	●	再掲	緊急輸送道路等の無電柱化の推進	渋滞対策事業 道路整備改良事業	建設緑政局
5-4	5403	●		沿道建築物の耐震化	民間建築物耐震化促進事業	まちづくり局
5-4	1107	●	再掲	橋りょうの耐震化	道路整備改良事業	建設緑政局
5-4	4110	●	再掲	道路機能の早期復旧体制の整備	道路施設等維持修繕事業 災害対応力強化事業	危機管理本部、建設緑政局、区
5-4	4101	●	再掲	臨海部における緊急輸送道路の機能確保	港湾維持整備事業 港湾防災事業	港湾局
5-4	4103	●	再掲	川崎港海底トンネルの機能強化	港湾防災事業	港湾局
5-4	4104	●	再掲	臨港道路東扇島水江町線の整備	港湾物流促進事業	港湾局
5-4	5303	●	再掲	下水道の管きよ・施設の耐震化	下水道施設の地震対策事業	上下水道局

リスク シナリオ No.	強化事業 コード	事業	区分	取組名称	関連する事務事業名	関係局
5-4	4109		再掲	広域交通ネットワーク等の形成の推進	総合交通計画調査事業 鉄道計画関連事業	まちづくり局
5-4	4113		再掲	緊急輸送道路・緊急交通路についての市民への周知	災害対応力強化事業 ※	建設緑政局
5-4	2507		再掲	交通関係機関の連携強化	公営交通事業者の意義・役割推進事業	危機管理本部、交通局、区
5-4	4112		再掲	港湾BCPの運用、訓練の実施	災害対応力強化事業 ※	港湾局
6-1	6101			都市復興にかかる平時からの取組の推進	防災まちづくり支援促進事業 都市計画推進事業	総務企画局、危機管理本部、経済労働局、まちづくり局
6-1	6102			地域包括ケアシステムの構築	地域包括ケアシステム推進事業	健康福祉局
6-1	6103	●		「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく取組推進	都市型コミュニティ形成推進事業	市民文化局
6-1	6104			応急危険度判定体制の整備	建築宅地指導審査業務	まちづくり局
6-1	6105			建物被害認定調査及び罹災証明発行体制の整備	災害対応力強化事業	危機管理本部、財政局
6-1	6106	●		町内会・自治会活動の活性化に向けた支援	町内会・自治会活動支援事業	市民文化局
6-1	1502	●	再掲	自主防災組織や避難所運営会議の活動支援	地域防災推進事業 地域課題対応事業	危機管理本部、区
6-1	1116	●	再掲	市民の防災意識等の向上の取組の推進	地域防災推進事業	危機管理本部、区
6-1	1118		再掲	児童生徒への防災教育・若い世代の防災意識の向上に向けた取組の推進	学校安全推進事業 地域防災推進事業	教育委員会事務局、危機管理本部、区
6-2	6201			災害廃棄物仮保管場の確保	資源物・廃棄物処理事業	環境局
6-2	1101	●	再掲	民間住宅の耐震化	民間建築物耐震化促進事業	まちづくり局
6-2	2202	●	再掲	市重要施設の電力・燃料対策の推進	災害対応力強化事業	危機管理本部、関係局
6-2	2602		再掲	災害廃棄物等処理計画に基づいた対策の推進	循環型社会形成推進事業	環境局
6-3	6301	●		地籍調査事業の推進	地籍調査事業	建設緑政局
6-3	6302			空き家利活用推進事業	高齢年住宅等維持・再生事業	まちづくり局
6-3	1101	●	再掲	民間住宅の耐震化	民間建築物耐震化促進事業	まちづくり局
6-3	2305		再掲	応急仮設住宅に係る体制の整備	住宅政策調査事業 安定居住推進事業	まちづくり局
6-3	2602		再掲	災害廃棄物等処理計画に基づいた対策の推進	循環型社会形成推進事業	環境局
6-3	6101		再掲	都市復興にかかる平時からの取組の推進	防災まちづくり支援促進事業 都市計画推進事業	総務企画局、危機管理本部、経済労働局、まちづくり局
6-4	6401			文化財の保護・活用等に向けた取組の推進	文化財保存・活用事業 新たなミュージアム整備推進事業	教育委員会事務局、市民文化局
6-4	1112		再掲	町内会館・自治会館の整備支援	町内会・自治会活動支援事業	市民文化局
6-4	1502	●	再掲	自主防災組織や避難所運営会議の活動支援	地域防災推進事業 地域課題対応事業	危機管理本部、区
6-4	6103	●	再掲	「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく取組推進	都市型コミュニティ形成推進事業	市民文化局
6-4	1118		再掲	児童生徒への防災教育・若い世代の防災意識の向上に向けた取組の推進	学校安全推進事業 地域防災推進事業	教育委員会事務局、危機管理本部、区
6-5	6501			迅速な被災者支援の実施に向けた取組の推進	災害対応力強化事業	危機管理本部、関係局
6-5	4107	●	再掲	企業のBCP策定促進	中小企業経営基盤強化事業 地域防災推進事業	経済労働局、危機管理本部
6-5	1302	●	再掲	効率的・効果的な防災情報発信	防災施設整備事業	危機管理本部、総務企画局



2-2 川崎市の社会的特性

1 人口・世帯等

令和7（2025）年8月1日現在、本市の人口は約155万人、世帯数は約80万世帯、人口密度は約1.1万人/km²です。東京都や横浜市との交通が便利なのもあり、年々人口が増えており、最近では、主に川崎区や中原区の工場跡地や、幸区の鉄道操車場跡地にマンションが建ち、麻生区では田畑や森林だったところが住宅地に変わってきています。

最新の国勢調査（令和2（2020）年）によると、昼間人口比率は87.3%で、7区のうち川崎区については、昼間人口が夜間人口を上回っています。また、年齢別にみると、15歳未満の人口は約20.0万人（約12%）で、65歳以上の人口は約31.2万人（約20%）です。このように、本市では人口及び住宅の過密集中による被害拡大や、昼間の災害対応についても、十分留意する必要があります。

●川崎市の主な統計データ		
人口	1,557,963 人 (男性 784,066 人、女性 773,897 人)	令和7年8月1日現在
面積	144.35km ²	令和5年10月1日現在
人口密度	10,750m ²	令和6年10月1日現在
高齢者（65歳以上）	320,117 人（人口の約21%）	令和6年10月1日現在
障害者（身体障害、知的障害、精神障害）	約7万人	令和5年3月末現在
6歳未満の世帯員のいる世帯	61,339 世帯	令和2年国勢調査
外国人住民人口	52,241 人	令和6年3月末現在
平均年齢	44.7 歳	令和6年10月1日現在
昼夜間人口比率	87.3% 昼間人口：1,342,397 人 夜間人口：1,538,262 人	令和2年国勢調査
自主防災組織数	769 組織	令和7年4月1日現在
消防団員数	1,071 人 (条例定数 1,345 人、充足率 79.6%)	令和7年4月1日現在

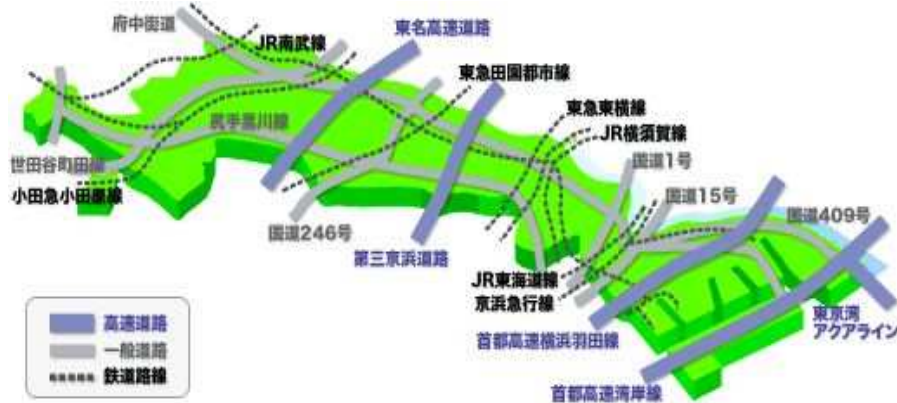
2 交通

本市は東京都と横浜市の 2 大都市に挟まれた細長い地形のため、東京を中心とする多数の放射状の交通幹線が市域を横断しています。

道路網については、自動車専用道路をはじめ、一般国道6路線、県道主要地方道9路線、一般県道7路線、市道があり、日常生活における安全、安心、快適な交通環境の構築や防災機能の強化に向け、一般国道409号や県道主要地方道世田谷町田等の整備を推進しています。本市が管理する道路延長は2480.20 kmであり、面積舗装率は96.80%です。（令和5年（2023）4月1日現在）また、本市の都市計画道路（102 路線・総延長約 305 km）のうち、完成延長は約 210 km（進捗率＝約 69%）となっています。（令和6（2024）年4月1日現在）

鉄道網については、JR、私鉄合わせて6鉄道事業者・15路線（旅客線）が市内で運行しています。主要駅の1日平均乗車人員は、JR川崎駅が175,876人で最も多く、次いで東急溝の口駅が129,096人、JR武蔵小杉駅が99,969人となっています。（「令和5年版川崎市統計書」より）

■市内の主な道路・路線



3 産業

本市は 1900 年代から工業都市として発展し、京浜工業地帯の中核として日本の産業を支えてきました。近年は産業の多様化・高度化が進み、国際的な先端産業・研究開発都市へと変貌を遂げています。

特に、川崎臨海部は、全体で約 2,800 ヘクタールの広さがあり、鉄鋼、石油、エネルギー、物流等の工場や事業所が集積し、コンビナートを形成しています。近年は、国際化の進展に伴う産業構造の転換によって、立地企業が研究開発機能と生産機能を併せ持つ拠点として整備を進めているほか、環境調和型の新たな事業の展開や、物流関連施設の進出など、新たな取組が進められている地域でもあります。

歴史的に造成事業によって埋め立てられた地域であるため、軟弱地盤、地盤沈下という二つの大きな課題があることや、陸続きしていない区域がいずれも一本の道路・橋梁や海底トンネルによって他の区域と結ばれていることから、地震等による災害が発生した場合、孤立する危険性が高いエリアでもあります。また、市内の危険物施設等の大半が臨海部にあることから、複合災害についても注意する必要があります。



(写真) 川崎臨海部のコンビナート地帯

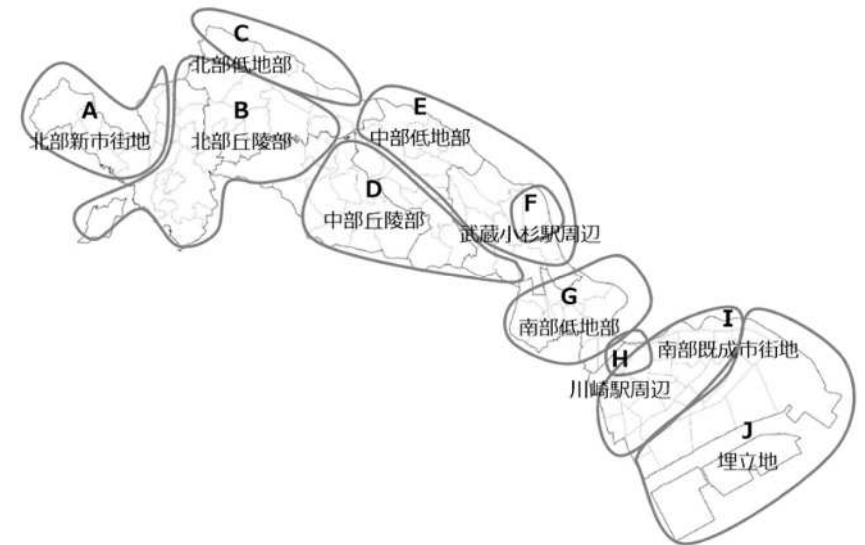


4 市街地環境から見た地域特性

平成 27（2015）年に策定された「川崎市防災都市づくり基本計画」では、地域ごとの特性と防災上の問題点について、市内を A～J の 10 地域に分類して、土地利用種別、木造老朽率人口増減等の 12 項目について、次のとおり整理しています。

市街地環境等から見た地域特性	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
	北部 新市街地	北部 丘陵部	北部 低地部	中部 丘陵部	中部 低地部	武蔵 小杉 駅周辺	南部 低地部	川崎駅 周辺	南部 既成 市街地	埋立地
土地利用種別	住居系	住居系・商業系		住居系	住居系 工業系 商業系	商業系	住居系 工業系	商業系	住居系	工業系
地形	丘陵部		低地部	丘陵部	低地部					埋立地
市街地形成の 時期	新	新・中	中	中	古	古	古	古	古	中・古
幅員 4m 未満 道路と木造密 集市街地	低	低	低	低	中	低	高	低	高	低
建物老朽率	少	少～中	中	中	一部多	一部多	多	一部多	多	-
木造率	多	多	中	多	一部多	少	中	少	一部多	-
宅地細分化等 の傾向	細分化	細分化、 一部集約化	-	-	一部 集約化	集約化	-	集約化	一部 集約化	-
広域避難困難 区域	有※	一部有 ※	無	一部有 ※	無	無	一部有 ※	無	無	有
都市的空地	多	多	中	中	少	多	少	中	中	多
自然的土地利 用	多	多	中	中	少	少	少	少	中	多
人口増減	増	減	維持	維持	増	増	減	増	減	-
高齢化率	一部高	高	-	一部高	-	-	高	-	高	-

■ 防災上の問題点



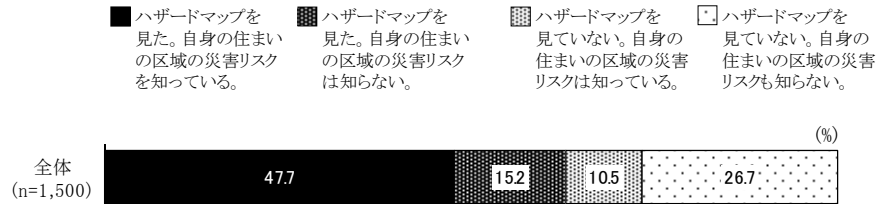


2-3 市民の防災意識等

1 かわさき市民アンケート（令和6（2024）年度実施）の結果

主な結果と、令和3（2021）年度の結果との比較は次のとおりです。

ア ハザードマップの閲覧・内容認知状況



「ハザードマップを見た。自身の住まいの区域の災害リスクを知っている。」（令和3（2021）年度は「ハザードマップを見て、自身の住まいの区域の状況を知っている」）の割合は、令和3（2021）年度に比べ、14.5ポイント低くなっています。

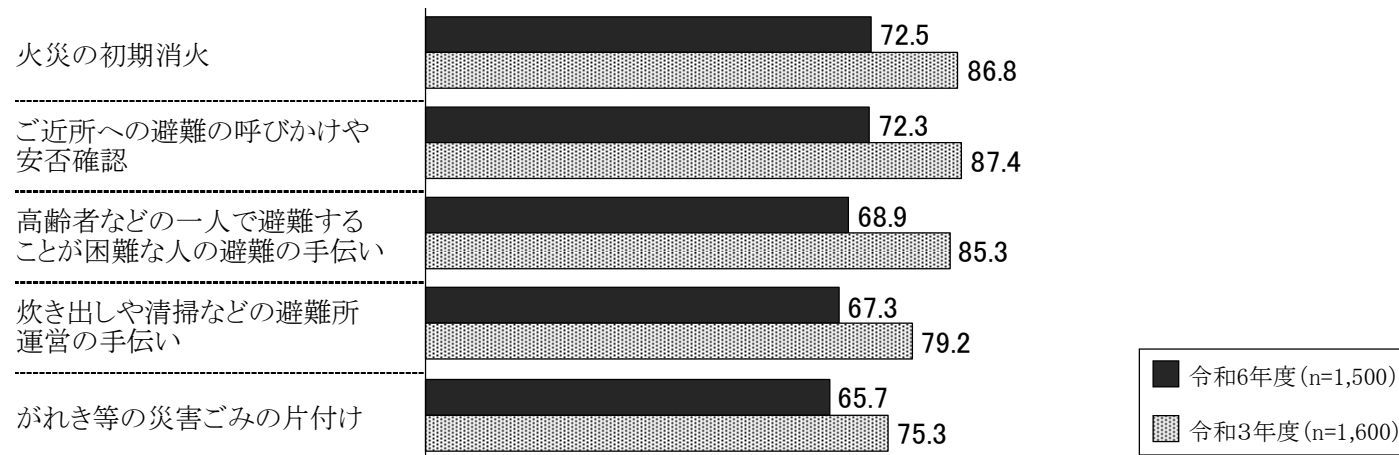
イ 家庭で行っている備え（令和6（2024）年度・令和3（2021）年度調査で重複する回答項目を掲載（一部加工あり））

項目	令和6年度（A）	令和3年度（B）	A－B
家庭内でどのように連絡し行動するか決めている（一人暮らしの方は、ご家族や友人等とどのように連絡し、行動するか決めている）	41.0%	38.9%	2.1
生活に必要な非常用の電源（モバイルバッテリー、ポータブル電源、乾電池など）を備えている	56.7%	49.3%	7.4
自宅内の家具の転倒防止や滑り止めなどを行っている	42.9%	47.3%	▲4.4
非常用の持出袋を用意している	42.8%	46.5%	▲3.7
食料について、冷蔵庫内などにある日常生活で使う分も含め、3日以上過ごすことができる	57.0%	58.8%	▲1.8
飲料水について、1人1日3リットル必要とする想定で、冷蔵庫内などにある日常生活で使う分も含め、3日以上過ごすことができる	48.2%	46.4%	1.8

項目	令和6年度（A）	令和3年度（B）	A－B
携帯トイレについて、1人1日5回使用する想定で、備えてある分で3日以上過ごすことができる	32.1%	19.1%	13

全項目の中で、食料や生活に必要な非常用の電源についての備えが5割を超えている一方、携帯トイレについての備えが3割台と低くなっています。

ウ 災害時に地域で行う活動への協力意向



※ 「協力したい」と「協力してもよい」の回答を合計したものを「協力意向（あり）」とした

災害時に地域で行う活動の全項目について、協力意向に低下がみられます。

災害による被害を最小限にとどめるためには、「自助・共助・公助」の役割に基づく防災活動が重要であることから、引き続き防災知識の普及と意識の高揚を図る必要があり、特に共助の維持・向上に留意して取り組む必要があります。

1 災害時協定について

- 災害対応にあたり、国や他の地方自治体、関係団体等の支援などが不可欠であることから、本市では、広報・情報通信、医療救護・福祉、物資、輸送などの分野（協定区分）において、災害時協定を締結しています。（締結数：**479 件**（令和 7 年 7 月 1 日現在））
- 協定については、毎年度、危機管理本部から協定を所管する各局区に対し、新規協定の追加の有無や内容の変更確認、担当部署や連絡先等の確認を実施した上で、一覧及び協定書を地域防災計画資料編に掲載しています。

2 災害時協定の実行性の確保に向けた取組について

- 災害時に協定に基づき、円滑な支援が受けられるようにするためには、平時から関係性を構築し、連絡体制、支援の実施方法等を明確にしておく必要があることから、上記 1 の協定のうち、「国・県・自治体間で定める協定」及び「包括連携協定」を除く協定（民間事業者や各種団体と締結した協定）について、相手方との協議・打ち合わせや協定に基づく訓練の実施状況等について、調査を実施しています。
- かわさき強靱化計画において、強靱化事業として、「災害時協定等に基づく受援体制の確保」を位置付けるなどの取組を進めており、さらなる取組の推進に向けて、本取組状況について、次のとおり報告を行います。



協定事業者、地域と連携した支援物資輸送訓練の様子

3 取組状況について

（1）取組状況の調査方法

- 民間事業者や各種団体と締結した協定（令和 7 年 7 月 1 日現在で締結している **131 件の協定**（※ 1））について、次の項目の実施状況等を調査しました。（※ 2）

- ① 災害時に協定等が実際に機能するため、「いつ・何を・どこで・どのように」行うかについて、相手方との協議や打ち合わせの実施状況
- ② 訓練の実施状況（「協議の上、訓練を実施する」、「訓練に協力を行う」等の記載がある場合）
- ③ 義務規定の実施状況（本市が、相手方の組織体制や資機材等の報告を受けることや会議等の開催を行うこととなっている場合）

※ 1 同様の内容で締結している協定が複数ある場合は、調査上、これらを 1 つの協定として取り扱います。

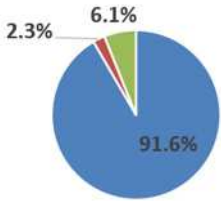
※ 2 直近 3 年間（令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 1 月 30 日まで）を対象期間とし、実施状況について、「○（実施している）」「×（実施していない）」「―（その他）」のいずれかで回答するものです。

かわさき強靱化計画の推進に寄与する災害時協定の実効性の確保に向けた取組状況について

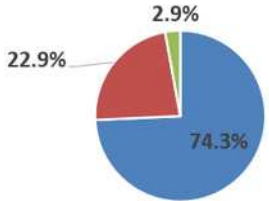
(2) 取組状況の調査結果 (対象期間：令和5年4月1日～令和8年1月30日)

実施状況	①「いつ・何を・どこで・どのように」を行うかについて、相手方との協議・打ち合わせの実施状況 (対象協定数：131件)	②訓練の実施状況（「協議の上、訓練を実施する」、「訓練に協力を行う」等の記載がある場合） (対象協定数：35件)	③義務規定の実施状況（本市が、相手方の組織体制や資機材等の報告を受けることや会議等の開催を行うこととなっている場合） (対象協定数：75件)
○（実施している）	120件	26件	70件
×（実施していない）	3件	8件	2件
－（その他）	8件	1件	3件
合 計	131件	35件	75件

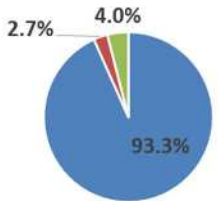
①相手方との協議や打ち合わせの実施状況



②訓練の実施状況



③義務規定の実施状況



※ 端数調整の関係で、合計が100%とならない箇所があります。

■ ○（実施している） ■ ×（実施していない） ■ －（その他）

「×（実施していない）」の主な理由等

⇒ 「相手方との連絡調整に時間を要したため」、「訓練の実施について、協定の相手方を含め複数の関係機関の協力が必要であるため」など

「－（その他）」の主な内容

⇒ 「協定の廃止を検討中」、「神奈川県が、本市を含む地方自治体を代表して協議等を行っているもの」など

4 今後の取組等について

- 実効性の確保が図られるよう、取組を実施していない原因を確実に把握し、その対策を講じることで、取組の実施率の向上を図るとともに、実質的に実効性の確保が図られない協定について見直しを進めてまいります。
- 定期的な取組状況の調査を継続することが重要と考えており、今後も毎年度進捗状況を確認し、議会等にお示ししてまいります。

かわさき強靱化計画の推進に寄与する災害時協定の実効性の確保に向けた取組状況について

参考 分野（協定区分）ごとの取組状況（対象期間：令和5年4月1日～令和8年1月30日）

実施状況	①「いつ・何を・どこで・どのように」を行うかについて、相手方との協議・打ち合わせの実施状況	②訓練の実施状況（「協議の上、訓練を実施する」、「訓練に協力を行う」等の記載がある場合）	③義務規定の実施状況（本市が、相手方の組織体制や資機材等の報告を受けることや会議等の開催を行うこととなっている場合）
1 広報・情報通信			
○（実施している）	14 件 (93.3%)	2 件 (100.0%)	7 件 (100.0%)
×（実施していない）	1 件 (6.7%)	0 件 (0.0%)	0 件 (0.0%)
－（その他）	0 件 (0.0%)	0 件 (0.0%)	0 件 (0.0%)
合 計	15 件 (100.0%)	2 件 (100.0%)	7 件 (100.0%)
2 医療救護・福祉			
○（実施している）	12 件 (100.0%)	7 件 (100.0%)	7 件 (100.0%)
×（実施していない）	0 件 (0.0%)	0 件 (0.0%)	0 件 (0.0%)
－（その他）	0 件 (0.0%)	0 件 (0.0%)	0 件 (0.0%)
合 計	12 件 (100.0%)	7 件 (100.0%)	7 件 (100.0%)
3 物資			
○（実施している）	18 件 (90.0%)	0 件 (0.0%)	14 件 (93.3%)
×（実施していない）	0 件 (0.0%)	3 件 (100.0%)	0 件 (0.0%)
－（その他）	2 件 (10.0%)	0 件 (0.0%)	1 件 (6.7%)
合 計	20 件 (100.0%)	3 件 (100.0%)	15 件 (100.0%)
4 輸送			
○（実施している）	8 件 (100.0%)	1 件 (50.0%)	5 件 (83.3%)
×（実施していない）	0 件 (0.0%)	1 件 (50.0%)	0 件 (0.0%)
－（その他）	0 件 (0.0%)	0 件 (0.0%)	1 件 (16.7%)
合 計	8 件 (100.0%)	2 件 (100.0%)	6 件 (100.0%)
5 応急対策			
○（実施している）	49 件 (87.5%)	15 件 (78.9%)	28 件 (90.3%)
×（実施していない）	2 件 (3.6%)	4 件 (21.1%)	2 件 (6.5%)
－（その他）	5 件 (8.9%)	0 件 (0.0%)	1 件 (3.2%)
合 計	56 件 (100.0%)	19 件 (100.0%)	31 件 (100.0%)
6 帰宅困難者対策・避難場所			
○（実施している）	14 件 (93.3%)	0 件 (0.0%)	4 件 (100.0%)
×（実施していない）	0 件 (0.0%)	0 件 (0.0%)	0 件 (0.0%)
－（その他）	1 件 (6.7%)	1 件 (100.0%)	0 件 (0.0%)
合 計	15 件 (100.0%)	1 件 (100.0%)	4 件 (100.0%)
7 その他（消防・上下水道等）			
○（実施している）	5 件 (100.0%)	1 件 (100.0%)	5 件 (100.0%)
×（実施していない）	0 件 (0.0%)	0 件 (0.0%)	0 件 (0.0%)
－（その他）	0 件 (0.0%)	0 件 (0.0%)	0 件 (0.0%)
合 計	5 件 (100.0%)	1 件 (100.0%)	5 件 (100.0%)
総 合 計	131 件	35 件	75 件